

平成25年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成25年 2 月26日 開会

平成25年 3 月29日 閉会

} 32日間

沖 縄 県 議 会

沖縄県議会（定例会）会議録目次

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11
1. 3月7日に応招した議員	11

○第1号（2月26日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	16
1. 欠席議員	16
1. 欠 員	16
1. 説明のため出席した者の職、氏名	16
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	17
1. 開 会	17
1. 黙 禱（議員前田政明君逝去）	17
1. 諸般の報告	17
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
1. 日程第2 会期の決定	18
1. 日程第3 甲第1号議案から甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第62号議案まで	18
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	18
1. 人事委員会（玉城 健君）の意見	22
1. 委員会付託	22
1. 一括議題 { 日程第4 議員提出議案第1号 沖縄県議会委員会条例等の一部を改正 する条例 日程第5 議員提出議案第2号 沖縄県議会会議規則の一部を改正する 規則 }	22
1. 桑江朝千夫君の提案理由説明	22
1. 採 決	23
1. 日程第6 議員提出議案第3号 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	23
1. 照屋 守之君の提案理由説明	23
1. 採 決	24
1. 日程第7 陳情第9号及び第10号の付託の件	24
1. 委員会付託	24
1. 休会の議決	24
1. 散 会	24

○第2号（2月28日）

1. 開議年月日時	27
1. 議事日程	27
1. 本日の会議に付した事件	27
1. 出席議員	27

1. 欠席議員	28
1. 欠 員	28
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	28
1. 開 議	28
1. 日程第1 乙第1号議案及び乙第4号議案	28
1. 委員長報告（総務企画委員長）	28
1. 討 論	29
渡久地 修君	29
1. 採 決	30
1. 日程第2 乙第54号議案及び乙第57号議案	30
1. 委員長報告（経済労働委員長）	30
1. 討 論	31
玉城ノブ子さん	31
座喜味一幸君	32
1. 採 決	32
1. 日程第3 平成24年第8回議会乙第44号議案	33
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	33
1. 討 論	34
西銘 純恵さん	34
照屋 守之君	34
1. 採 決	35
1. 日程第4 乙第51号議案から乙第53号議案まで	35
1. 委員長報告（土木環境委員長）	35
1. 採 決	36
1. 散 会	36

○第3号（3月1日）

1. 開議年月日時	39
1. 議事日程	39
1. 本日の会議に付した事件	39
1. 出席議員	39
1. 欠席議員	39
1. 欠 員	39
1. 説明のため出席した者の職、氏名	39
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	40
1. 開 議	40
1. 諸般の報告	40
1. 日程第1 代表質問	40
翁長 政俊君	40
桑江朝千夫君	54
具志堅 透君	66
仲宗根 悟君	78
狩俣 信子さん	90
1. 散 会	101

○第4号（3月4日）

1. 開議年月日時	103
1. 議事日程	103
1. 本日の会議に付した事件	103
1. 出席議員	103
1. 欠席議員	103
1. 欠 員	103
1. 説明のため出席した者の職、氏名	103
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	104
1. 開 議	104
1. 諸般の報告	104
1. 日程第1 代表質問	104
新垣 清涼君	104
山内 末子さん	115
糸洲 朝則君	131
上原 章君	140
嘉陽 宗儀君	153
1. 散 会	170

○第5号（3月5日）

1. 開議年月日時	173
1. 議事日程	173
1. 本日の会議に付した事件	173
1. 出席議員	175
1. 欠席議員	176
1. 欠 員	176
1. 説明のため出席した者の職、氏名	176
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	176
1. 開 議	176
1. 諸般の報告	176
1. 一括議題	176
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで、乙第2号議案、 乙第3号議案、乙第5号議案から乙第50号議案まで、 乙第55号議案、乙第56号議案及び乙第58号議案から乙 第62号議案まで	
1. 一般質問・質疑	176
高嶺 善伸君	176
西銘 純恵さん	185
赤嶺 昇君	195
玉城ノブ子さん	205
照屋 大河君	212
奥平 一夫君	219
玉城 義和君	230
1. 散 会	240

○第6号（3月6日）

1. 開議年月日時	243
1. 議事日程	243
1. 本日の会議に付した事件	243
1. 出席議員	245
1. 欠席議員	246
1. 欠 員	246
1. 説明のため出席した者の職、氏名	246
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	246
1. 開 議	246
1. 一括議題	246
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで、乙第2号議案、 乙第3号議案、乙第5号議案から乙第50号議案まで、 乙第55号議案、乙第56号議案及び乙第58号議案から乙 第62号議案まで	
1. 一般質問・質疑	246
渡久地 修君	246
崎山 嗣幸君	257
瑞慶覧 功君	265
大城 一馬君	272
仲村 未央さん	278
比嘉 京子さん	288
玉城 満君	297
1. 散 会	304

○第7号（3月7日）

1. 開議年月日時	307
1. 議事日程	307
1. 本日の会議に付した事件	307
1. 出席議員	309
1. 欠席議員	310
1. 欠 員	310
1. 説明のため出席した者の職、氏名	310
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	310
1. 開 議	310
1. 諸般の報告	310
1. 一括議題	310
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで、乙第2号議案、 乙第3号議案、乙第5号議案から乙第50号議案まで、 乙第55号議案、乙第56号議案及び乙第58号議案から乙 第62号議案まで	
1. 一般質問・質疑	310
儀間 光秀君	310

呉屋 宏君	317
當間 盛夫君	325
新垣 安弘君	335
具志 孝助君	344
新垣 哲司君	350
吉田 勝廣君	356
1. 散 会	368

○第8号（3月8日）

1. 開議年月日時	371
1. 議事日程	371
1. 本日の会議に付した事件	371
1. 出席議員	373
1. 欠 員	374
1. 説明のため出席した者の職、氏名	374
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	374
1. 開 議	374
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第34号議案まで、乙第2号議案、 乙第3号議案、乙第5号議案から乙第50号議案まで、 乙第55号議案、乙第56号議案及び乙第58号議案から乙 第62号議案まで }	374
1. 一般質問・質疑	374
末松 文信君	374
砂川 利勝君	381
座喜味一幸君	388
金城 勉君	396
仲田 弘毅君	401
照屋 守之君	410
嶺井 光君	417
浦崎 唯昭君	425
1. 予算特別委員会の設置	431
1. 予算特別委員会委員の選任	431
1. 委員会付託	431
1. 日程第3 乙第63号議案	431
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	432
1. 委員会付託	432
1. 休会の議決	432
1. 散 会	432

○第9号（3月13日）

1. 開議年月日時	435
1. 議事日程	435
1. 本日の会議に付した事件	435

1. 出席議員	435
1. 欠席議員	436
1. 欠 員	436
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	436
1. 開 議	436
1. 諸般の報告	436
1. 日程第1 議会運営委員の選任の件	436
1. 日程第2 特別委員の選任の件	436
1. 日程第3 那覇港管理組合議会議員の選挙	437
1. 那覇港管理組合議会議員の当選の告知	437
1. 日程第4 甲第24号議案から甲第34号議案まで	437
1. 委員長報告（予算特別委員長）	437
1. 討 論	439
西銘 純恵さん	439
桑江朝千夫君	440
1. 採 決	441
1. 日程第5 陳情第15号、第24号、第25号の2、第26号及び第27号の付託の件	441
1. 委員会付託	441
1. 休会の議決	441
1. 散 会	441

○第10号（3月29日）

1. 開議年月日時	443
1. 議事日程	443
1. 本日の会議に付した事件	444
1. 出席議員	446
1. 欠 員	447
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	447
1. 開 議	447
1. 諸般の報告	447
1. 日程第1 乙第2号議案、乙第3号議案、乙第5号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案 及び乙第44号議案から乙第47号議案まで	447
1. 委員長報告（総務企画委員長）	447
1. 討 論	450
渡久地 修君	450
1. 採 決	451
1. 日程第2 乙第34号議案から乙第37号議案まで	451
1. 委員長報告（経済労働委員長）	451
1. 採 決	453
1. 日程第3 乙第19号議案から乙第33号議案まで、乙第43号議案及び乙第48号議案から乙第50号 議案まで	453
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	453
1. 討 論	457
西銘 純恵さん	457
1. 採 決	459

1. 日程第4 乙第13号議案から乙第18号議案まで及び乙第38号議案から乙第42号議案まで	459
1. 委員長報告（土木環境委員長）	459
1. 採 決	461
1. 日程第5 平成24年第8回議会乙第37号議案、乙第55号議案、乙第59号議案、乙第61号議案 及び乙第62号議案	462
1. 委員長報告（総務企画委員長）	462
1. 採 決	463
1. 日程第6 乙第58号議案	463
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	463
1. 採 決	464
1. 日程第7 乙第56号議案、乙第60号議案及び乙第63号議案	464
1. 委員長報告（土木環境委員長）	464
1. 採 決	465
1. 日程第8 甲第1号議案から甲第23号議案まで	465
1. 委員長報告（予算特別委員長）	465
1. 甲第1号議案に対する修正の動議の提出	468
1. 新里 米吉君の提出理由説明	469
1. 甲第22号議案に対する修正の動議の提出	469
1. 新垣 清涼君の提出理由説明	469
1. 討 論	469
比嘉 京子さん	469
桑江朝千夫君	470
西銘 純恵さん	471
照屋 守之君	474
仲宗根 悟君	474
1. 採 決	476
1. 日程第9 識名トンネル工事契約問題調査特別委員会の平成25年度の調査経費に関する件	477
1. 奥平 一夫君の提出理由説明	477
1. 採 決	477
1. 一括議題 { 日程第10 議員提出議案第4号 4・28「主権回復・国際社会復帰を記念 する式典」に対する抗議決議 日程第11 議員提出議案第5号 4・28「主権回復・国際社会復帰を記念 する式典」に対する決議 }	477
1. 照屋 大河君の提案理由説明	478
1. 末松 文信君の提案理由説明	478
1. 委員会付託	478
1. 一括議題 { 日程追加 議員提出議案第4号 4・28「主権回復・国際社会復帰を記念 する式典」に対する抗議決議 日程追加 議員提出議案第5号 4・28「主権回復・国際社会復帰を記念 する式典」に対する決議 }	479
1. 委員長報告（総務企画委員長）	479
1. 採 決	479
1. 日程第12 議員提出議案第6号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書	479
1. 山内 末子さんの提案理由説明	479
1. 採 決	480
1. 日程第13 陳情平成24年第140号及び陳情第31号	480

1. 委員長報告（総務企画委員長）	480
1. 採 決	480
1. 日程第14 陳情平成24年第148号、同第151号、同第166号、同第177号及び同第196号	480
1. 委員長報告（経済労働委員長）	480
1. 採 決	480
1. 日程第15 請願第1号、陳情平成24年第201号、同第203号及び陳情第3号から第5号まで	480
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	481
1. 採 決	481
1. 日程第16 陳情平成24年第86号の2、同第125号及び同第180号	481
1. 委員長報告（土木環境委員長）	481
1. 採 決	481
1. 日程第17 陳情平成24年第195号	481
1. 委員長報告（議会運営委員長）	481
1. 採 決	481
1. 日程第18 陳情第15号	481
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	482
1. 採 決	482
1. 日程第19 閉会中の継続審査の件	482
1. 採 決	482
1. 閉 会	482

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	485
1. 議員提出議案	839
1. 識名トンネル工事契約問題調査特別委員会の平成25年度の調査経費に関する動議	851
1. 諸般の報告	853
1. 議案付託表	857
1. 委員会審査報告書	859
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	881
1. 予算特別委員名簿	891
1. 請願・陳情文書表	893
1. 議案等処理一覧表	917

平成25年第 1 回沖縄県議会（定例会）会期日程				
			会期32日間	自 平成25年 2 月26日 至 平成25年 3 月29日
	月 日	曜日	日 程	備 考
1	2 月26日	火	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（知事提出議案の説明） 委 員 会（議員提出議案の説明、採決） （先議案件審査）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	27日	水	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	代表質問通告締切（正午）
3	28日	木	本 会 議（先議案件委員長報告、採決）	一般質問通告締切 （午後 1 時）
4	3 月 1 日	金	本 会 議（代表質問）	
5	2 日	⊕	休 会	
6	3 日	⊕	休 会	
7	4 日	月	本 会 議（代表質問）	
8	5 日	火	本 会 議（一般質問）	
9	6 日	水	本 会 議（一般質問）	
10	7 日	木	本 会 議（一般質問）	
11	8 日	金	本 会 議（一般質問） （予算特別委員会設置）	議案付託 請願・陳情提出期限 （特別委）
12	9 日	⊕	休 会	
13	10日	⊕	休 会	
14	11日	月	委 員 会（補正予算審査）	
15	12日	火	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
16	13日	水	本 会 議（補正予算委員長報告、採決）	請願・陳情付託（特別委）
17	14日	木	委 員 会（予算特別委員会）	
18	15日	金	委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情提出期限 （常任委）
19	16日	⊕	休 会	
20	17日	⊕	休 会	
21	18日	月	委 員 会（予算特別委員会）	
22	19日	火	委 員 会（予算特別委員会）	
23	20日	⊕	休 会	春分の日
24	21日	木	委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（常任委）
25	22日	金	委 員 会（予算特別委員会）	
26	23日	⊕	休 会	
27	24日	⊕	休 会	
28	25日	月	委 員 会（常任委員会）	
29	26日	火	委 員 会（常任委員会）	
30	27日	水	委 員 会（特別委員会）	
31	28日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
32	29日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君
 浦 崎 唯 昭 君
 上 原 章 君
 砂 川 利 勝 君
 具志堅 透 君
 又 吉 清 義 君
 末 松 文 信 君
 儀 間 光 秀 君
 新 田 宜 明 君
 仲 村 未 央 さん
 玉 城 満 君
 西 銘 純 恵 さん
 比 嘉 京 子 さん
 吉 田 勝 廣 君
 中 川 京 貴 君
 桑 江 朝千夫 君
 座喜味 一 幸 君
 呉 屋 宏 君
 仲宗根 悟 君
 崎 山 嗣 幸 君
 山 内 末 子 さん
 瑞慶覧 功 君
 渡久地 修 君

大 城 一 馬 君
 嶺 井 光 君
 前 島 明 男 君
 照 屋 守 之 君
 新 垣 良 俊 君
 仲 田 弘 毅 君
 新 垣 安 弘 君
 當 間 盛 夫 君
 照 屋 大 河 君
 狩 俣 信 子 さん
 赤 嶺 昇 君
 新 垣 清 涼 君
 金 城 勉 君
 糸 洲 朝 則 君
 翁 長 政 俊 君
 新 垣 哲 司 君
 具 志 孝 助 君
 新 里 米 吉 君
 高 嶺 善 伸 君
 奥 平 一 夫 君
 玉 城 義 和 君
 玉 城 ノブ子 さん
 嘉 陽 宗 儀 君

3月7日に応招した議員

島 袋 大 君

平成25年 2 月26日

平成25年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成25年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 1 号）

平成 25 年 2 月 26 日（火曜日）午前 10 時 2 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成25年 2月26日（火曜日）

午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 甲第 1 号議案から甲第34号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第62号議案まで（知事説明）

第 4 沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例

{	桑江朝千夫君	座喜味一幸君	}	提出 議員提出議案第 1 号
	照屋 守之君	仲田 弘毅君		
	仲村 未央さん	崎山 嗣幸君		
	赤嶺 昇君	奥平 一夫君		
	渡久地 修君	上原 章君		
	當間 盛夫君	大城 一馬君		
	新垣 安弘君	嶺井 光君		

第 5 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

{	桑江朝千夫君	座喜味一幸君	}	提出 議員提出議案第 2 号
	照屋 守之君	仲田 弘毅君		
	仲村 未央さん	崎山 嗣幸君		
	赤嶺 昇君	奥平 一夫君		
	渡久地 修君	上原 章君		
	當間 盛夫君	大城 一馬君		
	新垣 安弘君	嶺井 光君		

第 6 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

{	照屋 守之君	崎山 嗣幸君	}	提出 議員提出議案第 3 号
	奥平 一夫君	渡久地 修君		
	糸洲 朝則君	當間 盛夫君		
	大城 一馬君	新垣 安弘君		
	嶺井 光君			

第 7 陳情第 9 号及び第10号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 甲第 1 号議案から甲第34号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第62号議案まで

甲第 1 号議案 平成25年度沖縄県一般会計予算

甲第 2 号議案 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第 3 号議案 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第 4 号議案 平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第 5 号議案 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計予算

- 甲第 6 号議案 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第 7 号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第 8 号議案 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第 9 号議案 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第15号議案 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第20号議案 平成25年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第21号議案 平成25年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成25年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第 5 号）
- 甲第25号議案 平成24年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第26号議案 平成24年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第27号議案 平成24年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第28号議案 平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第29号議案 平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第30号議案 平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第31号議案 平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第32号議案 平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第33号議案 平成24年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第34号議案 平成24年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第 2 号議案 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 3 号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第 4 号議案 沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 5 号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第 6 号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 7 号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
- 乙第 8 号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第 9 号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例

乙第14号議案	沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例
乙第15号議案	沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案	沖縄県興行場の基準等に関する条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第19号議案	沖縄県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第22号議案	沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
乙第23号議案	沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第24号議案	沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第25号議案	沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第26号議案	沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第27号議案	沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第28号議案	沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第29号議案	沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第30号議案	沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第31号議案	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第32号議案	沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第33号議案	沖縄県新型インフルエンザ等対策本部条例
乙第34号議案	沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例
乙第35号議案	沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第36号議案	沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第37号議案	沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例
乙第38号議案	沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例
乙第39号議案	沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
乙第40号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第41号議案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第42号議案	建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第43号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第44号議案	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第45号議案	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第46号議案	沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例
乙第47号議案	沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
乙第48号議案	沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例
乙第49号議案	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第50号議案	沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第51号議案	工事請負契約について
乙第52号議案	工事請負契約について
乙第53号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第54号議案 財産の取得について
 乙第55号議案 訴えの提起について
 乙第56号議案 訴えの提起について
 乙第57号議案 停職処分取消等請求事件の和解等について
 乙第58号議案 損害賠償額の決定について
 乙第59号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第60号議案 県道の路線の認定及び廃止について
 乙第61号議案 副知事の選任について
 乙第62号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第4 沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例
 日程第5 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則
 日程第6 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
 日程第7 陳情第9号及び第10号の付託の件

出席議員（46名）									
議長	喜納昌春君	23番	大城一馬君						
副議長	浦崎唯昭君	24番	嶺井光君						
1番	上原章君	25番	前島明男君						
2番	砂川利勝君	26番	照屋守之君						
3番	具志堅透君	27番	新垣良俊君						
4番	又吉清義君	28番	仲田弘毅君						
5番	末松文信君	29番	新垣安弘君						
6番	儀間光秀君	30番	當間盛夫君						
7番	新田宜明君	31番	照屋大河君						
8番	仲村未央さん	32番	狩俣信子さん						
9番	玉城満君	33番	赤嶺昇君						
10番	西銘純恵さん	34番	新垣清涼君						
11番	比嘉京子さん	37番	金城勉君						
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君						
14番	中川京貴君	39番	翁長政俊君						
15番	桑江朝千夫君	41番	新垣哲司君						
16番	座喜味一幸君	42番	具志孝助君						
17番	呉屋宏君	43番	新里米吉君						
18番	仲宗根悟君	44番	高嶺善伸君						
19番	崎山嗣幸君	45番	奥平一夫君						
20番	山内末子さん	46番	玉城義和君						
21番	瑞慶覧功君	47番	玉城ノブ子さん						
22番	渡久地修君	48番	嘉陽宗儀君						

欠席議員（1名）
 13番 島袋大君

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事 仲井眞弘多君 副知事 上原良幸君

副 知 事	与世田 兼 稔 君
知事公室長	又 吉 進 君
総務部長	川 上 好 久 君
企画部長	謝 花 喜一郎 君
環境生活部長	下 地 寛 君
福祉保健部長	崎 山 八 郎 君
農林水産部長	知 念 武 君
商工労働部長	平 良 敏 昭 君
文化観光 スポーツ部長	平 田 大 一 君
土木建築部長	當 銘 健一郎 君
企業局長	兼 島 規 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君
会計管理者	真栄城 香代子 さん

知事公室 秘書広報統括監	新 城 清 君
総務部 財政統括監	仲 本 朝 久 君
教育委員会 教委員会長	新 垣 和歌子 さん
教 育 長	大 城 浩 君
公安委員会 公委員会長	翁 長 良 盛 君
警察本部長	村 田 隆 君
労働委員会 会長代理	春 田 吉備彦 君
人事委員会 委 員 会長	玉 城 健 君
代表監査委員	知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君
次 長	鉢 嶺 元 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君
課 長 補 佐	上 原 貴 志 君

主 幹	佐久田 隆 君
主 査	嘉 陽 孝 君
総 務 課 長	与 座 宗 春 君

○議長（喜納昌春君） ただいまより平成25年第1回
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

去る2月24日、前田政明君が逝去されました。まことに痛恨のきわみであります。

つきましては、前田政明君の長逝に対しまして哀悼の意を表し、その御冥福を祈るため黙禱をささげたいと思います。

全員御起立をお願いいたします。

黙禱。

〔全員起立・黙禱〕

○議長（喜納昌春君） 黙禱を終わります。

御着席をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 次に、報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案96件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、平成25年1月末現在の平成24年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、桑江朝千夫君外13人から、議員提出議案第1号「沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する

条例」、議員提出議案第2号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」及び照屋守之君外8人から、議員提出議案第3号「沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情12件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、3月1日及び4日から8日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会会長代理春田吉備彦君、3月1日及び4日から8日までの会議に同委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

12番 吉 田 勝 廣 君 及び

19番 崎 山 嗣 幸 君
を指名いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 会期の決定を議題
といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月29日までの32日
間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月29日までの32日間と
決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第3 甲第1号議案から
甲第34号議案まで及び乙第1号議案から乙第62号議案
までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

提案理由を説明いたしますが、故前田政明議員の御
冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、平成25年第1回沖縄県議会の開会に当たり、
まず県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述
べ、県議会並びに県民の皆様の御理解と御協力を賜り
たいと存じます。

第1に、県政運営に取り組む決意について申し上げ
ます。

平成24年度は、沖縄振興2法が施行され、沖縄21世
紀ビジョン基本計画及び実施計画を策定し、新たな沖
縄振興のスタートを切ることができました。県議会の
皆様を初め多くの方々の御協力に対し感謝申し上げる
次第でございます。

平成25年度は、沖縄振興の取り組みをしっかりとし
た軌道に乗せ、加速させていく非常に重要な年であり
ます。私は、県政を預かる知事として、県民が描いた
沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向け、県民の皆
様の御協力を得ながら、不退転の決意を持って全力で
県政運営に取り組んでまいります。

第2に、沖縄を取り巻く現状の認識について申し上げ
ます。

国際社会では、東アジアにおいて尖閣諸島などをめ

ぐる緊張感の高まりが起こる中で、新たなリーダーが
誕生し、新しい時代に向け信頼関係構築の取り組みが
求められております。

我が国におきましても、昨年末に安倍政権が誕生
し、来年度予算と合わせて「15カ月予算」と位置づけ
ている約13兆円の補正予算案を決定するなど、経済再
生、震災復興の取り組みが始まっております。

一方、東日本大震災の発生から間もなく2年が経過
します。沖縄県としましても、復興に向け最大限の努
力をしてまいる所存でございます。

県内経済は、観光客数が回復基調にあり、個人消費
もおおむね堅調であるなど景気は拡大しております。
長年の懸案事項であった完全失業率も、昨年は15年ぶ
りに年平均6%台を記録するなど改善傾向を強めてお
ります。今後とも効果的な施策を展開し、雇用問題の
一層の解決を図ってまいります。

第3に、今後の沖縄振興に向けた取り組みについて
申し上げます。

平成25年度において、待望の那覇空港第2滑走路
が、工期を実質5年10カ月に短縮して着工されること
となりました。関係各位に御礼を申し上げるととも
に、沖縄がアジアゲートウェイとして飛躍できるよう
全力で取り組んでまいります。

これに加え、沖縄のポテンシャルのさらなる発揮に
向けて、「持続的な人口増加」、「長寿世界の復活」、
「駐留軍用地の跡利用」、「新たな公共交通体系の確
立」、「文化・芸能・スポーツ」など沖縄振興を力強
く推進する施策に取り組んでまいります。

また、基本計画の施策展開に向け最適な行政組織の
編成に努めるとともに、職員の政策形成能力の向上を
図るなど効率的で効果的な行政運営を進めてまいりま
す。

第4に、平成25年度内閣府予算案について申し上げ
ます。

平成25年度内閣府沖縄関係予算案につきましては、
本県の要望を踏まえ、沖縄振興交付金1613億円、那
覇空港滑走路増設事業費130億円を含む総額3001億
円が確保されております。

2年目となります沖縄振興特別推進交付金について
は、市町村が実施する「認可外保育施設の改修」、
「学習支援員等の配置」や、県が実施する「離島航路
事業者の船舶建造・購入支援」など、市町村と連携を
図りながら、福祉、教育、離島・過疎対策、産業振興
を初めとする多くの有効な施策を展開し、沖縄全体の
振興に資するよう努めてまいります。

次に、大きな第2ですが、平成25年度における施策

の概要について、県民の求める5つの将来像に沿って主なものを御説明申し上げます。

第1は、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指して」についてであります。

ことし1月、世界自然遺産暫定リストへ「奄美・琉球」が記載されることが決定しました。今後は、国や地元自治体等と連携し、正式登録に向けて取り組み、自然環境の保全に一層努力いたします。

また、サンゴの植えつけを平成28年度までに約3ヘクタールで実施するほか、赤土流出防止を推進するため、赤土等流出防止活動を実施する団体に対する補助を行います。

現在稼働している産業廃棄物管理型処分場の残余容量が逼迫している状況を解消するため、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場については、第三セクターを設置し、早期の供用開始を目指し整備を推進いたします。

太陽光・風力発電の普及促進や省エネ住宅、省エネルギー技術の実証等エネルギーの最適化モデル構築に取り組みます。

沖縄県民の心のよりどころである伝統・文化につきましては、しまくとぅばの継承等に向け広報活動や行動計画を策定いたします。

首里城の県への移譲については、国等との調整を進め、平成30年度の実現を目指し取り組みを進めます。

また、空手発祥の地・沖縄を国内外に発信する拠点として空手道会館（仮称）を平成26年度末の完成を目指し取り組みます。

第2は、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」についてであります。

地域における子育て支援の充実のため、待機児童解消に向けて市町村が実施する保育所整備や認可外保育施設の認可化に向けた整備等に対し補助を行うことにより、約1300人の定員増を図ります。また、児童健全育成のため、放課後児童クラブ整備への補助等に取り組みます。

高齢者の介護福祉サービスの充実のため、特別養護老人ホームを200床増床するとともに、認知症サポート医の養成やかかりつけ医研修を行うことで地域医療支援を図ります。

障害者の自立と社会参加の実現のため、生活訓練や就職訓練などを充実するほか、県内5圏域に相談支援アドバイザーを配置し、障害者の地域における相談体制の整備に取り組みます。

県立病院については、さらなる経営の健全化に向け、経営再建検証委員会から示された課題等も踏ま

え、経営全般にわたる改革に引き続き取り組みます。

また、八重山病院の建てかえについては、各種調査を行い整備に向けて取り組みます。

災害に強い県土づくりについては、公共施設の耐震化や塩害対策による長寿命化に向け、27カ所の橋梁補修工事を行うとともに、ライフラインの確保や景観保持の見地から、県管理道路の無電柱化を沖縄振興特別推進交付金を活用し年間約8キロに倍増いたします。

また、国場川河川改修等による洪水対策、7市町村での民間住宅を対象とした耐震診断への支援等に取り組んでまいります。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、迅速な避難行動のための体制整備、県民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなど防災対策全体の再構築に取り組みます。

スポーツアイランド沖縄を形成し交流拡大を図るため、J2規格サッカースタジアムを整備し、平成27年度の供用開始を目指します。

次に、米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決について申し上げます。

昨年4月の日米共同発表において、普天間飛行場代替施設を名護市辺野古に設置する方針を再確認したとしておりますが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能と考えており、引き続き政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場の一日も早い県外移設・返還・跡地利用の促進に向け真摯に取り組むよう強く求めてまいります。あわせて、移設するまでの間であれ同飛行場の危険性を放置することはできないことから、訓練の分散移転や騒音の軽減等運用の改善に努めるよう求めてまいります。

また、嘉手納より南の施設・区域の返還については、沖縄に残る施設・区域の統合計画を昨年未までに日米が共同で作成するとしておりましたが、その具体的な計画はいまだ示されておりません。県としては、地元の意向を最大限踏まえた計画が早期に示されるよう日米両政府に強く求めてまいります。

日米地位協定の見直しについては、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であると考えており、県としては、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、訪米での要請などあらゆる機会を通じ、日米両政府に日米地位協定の抜本的な見直しを求めてまいります。さらに、国内外の専門家等とのネットワークも活用しながら総合的な安全保障に係る政策研究等を進め、米軍基地問題の解決促進等に向け取り組んでまいります。

不発弾処理問題の早期解決に向け、住宅等の民間工

事への補助を促進し補助対象の拡充を図るとともに、所有者不明土地問題の抜本的解決、沖縄戦の戦没者の遺骨収集の加速化を図ります。

第3は、「希望と活力にあふれる豊かな島を目指して」についてであります。

那覇空港第2滑走路の平成31年末の完成に向けた取り組みを強化するとともに、新国際線旅客ターミナルの平成25年末の供用開始を促進します。

那覇港旅客ターミナルの平成26年4月供用開始に向けた整備や臨港道路浦添線の早期供用開始に向け取り組みます。

那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路の早期完成に向けた整備を促進するとともに、南部東道路の平成30年度の暫定2車線供用、国道507号津嘉山バイパスの平成25年度供用に向けた整備を推進し、幹線道路網の早期構築を図ります。

交通渋滞の緩和や公共交通機関の利用促進を図るため、ＩＣ乗車券の平成27年度運用開始、基幹バスの平成29年度導入等、交通需要マネジメント施策を推進いたします。

都市モノレールにつきましては、平成31年春の開業に向け西原入り口までの延長整備を推進します。

さらに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムについては、導入するルート、事業主体や整備手法等の検討を行い、平成27年度までに事業化に向けた計画案の策定に取り組みます。

観光・リゾート産業については、平成33年度までの入域観光客数1000万人の達成を目指し、付加価値の高い観光を推進し、沖縄観光ブランドの形成に取り組みます。

平成29年度までに沖縄特例通訳案内士500人を目標に育成し、外国人観光客の受け入れ体制の充実を図ります。

また、スポーツを目的とした沖縄への来訪を促進するため、マラソン、ゴルフなど沖縄のスポーツイベントやプロスポーツの公式戦等を活用したプロモーションを行い、スポーツ・ツーリズムの推進を図り、平成28年度までにスポーツコンベンション開催件数510件を目指して取り組みます。

情報通信関連産業の高度化・多様化に向け、大規模災害にも対応できる沖縄型クラウドデータセンターを平成26年度供用に向け整備いたします。

成長著しいアジアに近接する地理的優位性を生かし、第3のリーディング産業として臨空・臨港型産業の集積を図り、国際物流拠点オキナワを形成してまいります。そのため、那覇空港の国際航空物流ハブ機能

のさらなる拡充、那覇港へのガントリークレーンの増設、中城湾港の海上物流機能の強化などを行います。

また、平成26年度の供用開始を目指し、ロジスティクスセンターの施設整備に取り組むとともに、トップセールスによる積極的な企業誘致活動を展開し新規企業立地を目指します。

さらに、ＬＣＣのサブ拠点化を図るとともに、大きな雇用創出が見込まれる航空機整備産業のクラスター形成に向け、核となる航空機整備場を整備し、航空関連産業の集積に取り組みます。

沖縄科学技術大学院大学を初めとする高等教育機関などから生み出される研究開発成果等を活用して、新事業・新産業を創出する国際的な知的・産業クラスターの形成を推進します。

また、先端医療・再生医療等の技術開発を促進するため、臨床研究への支援を開始するなどの研究開発・交流の基盤づくりを推進いたします。

県内外の有望な中小・ベンチャー企業に対し投資や研究開発補助等を行い、健康・医療分野等の事業化促進や重粒子線治療施設の導入可能性を検討し、事業化に向けて取り組みます。

プロ投資家向け市場への株式上場を促進するため、指定アドバイザー会社への支援を行うとともに、認定要件を拡充した金融特区制度を活用するなど、平成28年度までの進出企業数約20社を目指し、金融関連産業の集積・高度化に取り組みます。

農林水産業の振興については、園芸作物や畜水産物等の戦略品目による拠点産地の形成及び輸送コストの低減、生産基盤の整備や災害に強いハウス等の整備などによる生産供給体制の確立、流通・販売・加工対策の強化など6次産業化による農林水産物のさらなるブランド化を促進いたします。

また、含蜜糖の製糖施設への整備支援、分蜜糖及び含蜜糖の安定供給対策等に取り組みます。

中小企業等の振興につきましては、「資金繰り円滑化借換資金」の創設など県融資制度の拡充や新商品・新サービスの開発、企業連携プロジェクトの推進等中小企業の新たな取り組みを支援します。

雇用対策につきましては、全国並みの完全失業率の達成に向けて、引き続き「みんなでグッジョブ運動」を推進するとともに、4月に設置する「グッジョブセンターおきなわ」を活用し、ハローワークや関係団体と一体となった求職者支援に取り組みます。

離島における定住条件の整備につきましては、航路・航空路の確保・維持や運賃の低減及び10年間で16離島航路事業者の船舶の建造・購入支援に取り組みま

す。

さらに、海底光ケーブル整備により、平成27年度までに与那国島を含む先島地区、久米島を含む南部離島地区をループ化し、高速大容量、高品質、低コストな情報通信環境の確保を図ります。

また、多くの方々が待ち望んだ離島出身高校生の寄宿舎等の機能を持つ離島児童・生徒支援センター（仮称）については、平成27年度供用開始に向け取り組みます。

あわせて、伊良部架橋の平成26年度供用開始、儀間ダム本体工事の平成25年度完成に向け取り組みます。

中南部都市圏の駐留軍用地については、沖縄全体の発展につながるよう、関係市町村の跡地利用計画の策定を促進します。

特に、普天間飛行場の跡地利用については、中間取りまとめをもとに、今後は、県民・地権者等の意見聴取、立入調査等を行い、県と宜野湾市の共同で跡地利用計画の策定に向けて取り組んでまいります。

また、今年度設置した土地取得事業基金を活用し、公有地の拡大に取り組みます。

政策金融については、沖縄振興開発金融公庫の「駐留軍用地跡地開発促進貸付（仮称）」創設による事業支援など役割発揮を促進し、引き続き協調・連携して沖縄経済の自立化に努めてまいります。

第4は、「世界に開かれた交流と共生の島を目指して」についてであります。

今後の県交流事業の方向性や具体的取り組み等を示す沖縄21世紀交流プログラム基本構想（仮称）の平成26年度中の策定を目指します。

また、世界のウチナーネットワークのさらなる強化拡充を図るため、海外県系人子弟との交流強化、若者の国際交流人材のデータベース化の着手などにより交流促進に努めます。

さらに、県内の学生にアジア各国の政府開発援助（ODA）の現場視察・現地交流の機会を提供し、国際協力に貢献できる人材の育成に取り組みます。

第5は、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して」についてであります。

学校教育については、引き続き小中学校における少人数学級の導入を推進し、学習環境の改善を図ります。

グローバルに活躍できる人材を育てるため、英語などの語学力の向上を図ります。そのため、児童生徒及び教員による海外交流の推進や、年間約300人の高校生や大学生等の国外留学等を実施いたします。

海外に展開する産業人材を育成するため、セミナー

開催に加え、40人程度の海外派遣研修や長期留学を実施いたします。

沖縄の地域特性を生かした裾野の広い研究を推進し人材育成に努め、各分野を一層発展させるため、県立試験研究機関や大学・民間等における自然科学分野の新技术開発はもとより、芸大、博物館・美術館などにおける人文科学分野においても研究機能の充実を図ります。

以上、平成25年度における主な施策の概要について申し上げましたが、ほかにも多くの施策を展開し、県民の福祉向上に邁進する所存であります。

議員各位を初め県民の皆様の御理解と御協力を賜りたくお願い申し上げます。

第3に、まず甲第1号議案から甲第34号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

平成25年度は、沖縄21世紀ビジョン実施計画に示された具体的な取り組みや各施策の連携により構成する基本プロジェクトに位置づけられた事業を着実に推進することとしています。

とりわけ、緊急性の高い県民の生命や暮らしを守る安全・安心の確保や、県民生活の向上・産業の競争力の向上に資する投資的な取り組み、沖縄の発展を担う人材の育成に係る事業等について速やかな着手と効果的な展開を図ることといたします。

その結果、平成25年度予算は、

一般会計において	6988億2500万円
特別会計において	1043億2904万6000円
企業会計において	906億8082万7000円

の規模となっております。

また、平成24年度補正予算につきましては、国の補正予算への対応経費等を盛り込んだ一般会計補正予算及び9件の特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算を計上しており、これらの補正予算につきましては先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、予算以外の議案といたしましては、条例議案が「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」外49件、議決議案が「工事請負契約について」外9件、同意議案が「副知事の選任について」外1件を提案しております。

なお、乙第1号議案外6件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

何とぞ慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 玉城 健君登壇〕

○人事委員会委員長（玉城 健君） おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員退職手当法等の一部改正を踏まえ、職員の退職手当の支給水準を改めるものであり、国及び他の都道府県との均衡を図る観点から、適当であると考えます。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う改正であり、適当であると考えます。

また、同議案のうち平成18年の沖縄県職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、昨年10月に当委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ、給与構造改革に伴う経過措置額を段階的に廃止するものであり、適当であると考えます。

次に、乙第6号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、当委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえた改正及び社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案した改正であり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」、乙第4号議案「沖縄県参考人等に対する

実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」、乙第51号議案「工事請負契約について」、乙第52号議案「工事請負契約について」、乙第53号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」、乙第54号議案「財産の取得について」及び乙第57号議案「停職処分取消等請求事件の和解等について」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、ただいまの議案7件については、これより直ちに質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第1号議案及び乙第4号議案の2件については総務企画委員会に、乙第54号議案及び乙第57号議案の2件については経済労働委員会に、乙第51号議案から乙第53号議案までの3件については土木環境委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（喜納昌春君） この際、日程第4 議員提出議案第1号 沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例及び日程第5 議員提出議案第2号 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

桑江朝千夫君。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 ただいま一括議題となりました議員提出議案第1号「沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例」及び議員提出議案第2号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」の2件について、提出者を代表いたしまして一括して提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月6日に公布・施行され、またその一部が来る3月1日から施行されること等に伴い、関係する3本の条例及び沖縄県議会会議規則の一部を改正するものであります。

まず、「沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例」についてであります。主な改正事項を申し上げますと、関係する3本の条例のうちの1つ目「沖縄

県議会委員会条例の一部改正」につきましては、改正前の地方自治法に規定されておりました「常任委員の任期」、「議会運営委員の任期」及び「特別委員の任期」並びに「常任委員の所属義務」の規定がそれぞれ削除され、その取り扱いについては委員会条例に委ねられたことから、今回沖縄県議会委員会条例に規定するものであります。

2つ目の「沖縄県議会図書室条例の一部改正」につきましては、地方自治法第100条に第16項が追加されたことから、当該条項を引用している、「沖縄県議会図書室条例」第2条中の地方自治法第100条第16項及び第17項に1項ずつ項ずれが生じたため、当該項ずれを改めるものであります。

3つ目の「沖縄県議会基本条例の一部改正」につきましては、今回の地方自治法の改正により、従来の「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められたこと、また、従来の「政務調査費」の交付の目的がこれまでの「調査研究に資するため」から「調査研究その他の活動に資するため」に改められたことから、関係する条文において名称の変更及び字句の追加を行うものであります。

次に、「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」についてであります。主な改正事項を申し上げますと、今回の地方自治法の改正により、これまで委員会のみに認められていた公聴会の開催及び参考人の招致が本会議においても認められることになったことから、第10章として新たに「公聴会及び参考人」の章を設けるとともに、第91条の「公聴会開催の手続」から第97条の「参考人」までの規定を追加するものであります。

また、今回の地方自治法の一部改正に係るものではありませんが、地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場、いわゆる「協議等の場」については、沖縄県議会会議規則第115条において、これまで「各派代表者会」のみを規定しておりましたが、昨年4月1日付で沖縄県議会基本条例が施行されたことに伴い、「継続的な議会改革を推進するための議会改革推進会議」が同条例に規定されたことから、議会改革推進会議も「協議等の場」に位置づけるとともに、規定の方法を別表方式に改めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第1号「沖縄県議会委員会条例等の一部を改正する条例」及び議員提出議案第2号「沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第6 議員提出議案第3号 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第3号 巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第3号「沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」について、提出者を代表して提案理由を説明いたします。

先ほどの議員提出議案と同様に、この議案につきましても地方自治法の一部改正に伴うものであります。

同条例の根拠となっております同法の第100条の改正内容は、第14項で、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」とし、「政務活動費を充てること

ができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」としております。また、同条に第16項を追加し、「議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。」としております。

当該条例の主な改正点は、
、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改めること、
、交付目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」と改めること、
、これまで規程に委任しておりました使途基準を条例で定めることとし、使途基準の明確化を図ること、
、使途の透明性の確保として、第13条「議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。」を追加すること。

また、これまで沖縄県内に住所を有する個人や法人等に限定されていた収支報告書等の閲覧請求者の門戸を広げ、「何人も」と改正すること等であります。

なお、法の施行日に準じて条例の施行日を平成25年3月1日とすることから、同一年度内に政務調査費と政務活動費が混在することとなるため、附則で経過規定を設けております。

以上、各派代表者会において協議した結果により本条例案を提出するものでございます。

慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第3号「沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（喜納昌春君） 日程第7 陳情第9号及び第10号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情2件については、公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・ ・

○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。

議案整理のため、明2月27日は休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明2月27日は、休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、2月28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時24分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 吉 田 勝 廣

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成25年 2 月28日

平成25年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成25年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 2 号）

平成 25 年 2 月 28 日（木曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 2 号

平成25年 2月28日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第54号議案及び乙第57号議案（経済労働委員長報告）
- 第 3 平成24年第 8 回議会乙第44号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 4 乙第51号議案から乙第53号議案まで（土木環境委員長報告）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案
 - 乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
 - 乙第 4 号議案 沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 乙第54号議案及び乙第57号議案
 - 乙第54号議案 財産の取得について
 - 乙第57号議案 停職処分取消等請求事件の和解等について
- 日程第 3 平成24年第 8 回議会乙第44号議案
 - 平成24年第 8 回議会乙第44号議案 指定管理者の指定について
- 日程第 4 乙第51号議案から乙第53号議案まで
 - 乙第51号議案 工事請負契約について
 - 乙第52号議案 工事請負契約について
 - 乙第53号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

出 席 議 員（44名）

議 長	喜 納 昌 春 君	16 番	座喜味 一 幸 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	17 番	呉 屋 宏 君
1 番	上 原 章 君	18 番	仲宗根 悟 君
2 番	砂 川 利 勝 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
3 番	具志堅 透 君	20 番	山 内 末 子 さん
4 番	又 吉 清 義 君	22 番	渡久地 修 君
5 番	末 松 文 信 君	23 番	大 城 一 馬 君
6 番	儀 間 光 秀 君	24 番	嶺 井 光 君
7 番	新 田 宜 明 君	25 番	前 島 明 男 君
8 番	仲 村 未 央 さん	26 番	照 屋 守 之 君
9 番	玉 城 満 君	27 番	新 垣 良 俊 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	28 番	仲 田 弘 毅 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	29 番	新 垣 安 弘 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	30 番	當 間 盛 夫 君
14 番	中 川 京 貴 君	31 番	照 屋 大 河 君
15 番	桑 江 朝千夫 君	32 番	狩 俣 信 子 さん

33 番	赤 嶺 昇 君	43 番	新 里 米 吉 君
34 番	新 垣 清 涼 君	44 番	高 嶺 善 伸 君
37 番	金 城 勉 君	45 番	奥 平 一 夫 君
38 番	糸 洲 朝 則 君	46 番	玉 城 義 和 君
41 番	新 垣 哲 司 君	47 番	玉 城 ノブ子 さん
42 番	具 志 孝 助 君	48 番	嘉 陽 宗 儀 君

欠 席 議 員（３名）

13 番	島 袋 大 君	39 番	翁 長 政 俊 君
21 番	瑞慶覧 功 君		

欠 員（１名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	政 務 調 査 課 長	知 念 正 治 君
次 長	鉢 嶺 元 君	副 参 事	大 村 浩 三 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	主 幹	上 地 聡 君
課 長 補 佐	上 原 貴 志 君	主 幹	宮 城 弘 君
主 幹	佐久田 隆 君	主 幹	宮 城 優 君
主 査	嘉 陽 孝 君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第１ 乙第１号議案及び乙第４号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第１号議案及び乙第４号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、平成23年に人事院が実施した民間退職給付の実態調査に基づき、国家公務員の退職手当支給水準が引き下げられたことに伴い、県においても、沖縄県職員の退職手当の支給水準を引き下げるほか、昭和48年５月17日以前に公庫等職

員として在職したことのある職員に対する退職手当の計算方法に用いる利率を、国の改正基準に準じて改正するものである。施行日は平成25年３月１日とし、退職手当の引き下げについては経過措置を設けているとの説明がありました。

本案に関し、今回の見直しは、国が決めたから国に合わせて引き下げることなのか、また、退職手当は民間に準拠するということは決められていないはずだがどうかとの質疑がありました。

これに対し、地方公務員法に定める情勢適応の原則、均衡の原則を踏まえて、各自治体とも職員団体との交渉を経て国に準ずるような形で見直しを行っている。国においては、５年から６年ごとに民間企業の退職給付実態調査をやっており、その実態調査との均衡を図りながら退職手当の支給基準が見直しされてきたとの答弁がありました。

次に、退職手当の削減額は幾らになるか、地方交付税削減の県経済に与える影響はどのぐらいかとの質疑がありました。

これに対し、退職手当の削減額は平成24年度が３億4200万円、平成25年度が15億4100万円、平成26年度が23億9700万円、平成27年度以降が約25億6900万円と試算している。地方交付税の額は毎年の財政需要と税収等比較の中で出てくるので、退職手当の削減だけを取り出して確認はしていないが、県経済に大きく影響す

るものではないと理解しているとの答弁がありました。

次に、地方交付税が減らされる中、段階的な退職手当削減により県の負担はふえるのではないかととの質疑がありました。

これに対し、国に準拠し6%減ずると駆け込み退職を誘発する可能性があることから、今年度は2%を削ることで職員団体、現業労組と妥結をした。トータルの制度設計の中では県の持ち出しは基本的にはないという設計にしてあるとの答弁がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、県議会の本会議においても公聴会を開き、また、参考人の出頭を求めることができることとされたことから、公聴会に参加した者及び出頭した参考人に対する実費弁償の支給根拠を定めるとともに、委員会における実費弁償に関する規定を整理するものである。施行日は平成25年3月1日としているとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、共産党所属委員から乙第1号議案に関して反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第1号議案は、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、乙第4号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第1号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 討論を行う前に、故前田政明の逝去に際しましての皆様方へのお礼の言葉を一言、御了解を得て述べさせていただきたいと思います。

我が会派の前田政明議員が、本当に急でしたが、御承知のように逝去されました。告別式あるいは議会前でのお別れの式に際して、議長、議員、職員の皆さん

の格段の御配慮と温かい言葉に心から感謝申し上げます。沖縄がこれから重大な時期を迎えるときに大切な議席を失ったことは、本当に痛恨のきわみであります。故前田政明が目指した県民ぐるみの基地のない平和な沖縄を目指して、残された我が会派も全力で頑張ります。皆さん、一緒に力を合わせて頑張っていきましょう。

本当にありがとうございました。

それでは、ただいま議題となりました乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」に反対する立場から討論を行います。

この退職手当は、職員の退職手当を突然にも400万円以上も引き下げる内容になっています。

この引き下げの大きな理由になっているのが、国が国家公務員の退職手当を引き下げたことに伴い、それに準じて引き下げるというものですが、そもそもこの国家公務員の退職手当の引き下げは、去年の衆議院の解散を決めた後に突然提案し、趣旨説明から質疑、採決までわずか1日のうちに強行したものだということです。十分な調査も審議もないままに強行されました。

2つ目には、この強行された内容が地方自治体に一方的に押しつけられてきたというものです。国に準じて退職手当を引き下げるように通知がなされるとともに、何よりも有無を言わず地方交付税を引き下げ相当分を県が決めようがどうしても削減してきています。その額は次年度分で15億5000万円です。国に逆らえないようにするやり方は、本当に言語道断であります。

3つ目には、県は国に右へ倣えをするだけで、県経済に与える影響などを全く調査していませんでした。24年度で3億円、25年度で15億円、26年度で23億円、27年度で25億円も退職手当が減らされますが、これが県経済に与える影響についてどうなるかと質問したのに対して、県当局は調査していませんという答弁でした。これだけの金額が削減されたらどうなるのか。経済波及効果から算出すると、2次波及効果で2倍、最終波及効果では3倍から4倍のマイナスの県経済に悪影響を与えることははっきりしています。こういうこともきちんと調査すべきであります。

また、これだけの削減が退職する職員の生活設計にも大きな影響を与えることも明かです。対象となる職員は、それぞれの計画があったはずですが、丁寧に調査もするべきでありました。

政府は、生活保護世帯と一般国民を対立させ、高齢者と現役世代を対立させ、沖縄県民と本土の国民を対

立させ、国民の間に分断を意識的に持ち込んできました。今回も民間労働者と公務員を対立させ、民間の給与や退職金が低いから公務員を引き下げる、公務員を引き下げたから民間もさらに引き下げるというまさに低賃金政策を意識的に持ち込むものにつながります。

その一方で、在日米軍基地の維持費の8割近くを国民の税金で出し、思いやり予算も毎年約1800億円余り、政党助成金320億円など無駄遣いは放置し、さらに無駄な大型公共工事も復活させようとしています。削るならこのような無駄遣いをまず削るべきであります。

よって、乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」に反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第1号議案及び乙第4号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第1号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 乙第54号議案及び

乙第57号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原 章君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第54号議案及び乙第57号議案の議決議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第54号議案「財産の取得について」は、沖縄県農業研究センターに設置している装置の取得について議決を求めるものである。

議会の議決に付すべき財産の取得について、取得の際に議決を得る必要があるが、議決を得ないまま契約を締結したことから、当該契約を有効に成立させるため当該財産の取得に係る議案を提案するものである。

主な契約の内容は、品名はショートリードゲノムアナライザーであり、契約金額は7596万7500円であり、契約の相手方は、株式会社エル・エム・エス沖縄営業所であるとの説明がありました。

本案に関し、なぜ随意契約になったのかとの質疑がありました。

これに対し、本契約については全て公告し誰でも参加ができる一般競争入札に付しており、3社が応募している。2回の入札を行ったが、2回とも3社が予定価格を超過したため、地方自治法の定めに基づき一番安いところと随意契約を行ったものであるとの答弁がありました。

次に、議会の承認をとらなかったことについて、企画部から農林水産部に農業研究センターを所管がえしたことによる障害があったのかとの質疑がありました。

これに対し、今回のことは企画部からの所管がえが原因ではなく、農林水産部の中でのチェック体制が欠けていたということであるとの答弁がありました。

次に、農林水産部は誰ひとりチェック機能を果たせないという体制なのかとの質疑がありました。

これに対し、結果的にそういう結果になってしまい

おわび申し上げるしかないが、農林水産部としては決して議決をしないで契約をしようという意識は全く持っておらず、ただただ7000万円以上だということを見逃してしまったということであるとの答弁がありました。

次に、今回のことは大変な失態であるということをもっと緊張感を持って考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、農林水産部の対応は反省をするべきだと考えている。再発防止策については、議会議決事項だけではなく、ほかのいろいろな規則に係ることもあるため自動的にチェックがかかる仕組みをつくってこうと考えている。これについては反省をしながら、緊張感を持って農林水産部は当然であるが、県庁内の各部、各課、関係するところとも相談をしながら再発防止策についてつくってこうと調整を行っているとの答弁がありました。

そのほか、7000万円を超えると議会の議決に付さなくてはならないという認識の有無、事業効果、物品売買契約に係る決裁権者などについて質疑がありました。

次に、乙第57号議案「停職処分取消等請求事件の和解等について」は、停職処分取消等請求事件の和解等について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な和解の内容は、和解の相手方は沖縄県立芸術大学元教授であり、県は相手方に対し解決金として100万円の支払い義務があることを認めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、モラルハラスメントに関する事実確認等の課題は何かとの質疑がありました。

これに対し、県人事委員会の裁決書ではモラルハラスメントとされる各行為について、被処分者側と処分者、また、被害を主張する教員、職員との証言が大きく食い違っており、両名の証言のみでは非違行為と評価することができないということであった。その辺の調査が県立芸術大学としては十分ではなかったと考えているとの答弁がありました。

次に、再発防止についてどう考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、大学側でのしっかりとした仕組みがまず必要だと考えており、その上でそれを所管する文化観光スポーツ部としてもこれまで以上に連携はしっかりとらないといけないと考える。また、大学のガバナンスについては、大学自治を守りながらも、県も一緒に学生が学びやすい環境づくり、また、先生方がしっ

かりと研究できる環境づくりを行っていかねばいけないということから、今後ますますそういった連携は必要だと思っており、連携を強めていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、処分の事実認定、二次的被害の発生状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、乙第54号議案については、共産党所属委員から継続審査の動議が提出され、採決の結果、賛成少数により継続審査とすることは否決すべきものと決定いたしました。

動議の否決に伴い行われた採決の結果、乙第54号議案については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第54号議案については、自由民主党所属議員から別紙のとおり附帯決議が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

乙第57号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第54号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 乙第54号議案の「財産の取得について」について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、沖縄県農業研究センターに設置したショートリードゲノムアナライザーを7596万7500円で取得し、議会の議決が必要であったにもかかわらずその議決を得ていないことから、議会の議決を求めるための議案であります。

この機器の購入に反対するものではありませんが、しかし、この議案の審議に関連した質疑の中で次のようなことが明らかになりました。

これまで5つの機器が購入されておりますが、この機器購入は一昨年まで企画部の所管であり、この5件とも全て議会の議決を必要とする7000万円以下の入札

となっています。

科学技術振興課で入札した4件のシーケンサーについて見てみると、まず、平成19年度に「短鎖ゲノムシーケンスシステム」が6468万円で入札しています。同じく平成19年度に「生物資源シーケンスシステム」を6930万円、同じ平成19年度に「臨床サンプルシーケンスシステム」が6825万円、いずれも同一業者が落札しています。平成23年度には「1分子シーケンサー」が6875万4000円で落札しています。そのほかに平成22年度に「ロングリードゲノムアナライザー一式」が6919万5000円で落札をしています。

いずれも、結果として議会の議決に付すべき7000万円ぎりぎりの落札になっていることが明らかになっています。

なぜそのような結果になったのか十分な説明が必要であり、県民からはさまざまな疑問や意見が寄せられています。県民の税金での機器購入であり、一円の無駄遣いも許されません。この疑問について県は説明責任を果たすべきであります。継続審査を要求いたしました但否決され、十分な審査ができておりません。

よって、乙第54号議案について、賛成できないとの立場を表明して討論を終わります。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 おはようございます。

ただいま議題となりました乙第54号議案「財産の取得について」について、賛成の立場から討論を行います。

この議案は、沖縄県農業研究センターにおいて、DNAデータを解読し沖縄ブランドの権利保護技術や新しい育種技術の開発を行うための、DNA配列を大量に解析できるDNAシーケンサーを取得するものです。

当該備品の購入に当たっては、一般競争入札の公告を行い、入札に付すなど適切に業者を決定しているところです。しかし、契約額が7000万円を超えるため、本来なら議会の議決が必要であるにもかかわらず議会の議決を得ていないため、無効な契約となっているものです。

議会の議決を得ずに契約を行った農林水産部の事務執行は、県議会の議決権を侵害したと言われても弁解の余地のない事案であり、執行部はこの事態を重く受けとめ猛省を促したいと考えます。農林水産部においては、真摯に反省し事実関係を調査し、職員に対する緊急の研修会や再発防止策に向けた独自の取り組みを行っていることが確認されております。

経済労働委員会における審議でも、今回の農林水産部が行った備品購入に係る入札から業者の決定に至る一連の手続は適切に行われていることが確認されております。また、沖縄のオリジナル品種開発が加速的に進展する育種システムの技術開発や今後の海外への農産物の販路拡大、本県の農業振興を図るためにもこの事業は必要不可欠であります。

このDNA配列を解析するDNAシーケンサーは、この事業の中核となるものであり、速やかに可決し当該契約を有効なものとして事業を執行することは、本県の農業振興に寄与するものと考えております。

最後に、執行部にはこのような議会の議決を得ずに財産の取得契約をすることが二度とないよう、法令遵守の徹底を図るなど再発防止に万全を期すことを強く求め、賛成討論いたします。

御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第54号議案及び乙第57号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第57号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第57号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第54号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第3 平成24年第8回議会乙第44号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） ただいま議題となりました平成24年第8回議会乙第44号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

なお、本議案は平成24年11月定例会に提案されましたが、慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で閉会中継続審査となった議案であります。

まず、乙第44号議案「指定管理者の指定について」は、県立名護青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、指定管理者となる団体は一般財団法人沖縄美ら島財団を予定しており、指定の期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であるとの説明がありました。

本案に関し、前回の指定管理者の指定については、名護及び糸満青少年の家を一括して一団体に管理を任せているが、今回、個別に指定管理を行う理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、前回は体育館や宿泊施設に類似性があり、両施設を一括して管理することで効果的な施設管理や維持管理費用の縮減が図られることから一括募集を行ったが、今回はこれまでの実績を踏まえ、個別に指定管理ができることが確認されたことと、指定管理者制度に関する運用方針の中により多くの民間事業者等が参入できるよう明記されていることから、民間事業者の事業機会の拡充を図るため個別に募集を行ったとの答弁がありました。

次に、指定管理に応募した団体の人件費を積算ベースで比較した場合、どのようになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、一般財団法人沖縄美ら島財団の積算した1人当たりの人件費は、年収301万3000円で、次点となった団体の人件費は、年収276万8000円であると

の答弁がありました。

次に、指定管理者の選定に当たる選考委員の構成と人数はどのようになっているのか、また、選定基準に基づく評価点数が僅差の場合、現在の人数では責任が重いのではないかととの質疑がありました。

これに対し、指定管理者制度運用方針では、選定委員会構成員として学識経験者、財務に精通する者、施設の機能または管理業務の性質に応じた専門知識を有する者、施設の利用団体を代表する者と定められており、構成する人数に関する規定は特に定められていない。なお、現在は4名の選定委員により選定業務を執行しているが、委員会の構成人数については今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、指定管理者制度の導入に当たっては、教育機関としての施設のあり方や活用方法を考えた場合、一度見直す必要があるのではないかと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者制度は、県の行財政改革の一環として平成22年度から導入しているが、業務を執行する中で課題等も出てきていることから、各委員の意見も参考にしながら県全体として意見交換ができる場を設けるなど、今後の対応について考えていきたいとの答弁がありました。

そのほか、指定管理予定者の新規採用者数、名護青少年の家の設置目的、指定管理を行う根拠とその効果、指定管理料上限額の積算方法、指定管理の期間、選定基準の評価内容と重要度、募集要項の内容、職員の継続雇用などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本議案の可決後、自民党所属委員から附帯決議が提出され、採決に先立ち共産党所属委員から、現在雇用されている職員の継続雇用を求める附帯決議であっても、指定管理者制度のもとでは賃金が低いままであり、制度そのものの根本解決につながるものではないことから反対する旨の意見表明があり、採決の結果、賛成多数をもって可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党県議団を代表して、県立名護青少年の家を民間に指定管理をさせるための、平成24年第8回議会乙第44号議案「指定管理者の指定について」について、反対の討論を行います。

本議案は、昨年の11月定例議会で継続審議とされたものです。

委員会審議では、選定のあり方、選定委員の問題、専門職員などの待遇の問題などさまざまな意見や質疑が出され、指定管理者制度の矛盾が浮き彫りになりました。昨年の審議では、県の直営から指定管理者に変える理由について、地方自治法で直営すべき特別な理由がない場合は指定管理の方法があるといっている指定管理者制度が導入されたという答弁でした。

ところが、地方自治法第244条2の1項は、公の施設を設置、管理するには条例で定めなければならない。同3項は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めたとき、指定管理者に管理をさせることができるという規定です。3項に照らして、名護青少年の家が指定管理者でなければならないという必要性を明確に答えることはできませんでした。

その上、知事が平成17年6月に行革方針を出して指定管理にようになったという答弁は、経費削減をするための行革に従って指定管理にしたことを認めるものでしかありません。教育庁は、教育行政を推進、向上させる立場を堅持して教育費を削減する行革に毅然と対応すべきではなかったでしょうか。

指定管理者制度は、官から民へと自治体の仕事を営利を優先する民間に委託させたり、民営化して地方自治体の福祉と暮らしを守る役割を後退させてきました。沖縄県も官から民間へと行革の立場に立ってこれまで福祉施設や教育施設の民間委託を進め、受益者負担の名で県民に負担を押しつけてきました。

教育や福祉は継続した専門性の蓄積の上に質の向上が確保されていく大事な分野です。人件費を大幅削減をして質の高い社会教育主事や教育の専門家が確保できるでしょうか。今度の指定管理では、職員の給与は「学校教師の初任給と同等な月額給与」という答弁です。何年たっても変わらない低い給与で安上がりの雇

用に労働意欲が出るでしょうか。優秀で意欲ある職員が定着するでしょうか。低賃金労働は、ひいては県民への行政サービスの低下につながるものです。

今回の選定では、総合評価点数が1点差であり、2番目の選定から外れた業者はこれまで3年間、名護青少年の家を指定管理してきたところです。業務を継続することによってノウハウを蓄積して専門性が高くなると言ってきた主張からすれば、1点低くても継続したその業者を選定するのが妥当と考えるのが道理です。選定問題については数人の委員からも指摘がありました。

また、3年前は名護と糸満青少年の家を1業者に指定管理させたのですが、当時の理由は、2カ所を別々にするより1カ所の業者にすれば維持管理料が安くなると言っていました。今回、2業者に別々に指定管理したのはなぜか、合理的理由も明らかにせず場当たりの対応に終始しています。

直営から指定管理者にする最大の理由は、経費削減以外ありません。削減するのは人件費です。結局、学校教員の初任給の月額に等しい給与で青少年の家が管理運営されることになります。本議案には、職員の継続雇用を求める附帯決議が出されましたが、低賃金の雇用を継続しても雇用問題が解決するものではありません。

沖縄県立青少年の家は、健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として6カ所に設置をされ、利用されてきた青少年の教育上、重要な施設です。

幾つもの矛盾が出てきた指定管理者制度は見直して、社会教育施設は県の直営によって管理運営することを求めて反対の討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

ただいま議題となっております平成24年第8回議会乙第44号議案「指定管理者の指定について」について、賛成する立場で討論を行います。

本議案は、平成25年度から名護青少年の家の管理を指定管理者に行わせるために、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

指定管理者制度は、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定する団体に公の施設の管理を代行させるもので、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減等を図るものであり、当該施設への指定管理者制

度の導入は全国的な傾向となっております。

平成22年度から指定管理者制度を導入した青少年の家については、県直営時と同様な体験活動、野外活動等、青少年の健全育成に資する事業を実施するとともに、新たに指定管理者の独自のアイデアやノウハウを生かして企画した自主事業を実施し、より充実した事業が行われております。

実施事業数は、平成21年度の101事業から平成24年度は127事業に増加いたしております。また、これまで施設の管理運営に要した経費も、指定管理料となったことで経費削減の効果があらわれております。

沖縄県における指定管理者制度の導入や、今後ともその推進については異論を唱えるものではございませんけれども、指定管理者を選定するための選定委員会の構成、私は、全面的にその選定委員の意思決定を信頼をしているわけでありますけれども、選定委員の数をふやしてさらに幅広い角度から選定していただくこと、あるいはまた、指定管理者が変わっていくときのこれまで働いていた方々の雇用の問題、さらにはこのことも含めてより安定的な運営管理が行われるよう、指定管理の期間をさらに延長していく、そのことも含めて検討していただければと考えております。

以上の理由により、青少年教育施設への指定管理者制度については、所期の目的の達成に向け着実に効果を上げていっていると思われまます。さらにまた、今後の課題も提起をさせていただきます。

よって、平成24年第8回議会乙第44号議案の「指定管理者の指定について」に賛成する立場で討論を行いました。御賛同よろしくお願ひします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより平成24年第8回議会乙第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、平成24年第8回議会乙第44号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第4 乙第51号議案から乙第53号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第51号議案から乙第53号議案までの議決議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第51号議案「工事請負契約について」は、伊良部大橋橋梁整備第8期工事上部工（その4）の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約金額は7億6650万円で、契約の相手方は宮地エンジニアリング株式会社・金秀鉄工株式会社特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

次に、乙第52号議案「工事請負契約について」は、伊良部大橋橋梁整備第8期工事上部工（その10）の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約金額は17億4352万5000円で、契約の相手方は株式会社安部日鋼工業・株式会社南海建設・株式会社南西建設特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

次に、乙第53号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成24年第5回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

当該工事は、伊良部大橋橋梁整備第7期工事上部工（その7）であり、変更増額は905万1000円である。

変更の主な内容は、単価調査の結果、セグメントを緊張するPC鋼線を通すためのポリエチレン管の単価が上がったため、契約金額を6億1208万7000円から6億2113万8000円に変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、上部工の設計変更に伴う議決はこれま

で何度も変更しているが、今後も変更の可能性はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、特殊な工事であるため、現場の条件等により今後もないとは断定できないが、可能な限り今回の議決内容で工事を完了させるよう努めていきたいとの答弁がありました。

次に、上部架設に使用する大型クレーン船の曳航に係る費用は幾らか、その費用は請負業者の負担になっているのかとの質疑がありました。

これに対し、曳航費用は約３億円であり、県で予算化して請負額に含めているとの答弁がありました。

次に、天候が荒れてクレーン船の作業が延期になった場合の費用は業者負担になっているが、今後配慮できないかとの質疑がありました。

これに対し、入札の段階で特記仕様書において条件を明示しており、台風による増額の場合は県が負い、それ以外、例えば潮流が速い場合などについては業者側の負担としている。この件に関しては、現在、沖縄県建設工事紛争審査会に諮っているとの答弁がありました。

次に、増額変更の上部工（その７）については、セグメントの材料が変わるわけではないのかとの質疑がありました。

これに対し、前回の議決内容変更の際にはポリエチレン管の価格調査が間に合わなかった。セグメント自体は同じ材料であるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第51号議案から乙第53号議案ま

での３件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第51号議案から乙第53号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第51号議案から乙第53号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

————— ・ ・ —————

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、明３月１日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 吉 田 勝 廣

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成25年 3 月 1 日

平成25年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成25年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 3 号）

平成 25 年 3 月 1 日（金曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 3 号

平成25年 3 月 1 日（金曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

出 席 議 員（46名）

議 長	喜 納 昌 春 君	23 番	大 城 一 馬 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	24 番	嶺 井 光 君
1 番	上 原 章 君	25 番	前 島 明 男 君
2 番	砂 川 利 勝 君	26 番	照 屋 守 之 君
3 番	具志堅 透 君	27 番	新 垣 良 俊 君
4 番	又 吉 清 義 君	28 番	仲 田 弘 毅 君
5 番	末 松 文 信 君	29 番	新 垣 安 弘 君
6 番	儀 間 光 秀 君	30 番	當 間 盛 夫 君
7 番	新 田 宜 明 君	31 番	照 屋 大 河 君
8 番	仲 村 未 央 さん	32 番	狩 俣 信 子 さん
9 番	玉 城 満 君	33 番	赤 嶺 昇 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	34 番	新 垣 清 涼 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	37 番	金 城 勉 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	中 川 京 貴 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	桑 江 朝千夫 君	41 番	新 垣 哲 司 君
16 番	座喜味 一 幸 君	42 番	具 志 孝 助 君
17 番	呉 屋 宏 君	43 番	新 里 米 吉 君
18 番	仲宗根 悟 君	44 番	高 嶺 善 伸 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	奥 平 一 夫 君
20 番	山 内 末 子 さん	46 番	玉 城 義 和 君
21 番	瑞慶覧 功 君	47 番	玉 城 ノブ子 さん
22 番	渡久地 修 君	48 番	嘉 陽 宗 儀 君

欠 席 議 員（1名）

13 番 島 袋 大 君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井真 弘 多 君	会 計 管 理 者	真栄城 香代子 さん
副 知 事	上 原 良 幸 君	知 事 公 室	新 城 清 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	秘書広報統括監	
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	総 務 部	仲 本 朝 久 君
総 務 部 長	川 上 好 久 君	財 政 統 括 監	
企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君	教 育 委 員 会 長	新 垣 和歌子 さん
環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君	教 育 長	大 城 浩 君
福 祉 保 健 部 長	崎 山 八 郎 君	公 安 委 員 会 長	翁 長 良 盛 君
農 林 水 産 部 長	知 念 武 君	委 員 長	村 田 隆 君
商 工 労 働 部 長	平 良 敏 昭 君	警 察 本 部 長	平 良 宗 秀 君
文 化 観 光	平 田 大 一 君	労 働 委 員 会 長	
ス ポ ー ツ 部 長		事 務 局 長	岩 井 健 一 君
土 木 建 築 部 長	當 銘 健一郎 君	人 事 委 員 会 長	
企 業 局 長	兼 島 規 君	事 務 局 長	知 念 建 次 君
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次 君	代 表 監 査 委 員	

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
次 長	鉢 嶺 元 君	主 幹	佐久田 隆 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長玉城健君は、所用のため本日及び4日から8日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長岩井健一君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） この際、念のため申し上げます。

本日及び4日から8日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 皆さん、おはようございます。

代表質問の前に、先日突然の訃報に接した前田政明議員の御逝去に衷心より哀悼の意を表します。

今でも死去されたのがうそのようで、まさに青天のへきれきの思いであります。今にも議場の奥から自民党に対する強烈で辛辣な大きな声のやじが飛んできそうな感じがいたします。

私の前田さんに対する評価は、最も共産党の議員らしい議員で、県議会の名物男であったことは確かであります。また、うつむきかげんの彼の笑顔が大変印象に残っております。早過ぎる彼の死は、残念のきわみでございますけれども、御冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

次に、所見を申し述べます。

昨年暮れの衆議院選挙において、我が自民党は地すべりのような勝利をおさめ政権奪還を果たすことができました。この間、本県においては衆議院の議席をすべて失っていましたが、今選挙で予想だにしない4議席を確保する快挙をなし遂げることができました。これもひとえに有権者の賢明な御判断と御支援のたまものであり、この場をかりて深く感謝を申し上げさせていただきます。そして衆議院選挙の結果を受けて、自公連立政権の第二次安倍内閣が誕生し、我が国のかじ取りを担うことになりました。新政権は最優先政策として、日本経済の再生を柱とする経済政策を掲げ、長年

日本経済の足を引っ張ってきたインフレからの脱却を重点課題として取り組む方針を打ち出し、財政出動、金融緩和、成長戦略等の景気対策を実施するアベノミクスを発表、金融市場は敏感に反応を示し、円安・株高が進む相場展開になっております。経済成長への期待感と相まって、ようやく日本の経済の景気回復の兆しが始動をした感があります。しかしながら、急激な円安の副作用に対する警戒感や、持続的な経済成長につながっていくかはまだ予断を許さない環境にあります。今後は、安倍内閣の的確な成長戦略と経済対策に国民の期待と注目が集まっております。

本県においても安倍内閣の積極的な経済政策や予算編成の好影響を受けて、平成25年度予算は県政史上最大の6988億の予算編成となり、平成24年度補正予算を加えると何と7300億を超える大型予算となっております。昨年新設された自由度の高い一括交付金もハード・ソフト事業ともに800億円を超え、沖縄県の振興計画に十分に資する予算計上となっております。国直轄事業を含む沖縄振興費も3000億の大体を確保することができました。特に、沖縄県の懸案であり観光振興や自立経済の確立に必要な不可欠であった那覇空港の第2滑走路事業費の130億円が確保されたことは特筆されます。完成までに2000億とも言われる大型プロジェクトだけに予算折衝過程において、政府の政治判断を引き出した仲井眞知事の政治手腕を高く評価するものであります。また、これらの沖縄関係予算の要求に応えてくれた安倍政権は、沖縄の振興開発の必要性を十二分に理解し、沖縄県が持つ特殊なポテンシャルに大きな期待を示した結果のあらわれであるものと高く評価をしたいと存じます。

一方、普天間飛行場移設を含む米軍基地に係る課題は、沖縄県が求める要望・要求が遅々として進展せず、失望に変わりつつあります。特に普天間飛行場移設については、党本部と県連のねじれが表面化、また政府においても日米合意の辺野古移設の推進を沖縄県に求めるなど厳しい対応が現実化しております。しかし、自民党沖縄県連は普天間飛行場の固定化を許さず、県外移設を求め、オスプレイの配備反対も堅持をしまいにあります。よって、政府党本部に対し、方針の見直しを求める行動を行っているところであります。

次に、代表質問に入らせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、尖閣諸島について。

歴史的にも国際法上も我が国の固有の領土である尖閣諸島を我が国政府が国有化したことで、中国は公然と公船による領海侵犯を繰り返し、飛行機による領空

侵入までエスカレートをさせております。理不尽な対日圧力を強めております。

中国の狙いは、国際社会に対し日本との間に尖閣諸島をめぐる領土問題が存在することをあぶり出すことにその目的があることは明白であります。また、中国は長年、海洋権益の確保を国策としてきており、領海侵入を日常化させることで日本に領有権問題で譲歩させ、交渉の場につかせることに狙いがあり、これまでの対日圧力を弱める気配はないものと思われます。このような中で、中国海軍艦船による海上自衛隊護衛艦に対する射撃用の管制レーダーを照射するという、一歩間違えば双方が武力衝突につながりかねない挑発行為を行っております。こうした事態がいつまで続くのか予想もつきませんが、しかし、中国の圧力に屈し安易に妥協すれば、尖閣諸島について我が国が領土問題は存在しないと言ってきたこれまでの主張そのものが覆ることになりかねません。

中国の一方的な行為に対して、国際社会の信用を失いつつあることも確かであり、我が国も積極的に日本の主張の正しさを発信していくと同時に、尖閣諸島を行政区域に抱える沖縄県も漁民が安心して漁業ができるような対応・対策を講ずるべきであります。

そこで伺います。

ア、尖閣諸島の国有化後、中国公船の領海侵犯、航空機の領空侵入と対日圧力をエスカレートさせているだけでなく、海上自衛隊護衛艦に対する射撃用管制レーダー照射と、一歩間違えば双方が武力衝突につながりかねない挑発行為を行っている。このような中国の強硬姿勢に対し県知事の見解を求めます。

イ、中国公船が日常的に領海に侵入している状況で、本県の漁船の安全確保はどうなっているのか伺いたい。

ウ、日台漁業協議について、本県漁業者の操業の安全と権利の確保を最優先するよう政府に対し強く求める考えはないか伺います。

(2)、与那国島への自衛隊配備について。

防衛省は、2011年版の防衛白書で南西諸島の警戒監視能力を向上させ、自衛隊配備の必要性を示し、その一環として与那国島へ自衛隊を配備し、南西地域での防衛力強化を打ち出しました。そして2008年9月の与那国町議会の誘致決議を受けて昨年7月には町主催の住民説明会が開かれ、11月には防衛省と与那国町共催による住民説明会において具体的な計画案が示されております。

防衛省は予定地の地質調査、測量調査、用地取得、用地造成を進め、現行の中期防衛力整備計画の最終年

度である2015年までに部隊の配置完了を目指しているようであります。一方で、受け入れに反対し直接住民の意思を問う住民投票条例案について町議会で否決されるなど、受け入れをめぐる町を二分する事態となっております。

本県離島周辺海域で、中国海軍の海洋活動は以前より活発化し、南西の海を通過する中国海軍はほぼ常態化している状況にあります。離島海域の安全確保が急がれます。

そこで伺います。

ア、与那国島に防衛省が自衛隊配備を計画していることに對し、町は誘致を進めているが、県はこの問題をどのように考えているのか伺います。

イ、中国による尖閣諸島への不法介入、領海侵犯等が常態化している中、我が国の主権を守るため、南西諸島周辺の防衛・監視体制の強化は必要と考えるが、県の考えを伺いたい。

2番、米軍基地問題について。

(1)、普天間飛行場移設問題について。

去る2月22日より安倍首相は、日米首脳会談のために訪米され、本県に係る普天間飛行場の移設、TPP交渉参加問題を協議されたようであります。訪米に先立ち、2月2日に就任後初めて来県した安倍首相は仲井眞知事と会談をしており、その中で知事から、一日も早い普天間飛行場の県外移設の要請を受けております。これに對し安倍首相は、普天間の固定化は絶対あってはならないとしながらも、米国との合意の中で進めていきたいと述べ、辺野古移設を進める意向を示す発言をされたとのことであります。

去る1月28日、安倍首相は、県内全市町村代表者などで構成する要請団より、普天間飛行場へのオスプレイ配備の撤回、普天間の閉鎖・撤去及び県内移設断念の建白書を受けていただけに、首相の発言は残念であります。

そもそも国土面積のわずか0.6%しかない沖縄に戦後28年もの間、米軍基地の75%を押しつけ、県民に過重な負担を強い続けていること自体が異常であります。沖縄の反対を無視して配備したオスプレイは、日米合同委員会で取り決めたルール（飛行ルート）に違反した飛行が日常化しており、去る5日には離陸直後にペットボトルが落下するという事故まで起きております。日米安全保障が最重要であることは論をまちませんが、それなら過重負担の一部でも全国で分かち合ってもらいたいというのが沖縄側の声であり、納得できないところでもあります。

我々は、県民の生命と財産を守るため、普天間飛行

場の県外移設に向け政府に對し何度でも説明や説得を続けていかなければならないものと考えております。

そこで伺います。

ア、安倍首相との会談で仲井眞知事は県外移設を求めたが、安倍首相は、日米合意に沿って進めることを明確にし、首相は今後信頼関係を構築していくとしているが、知事はどのように対処するのか伺いたい。

イ、政府は、普天間飛行場の固定化に否定的な発言をしてありますが、政府の言う固定化はしないとはどういう意味なのか。また、普天間の固定化を防ぐ観点から知事の見解を伺いたい。

ウ、防衛省は、2013年度予算で普天間飛行場の老朽化した施設の補修・整備を図る方針のようだが、これは普天間飛行場の固定化を念頭に置いた措置ではないのか、県の認識を伺いたい。

エ、県内全市町村代表者などの要請団は、普天間飛行場へのオスプレイ配備の撤回、閉鎖・撤去及び県内移設断念を求めて政府への要請を行い、安倍首相に建白書を手渡しました。今回の要請行動について知事の思いを伺いたい。

オ、日米首脳会談後、政府は辺野古移設に係る公有水面で許可申請書を近く提出する方針を決定したようだが、埋立申請に對する県の基本姿勢を伺いたい。

カ、沖縄防衛局が名護漁業協同組合に對し、公有水面埋立申請の提出に合わせて同意書を求める申請書を提出したが、県の見解を伺います。

キ、又吉公室長は、普天間飛行場の県外移設を訴えるため訪米し、米政府高官に直訴をした。高官との会談の内容と反応について伺いたい。

ク、嘉手納飛行場以南の基地の返還については、先行返還が合意されながら見通しが立っていないことから、県が返還アクションプログラムの策定を国に求めているかどうか。また、米国防費の削減問題でグアム移転が頓挫すれば返還計画自体も白紙になりかねないと思われませんが、県の見解を伺います。

(2)、米兵による事件・事故について。

米兵による事件・事故防止対策として、在沖米軍は、米兵の深夜外出禁止令を出しましたが、それにもかかわらず一向に飲酒絡みの事件・事故は後を絶たないのが現状であります。このような中、米軍は去る2月13日、これまでの「リバティー制度」による外出禁止時間を緩和した新たな指針を発表しております。軍が組織として決定した「禁止令」を一兵士が守らなければ、米軍の内部服務規程や軍人としての規範・規律がいかに緩んでいいかげんなものかを示したものであります。

警察庁の統計資料によれば、1996年以降に摘発された在日米軍兵士や米軍関係者による殺人、強盗、放火、強姦などの凶悪犯罪について、米兵被疑者118人のうち約半数の58人は拘束しないまま事件処理され、そのうち強姦については、米兵35人中、何と85.7%の30人は逮捕されずに不拘束のまま事件処理がなされているということでもあります。

日米両政府は、凶悪犯罪に対する起訴前の身柄引き渡しにおいては、米軍の好意的配慮がなされるものと運用改善に合意しましたが、この資料の内容では好意的配慮はあくまでも米軍の自由な裁量に任された曖昧なもので、何ら拘束されるものではないことが明らかに示されております。根本的な解決を図るには、やはり日米地位協定の抜本的な見直し以外にはないと考えますが、そこで伺います。

ア、警察庁の統計資料で1996年以降に発生した米兵による凶悪犯罪事件で、逮捕せず身柄不拘束で事件処理された件数が約半数もあり、そのうち強姦では85.7%が不拘束だったようだが、この状況について県はどう考えているか伺います。

イ、日米地位協定で凶悪犯罪について、起訴前の身柄引き渡しを可能とする運用改善がなされましたが、どのような理由で不拘束となったのか。また、運用改善が守られない状況では、地位協定の抜本的見直しが必要ではないか伺います。

ウ、米軍の夜間外出禁止令が出されている中、米兵による飲酒絡みの事件が後を絶たない状況にある。県は、日米両政府に対するこれまでの要請方法を再検討するべきではないか伺います。

エ、米軍が嘉手納基地などへ配備を検討していると言われる最新鋭ステルス戦闘機F35について、日本政府の言う負担軽減に反し騒音被害が激化するおそれがある。県の対応を伺いたい。

3番、観光振興について。

県が発表した2012年の観光客数は、対前年比で7.8%増の583万5800人と震災前の水準にまで回復を見せております。特に、海外からの観光客は37万6700人と過去最高を記録しており、県のこれまでの取り組みの成果が出たものと思われます。

沖縄観光は、観光資源として海、空に代表される自然を生かしたリゾート観光地として一定の定着を見ておりますが、2013年度630万人の目標を達成するには、沖縄の魅力を十分に生かし、さらなる観光資源の開発が必要であると考えます。

観光庁が国内旅行に関する「満足度」、「再来訪意向」を全国10ブロックに分けて調査をしましたが、そ

の中で沖縄への旅行を「大変満足」と答えた割合は29.5%で、満足度では全国1位となっております。しかし、1年以内に再び沖縄旅行をするかの「再来訪」については、「思わない」が27.7%と「再来訪したい」の21.8%よりも高く、しかもその割合は全国ワーストであります。離島県で旅行費用の高さも一要因となっていると思われますが、この数字は観光立県として見過ごせるものでなく、緻密な分析が必要と考えます。

そこで伺います。

(1)、観光客1000万人誘致、特に海外からの観光客を呼び込むための戦略と沖縄独特の伝統芸能を生かした新たな観光メニュー開発の必要性について、県の取り組みを伺います。

(2)、クルーズ船の寄港が過去最多となっておりますが、県内への滞在時間の短さが指摘されている。2012年の寄港状況と滞在時間、1人当たりの平均消費額について、また、滞在時間を延ばす方策はないか伺います。

(3)、観光庁の2012年上期の国内旅行に関する調査によれば、沖縄県への旅行を大変満足とした人は全国1位となっておりますが、一方で再来訪を望まないが全国で最も高く、その要因について県はどのように分析しているか伺います

4番、離島・過疎地域の振興について。

本県の離島は、広大な海域に点在する多くの島々を抱え、小規模離島も多いことから、住民の移動手段は船または空路に限られ、移動にかかるコストは高く、生活必需品についても本島と比較して割高となっております。離島住民にとって大きな負担となっております。このため、離島・過疎地域で暮らす上で不可欠な生活環境の整備・改善を促進し、子供からお年寄りまでが安心して住み続け、安全な日常生活が送れるような支援策と定住条件の整備を図る必要があります。その上で、本県特有の自然や独特の歴史・文化を持つ離島の活力を向上させ、それぞれの地域に根差した観光・リゾート産業や農林水産業、伝統工芸等の一体的な振興を図ることにより、地域の活性化と若者に雇用を創出していくことが必要であります。

そこで伺います。

(1)、県教育庁は、離島児童・生徒支援センター（仮称）の建設方針を固めたようですが、建設場所、予算規模、受け入れ定員、建設スケジュール等、また、今後クリアすべき課題について伺います。

(2)、離島における下水道事業について、本島のような広域処理が難しいことから構造的に高コストとなら

ざるを得ない。一括交付金を活用した対策がとれないか伺います。

(3)、離島における港湾の整備と島内を運行するバスの不採算路線について、離島住民の生活環境の改善を図る観点からどのような対策がとれるか伺います。

(4)、文科省は、離島出身高校生を対象とする離島高校生修学支援事業の拡充を検討しているようだが、支援拡充の内容と本県における対象市町村・生徒数について伺います。

(5)、県立八重山病院の建てかえについて、地元は旧石垣空港跡地への新築移転を求めています、県の計画の中に同跡地活用も含まれているか伺います。

(6)、漲水地区複合一貫輸送ターミナル改良事業、本港地区防波堤整備事業について、事業費の確保と工期の短縮について伺います。

(7)、県営新川団地及び県営真喜良団地の老朽化が進んでおり、地元から建てかえの要請があります。県営団地の建てかえに向けた取り組み状況と、また石垣市が予定している市営新川団地の建てかえに向けた基本構想と連携した取り組みができないか伺います。

(8)、県は、離島地区の情報通信基盤の高度化・安定化を図るため、新たに海底光ケーブルの整備を行うとのことですが、その内容について伺いたい。

5 番、農林水産業の振興について。

政府は、日本農業を再生し経済の牽引役としての成長産業へ押し上げるため、さまざまな施策を展開していましたが、一方で農漁業の後継者不足は深刻で就業者の高齢化が急速に進展しております。従事者の高齢化は、農地の放棄、耕作放棄地の増加という結果となっておりますが、状況は本県も同様であり、農家の減少と高齢化、そして後継者不足への対応が県政の大きな課題となっております。

また、県内の水産業は、年々減少傾向にある漁獲量や輸入水産物の増大に伴う価格の低迷、生産コストの高騰、そして担い手の減少等による高齢化の進行、後継者不足等、厳しい状況にあります。本県における農林水産業の厳しい現状に鑑み、国や県においては離島県として本県に特化した対策が必要であります。

そこで伺います。

(1)、我が国の農林漁業は、就業人口の減少と後継者不足で高齢化が急速に進んでいるが、政府における対策は十分な効果を上げているとはいえない。本県における対策はどうなっているのか伺います。

(2)、自民党の農林部会でサトウキビ増産を目的とした基金創設が決定されましたが、支援内容と2013年度のサトウキビ農家の手取り額について伺います。

(3)、久米島で実施していたアリモドキゾウムシの根絶事業で、その根絶が確認されました。地元では紅芋の産地化と県外出荷に向け、さらにイモゾウムシの根絶が急がれている。県の今後の取り組みを伺いたい。

(4)、県が策定を進めている「やんばる型森林業の推進」について、その狙いと対象地域、事業効果をどのように描いているのか伺います。

(5)、さきの日米首脳会談で全ての関税を撤廃せず例外品目を認める配慮で合意されたことで、日本のTPP交渉参加が現実的なものになったが、県の考えを伺いたい。

(6)、本県マグロ漁船の航海及び安全確保のための機器等の導入に対する補助等の支援について、県の方針を伺います。

6 番、各種公共施設の整備促進について。

本県は、本土から遠く離れた島嶼県という地理的要因から、災害が起これば他県からの本格的な応援が開始されるには時間を要し、本県単独で対処しなければならず、他県に比べ一層の防災体制の整備が求められております。

本県は、道路や公共施設等の老朽化で都市機能の低下が見られる地域も多く、老朽建物の除去や建てかえによる防災機能の改善が急がれております。その背景には、戦後混乱の中で、適切に都市計画がなされないままに、密集市街地や狭隘な道路網が形成される状況で市街化が進み、ゆがんだ都市構造となっていく歴史的経緯があります。また、本県は台風の常襲地域でもあり、毎年のように被害をこうむっている状況にあります。災害から県民の生命を守るために防災・減災の対策は喫緊の課題であります。このため、政府は、大型補正予算や新年度予算で防災・減災に対応した国土の強靱化を図るとしており、今後予想される東日本大震災に見られるような地震や津波に対する適切な対策が急がれております。県においても迅速な対応が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、防災上や災害対策上、老朽化等による建てかえや新規建設が必要とされる公共施設等について、防災基盤や生活基盤の整備の観点から県の整備計画を伺います。

(2)、21世紀ビジョン実施計画の施策として電線地中化を掲げ、5年後、10年後の成果目標も示している。実施地域や事業展開など具体的計画について伺いたい。

(3)、国の技術指針に合っていないつり天井式の体育館や劇場などについて、大規模地震で落下の危険性が指摘されているが、本県における状況と実施している

対策を伺いたい。

(4)、米軍発注工事参入支援可能性調査の進展状況、ボンド枠の確保に対する支援策とその実施方策について県の考えを伺いたい。

(5)、県総合運動公園プロサッカースタジアムの整備事業について、進捗状況と完成時期について伺いたい。

(6)、空手道会館（仮称）建設に向けた調査を実施するなど、具体的に動き出しましたが、建設場所や運営計画等基本的な考えを伺います。

(7)、県は、那覇空港内に航空機の整備基地を建設するための調査費を計上しているが、調査の概要と県経済や雇用、技術人材の養成に及ぼす波及効果について県の考えを伺いたいと存じます。

以上、答弁によっては再質問させていただきます。的確な御答弁をお願いを申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

翁長政俊議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、尖閣諸島をめぐる中国の強硬姿勢についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

領土問題は、基本的に国で扱うべきものではないかと考えております。

尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な外交を通じて解決するよう、日中両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えておるところでございます。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場移設の対応についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

2月2日、安倍首相から、基地負担の軽減に全力を尽くす旨の発言がありました。県としましては、首相の今後の取り組みに期待をしているところであります。しかしながら、普天間飛行場の移設につきましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であると考えております。他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。この考えに変わりはなく、引き続き日米両政府に一日も早い危険性の除去、県外移設・返還を強く求めてまいります。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、安倍首相への要請行動についての御質問にお答えいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係4団体、市町村、市町村

議会の連名で、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出されたことは、大変意義があるものと考えております。

県としましては、市町村や各界各層の皆さんが参加される運動と県がそれぞれの立場で協力し、事態の解決を図ることが適切であると考えております。今後もオスプレイの配備計画の見直し等を日米両政府に対し強く求めてまいる所存でございます。

次に、農林水産業の振興に係る御質問の中で、TPP交渉参加に関する御質問にお答えいたします。

沖縄県では、これまで政府からの情報提供が少ないこと、そしてまた国内農業へ重大な影響を与えるおそれがあることなどから、「国民合意のないまま、TPP交渉への参加を行わないこと」を国に対し求めてきたところであります。去る2月22日の日米首脳会談後における日米の共同声明におきましては、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことなどが確認されたとしております。しかしながら、沖縄県としましては、政府において十分な情報提供がなされることが必要であると考えており、国民的議論も踏まえて交渉参加について慎重に判断することが重要であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 知事の政治姿勢についての中、尖閣における本県漁船の安全確保についての御質問にお答えします。

尖閣諸島周辺水域は、本県のマグロ漁業や底魚一本釣り漁業にとって重要な漁場であります。近年、当該水域においては、台湾のマグロ漁船等が多数操業しており、また、最近では中国の監視船等も頻繁に航行しております。このような状況の中、船舶の衝突等による不測の事態を避けるために、当該水域への出漁を自粛する漁業者が多いと聞いております。

県としましては、尖閣諸島周辺における本県漁業者の安全操業が妨げられるようなことがあってはならないと考えており、機会あるごとに外務省や農林水産省、海上保安庁などに対し、安全操業の確保や外国漁船の取り締まりの強化に関し、万全な対応を講じるよう要請しているところであります。

今後とも、漁船の安全確保に関し、的確な情報収集等に努めるとともに、国に対し漁業関係者と連携し要請等を行ってまいります。

次に、日台漁業協議における本県漁業者の操業の安全と権利の確保についての御質問にお答えします。

本県の漁業者は、日本と台湾との民間漁業協議に対し、先島諸島周辺の北側や南側水域のマグロ漁場において、台湾漁船との漁場競合が生じていることから、当該協議に強い危機感と不安感を抱いております。そのため、県及び漁連等は、昨年11月18日に農林水産大臣に対し、またことし1月15日には、同じく農林水産大臣と外務大臣及び内閣府大臣政務官に対して、当該協議に当たっては、本県漁業者の意向を尊重することなどを要請しております。さらに、去る2月25日と26日には、農林水産大臣や外務大臣、内閣総理大臣及び県選出国會議員等に対し、県と県漁連及び八重山漁協を初め当該水域を利用する主な漁協の8組合長による要請を実施したところであります。当該要請に対し、農林水産大臣及び外務副大臣からは、沖縄の漁業者の意向は理解している。頭越しに協定を締結することはない等の回答があったところであります。また、県選出国會議員からは、日台漁業協議に関し、今後、県や漁業団体と連携して取り組みたいとの意向を確認したところであります。

県としましては、今後とも当該協議に関する的確な情報収集を行うとともに、本県漁業者の意向が協議に十分反映されるよう、漁業団体等と連携し国へ働きかけてまいります。

次に、農林水産業の振興についての中での、農林水産業の担い手対策についての御質問にお答えいたします。

本県の農林水産業の持続的な発展を図るためには、魅力ある経営の確立と多様な担い手の育成確保が重要であり、農業後継者の育成確保のための総合的な対策を講じているところであります。具体的な取り組みとしましては、農業大学校における実践的な研修教育、新規就農へ誘導するためのサポート講座や夜間講座の実施、耕作放棄地の再生利用による農地の確保やハウスの整備などの支援をしているところであります。また、平成24年度からは、沖縄振興特別推進交付金を活用して、就農相談から定着までの一貫した就農支援を行う沖縄県新規就農一貫支援事業や青年就農給付金事業の実施により、新規就農者の育成確保に努めているところであります。さらに、林業・漁業就業者の育成については、森林組合において緑の雇用事業を活用し、新規就業者へのトライアル雇用や技術習得研修、沖縄県漁連とともに漁業の就業希望者と現場とのマッチングを行う「漁業就業者支援フェア」の開催、新たな漁業就業希望者に対して、指導漁業士や水産研究員

等による技術研修や指導、教育機関と連携した木育活動や、少年水産教室での体験学習などに取り組んでおります。

県としましては、これらの取り組みを通じ関係機関と連携し、本県農林水産業の担い手の育成確保に今後とも努めてまいります。

次に、同じく農林水産業の振興についての中での、サトウキビ増産基金の支援内容と2013年産農家手取り額についての御質問にお答えします。

サトウキビ増産基金の支援内容につきましては、土づくり、病害虫防除、干ばつ対策などのほか、地域が提案する生産対策についても支援できる内容となっております。

2013年産サトウキビの農家手取り額については、政策支援として農家へ交付される甘味資源作物交付金については、平成25年産サトウキビから、トン当たり1万6000円が1万6320円に引き上げられております。農家の手取り額につきましては、平成24年産の基準糖度における手取り額をもとに試算しますと、トン当たり2万1484円となります。

県としましては、サトウキビ農家が意欲を持って生産に取り組めるよう、引き続き支援をしてまいります。

次に、久米島のイモゾウムシ根絶防除の状況についての質問にお答えします。

久米島のアリモドキゾウムシ根絶事業は、平成13年度から開始され、国による駆除確認調査が平成24年12月28日に終了し、根絶が確認されております。現在、国によるパブリックコメント、公聴会を経て、植物防疫法施行規則の一部改正を進めているところであります。一方、久米島におけるイモゾウムシの根絶防除は、寄主植物の除去等の密度抑圧防除や、一部地域での不妊虫放飼による防除を進めておりますが、有効な誘引剤の探索によるモニタリング技術や不妊虫の大量増殖に必要な人工飼料の低コスト化技術などの課題があり、広域の防除には至っておりません。このため、岡山大学や九州沖縄農業研究センター等の国の研究機関とも連携し、研究開発を強化しているところであります。

今後とも、関係機関と連携し、イモゾウムシの防除強化を図り、根絶を目指してまいります。

次に、「やんばる型森林業の推進」についての御質問にお答えします。

「やんばる型森林業の推進」は、国頭村、大宜味村、東村のヤンバル3村において、自然環境の保全と環境に配慮した森林の利活用の実現を目指して策定す

るものであります。具体的な取り組みとしましては、森林の機能に応じた利用区分（ゾーニング）の実施、現在実施している森林施業等のさらなる改善、森林ツーリズムや森林セラピー等、森林の新たな利用の推進、樹木の実や葉を利用する特用樹や造成未利用地の活用等を行うこととしております。本推進（案）の作成に当たっては、世界自然遺産の登録や国立公園の指定等を所管する国や県の環境行政機関を初め、ヤンバル3村を主体とする地域行政機関等とも十分に調整を行いつつ取り組んでおります。

「やんばる型森林業」の実現による効果としましては、ヤンバル3村の林業・林産業の雇用の安定確保や、森林を活用した新たな産業や就労の創出等が図られ、地域経済の発展につながるとともに、地域の活性化や定住化の促進に寄与するものと考えております。

次に、マグロ漁船の安全確保のための通信機器導入についての御質問にお答えします。

県としましては、マグロ漁船等の安全操業の確保を早急に実現するため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、漁業者の安全操業の確保を支援する事業により、漁船に対する高出力無線機等の設置に係る経費を補助しております。補助の対象は、ソデイカ漁業やマグロ漁業等の沖合で操業する漁船であり、今年度は事業費5759万円で42隻の機器を整備するとともに、平成28年度までに合計230隻に無線機設置を計画しております。

県としましては、引き続き安全操業の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、与那国島への自衛隊配備計画についてお答えいたします。

防衛省は、平成27年度末までに与那国島への沿岸監視部隊の配置などの計画を示しております。自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。

県としましては、配備計画について政府において地元の理解と協力を得るよう最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、南西諸島の防衛体制強化についてお答えいたします。

南西諸島の安全保障について、我が国が主権を行使する上で必要な防衛力が配備されるべきと考えており

ます。具体的な自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場の固定化についてお答えいたします。

去る2月2日に来県した安倍総理は、普天間飛行場の固定化はあってはならないとする一方で、日米合意に基づき辺野古移設案を推進していきたい旨の発言をしております。

県としましては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直化した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について追求すべきであると考えております。

次に、普天間飛行場補修に対する認識についてお答えいたします。

普天間飛行場の補修事業について、防衛省は、安全性の確保や環境の保全に資するもの、飛行場を当面運用する上で必要最小限かつ緊急性の高いもの、原則として工事を3年程度で完了できるものといった事項に留意しつつ確認・精査したとしております。

県としましては、普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い危険性の除去、移設・返還の実現が必要で、補修は固定化につながるようなものであってはならないと考えております。

次に、辺野古移設に係る公有水面埋立申請への対応についてお答えいたします。

現時点で政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておられません。仮に提出された場合には関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の一日も早い県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえ適切に対処してまいります。

次に、知事公室長の米政府高官との会談内容と反応についてお答えいたします。

私は、1月11日、渡米し、ワシントンDCにおいて米務省日本部長及び国防省東アジア担当部長と面談をいたしました。渡米の目的は、我が国における政権交代、米国におけるオバマ政権の2期目発足の節目に改めて米軍基地問題をめぐる県の立場を説明することです。

私から両部長に対し、沖縄県の普天間飛行場の移設問題については、県として県外移設を求める立場にあ

ること、また沖縄の過重な基地負担軽減のため日米両政府は最大限の努力をするべきであることを申し上げるとともに、沖縄県議会や市町村議会の決議の状況等の客観情勢を説明いたしました。

これに対し、米側からは、普天間飛行場の移設については現在の日米合意案に沿って解決を図る方針であるとの趣旨の発言がありました。また、米軍人等による事件・事故を初め沖縄の負担軽減について日米両政府で努力する姿勢が示されました。

米政府等に対し県の立場で具体的な沖縄の現状について説明し理解を求めることは重要と考えており、今後とも説明の機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、嘉手納より南の基地の返還についてお答えいたします。

昨年4月27日の日米共同発表において、沖縄に残る施設・区域に関する統合計画を昨年末までに共同で作成するとされておりましたが、同計画はいまだ示されておられません。また、米国の国防予算削減に関しては米国内で議論がなされているものと承知しておりますが、在沖海兵隊のグアム移転等への影響については不明であり、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

県としましては、地元の意向を踏まえ早急に統合計画を作成・公表するとともに、嘉手納より南の施設・区域の計画的な返還を実施するよう、来県した安倍首相や防衛大臣、外務大臣に対し強く求めたところであります。

次に、日米地位協定の抜本の見直しについてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請してきたところであります。県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や訪米での要請など、あらゆる機会を通じ日米両政府に地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

次に、米兵犯罪に対する要請方法の再検討についてお答えいたします。

県としましては、米国政府への直接要請やワーキングチームなどあらゆる機会を通じ綱紀肅正、再発防止を米軍を初め日米両政府に対し求めてきたところであります。しかしながら、在日米軍における新たな勤

務時間外行動の指針の施行後も飲酒絡みの事件が発生するなど、実効性の確保は不十分であると考えております。

県としましては、再発防止策の実効性を確保し事件・事故が皆無となるよう、ワーキングチームなどあらゆる機会を通じて強く求めていきたいと考えております。

次に、嘉手納基地へのF35戦闘機配備についてお答えいたします。

F35戦闘機について、昨年10月に米国防副長官が沖縄配備に言及したとの報道があったことは承知しております。同機については、配備計画の有無や時期等について沖縄防衛局に照会を行っておりますが、いまだ回答はありません。

嘉手納飛行場の航空機騒音については、常駐機に加え外来機のたび重なる飛来等により依然として目に見える形での負担軽減が図られておらず、地域住民の生活にさまざまな影響を与えており、今以上に騒音が激化することはあってはならないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 米軍基地問題についての御質問の中で、公有水面埋立申請の提出に同意を求める申請書が提出されたことについての御質問にお答えいたします。

公有水面埋立承認申請書については、法令により権利を有する者の同意を得たことを証する書類、または同意が得られない旨及びその事由を記載した書類の添付が義務づけられているところであります。今回、沖縄防衛局においては、法令にのっとり漁業権を有する名護漁業協同組合の同意を求めたものと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島における下水道事業への一括交付金の活用についての御質問にお答えいたします。

離島における下水道事業においては、広域的に処理している沖縄本島の流域関連公共下水道市町村に比べコスト高になるものと認識しております。しかし、離島におきましても他の交付金で下水道整備ができることから、ソフト交付金の活用については現行制度上厳しい状況にあるものと考えております。

県としましては、今後のソフト交付金の活用の動向を見きわめながら、関連市町村と連携して検討していきたいと考えております。

同じく離島・過疎地域の振興についての御質問の中

で、離島における港湾の整備についての御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画において、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう定住条件の整備を図ることとされております。

港湾については、海上交通の安全性・安定性の確保、質の高い観光地の形成、輸送需要の増大、輸送形態の効率化、耐震・防災対策、ユニバーサルデザインなどに対応した港湾機能の向上等新たな港湾施設等の整備を推進してまいります。

同じく離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、漲水地区複合一貫輸送ターミナル改良事業、本港地区防波堤整備事業の事業費確保と工期短縮についての御質問にお答えいたします。

両事業とも国において実施されている事業でございます。平良港漲水地区複合一貫輸送ターミナル改良事業は、宮古圏域の安定的な海上輸送の確保及び非効率な荷役形態の改善、大規模地震時の物資輸送に対応するため、平成24年度から着工し、平成28年度完成を目指し整備を進めていると聞いております。また、平良港本港地区防波堤整備事業は、船舶航行安全及び荒天時の海難事故回避、静穏度確保を目指した防波堤整備が進められており、平成32年度の完成を目指していると聞いております。

今後とも、港湾管理者である宮古島市と連携しながら、事業費確保と工期短縮については国へ働きかけていきたいと考えております。

同じく離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、県営新川、真喜良団地の建てかえに向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

県では、現在、県営新川団地及び県営真喜良団地について、早期建てかえに向け団地集約化や余剰地活用の調査を行っております。県営新川団地に隣接する市営新川団地については、石垣市が平成25年度に基本構想を策定する予定であることから、石垣市と連携・調整を図りながら平成25年度に県営新川団地の「団地再生計画」を策定する予定であり、平成28年度の工事着手を目指しております。なお、県営真喜良団地につきましても早期の事業着手に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、各種公共施設の整備促進についての御質問の中で、公共施設の整備促進に伴う県の整備計画についての御質問にお答えいたします。

沖縄県が管理する道路及び公営住宅等は、大部分が復帰後に整備されたため、近い将来急速に老朽化することが予想されております。このため、橋梁について

は、耐震補強も含めた橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検及び補修工事を推進しております。また、トンネルを含む道路施設については、日常、点検・補修を行っており、平成25年度に長寿命化修繕計画を策定する予定であります。県営住宅については、耐震診断等の調査を行い、その結果を踏まえ平成22年度に「沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画」を策定し、計画的な建てかえ等を行っているところであります。

今後とも、老朽化する公共施設等について点検・補修や修繕計画を作成し、災害に強い社会を構築していきたいと考えております。

同じく各種公共施設の整備促進についての御質問の中で、電線地中化の具体的計画についての御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン実施計画における無電柱化推進事業については、毎年8キロメートルの整備を行い、5年後の目標として85キロメートル、10年後の目標として125キロメートルを位置づけております。現在、歩行者の多い那覇市旭町の国道330号、豊見城市の県道11号線、首里城、沖縄海洋博周辺の観光地へのアクセス道路及び台風対策としての宮古島市、石垣市の国道390号等の整備を行っております。今後も観光地へのアクセス、安全で快適な歩行空間の確保、防災対策及び景観向上のための道路の無電柱化を推進していきたいと考えております。

次に、つり天井式の公共施設の状況と対策についての御質問にお答えいたします。

大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策については、十勝沖地震を受けて平成15年に技術指針が定められ、所有者、管理者等に注意喚起を行うとともに報告を求めてきたところであります。その結果、公共施設は6棟あり、そのうち2棟は崩落防止対策が必要として現在も指導しているところでございます。

次に、「米軍発注工事参入支援可能性調査」の状況についての御質問にお答えいたします。

県では、沖縄振興特別推進交付金を活用した「米軍発注工事参入支援可能性調査」において、在沖米軍の大型工事発注見通し、ボンドに関する米国法規等の確認、海外米軍基地での発注工事に関する地元業者受注時の状況調査等及びこれら調査結果を踏まえたボンド枠確保等に向けた支援策の検討を行っております。

県としては、今後、可能性のある複数の支援策をまとめ、次年度からこれらを勘案した上でボンドの課題を解決するための実現可能性のある方策を実施していく考えであります。

次に、県総合運動公園プロサッカースタジアムの進

捗状況と完成時期についての御質問にお答えいたします。

沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアム事業につきましては、現在、基本設計案をＪリーグなどと協議しているところであります。今後は実施設計を発注し、来年度、改修工事を予定しているところであります。本スタジアムは、平成27年3月のＪ２公式戦の開催を目指し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 米軍基地問題についての御質問の中で、(2)のＡとイの米兵の強姦事件処理状況及びどのような理由で不拘束になったのかについては関連いたしますので一括してお答えいたします。

まず初めに、県内における平成8年から平成23年の米兵による凶悪犯の検挙人員は53名であり、そのうち強姦の検挙人員は16名であります。16名のうち4名は逮捕しており、身柄不拘束で送致した者は12名であります。

身柄不拘束で送致した理由につきましては、被疑者を米軍側が拘束し、警察による任意の取り調べにも応じており、逃走、罪証隠滅のおそれがないことから、任意捜査で目的は達成できるものと判断したからでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光振興についての中の、観光客数1000万人に向けた海外からの誘客戦略と伝統芸能の活用についてとの質問にお答えいたします。

沖縄県においては、観光客数1000万人、世界水準の観光・リゾート地の実現に向け、積極的かつ重層的な施策を実施しております。海外からの誘客戦略につきましては、将来の外国人観光客数200万人を目標に、直行便が就航している台湾や中国などを重点市場に定めるとともに、東南アジアやヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアなどを新規市場に位置づけ、航空路線の拡充や市場特性に応じたプロモーションを実施しております。あわせて、外国人観光客の満足度を高めるメニューの創出や受け入れ体制の強化などを推進しているほか、査証制度の緩和も政府に働きかけております。さらには、誘客の基盤となるインフラの整備につきましても、国際線ターミナルビルやクルーズ船バースの拡張、新石垣空港の建設を推進してきたほか、那

覇空港第2滑走路の早期実現にも取り組んでいるところであります。

また、従来型の自然・景勝地などの観光メニューに加え、沖縄の特色ある芸能を観光メニューにすることにつきましては、今後の沖縄観光にとって重要であると認識しており、そのため、平成23年度に沖縄の文化・芸能等を観光資源として活用する観点から、今後10年間の沖縄県文化観光戦略を策定しております。同戦略をもとに、今年度は沖縄のオリジナリティーが生かされた芸術性やエンターテインメント性が高く、伝統芸能を基調にアレンジした誰が見たいと思う魅力的な演目、いわゆるマグネットコンテンツの制作や観客に対する送迎バスなどの実証実験事業などを行っているところであります。

次に、同じく観光振興についての中の、クルーズ船の寄港状況、滞在時間、1人当たりの平均消費額、滞在時間を延ばす方策についてとの質問にお答えいたします。

2012年における本県へのクルーズ船の寄港実績は、那覇港や石垣港など県内各港の合計で126回となっており、前年よりも15回の増加となっております。

クルーズ船の各港での滞在時間については、世界的に朝入港し、夕方出港する寄港パターンが通例であり、沖縄においても同様な状況で、おおむね半日程度の滞在となっております。

平成24年度における1人当たりの平均消費額につきましては現在集計中ですが、沖縄総合事務局の調査によりますと、昨年寄港した大型クルーズ船、ボイジャー・オブ・ザ・シーズ号で約3万8000円であったとのことです。

県としましては、クルーズ船の乗客の滞在時間の拡大はより大きな経済効果が期待されることから、港で1泊停泊する、いわゆるオーバーナイトステイの際の入港経費等を支援することとしており、クルーズ船社に対し停泊時間の延長を働きかけているところです。さらには、1回のクルーズにおいて県内で寄港する港をふやすことや前泊・後泊が期待されるフライ&クルーズを促進することなどにより、乗客の沖縄でのトータルの滞在時間の拡大も図っていきたいと考えております。

同じく観光振興についての中の、再来訪を望まない、リピートを望まない比率が高い要因について。

観光庁が平成24年度上期に実施した「旅行・観光消費動向調査」においては、設問の設定が日帰り旅行を含む1年以内の再訪問意向を尋ねていることから、遠隔地である沖縄への再訪意向は他地域と比較して低く

なったものと考えております。

県においては、今年度、リピート客のさらなる訪問促進や受け入れ体制の拡充を図るため、再訪問の阻害要因及び観光ニーズなどの調査・分析を行う戦略的リピーター創造事業を実施しております。同調査では、阻害要因として、まず「交通費が高い」、「休暇が取れない」、「他に行きたい観光地がある」、「家計の制約がある」などが挙げられるとともに、再訪問の動機づけに向けては、よりディープな沖縄情報の発信が必要との調査結果が出ております。

県としましては、今後、ＬＣＣの認知度向上による交通費に対するイメージの改善やＳＮＳ等を活用した沖縄ならではの魅力をダイレクトに届ける情報発信の仕組みづくりに取り組み、リピーターの訪問頻度の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、各種公共施設の整備促進についての質問の中の、空手道会館についてとの御質問にお答えいたします。

空手道会館の建設場所につきましては、空手発祥の地・沖縄の発信拠点にふさわしい場所を選定すべく作業を進めているところであり、今年度中に建設場所を決定したいと考えております。また、運営計画につきましては、沖縄伝統空手道振興会と連携をしながら、可能な限り自立した運営を図る必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島・過疎地域の振興についての御質問で、離島児童・生徒支援センター（仮称）の設置に向けた方針等についてお答えいたします。

同施設につきましては、高校のない離島の生徒が進学する際の寄宿舍機能及び離島の小・中・高校生を中心とした交流学习や研修会に活用できる交流機能等をあわせ持つ複合施設として、平成25年度予算案に設計費6458万3000円を提案しているところであります。また、建設場所は、那覇市東町的那覇市営住宅跡地と考えております。定員につきましては、寄宿舍機能を120名程度、交流機能を100名程度と想定しているところであり、平成25年度に設計、26年度に建築、27年度に供用開始ができるよう取り組んでいるところでございます。

課題としましては、管理運営方法等の検討が必要であると考えており、関係機関と調整しながら解決してまいりたいと考えております。

次に、離島高校生修学支援事業についてお答えいたします。

文部科学省は、離島高校生修学支援事業について、平成24年度が生徒1人当たり15万円であったのに対し、平成25年度には24万円と拡充しており、本県は引き続き4分の1相当額を上限として補助してまいります。また、平成25年度の本県における対象市町村は15、対象生徒数は650名となっております。

次に、各種公共施設の整備促進についての御質問で、つり天井式の学校体育館等についてお答えいたします。

大規模空間にあるつり天井については、特に地震の際には落下事故が起きる危険性があり、体育館等の天井落下防止対策を早急に進めていく必要があると認識をしております。文部科学省の調査によりますと、6メートル以上の高さにある200平方メートル以上のつり天井の体育館等は、平成25年1月現在、本県では小学校が5棟、中学校が6棟、高等学校が1棟となっております。

県教育委員会としましては、国の補助制度を活用し、小中学校の設置者であります市町村とも連携をしながら、天井の撤去、補強による耐震化等早期の対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、離島内を運行するバスの不採算路線についてお答えいたします。

離島におけるバス路線については、離島住民、特に高齢者、障害者、学生などいわゆる交通弱者の日常生活の足として、その確保・維持が重要であると認識しております。バス路線の確保・維持については、県では、利用者が少なく運賃収入だけでは維持が困難な不採算路線に対し、市町村との協調による運行費補助を行い、また、当該路線を運行する車両の購入費についても補助を実施し、利用者の利便性の確保を図っております。中でも離島・過疎地域については路線バス事業の経営環境が本島に比べ厳しいことに鑑み、運行回数や1日当たりの輸送量等の補助要件を緩和しており、路線の確保・維持について特に配慮しているところであります。

次に、離島における海底光ケーブル整備の内容についてお答えいたします。

沖縄県においては、沖縄本島都市部と離島地区との情報格差を是正するため、離島地区情報通信基盤整備

推進事業を実施することとしております。事業内容は、沖縄本島から与那国島までの各離島、沖縄本島から久米島までの各離島を対象に総延長約950キロメートルの海底光ケーブルを新たに整備し、ループ状に結ぶものであります。これにより、沖縄本島と各離島を結ぶ高速大容量、高品質かつ安定的な通信回線がより低コストで利用可能となり、離島地区の通信環境が大幅に改善されます。事業期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間で、総事業費は約112億円を見込んでおり、平成25年度は海洋調査設計を行い、その後2年間で海底光ケーブル敷設工事等を実施する予定であります。

次に、各種公共施設の整備促進についての御質問の中、那覇空港への航空機整備基地建設についてお答えいたします。

那覇空港は、羽田に次ぐ第2位の国内路線数を有するとともに、LCCや国際線の就航も急増しております。これに加え、航空需要の増大が見込まれる東アジアの中心に位置することから、航空機整備を初めとする航空関連産業の立地に優位な条件を備えていると考えております。これらのことを踏まえ、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、航空機整備基地など空港を基盤とする産業の集積に取り組むこととしております。今回計上した調査費については、県が航空機整備基地の誘致に必要な格納庫等の施設の規模や仕様及び事業費用等に関する調査を行うことを予定しております。

航空機整備基地の誘致による雇用効果については、類似事業の事例や企業ヒアリングなどから、1社当たり300人程度の雇用を想定しております。さらに、国際物流ハブを活用した航空機部品の供給拠点や航空関連製造メーカーなど航空機整備基地を核とした関連産業の集積を促進し、1000人規模の雇用及び経済効果の創出に発展させていきたいと考えております。また、これらの産業は高度な技術を必要とすることから、質の高い技術系人材の養成に貢献するものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、県立八重山病院の建てかえについては、県の計画の中に現空港跡地も含まれているかについてお答えいたします。

県立八重山病院の建てかえにおける新たな建設場所については、八重山広域市町村圏事務組合より現空港

跡地への新築移転を求める要請を受けたところであります。

新病院の建設場所については、離島における県立病院の果たしている役割や機能を踏まえ、救急搬送や患者の利便性、災害時における安全性などを考慮し、適切な医療提供が図られるよう、基本構想及び基本計画の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 それでは再質問をさせていただきます。

まず米軍基地について。

これまで普天間の移設問題で知事は再三御答弁されておられますけれども、地元の同意がない移設計画は事実上不可能であると。そこを模索するよりも、県外、特に本土に建設地を求めたほうが現実的に早いのではないかということをよく言っておられます。言っていることはよくわかるんですけども、知事がそういうふうに考えるいわゆる理由・根拠、そういったものがなかなか県民によく理解されていないだろうと思っているんですよ。その部分をもう少しわかりやすく、どういう理由でそういう根拠に至っているのか、そこをまずお聞かせいただきたいと思います。

昨日、安倍首相の所信表明において、普天間の辺野古移設の推進が言及されました。移設手続きが動き出すことが確実視されております。そういう中で、3月にも埋立申請の手続がなされるやの報道がされておりますけれども、それを受けて、再度政府に対してその見直しを迫るという知事としての政治行動を起こす必要があるだろうと私は思っておりますけれども、知事、どういうふうに認識されておられますか。タイミングは逸しないほうがいいというふうに思っておりますので、その部分もお聞かせください。

そしてもう一つ、埋め立ての申請手続きが出されますと、事実上辺野古移設案がいわゆる着手されたというふうに認識をしますか。そこはどういうふうに考えられるのか、まずお聞かせください。そこは大変重要な部分でありますので、ひとつよろしく願いをいたします。

基地問題についてもう一つ、那覇軍港の問題ですけれども、この那覇軍港についても、航空機整備基地をつくる問題も含めて経済特区に指定をされておられまして、これから軍港が返ってくるには30年、40年かかると言われております。しかし、知事が今21世紀ビジョ

ンで掲げている沖縄の自立に向けての基盤整備を行っていくという意味においては、あの地域は沖縄で経済基盤の位置を占める大変重要な地域だろうと私は思っています。

そして、特に沖縄の顔である空港に近いフロント地域として、その開発はある意味では沖縄県の経済の一つの大動脈にもなり得るだろうというふうに思っております。いわゆるこの那覇軍港の問題について、私は、移設条件付きの合意がなされていることは承知をいたしておりますけれども、しかし、その前に沖縄の経済を活性化させるという意味においても、そこは返還交渉を進めてしっかり早目に返していただく方法を考える、模索する必要があるだろうと思っておりますので、そこもあわせてお願いをしたいと存じます。

そしてもう一つ、八重山病院の建設についてでありますけれども、御答弁である程度ことはわかりましたけれども、基本構想、これは委員会を立ち上げるのは次年度になるんですか。それともう一つ、財政計画の見通しは立っているのかお聞かせください。そして、最速で着工できるとすればいつごろをめどにしているのか、そのことをお聞かせいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 翁長政俊議員の再質問にお答えをいたします。

まず第1に、県外へと言っている私のこの理由、根拠が県民には明快ではないと思うので、その根拠とか理由は何かを説明せよという御趣旨の御質問だったと思うんですが、私は割合簡単に考えておまして、辺野古というのは前からVで滑走路を2つ、埋め立てをして1800メートルぐらいの滑走路を2つつくというのが主になっているわけです。まず埋め立てそのものが、これはもう少しよく聞かないとわからないんですが、前に予定されていた地域だとすればかなり深いし、技術的にもそう生易しくはないというように聞いております。ですから、かなり時間がかかるだろうと思います。これは当時聞いた話では技術的にはどのぐらいの時間がかかるのだろうかという、これはあらですから大体の感触ですが四、五年はかかるでしょうというふうに建設の専門家から聞いたことがござい

ます。ですが、この反対運動とか市長さんも反対されているなどなど周辺の事情を考えますと、5年が10年、10年が15年と完成のめどというのは今これはあら考えての話ですが、そう簡単にはつきにくだろうというふうに考えております。さすれば、日本の沖縄に近い地域で、滑走路があって那覇空港みたいにフルに活用されていない空港というのは結構あるだろうと考えております。ですから、2本の滑走路をつくるということが最大の目的でしょうから、滑走路が既にあるものであれば、少し付加的な工事その他をやれば直ちに使うことが可能だというふうに私は考えます。単純な考えなんです、そうすればつまり辺野古で5年かかるか10年かかるか15年かかるかと考えると、結局そのままその期間、普天間は固定化されるということと同義語ですから、むしろ早くできるとすれば埋め立てして滑走路をつくるのではなく、既に滑走路があるところを選ぶというのが最も合理的でしかも早期に普天間の閉鎖が完了するということです。ですから、政府・防衛省も含めて早く、普天間の固定化はあってはならないということは政府、総理も言っておられるんですから、もっと早くできるところというのをしっかりと調べて、手をつけるべきだろうというのをかねてから申し上げていることでございます。そのほうが断然早いということです。

そして次の再質問ですが……

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○知事（仲井眞弘多君） 失礼しました。

この埋立申請が出てくるかもしれないといううわさらしきものが流れている中で、県外にということについて、かねて知事は言っているように政治的な活動、行動を遅滞なくといいますかおくれずに行動をとるべきではないかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、この点につきましては、今おっしゃるこの政治的な行動というイメージが少し私にはわからないんです。これまで直接日本政府や担当の大臣、総理大臣も含めて再三申し上げてまいりましたし、新しい自由民主党の政権が誕生してから外務大臣にも総理大臣にも申し上げました。そして新しい内閣ができたときに防衛大臣にも要請をいたしました。その中には県外移設ということをはっきりと書いてありまして、る説明をいたしたつもりでありますから、私としては御担当の政府の一番トップの人々に、しかも責任を持ってい

る人々に直接申し上げそれなりに御理解をいただいたと実は思っております。それ以上の効果的な行動につきましては現在のところはまだ考えておりませんが、きょうの御提案といいますかお考えはお考えとして受けとめさせていただきたいと思います。

それからこれは4番目ですが、那覇軍港の話ですけれども、確かにこれはこのままですと二、三十年後にしか返還が実現しないのではないかとこう言われております。それより前に移設条件つきでない返還の要求に取り組んだらどうかという御趣旨だと思います。

確かにこれは私もおっしゃっている意味はよくわかりますが、ただ浦添の先のほうに移設するというのをSACO合意でして、協議会もでき二十何回にもわたる協議を経ながら、浦添、そして那覇市に対しての幾つかの何がしかのこの交付金の措置もとられる中で進められてきているのを、今、変更すべきかどうかはもう少しよく慎重に考える必要があると思います。確かに那覇軍港というのは真っ正面にある港ですから、なるべく早く返してもらおうというやり方、方法がもっとほかはないものかどうかはきょうの御提案を受けてまた我々も研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 再質問にお答えいたします。

埋立申請が出された場合、これが辺野古支援計画が着手されたと認識するかという御質問であったと思います。

この政府が現在考えを変えておりません普天間飛行場代替施設の辺野古移設案につきましては、これまで2006年のロードマップで改めて合意をされ、環境影響評価につきまして方法書、準備書ということが進められているわけです。したがって、そのプロセスは政府から見れば進行しているということであり、この埋立申請もその手続の一つであるということですが、県といたしましては、普天間飛行場代替施設の県外移設を求める立場に変わりはありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 八重山病院の新築問題でございますが、現在、議員も御承知のとおり築32年が経過して老朽化というのがかなり進行しております。

病院事業局といたしましては、病院機能の維持及び

安全性の確保がどの程度できるかということを検討するために今老朽度調査をやっておりまして、これが3月18日に終了して結果が出ます。それを踏まえて今後の八重山病院の新築のスケジュールを検討していきたいと思っております。さらに、次年度はできるだけこの病院の基本構想策定に向けて着手したいというふうには考えております。

それから財政的な問題でございますが、昨年つくりました長期収支推計は、八重山病院の新築については入れておりませんでした。それを入れて検討しても財政的には問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 皆さん、こんにちは。

質問の前に、日本共産党の前田政明議員の御逝去を大変残念に思います。御冥福をお祈り申し上げます。

自民党を代表して質問をいたします。

1、沖縄振興策の推進について。

2013年度沖縄振興予算は総額3001億円、前年に比べ64億円、2.2%の伸び、そして沖縄振興一括交付金についても県の要望どおり満額認められました。仲井眞知事が最重点事業として求めた那覇空港滑走路拡張整備事業について、初めて整備費130億円が確保され、当初7年と計画された工事期間についても5年10カ月に短縮し、ほぼ県要望に沿って認められております。これにより事業費は80億円ふえることとなりますが、2014年1月から本格工事着工の見通しとなり、今後の県経済振興に大きく貢献するものであります。

昨年度からスタートした一括交付金については、導入の趣旨が沖縄振興に資する事業との制約が壁となり、市町村で事業の選択で内閣府から何度となく突っ返されるなど混乱したのであります。他県における一括交付金が2013年度から廃止されることになっている中、政府や他県から沖縄振興一括交付金に対する批判を受けないためにも適切な事業選択と成果が求められます。県は、一括交付金のソフト分野について、市町村との配分に合意しておりますが、沖縄振興一括交付金を制度として確立させるためには、昨年度の一括交付金の事業選択や用途についてしっかりと総括と検証を踏まえ、市町村の対応力を高めることが肝要で

あります。沖縄振興一括交付金は、県の自主的な選択で事業の展開が可能であり、沖縄の潜在的な可能性を生かした事業への活用をいかに図るかであります。

沖縄21世紀ビジョン基本計画において沖縄の特性を発揮し、日本と世界を結び、アジア・太平洋地域における先駆的地域を形成し、自立的発展の基礎条件を整備するとの理念を掲げております。次年度予算の半分以上は沖縄振興一括交付金であります。県経済の自立に結びつけた事業は沖縄内だけのものという発想を転換し、日本経済の再生に資するという位置づけが必要ではないかと考えます。

そこで伺います。

(1)、平成25年度の国の沖縄振興予算が3001億円計上されることになったことについて、知事の見解を伺います。

(2)、県の平成25年度一般会計当初予算は総額6988億円、予算規模は5年連続の増加となったが、何を重点としたのか、県の予算編成に当たっての基本的な考えを伺いたい。

(3)、平成25年度当初予算の特徴は何か、主な事業について伺いたい。

(4)、沖縄振興特別推進交付金の導入から2年目を迎えるが、初年度の反省・総括を踏まえどのように活用し、また活用に当たっての課題は何か伺いたい。

(5)、沖縄振興特別推進交付金については効果の早期発現が求められるが、平成24年度の執行の見通しについて伺いたい。

(6)、那覇空港の滑走路増設事業が確保され、工期の短縮も認められた。一方で、地元企業への優先発注に懸念も示されている。県として地元企業が受注できる仕組みづくりをどのように図るか伺いたい。

(7)、那覇空港滑走路増設に係る今後の財源確保について、政府は、平成26年度以降は予算編成過程において関係省庁間で可能な選択肢を幅広く検討し、所要の財源を確保するとしている。この方針について県の認識を伺いたい。

(8)、下地島空港の使用に関する調整の権限は県が有するが、県経済のさらなる振興・活性化を図る観点から、下地島空港の活用について県の基本方針を伺いたい。

(9)、沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進のため、施策の進捗状況を検証し改善に役立てるPDCAサイクルを導入することだが、その内容について伺いたい。

2、雇用失業問題について。

我が国は、東日本大震災の影響からようやく脱却の

兆しが見られ、失業率も5%から6%台と改善に向かっており、県教育庁の集計によれば、今年度卒業予定の県立高校生の就職内定率は過去最低となっているようであります。さらに、昨年卒業し採用内定を得られなかった大学生や高校生で約半数がハローワークを通して就職が決まるなど、就職環境も好転しているようであり、県の雇用環境改善対策がようやく実を結び効果があらわれたものと思われれます。しかし、改善しているとはいえ、本県の失業率は全国に比べ依然高い状況にあり、特に若者の失業率の高さ、大学生や高校生等若年者の就職率の低さなど、構造的な問題の解消には至っていないのが現状であります。

県内の学生は、県内志向が他県に比べ強いと言われ、本県のような雇用吸収力の弱い産業形態にあっては限界があり、就業者の増加は失業率を押し上げる要因にもなります。しかし、県内で労働力が増加していることは県経済の活性化に大きく貢献するものであり、歓迎すべきことであります。現に今、全国でとても活力がある県として沖縄県を筆頭に掲げる経済専門家もあり、県経済は間違いなく上昇傾向にあると言えます。一方、医療・福祉分野や情報通信関連は年間を通じて求人が多いと言われながら応募が少ないことや、保険や金融の知識、語学力に堪能な人材の不足など、いわゆる雇用のミスマッチを指摘する声も多く聞かれます。若年労働力が豊富にありながら雇用条件として資格や意欲などで求人側の希望とかみ合わず就職の機会を逃してしまうというミスマッチであります。また、本県においてはせっかく就職しながら3年以内の離職率の高さが従前から指摘されており、この離職者は全失業者約6割に達するとの指摘もあります。

このように、本県における雇用失業問題の改善には雇用のミスマッチの解消が大きな課題であると考えてるのであります。

そこで伺いをいたします。

(1)、県内の失業率が改善している要因と2012年における県内高校生及び大学生の就職状況、また、就職も進学もしないニート対策について伺います。

(2)、政府は、地域若者サポートステーションを拡充するとしているが、その内容と、これにより県内のニートなど若者に対しどのような支援がなされるか伺いたい。

(3)、県は、一括交付金を活用した海外短期インターンシップ事業を開始したが、その狙いと事業内容について伺いたい。

(4)、雇用のミスマッチについて、求職者や学生の専門的な技術・技能の不足が指摘されているが、その解

消に向けた学校の就業意欲向上の教育、企業における人材育成教育、行政の職業教育はどのように行われているのかお伺いをいたします。

3、県内産業の振興について。

本県は、本土から遠く離れた離島県で、物の消費地としては規模が小さく、輸送コストも割高という不利性から競争力に乏しく、経済の裾野を広げる製造業の未発達という脆弱な産業構造となっております。このため、情報通信産業を中心とする企業誘致による外部活力を導入することにより、県内企業の育成支援を図っておりますが、波及効果の高い製造業の誘致は進んでいないのが現状であります。今、日本の製造業は新興国企業との競争にさらされ、低コストを求め海外へ生産拠点を移す企業が後を絶たない状況にあり、移転の狙いは急成長を続ける中国、インドなど人口が多い新興国の膨大な消費市場であります。このことが国内の生産拠点のさらなる海外移転を加速し、国内製造業の空洞化が一層進むという悪循環を引き起こしているのです。一方、本県はアジアに近いという地理的有利性にあり、製造業等の新たな立地拠点として最適な位置にあり、情報通信産業の立地・集積を進めております。県内において中国進出企業に対し、プラスワンとして県内への進出立地に向け誘致を進めているようであります。ことし4月からスタートした改正沖縄振興特別措置法の施行や沖縄振興一括交付金の創設は、今後の県内産業に対する支援・育成に大きな変革をもたらすものと考えます。このような県の自由度が高まり独自の施策展開の機会が増した制度を活用し、本県に進出する企業に対しいかに支援していくかであります。県は、これらの企業の要望に応え、県内への誘致・定着を図ることが県内企業の育成発展にもつながるものと考えます。

お伺いをいたします。

(1)、本県が自立型経済の構築を目指す上で経済・雇用など県内企業への波及効果が見込める企業の誘致について、また、日本の製造業の海外移転が進み国内の空洞化が懸念されているが、その流れを本県への立地・誘致につなげることにについて県の基本的な考えをお伺いいたします。

(2)、観光に続くリーディング産業である情報通信関連産業について、県の目標とする立地・集積はどの程度進んでいるか、沖縄IT津梁パークを中核として整備することを踏まえお伺いいたします。

(3)、県は、中小企業の振興に関する条例に基づき県内企業の支援を行っているが、一括交付金の活用を踏まえ新たな施策をどのように展開するかお伺いいたし

ます。

(4)、県内産業の育成には県産品の生産・販路の拡大が重要であるが、そのためには沖縄特有のブランド化した県産品の開発が必要であります。県の取り組みについてお伺いいたします。

(5)、全国的にガソリンスタンド（給油所）の改修期限の到来により廃業加速が懸念されておりますが、本県における状況についてお伺いいたします。

4、伝統工芸産業の振興について。

本県は、長い海外との交流の歴史と気候風土の中で沖縄特有の伝統工芸品である琉球がすりや芭蕉布に代表される織物、沖縄市においては知花花織、紅型の染物、琉球漆器、陶器、そして琉球ガラスなどを生み出しております。これら伝統工芸製品は、国内はもとより海外からも高く評価され、世界に誇れる本県の宝であります。しかしながら、本県伝統工芸製品を取り巻く環境は、国民生活の変化や消費者ニーズの多様化により需要が低迷し、さらに海外からは安い類似品が大量に入ってくるなど年々厳しさを増しております。また近年、原材料確保も難しくなり、生産従事者の高齢化に伴う後継者育成の問題も抱えております。このように本県の伝統工芸製品は、歴史に裏づけられた素材やすぐれた技術・技法を有しながら製造業全体に占める割合は小さく、しかも小規模な産地が本島各地や各離島に点在している現状にあり、このため、伝統工芸製品を活用した地域経済の活性化や観光産業としての振興を図り、地域の雇用の受け皿としての役割を担えるにはまだまだ多くの課題があります。その一方で、観光土産品やファッション、高級インテリアなど新たな製品の開発、消費者の求めるニーズに合ったデザイン開発等により比較優位の産業として振興・発展する可能性も秘めております。今後は、産地組合や関係団体の体制の強化を図り、情報ネットワークを整備し、県内外への情報発信と製品に対する信頼の確保が重要であり、そのため、県や関係市町村の行政の積極的な取り組みが求められるのであります。

お伺いをいたします。

(1)、本県特有の歴史と気候風土の中で育った織物、染物、漆器、陶器、琉球ガラス等の伝統工芸製品の生産高や販売状況と、産業として振興していく上で基本方針について伺いたい。

(2)、海外からの安価な類似品の流入や需要の低迷などにより厳しい状況にある産地の現状と課題等について、また、本島各地域や離島に点在している伝統工芸製品を地域資源として活用し、地域産業としての振興をどのように図ってきたか伺います。

(3)、消費者のニーズの多様化に対応した新たな商品開発や後継者育成等の対策と産地指導のあり方についてお伺いいたします。

(4)、県は、伝統工芸に従事する人材の育成や製品の生産・販売を推進するための拠点施設の創設を検討しているようだが、計画の概要と産地との連携についてお伺いいたします。

(5)、三線が県の伝統工芸製品に指定される見通しとなったが、純県産としての技法の継承と育成をいかに図っていくか、また、産業としていかに育成・振興を図っていくかお伺いいたします。

5、鉄軌道の導入について。

本県は車社会であります。那覇市を中心とする都市部においては慢性的な交通渋滞が社会問題化しており、定時・定速運行の交通機関の導入が県民的要望となっておりまゐりました。このような社会的要求を受け、2003年に鉄軌道・沖縄都市モノレールが開業し、定時・定速の運行で利用客も増加しておりますが、那覇空港から首里までの一本線のわずか12.9キロにすぎず、利用区間も限られていることから、那覇市内でさえ利用しづらい地域が多いのであります。新たに浦添地域までの延長が決まりましたが、今後の中南部、北部地域への延伸は、路線距離、走行時間等の関係からモノレールには限界があり、鉄道に期待せざるを得ないのであります。内閣府は、本県における鉄軌道の導入の可能性について、2010年度から11年度にかけて導入の実現化に向けた需要予測モデルの構築とルート案を想定した調査を行い、本島南北を2ルートで1日当たり最大15万人の利用を試算しております。そして、12年度に想定ルート案をもとにした諸課題の検討のための調査や県民が求める公共交通システムに関する意識調査が実施されました。内閣府の事業採算性など予測調査結果によれば、糸満―名護を基本とした鉄道と次世代路面電車（LRT）双方の仮定モデルで、いずれも毎年赤字を出し、開業40年後の累積赤字は2900億から7100億に達するとしております。これに対し県は、2031年度までの沖縄県における20年間の空路・陸上の交通システムのあり方を示した沖縄県総合交通体系基本計画を策定し、その中で鉄軌道やLRTの導入を明記しております。鉄軌道の導入については、事業採算性、運営主体、財政の確保等の問題があり、特例的な制度の創設が不可欠であり、本県は戦後処理の一環として国による事業化への取り組みを求めているのであります。このため、本県における鉄軌道の導入について、県民及び観光客の利便性の向上、中南部都市圏の交通渋滞の緩和、低炭素社会の実現、県土の均衡

ある発展を支えること等、導入の必要性は高まっていると考えるのであります。

そこでお伺いをいたします。

(1)、次年度予算で鉄軌道の導入に向けた課題検討基礎調査の費用が確保されたが、今後の事業展開において、運営主体に関し特例的な制度の創設が不可欠で、国の主体的なかわりが必要であります。県の考えをお伺いをいたします。

(2)、国は、沖縄振興基本方針で調査検討を進め、その結果を踏まえ一定の方向を取りまとめているが、本県は、戦後処理の一環として国が主体的に事業化に向けて取り組むよう求めるべきではないか伺いたい。

(3)、自立経済を目指す本県において、基幹的な公共交通システムの構築は不可欠であるが、その中で鉄軌道の導入をどのように位置づけるかお伺いいたします。

(4)、2019年開業を目指す都市モノレールの浦添市への延長事業の進捗状況と本格的な工事着手時期、県や浦添市、那覇市の役割分担について伺います。

6、中城湾港泡瀬地区埋め立て・東部海浜開発事業について。

沖縄総合事務局は、中城湾港泡瀬地区埋立事業について、土地利用計画の見直しに伴い昨年10月に再開した航路のしゅんせつと土砂投入工事に続き、去る8月、陸上部分で仮設道路の拡幅、護岸の補修工事を再開しております。再開した埋立工事については、トカゲハゼの生息環境の保全に配慮して8月から3月までを工事期間として実施するとしており、これにより埋立完了時期は平成28年度を予定しているということがあります。再開の条件となった土地利用計画の見直しは、これまでの埋立面積や施設規模など実態に即した見直しを行い、各種統計データ等根拠に基づいた計画となっているようであります。また、埋立面積を約半分にすることで干潟への影響を極力抑え、干潟の98%が残るなど、環境への影響を大幅に軽減したものととなっております。中城湾港の件であります。今後は、中城湾港新港地区への定期航路の確保と定期船の運航確保が課題であります。現在は中部圏域の貨物の多くは那覇港から搬出入を余儀なくされており、週1便での鹿児島から那覇港を経由する航路で実証実験を行っておりますが、コストの削減、時間短縮など物流の効果的な取り扱いを行う上で定期船の就航の実現が求められております。

そこでお伺いいたします。

(1)、沖縄総合事務局は泡瀬沖合埋立事業を再開した

が、本年度の事業内容と次年度以降予定されている事業についてお伺いをいたします。

(2)、泡瀬沖合理立工事によるサンゴへの影響について、防止策と影響の程度、また、将来回復が可能であるかお伺いいたします。

(3)、計画変更で理立面積を約半分にしたことにより干潟の98%が残り、干潟への影響は約2%程度と環境への影響は大幅に軽減されている。干潟が全て埋め立てられるとの誤解を解消すべきではないか。県・市の取り組みをお伺いいたします。

(4)、中城湾港新港地区への定期航路の確保と定期船の就航に関し、取り組み状況とその可能性についてお伺いをいたします。

7、地域振興について。

本県における中心市街地や商店街は、車社会の進展で大型ショッピングセンターの郊外への出店が相次ぎ、地元客が流出し、空き店舗が増加、地域の空洞化が進んでいる状況にあります。かつては地域の商業の中心地として、地域の台所として周辺住民に欠かせない生活の場であった地域商店街は、地元客でにぎわった面影はなく、シャッター通りと化しているのです。特に、沖縄市や名護市における商店街の衰退は深刻であり、郊外型の大型商業施設に客足を奪われ、空き店舗に新たな店が入居しても長続きしない現状にあります。市を初め地元店主も活性化に向けたさまざまな取り組みを懸命に行っていますが、効果を上げるには至っていないのです。那覇市の国際通りは、週末・平日関係なく多くの人でにぎわいを見せており、約600あると言われる店舗の多くは観光客向けの土産店や飲食店で、地元客を対象とした店舗はほとんど見られないのです。足腰の強い地域に根差した市街地・商店街を形成する上で、観光客だけでなく地元客も利用できる、地元から魅力を感じるまちづくりが必要です。国際通りに隣接する平和通りや周辺市場には、地元客も利用できる新たな店舗も進出しており、今後は地元商店街と連携し、協働した地元客を呼び戻す取り組みが重要であります。少子・高齢化が進展し消費者の嗜好や意識が大きく変化してきた現在、どのようなまちづくりを目指すか、行政、地元の取り組みのあり方が求められます。物を売るだけの商店街から地元の人たちの交流のまちづくり、高齢者が買い物で集える憩いの場づくり、人に優しい歩いて楽しいまちづくりなど、地元客が行きたくなる町、商店街づくりが必要であると考えます。

お伺いをいたします。

(1)、地域商店街の空洞化解消に向けた県や関係市町

村の取り組みを進めている中、なかなか効果があらわれない要因と、一括交付金を活用した新たな取り組みについて県の考えをお伺いいたします。

(2)、国際通りなど地域商店街でにぎわいを見せるところは観光客向けの土産店が主で、地元客には利用しづらいのが現状であるが、地元客を呼び戻し地域密着型商店街づくりを目指すにはどのような方策が考えられるか伺います。

8、廃棄物処理対策について。

本県は離島県で多くの小規模離島を抱えていることから、資源活用にかかるコストが高くなる傾向にあり、最終的に発生した廃棄物等の処分について、いかに適正にかつ効率的に処理できるかが大きな課題となっております。県によりますと、県内における産業廃棄物処理について、民間業者による処分場はまだ容量的に余裕があるようではありますが、3カ所ある公共関与の管理型処分場については、その残余年数は3年余となっているようであります。そのため、建設候補地として3カ所選定しておりましたが、このたび名護市安和への建設を検討していることが明らかとなりました。しかし、今後、地元との話し合いが進められるとしても、連絡協議会の設置、合意形成など建設が間に合うか懸念されるところであります。廃棄物の処分場の必要性は県民ひとしく感じているのは間違いないのでありますが、処分場を自分の地域に持ってくるのは拒否感が強いのであります。今回、安和地区が受け入れに柔軟な姿勢を示したのは大きく評価されるものであり、県は地域住民の声を真摯に受けとめ、丁寧な説明や話し合いを進めることが重要と考えます。また、離島における廃棄物処分については、財政力が弱い小規模町村が多い現状にあって、処理困難な産業廃棄物の取り扱いが大きな課題となっております。そのため、廃棄物に関する効率的な処理体制をいかに構築するか、離島間における連携は可能かなど県のかかわりは重要であります。

お伺いをいたします。

(1)、公共関与の産業廃棄物管理型最終処分場の建設候補地として名護市安和が検討されているが、現在3カ所ある処分場の残余年数は3年余となっている。建設は間に合うかお伺いをいたします。

(2)、産業廃棄物等の不法投棄について、現状と警察・市町村・地域住民等と連携した監視体制の強化や防止対策はどのように行われているかお伺いいたします。

(3)、離島地域における産業廃棄物の処理状況と離島間における効率的な処理体制の整備についてお伺い

たします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 桑江朝千夫議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、沖縄振興策の推進についての中で、沖縄振興予算に係る知事の見解についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

まず、国家財政が厳しい状況の中、沖縄振興予算として総額3001億円の確保、そして沖縄振興交付金の増額、そしてまた、那覇空港滑走路増設事業として130億円の予算措置がなされるとともに、工期も7年から実質5年10カ月まで短縮されるなど、沖縄県の要望に配慮されたものと高く評価いたしております。

次に、県内産業の振興についての御質問の中で、情報通信関連企業の立地・集積の状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県内の情報通信関連企業数は、平成24年1月1日現在、進出企業237社を含め全体で487社となっております。そして、雇用者数は約3万2000人となっております。平成24年1月以降も新たに約40社が進出をいたしております。情報通信関連産業の集積は順調に進んでいると言えます。また、沖縄ＩＴ津梁パークにおきましては、現在、立地企業数13社、就業者数1000人を超えている状況でございます。ことし4月には「アジアＩＴ研修センター」を、そして9月には「情報通信機器検証拠点施設」の供用を開始する予定であります。企業集積の核としての機能拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、鉄軌道の導入についての中で、都市モノレール延長事業についての御質問にお答えいたします。

都市モノレール延長事業につきましては、第１に、昨年1月に特許を取得し、現在、実施設計や関連街路の用地取得を進めているところでございます。そして第２に、平成25年度には支柱工事に着手する予定でございます。そして第３には、関連街路の拡幅整備は道路管理者であります県、那覇市、浦添市が行い、モノレール支柱、桁、駅舎などのインフラ整備は両市から県が受託を受け、設計及び工事を行う役割分担としているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 沖縄振興策の推進につい

ての御質問の中で、平成25年度当初予算編成の基本的な考え方についてお答えいたします。

平成25年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」及び「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」の2つの基軸に沿って、5つの目指すべき将来像の実現に向けた取り組みをしっかりとした軌道に乗せ、加速させる非常に重要な年であります。平成25年度当初予算においては、沖縄21世紀ビジョン実施計画に示された具体的な取り組みや、「基本プロジェクト」に位置づけられた事業を着実に推進してまいります。とりわけ、県民の生命や暮らしを守る安全・安心の確保や、県民生活の向上・産業競争力の向上に資する投資的な取り組み、沖縄の発展を担う人材の育成に係る事業等について重点的に予算を措置したところであります。

次に、平成25年度当初予算の特徴と主な事業についてお答えいたします。

平成25年度当初予算は、産業振興、離島・過疎対策、子育て支援、医療・福祉の向上、自然環境の保全、伝統文化の継承・発展、人材育成などの取り組みを軌道に乗せ加速させるため、沖縄振興特別推進交付金を活用してこれらの諸施策を積極的に展開した結果、予算総額は6988億円となり、前年度と比べ182億円の増となっております。また、同交付金導入前の平成23年度当初予算総額6082億円と比べると906億円、14.9%の増となっているところであります。

次に、主な事業について、沖縄振興の第１の基軸である「沖縄らしい優しい社会の構築」の面では、離島振興の分野について、引き続き離島住民の交通コストの負担軽減事業を行うとともに、離島出身の高校生を対象とした寄宿舎と交流機能を持った離島児童・生徒支援センター（仮称）の整備に向けた基本設計に取り組みます。子育て・福祉・医療の分野では、引き続き認可外保育施設の認可化や児童の処遇向上に向けた取り組みを行うほか、離島診療所で勤務する看護師の負担軽減に取り組みます。文化・交流・平和の分野では、しまくとぅばの継承等に向けた広報活動や行動計画を策定するほか、空手道会館（仮称）の建設に向けた管理・運営・展示計画を策定いたします。自然環境・風景の分野では、離島ごみ処理の広域化に向けた検討を行うほか、世界自然遺産の登録を推進してまいります。

次に、沖縄振興の第２の基軸である「強くしなやかな自立型経済の構築」の面では、競争力のある社会基盤の整備の分野について、ＩＣ乗車券の導入など公共

交通の利用環境改善の取り組みを強化するほか、J2規格のサッカー場を整備をしております。観光産業の振興の分野では、引き続き海外からの観光客の誘致に取り組むほか、将来のリピーターとなる可能性の高い修学旅行生の誘致を強化いたします。情報通信関連産業の振興の分野では、国際研究開発の拠点形成に向けて取り組むほか、クラウドデータセンターを整備をしております。新リーディング産業の振興の分野では、那覇空港における航空機整備基地の整備に向けた調査を実施するほか、国際物流の拠点となるロジスティクスセンターを整備をしております。農林水産業の振興の分野では、引き続き戦略品目である農産物の本土への輸送費の負担軽減を図るほか、紅茶のブランド化と安定生産に向けた研究を実施をしております。製造業・地場産業の活性化の分野では、国際物流拠点産業集積地域うるま地区において賃貸工場を整備するほか、建設産業の海外展開を支援をしております。また、これら2つの基軸を支える「沖縄の発展を担う人材育成」においては、引き続き高校生や大学生を海外に派遣するほか、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる観光人材、地域ニーズに細やかに対応できる質の高い福祉・介護人材などの産業人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興特別推進交付金の活用状況と課題についてお答えいたします。

沖縄振興の2年目である平成25年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、既に芽出しをしている継続事業を中心に、クラウドデータセンターの整備、国際物流拠点施設の整備などに取り組むほか、新規事業として、離島地区の情報格差是正のための本島と離島を結ぶ光海底ケーブルの整備、那覇空港における航空機整備基地の整備などに着手することとしており、沖縄振興予算で計上された803億円のうち777億円を当初予算に計上しているところであります。

沖縄県としては、市町村と連携を図りながら、福祉、教育、離島・過疎対策、産業振興を初めとする多くの有効な施策を展開し、沖縄振興の取り組みを加速させてまいりたいと考えております。また、事業着手に期間を要した反省点を踏まえ、年度当初からスムーズに事業が開始できるよう、事業計画の策定や関係機関との調整を適切に行うなど、早期執行に向けた取り組みを実施をしております。

次に、沖縄振興特別推進交付金の執行見通しについてお答えいたします。

平成24年度は、沖縄振興特別推進交付金の導入初年度であったことから、当初予算への計上が少ない

こと、交付要綱の制定、交付決定手続などの国との調整に時間を要したことなどの課題がありました。そのため、沖縄県では、5月の臨時議会を含め補正予算を計上してきたところであり、また、昨年10月に県事業及び市町村事業の執行を支援するサポートチームを設置し、執行体制の強化を図ったところであります。現在、サポートチームにおいては、交付金事業が効果的かつ円滑に執行できるよう、国や関係部局との調整、執行マニュアルの作成、配布、市町村や関係団体等の補助事業者等における執行状況等の確認を行っているところであります。

沖縄県としては、引き続き全庁を挙げて執行に取り組み、事業効果の早期発現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中の、那覇空港滑走路事業における地元企業受注についての御質問にお答えいたします。

那覇空港滑走路増設事業は大型プロジェクトであり、県内企業の受注拡大による県経済への波及効果は大きなものがあると考えております。県においては、毎年、国に対し県内建設業への優先発注等の要請を行っており、また、沖縄県建設業協会においても「那覇空港滑走路増設事業に係る受注対策特別委員会」を設置し、県内企業の受注機会拡大・確保の実現に向けて事業全般に係る情報収集に取り組んでいると聞いております。県としましては、県内企業の受注拡大が図られるよう、国に対し強く働きかけていきたいと考えております。

那覇空港滑走路増設の財源確保に対する県の考えについてお答えいたします。

那覇空港滑走路増設事業の財源については、前政権下の予算編成方針において、「空港整備勘定等の公共事業予算、その他の沖縄振興予算を活用することにより事業全体の財源を捻出する」としておりました。県は、新政権に対して、「那覇空港は、国が設置管理する空港であること。同空港が沖縄県にとどまらず、将来にわたり東アジア地域と日本の安定した社会経済活動を支える重要な拠点であること。このため、第2滑走路の整備財源は、空港整備勘定等のほか、日本再生の原動力としての観点から将来世代を含む社会及び国民全体で相応に負担される仕組みが必要である。」との考えを強く訴えてまいりました。この結果、平成25年度予算政府案において、那覇空港滑走路増設事業と

して130億円の予算措置がなされるとともに、平成26年度以降について関係省庁間で「可能な選択肢を幅広く検討し、所要の財源を確保する。」という新たな方針が示されております。

県としては、那覇空港滑走路増設事業の財源について、沖縄振興の施策展開へ影響が出ないよう、引き続き国による早期の検討と総額の確保を求めていると考えております。

P D C Aサイクルの導入についてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進を図るため、昨年9月に沖縄21世紀ビジョン実施計画を策定し、成果指標や前期5年間の具体的取り組みを示したところであります。今後は、成果指標で示した目標の達成に向けて取り組みを進めると同時に、その時々々の社会経済情勢や県民ニーズなどの環境変化に的確に対応し、取り組みの継続的改善を図ることが重要であると考えております。このため、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（検証）、A c t i o n（改善）のいわゆるP D C Aサイクルを導入し、検証や改善を繰り返し、主体的にこれらを反映した取り組みを企画立案することにより、施策を効果的に推進してまいります。具体的には、毎年度、取り組みの推進状況や成果指標の達成状況を取りまとめ、推進上の留意点などの内部要因、社会経済情勢の変化などの外部環境、事業スキームなどの改善余地を検証し、これらに対する改善案を検討することにより、取り組みの継続的改善を図ります。また、その結果を公表し、県民が意見を提出できる機会を確保するとともに、予算要求等への活用を図ります。なお、基本計画の5年目及び計画の後半には、基本計画全体の成果や課題等を総括する考えであります。

沖縄県としては、このような検証と改善を重視するP D C Aサイクルを確立し、沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に推進してまいります。

鉄軌道の導入についての御質問の中の、特例的な制度の創設、戦後処理の一環として国が主体的に事業化に向けて取り組むこと及び導入の位置づけについての、5の(1)から5の(3)までは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に実施していくための総合的な交通体系のビジョンを示した「沖縄県総合交通体系基本計画」を昨年6月に策定したところであります。当計画では、県民及び観光客の移動利便性の向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、低炭素社会の実現、県土の均衡ある発展を支える

観点から、沖縄本島を縦断し、速達性・定時性を備えた鉄軌道を含む新たな公共交通システムを導入することとしております。他の都道府県の鉄道が戦後間もなく国の鉄道復興5カ年計画や戦災復興都市計画等に基づき復旧・復興が行われたのに対し、沖縄戦で壊滅した沖縄県営鉄道は復旧されないまま、中南部地域を中心に過密な市街地が形成され、鉄軌道の整備には膨大な事業費が必要とされております。そのため、導入実現には、地元自治体及び運行会社の負担を軽減し、持続的な運営を可能にする特例的な制度の創設が必要であると考えております。県としては、整備新幹線の建設の考え方を参考にしたインフラ整備と運営を分離する上下分離方式による整備などを想定して検討を進めており、歴史的な経緯等も踏まえ、制度の創設を国に求めていると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中で、下地島空港活用の基本方針についての御質問にお答えいたします。

下地島空港は、那覇空港並みの3000メートル滑走路を有した空港であり、同空港の機能を維持し利活用を図ることは、県経済のさらなる振興及び活性化に大きく寄与するものと考えております。そのため、現在、「下地島空港利活用検討協議会」を設置して検討を進めており、従来のパイロット訓練に加えて、航空機のパフォーマンス試験や航空宇宙産業の誘致など、新たな利活用策について実現可能性の観点から具体的な検討を行っているところであります。検討に当たりましては、伊良部大橋供用後の宮古空港との役割分担を踏まえながら、地元宮古島市及び関係機関と連携して取り組んでいるところであります。

次に、中城湾港泡瀬地区埋め立て・東部開発事業についての御質問の中で、沖縄総合事務局の本年度と次年度以降の事業についての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、国と県が連携を図り推進しているもので、埋立面積95ヘクタールのうち、国が86ヘクタール、県が9ヘクタールを埋め立てる計画として、外周護岸の一部は概成しております。沖縄総合事務局は、平成24年度事業として、新港地区泊地のしゅんせつ、泡瀬地区の仮航路しゅんせつ及び埋立工事を実施しております。平成25年度以降も引き続き新港地区泊地のしゅんせつ、泡瀬地区の仮航路しゅんせつ、外周護岸整備及び埋立工事等を実施し、平成28年度を

目途に事業完了する予定と聞いております。

同じく中城湾港泡瀬地区埋め立て・東部開発事業についての御質問の中で、サンゴに対する影響と防止策についての御質問にお答えいたします。

環境影響評価書におけるサンゴ類の保全措置については、生息被度10%から40%未満の区域の埋め立てを回避することにより、全体としてサンゴ類への影響の低減を図っております。さらに、第 区域内のサンゴについては、環境影響評価書では移植等の保全措置を講じることにはなっていないものの、サンゴの有効活用や保全の観点から、沖縄市やNPO法人が主体となってその一部を移植しており、県も国とともに協力したところであります。

県としましては、今後とも専門家等で構成する「環境監視委員会」等の指導助言を踏まえ、工事の実施による環境への影響を可能な限り低減するよう、環境保全に十分配慮していく考えであります。

同じく環境への影響が大幅に軽減されていることについての御質問にお答えいたします。

本事業につきましては、市民意見や企業ヒアリング等をもとに土地利用計画を見直し、埋立面積を当初計画の187ヘクタールから95ヘクタールの約半分とすることで、干潟の98%を残すなど環境への影響を大幅に軽減した計画に変更し、一連の法的手続が完了したことから、工事を再開しております。事業の実施に当たりましては、工事による環境への影響を確認するため、学識経験者及び地元の代表である7自治会長で構成する「環境監視委員会」へ監視調査結果の報告を行うとともに、「中城湾港泡瀬地区人工島環境レポート」としてホームページを通して広く市民や県民へ情報公開も行っております。また、沖縄市においては、現在、小学生を対象に泡瀬干潟観察会などを実施しております。

県としては、環境利用学習などを通じて大部分が残存する干潟の保全・活用の周知を沖縄市と連携し取り組んでいく考えであります。

次に、同じく中城湾港泡瀬地区埋め立て・東部開発事業についての御質問の中で、定期船就航の取り組み状況と可能性についての御質問にお答えいたします。

定期船就航の実験は、平成23年11月から開始し、平成25年1月までに約1万8700トンの貨物を取り扱っており、1カ月当たり5.5倍の実績となっております。今後の貨物量増加のため大型クレーンを導入したところであり、さらに大都市圏への航路拡充に向けた貨物の集荷作業に取り組んでおります。新港地区への移入貨物を確保し、県内からの移出貨物を掘り起こすこと

が実験の正否にかかわるため、新港地区の立地企業で構成される中城湾新港地区協議会の協力を得ながら、貨物の増加、定期船就航の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用失業問題についての御質問の中の、県内失業率改善の要因と平成24年度における新規学卒者の就職状況並びに若年無業者対策についてお答えいたします。

平成24年の県内完全失業率は6.8%と、平成23年の7.1%と比較して0.3ポイントの改善となっております。その要因としましては、「みんなでグッジョブ運動」の推進とともに、沖縄振興特別推進交付金や緊急雇用創出基金等を活用した産業振興や企業誘致により雇用の拡大が図られてきたものと考えております。また、平成25年1月末現在の就職内定率は、高校生が63.4%で前年同期に比べ10.4ポイント増、大学生が38.5%で前年同期に比べ3.6ポイント増となっておりますが、依然として厳しい状況となっております。

若年無業者対策としまして、国においては15歳から39歳までの若年無業者に対し、日常生活から就労までの幅広い相談や職業的自立支援のため、県内に地域若者サポートステーションを本島北部・中部・南部の3カ所に設置しております。県においては、平成24年度から新規事業として沖縄振興特別推進交付金を活用し、地域若者サポートステーションと連携を図りながら、就職に必要な知識・技能の習得や企業実習を中心とした3カ月の基礎的な職業訓練を行う若年無業者職業基礎訓練事業を実施しております。

続きまして、地域若者サポートステーションの拡充と若年無業者に対する支援についてお答えいたします。

国においては、全国の地域若者サポートステーションの設置数を116カ所から160カ所に拡充するとともに、学校と連携し、全ての設置箇所において訪問支援を実施する予定としております。また、合宿型を含む生活面等のサポートと職場実習、資格取得支援等のため、新たに「若年無業者集中訓練プログラム」を実施する予定であります。国の予算措置を受けて、県内の地域若者サポートステーションにおいては、現在2カ所で開催している訪問支援を平成25年度から3カ所で開催する予定であり、また「若年無業者集中訓練プログラム」については、中部のサポートステーション沖縄において実施する予定であります。なお、県内には

既に沖縄本島北部・中部・南部の3カ所に地域若者サポートステーションが設置されていることから、当面は現体制で対応することとしております。

沖縄県としては、若年者が無業状態にならないよう就職支援を行うとともに、引き続き沖縄振興特別推進交付金等を活用した産業の振興や企業誘致等を推進し、雇用の場の確保に努めてまいります。

同じく雇用失業問題の御質問の中の、海外インターンシップの狙いと事業内容についてお答えいたします。

本事業は、若年者に対し、アジアでの就業体験等を通して、グローバルな視点を持って国内外への就職を促進し、若年者の完全失業率の改善を図ることを目的として実施しております。短期インターンシップでは、主に大学生を対象とし、就業体験のほか、現地学生との交流、経営者との懇談、行政機関への訪問等も行い、沖縄県とアジアの発展を担う人材の育成を図っております。また、長期ジョブトレーニングでは、主に若年求職者を対象とし、現地企業での実務力及び語学力等を養い、その後の海外就職を目指しております。沖縄県としては、引き続き若年者雇用の改善に取り組んでまいります。

続きまして、ミスマッチ解消に向けての企業教育及び行政の職業教育についてお答えいたします。

沖縄県のミスマッチ対策のうち、企業における人材育成教育の推進としては、企業経営者等に対する研修や、従業員の定着につながる取り組みを支援するコンサルタントの派遣などを実施しております。また、行政の行う職業教育としては、求められる技術と技能の不一致を解消するため、求職者に対して公共職業訓練施設等における職業訓練等を実施しております。そのほか、若年者の職業観の形成から就職までの一貫した総合的な支援を行うため、教育機関、企業等と連携し、就職支援セミナーやインターンシップ等の各種施策を実施しております。これらの施策により、技術・技能面のミスマッチの解消に寄与するものと考えており、今後ともこれらの施策を推進することでミスマッチの解消に取り組んでまいります。

次に、県内産業の振興についての御質問の中の、波及効果が見込まれる企業の誘致や、海外移転の流れを本県立地につなげることについてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、第3のリーディング産業として臨空・臨港型産業の集積を図り、産業や貿易の振興を目指しております。例えば、国際物流拠点産業集積地域うるま地区では、自動化ラインや医療関連機器等を製造する中核企業と関連

企業の一体的な立地など、高付加価値型ものづくり産業の誘致に取り組んでおります。また、那覇地区では全日空の国際貨物ハブを活用したパーツセンターやリペアセンター、迅速な輸送を求められる生鮮食料品などの保管・流通などを行う物流企業の誘致に取り組んでおります。

このように、県では高付加価値・高度部材産業や物流関連企業を誘致することで、これらの企業と県内企業との連携による技術力の向上や雇用の創出などの波及効果を見込んでおります。これらの取り組みにより、我が国の産業空洞化や技術流出の防止、製造業の生産拠点のリスク分散に寄与するとともに、海外移転の流れを本県の産業振興につなげ、著しい経済発展を続けるアジアの成長と活力を取り込む自立型経済の構築を目指していきたいと考えております。

続きまして、同じく県内産業の振興についての御質問の中の、沖縄振興特別推進交付金の活用を踏まえた新たな施策の展開についてお答えいたします。

沖縄県では、中小企業の育成を支援するため、中小企業の振興に関する条例に基づき関係団体や各地域からの提言を反映した施策づくりに取り組んでおります。これらの提言等を踏まえ、次年度の商工労働部関係沖縄振興特別推進交付金予算は、総額で約196億円と、前年度当初予算と比較して約74億円増額計上しております。その概要を申し上げますと、県内中小企業の経営基盤の強化を図る中小企業課題解決・地域連携プロジェクト推進事業や、ものづくり産業を支援する戦略的製品開発支援事業、県産品の販路拡大を支援する県産品拡大展開総合支援事業など継続事業が43事業、本県工芸産業の経営高度化を図る工芸産地組合高度化促進事業など新規事業が7事業となっております。また、推進交付金以外の事業として「資金繰りの円滑化借換資金」の創設など、県融資制度も拡充することとしております。今後とも、これらの総合的な支援策を推進し、県内中小企業の持続的発展が図られるよう取り組んでまいります。

次に、ブランド力のある県産品の開発に対する県の取り組みについてお答えいたします。

県産品のブランド化を図るためには、品質にすぐれ、安全・安心であることはもとより、沖縄の優位性を生かした顧客ニーズに対応した商品の開発が重要であります。このため、他地域との差別化が図られるような地域資源の活用、農商工連携などによる付加価値の高い商品開発を促進しております。例えば地域産業資源である沖縄の塩は、その特性や自然環境、製造工程などに由来するストーリー性など新たな付加価値に

より、既に全国的にも高い評価を得ております。また、春ウコンのブランド化を目指した沖縄県春ウコン事業協同組合による統一商品の開発や県外・海外への販路拡大などの取り組みのほか、かりゆしウエアについては、沖縄らしさを表現したデザインや最近のクールビズに対応したウエアとして広く受け入れられております。また、消費者の認知度・共感を高め、ブランド化を促進する取り組みとして県内企業等のマーケティング力の強化を図るとともに、物産展、商談会、バイヤー招聘等によるビジネスマッチングを実施しております。

次に、伝統工芸産業の振興についての御質問の中の、伝統工芸製品の生産額と販売状況、振興の基本方針及び拠点施設整備等についてお答えいたします。4の(1)と4の(4)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

平成23年度の本県工芸産業の生産額は33億4000万円で、昭和57年度の57億6000万円をピークに減少傾向にあり、ピーク時との比較では42%、対前年度との比較では19.2%の減少となっております。販売状況については、ライフスタイルの変化に伴う伝統工芸品市場の縮小、消費者の低価格志向等により、特に染織物や漆器においては厳しい状況にあります。そのため、伝統的な技術や技法を継承するとともに、時代変化への対応や新たな市場開拓を進めることを基本として、工芸産業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。具体的な振興策の一つとして、工芸産業振興の中核施設の整備に取り組むこととしており、今年度、基本構想を策定し、次年度以降、整備を進めていく考えであります。この中核施設にはこれまで工芸技術支援センターが果たしてきた技術指導や新商品の研究開発、人材育成等の機能を拡充するとともに、起業化支援や流通等の機能のほか、県内全産地の多彩な工芸品の展示や情報発信等の拠点機能も持たせ、産地との連携・振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく伝統工芸産業の振興についての御質問の中の、産地の現状と課題及び地域産業としての振興についてお答えいたします。

県内各地に点在する工芸産地は、地域の活性化や雇用の創出、観光産業の振興など、地域産業として重要な役割を果たしております。本県工芸産業の現状は、市場ニーズの変化や生産従事者の高齢化、後継者の確保難、良質な原材料の入手難などから、生産額や従事者数の減少傾向が続く厳しい状況にあります。また、課題としては、市場ニーズへの対応不足や産地組合の経営基盤の脆弱性、低収入による人材の定着不足など

が挙げられます。このため、県としては、後継者の育成、産地組合の拠点となる施設整備への支援、伝統的な技術や技法を活用した新たな商品開発等に対し支援を行ってきたところであります。

次に、同じく伝統工芸産業の振興についての御質問の中の、新商品開発や後継者育成、産地指導のあり方についてお答えいたします。

多様化する消費者ニーズに対応していくためには、伝統的な技術や技法を生かしながら、現代の生活様式に合った機能性やデザイン性などのすぐれた商品開発を進めていく必要があります。このためには、製造技術や技法の高度化に加え、経営やマーケティング等に関する知識を有する後継者を育成するとともに、デザイナー等との連携による付加価値の高い商品開発に取り組む必要があると考えております。また、工芸産地の中核となる産地組合に対し、中長期的な事業戦略の策定を促進するとともに、組合機能の強化、工芸事業者の組合への加入及び定着の促進、経営人材の育成等について市町村や関係機関と連携し、支援してまいりたいと考えております。

次に、三線製作の技法継承と産業としての振興についてお答えいたします。

県では、伝統工芸産業の振興や伝統工芸品の品質の維持、改善等を目的に、昨年11月、三線を「伝統工芸製品」に指定したところであります。あわせて、技法の継承と後継者の育成に取り組む三線製造事業者7名を「沖縄県工芸士」として認定しております。また、三線製作事業者の唯一の団体である沖縄県三線製作事業協同組合への支援を通じ、組織体制の強化、県産三線のブランドの確立に向けた基準づくり、販路開拓等を促進し、産業としての振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域振興についての御質問の中の、一括交付金を活用した商店街の空洞化解消のための取り組みについてお答えいたします。

県内商店街の空き店舗率は、平成23年度調査で11.8%となっており、この10年間ほぼ横ばいで推移しております。その要因としては、商店街周辺からの人口の流出に加え、郊外への大規模小売店舗の立地、商店主の高齢化、駐車場不足等、商店街の魅力が低下したことなどが考えられます。県内の一部市町村では、一括交付金を活用して店舗の魅力向上のほか、効果的な集客イベント開催など、商店街の活性化に向けた取り組みを行っております。県は、引き続き市町村による一括交付金を活用した地元商店街活性化の取り組みを支援してまいります。

同じく地域振興についての御質問の中の、国際通りなどで地域密着型商店街づくりを目指すための方策についてお答えいたします。

国際通りなどの商店街の実態については、平成23年度に沖縄県中小企業団体中央会が行った調査によれば、小売業が約58%、飲食業が約11%、お土産品店小売業が約10%等となっております。那覇市国際通り商店街振興組合連合会などでは、他市町村商店街とも連携して物産展やエイサー、民謡ステージ等の交流イベントを開催するなど、地元客も含めた地域密着型の商店街づくりを進めております。また、那覇市においても一括交付金を活用し、国際通りトランジットモールでのイベントや「さいおんスクエア」前の屋台村など、商店街の活性化を支援しております。県としましても、こうした市町村の取り組みについて連携・支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 雇用失業問題についての御質問で、学校の就業意欲向上の教育についてお答えいたします。

県立高校においては、就業意欲向上に向けて、個に応じた指導を強化し、進路ガイダンス、進路講話、ビジネスマナー講座、インターンシップなどを実施し、職業観・勤労観の育成を図っております。

県教育委員会としましては、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた組織的・計画的・継続的な取り組みを今後とも推進するとともに、関係機関と連携を強化し、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、系統的なキャリア教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 県内産業の振興についての御質問の中で、ガソリンスタンドの改修期限の到来による本県における状況についてお答えいたします。

給油所の地下に設置された燃料タンクのうち、長期間経過し、さび等の腐食により燃料流出事故のおそれが高いものについては、平成23年2月1日施行の「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令」等により、平成25年1月31日までに内面コーティング等の防食措置を講ずることとされております。

総務省消防庁に規則改正によって本県における改修

の対象となる給油所の数について確認したところ、県全体533件のうち1件とのことであります。対象の給油所が少ないことについて、本県では本土復帰前に琉球政府法令でタンクの設置について独自のより厳しい規則があったこと等によるものとされております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 廃棄物処理対策についての御質問の中で、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設は間に合うのかについてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設につきましては、これまで名護市安和区において説明会や先進地視察などを重ね、現在、具体的にその整備について検討いただいているところであります。また、地域の合意形成とあわせて最終処分場の管理運営主体となる第三セクターの株式会社の今年度内の設立に向けて準備を進めているところであります。

県としましては、設立する会社とともに地域との合意形成に努め、残余年数の期間内を目途に供用開始できるよう取り組んでまいります。

次に、不法投棄の現状と防止対策についてお答えいたします。

県内の産業廃棄物不法投棄の実態は、平成23年度の調査によりますと、不法投棄件数は86件、不法投棄量は4202トンとなっております。不法投棄防止については、県、警察本部、第十一管区海上保安本部等で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置するとともに、各保健所にネットワーク会議を設置して合同パトロールを実施しております。また、保健所へ廃棄物監視指導員及び不法投棄監視員を配置するとともに、市町村職員の併任発令を行うなど、不法投棄の防止対策を推進しているところであります。

県としましては、今後とも排出事業者や県民等に対する啓発活動のほか、市町村や警察などとの連携を密にして、監視・指導を強化していく考えであります。

次に、離島地域における産業廃棄物の処理状況と効率的な処理体制の整備についてお答えいたします。

離島地域における産業廃棄物の処理については、処理業者の経営基盤が弱く、産業廃棄物処理施設の数や規模が十分でないことから、沖縄本島への輸送により処理コストが割高となるなど、適正処理の確保が課題となっております。そのため、県におきましては、効率的な処理体制の整備に向け、八重山地域において木くず等を燃料として発電を行い、処理コストの軽減及

び適正処理の確保を図るバイオマス資源活用コージョネレーションシステム構築事業を平成24年度から実施しているところであり、宮古地域においても導入に向けた調査検討を行うこととしております。また、市町村の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物のあわせ処理についても促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 1点だけ再質問をさせていただきます。

東部海浜開発についてであります。

この東部海浜開発事業、構想から着手まで相当の時間がかかっております。そして民主党政権の中で一旦は中止が決定され、また民主党政権下で再開されたものであります。そして今現在は、環境に配慮をした工法で工事の中断期間があるわけですね。それは理解はしております。それでも相当に時間がかかり過ぎだと思いませんか。知事、1年でもあるいは10カ月でも早期に完成できるような努力をしていただきたいと思っております。那覇空港滑走路の増設については、7年から5年10カ月という工期短縮ができたわけでありませう。知事のこの実績からしても手腕からしても私は可能であると思っております。いかがでしょうか。市民は一日でも早い完成を望んでおりますので、御理解いただきますよう答弁をお願いをいたします。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 議員おっしゃるように確かに長くかかり過ぎているという感は私も強く持っております。ですから、沖縄市のみならず中部地域にとっても経済、その他の大発展のために非常に重要な空間だと私は思っております。トカゲハゼ等環境関係の部分があって、ちょっと表現はあれかわかりませんが、手間暇のかかる工法といいますか、工事の仕方がどうしても必要ではあります。これは十分踏まえつつも、かなり長くかかり過ぎていると思いますので、私も議員ともども、もっと早い完成に向かって取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

〔具志堅 透君登壇〕

○具志堅 透君 質問の前に、前田政明議員の突然の訃報を聞き驚きを覚え、大変残念でなりません。哀悼の意を表し、謹んでお悔やみを申し上げ、御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは自由民主党を代表し、代表質問を行います。

まず1点目の、教育・文化の振興についてであります。

(1)、教育環境の整備について。

科学技術の進展や情報の高度化・国際化の高まり、少子・高齢化の急速な進行などにより、学校、家庭、地域を取り巻く環境が大きく変化し、我が国教育は大きな変革のときを迎えております。教育は、子供たちに生きる力を育み、一人一人の個性に応じた調和のとれた人間形成を図り、正義感や思いやりの心を重んじる豊かな感性を習得させることを目指すことが求められております。

このように、教育は子供たちが主役であり、子供たちが人間として調和のとれた成長を遂げることができるよう人間性の育成を図ることにあります。そして、それを一身に担っているのが教師であります。時代の要請もあり、少人数学級への移行が進み、多様な個性を持つ児童生徒に対応した教育が求められる中、教育現場においては教師の過重負担の問題が深刻となっております。子供たちにわかりやすい授業を行い、子供たちに信頼される教師像が期待されながら、現実には日常的な雑務に追い回される教師の姿が現在の状況のようであります。

文科省は、現在の週5日の授業日数から週6日制に戻す検討を始めたようであります。その背景には、ゆとり教育により授業の時間が減って学力が低下したとして、学力の向上、立て直しを名目に学習指導要領が改訂され授業時間がふえたことから、土曜授業を実施する学校も出てきたことがあるようであります。そのためには、教師の労働条件やスポーツ活動などの見直しが必要であり、教師の協力が不可欠であります。

一方で、国家公務員の退職手当を減額する法律が成立しことし1月から実施されることに伴い、地方自治体にも同様な措置が求められたことで、他県において教師などの早期退職が相次いでおります。教育の理想と現実生活とのはざまで悩む教師の姿が見られ、理念と現実との乖離を感じるのであります。本県においては、どのような状況になっているのでしょうか。

そこで伺います。

ア、文科省は、小・中・高校の授業日数を週6日に

戻す検討を始めたということだが、児童生徒や家庭、地域への影響、教師の増員などを含め教育長の考えを伺いたい。

イ、離島・僻地に居住する中学生に対する進学・学力向上などを支援する離島・僻地における学習支援事業について、実施状況と今後の支援内容の拡充を考えているか伺いたい。

ウ、教員の指導力の向上や教育上派生する諸課題に適正に対応する能力を養成することを目的に設置された教職大学院について、学校現場にどのような効果をもたらすか、教育長の考えを伺いたい。

エ、政府が地方自治体に国家公務員に準ずる退職手当の減額措置を求めたことで、他県で教員の早期退職が相次いでいるが、本県における状況について伺いたい。

オ、人口10万人当たりの美術館・博物館の数は本県は全国最下位と言われている。博物館法に基づき指定された美術館も本県は1館しかない。この現状に対する認識と将来計画について伺いたい。

カ、県立郷土劇場にかわる文化施設の整備について、検討委員会における骨子案が示されたようだが、その概要を伺いたい。

キ、県は、アメラジアンスクールに対する日本語習得支援など支援策を強化する方針を示したが、その内容について伺いたい。

(2)、いじめ・体罰問題について。

昨今、学校やスポーツ界におけるいじめや体罰、暴力が取り上げられ大きな社会問題となっております。一昨年秋の天津市の市立中学校で起きたいじめにより男子生徒が自殺した問題は、いじめの執拗さや男子生徒の屈辱感、絶望感などが明るみに出た一方、自殺を防げなかった学校や市教育委員会の対応に大きな批判が出るなど、いじめの悲惨さを改めて認識させました。

いじめは、いじめられた側にとってみずからの尊厳を切り裂かれる思いもあるだけに、なかなか親や学校に訴えることができず抱え込んでしまい、その無力感が不登校や、最悪の場合、自殺という結果となるのであります。確かにいじめは、日ごろ仲のよかった友人関係が何らかの拍子にいじめる側といじめられる側に関係が変わったり、友人同士の日常的なふざけ合いがエスカレートしいじめに変わる場合もあり、学校としていじめと認識できにくいという事情もあることは否定できません。

また、体育科や部活での監督やコーチによる体罰も深刻な問題を提起しました。大阪府の市立高校で、バ

スケット部の男子生徒が顧問から体罰を受け自殺した問題であります。体罰は、学校教育法で子供の人権を無視するものとして禁止されておりますが、現場の部活では手を上げる指導法が正当化されているのが実態のようであります。その背景には、生徒と先生という立場からの力関係がその根底にあるほか、強くする精神を鍛えよとの指導者の熱意があることも否定できません。県教育庁も、県内県立高校や各教育事務所に對し、部活動での指導で体罰がないよう防止対策を徹底するよう文書による注意を喚起しております。

日本の将来を担う人材を育成する学校において、人生の夢を挫折させるようないじめや体罰は決してあってはならないと考えます。そして、いじめや体罰があった場合は、被害者生徒が相談できる体制の整備、第三者機関による調査体制の整備が必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、大津市の市立中学校で男子生徒が自殺した問題で、いじめが自殺の直接要因になったと報告書で認めた問題について、本県におけるいじめ問題の状況を含め県教育長の見解を伺いたい。

イ、高校の部活において監督やコーチによる体罰が全国的に問題となっているが、本県における状況はどうか、調査を含め取り組んでいる防止対策を伺いたい。

ウ、学校におけるいじめの早期発見に向け、政府の支援による学校内相談体制の強化が打ち出されたが、その内容といじめ、体罰を受けた生徒に対するケア等本県における対策について伺いたい。

2、子ども・子育て支援について。

少子・高齢化の急速な進展や長引く経済の停滞により一層の女性の社会進出が求められる中、共働き世代の子育て支援環境の整備が大きな課題となっております。子育て世代が安心して働けるには、地域や行政による保育制度の充実が不可欠であります。2012年8月、自・公・民3党合意による子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育や保育の拡充、地域における子ども・子育て支援の充実が図られることとなりました。認可基準に満たない定員20人未満の少人数の子供を預かる認可外保育所や家庭で保育する保育ママ、事業所内で保育士等について一定の給付金を支給する制度の創設など子ども・子育て支援として大きな改善であります。

子育て中の共働き世代にとって、いつでも預けられる保育所が身近にあることが切実な願いであります。全国的に保育所に入れない児童の数は減る傾向にな

く、2012年4月の時点における厚労省の調査で、待機児童数は2万4825名に上っており、その中で本県は2305人。これは全国で東京都に次いで2番目に多い数であります。本県における待機児童数は大阪や神奈川、福岡などの大都市より多い数であり、しかも他県に比べ圧倒的に多い認可外保育所に入所している児童が多いことを考慮すれば、特異な状況にあると言えます。県は、市町村においても保育所の増設や認可化の促進など努力はしておりますが、入所を希望する保育需要に対し、保育所の増設が追いつかないというのが現状のようであります。そのことから、国や県が発表する待機児童数以外に待機児童の多さがあるものと考えます。

このように、本県で待機児童の解消を図るには、全国一律の物差しでなく沖縄の特化した制度の充実が必要であり、沖縄の実情に沿った柔軟な基準づくりが求められております。さらに、本県は県民所得が低い状況にあり、個々の家庭の経済力は弱く、国が定める認可保育所の保育料が家計を圧迫していることから、保育料の引き下げが大きな課題となっております。県において一括交付金を活用した対応ができないか、今後検討を願うものであります。

そこで伺います。

(1)、2012年4月時点で本県の待機児童数は東京都に次いで2番目に多く、入園を希望する数に保育所増が追いつかない状況にあると言われる。県の取り組みの現状と今後の対策について伺いたい。

(2)、子ども・子育て関連3法に基づく支援策により、認可保育所や認可外保育所の運営等子育て支援はどのように変わるか。また、子を待つ親から要望が強い保育料の引き下げについて、県としてとり得る対応を伺いたい。

(3)、政府は、2013年度予算で保育所定員増や待機児童の解消策を打ち出しているが、それを受け本県においてどのような対策を考えているか伺いたい。

(4)、保育士の待遇改善が求められている中、厚労省は4月から私立保育所に勤める保育士給与を引き上げる方針のようだが、これにより本県においてどのような改善となるか伺いたい。

(5)、子供の医療費について、昨年10月から入院に限って中学卒業まで無料とする助成が行われているが、通院費についても拡大できないか伺いたい。

3番、地域医療・福祉の充実強化について。

少子・高齢社会の到来で、地域における健康福祉体制の充実が求められております。健康・長寿県を目指す本県は、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、年

齢や障害の有無にかかわらず、県民誰もが住みなれた地域で心豊かで安全・安心に暮らし、支え合える地域社会を実現するため保健、医療、福祉の提供体制を整備し、そのための人材育成に向けて具体的施策の展開を図るとしております。住んでいる地域、環境に左右されることなく全ての人が穏やかに生活でき、それぞれの適性に応じて社会参加や目指す分野で活躍する機会が与えられ、これらに対する支援対策が備えられていることが求められており、行政としてどのように対応するかが重要であります。

特に、本県は離島県で多くの有人島から成っている地理的不利性から、経済規模や産業力の狭隘性につながっており、そのことは市町村における支援力、財政力の弱さから県への依存度が強まる状況となっております。

地域住民の生活に欠くことのできない地域医療については、市町村では十分な対応ができず、県立病院に大きく依存している状況にあります。県立の5つの病院は、それぞれの地域における住民生活に欠くことのできない存在となっており、医師の欠員や不足が生じるたびにマスコミをにぎわす問題となるのであります。地域にとって県立病院の存在は大きく、必要なときに必要な医療提供ができる体制の確立が求められているところであります。

このような中、県立病院の経営のあり方を検証する経営再建検証委員会の第3回会合で、県立病院の経営は改善されたとの報告書をまとめたということであります。現在のままの県立でいくか、独立行政法人へ移行するか、県政の大きな決断が迫られるのであります。県立病院設立に至った本県の特異な経緯、離島における住民医療の現状と県民本意での判断が求められると考えます。

そこで伺います。

(1)、県立病院の経営改善について、経営再建検証委員会は経営改善は実現されたとの報告書をまとめたようだが、それを受け、知事は今後の運営形態のあり方についてどのように判断するか伺いたい。

(2)、病院の安定的経営を図る上で人間ドックの受け入れは大きな効果があると言われる。県立病院における人間ドック受け入れは可能か。また、受け入れによる問題点や課題となるのは何か伺いたい。

(3)、ドクターヘリの出動状況と、本県では病院間輸送が圧倒的に多いようだが、全国と比較しその要因を伺いたい。

(4)、本県では病院にドクターヘリが着陸できず搬送に時間がかかると言われる。県立病院など救急体制を

備えた病院にヘリポートを設置することについて県の考えを伺いたい。

(5)、政府は、生活保護費の減額を決めたが、その内容と本県において影響を受ける世帯数、受給世帯以外へ及ぼす影響について伺いたい。

(6)、県立北部病院の医師確保については、特に産婦人科医師の不足・欠員は地域に不安を与えており早急な対策が必要であります。県の取り組みを伺います。

4、児童虐待について。

全国的に社会問題と化している児童虐待に歯どめがかからず、自治体においてはその対策に苦慮している状況にあります。厚生労働省の2011年度の調査によれば、全国の児童相談所等への児童虐待相談件数は5万9862件と過去最多を更新したということであり、虐待で死亡する事例もふえているようであり、特にゼロ歳児から3歳児までの虐待による死亡が全体の8割を占めるといふ痛ましい現状にあります。本県は前年度より若干減少しているようですが、それでも高どまりで推移しているのが現状であります。

児童虐待は、児童・幼児の最も身近にあり守ってくれる親等から受けるため、密室で、しかもしつけないか周囲にわかりにくいという状況もあり常態化してしまっているようであり、それでも以前より子供の異常に気づき、関係機関へ通報するなど社会的関心も深まってきたようであり、一方で、関係機関の対応のあり方の改善の法制度の見直しなど、虐待で最悪の事態から子供を守るための環境整備は着々と進められております。しかし、児童虐待をなくすには、子供を取り巻く地域、コミュニティの力が必要であり、児童相談所や学校、医療機関、警察等が連携して地域一体となった取り組み、子供は地域で育てるという意識の共有が重要であります。

親の子供に対する虐待をとめさせるには、法律による強制力が必要であります。去年4月から施行された民法改正により、親権を最長2年間停止することができるようになり、虐待をやめさせるための大きな武器となるものと考えます。他方、生後4カ月までの乳児の家庭を看護師が訪問し、状況を把握する制度として乳児家庭全戸訪問事業が実施されているようですが、いまだに実施していない自治体もあるようであり、ゼロ歳児の虐待死が最も多いと言われる中で制度の完全実施が急がれております。

このように、児童虐待を防ぐため法制度や施設等の整備は進んでおり、今後はこれらの担い手となる児童相談所などの職員の適正確保や資質の向上を図り、十分な体制で取り組みを強化することを期待するもので

あります。

そこで伺います。

(1)、児童虐待件数は全国的に増加しており本県も高どまりの状況にあるが、児童相談所や警察、学校等で構成する地域協議会について、本県における運用状況を伺いたい。

(2)、保健師等による乳児家庭全戸訪問事業は乳児に対する虐待防止として効果が期待されるが、本県の実施状況を伺いたい。

(3)、虐待をやめさせるため親権を最長2年間停止できるようになったが、実際に親権停止を申し立てた件数と認められた事例について伺いたい。

(4)、児童虐待件数の増加に対応する児童相談所の職員の配置は適正になされているか、また、制度改正や相談対応など職員の教育、現場環境の改善等について伺いたい。

5、北部振興について。

北部地域は、名護市を拠点都市とし、恩納村と金武町からの北の本島北部とその周辺離島12市町村で構成されております。ヤンバルの森に代表される沖縄独自の常緑広葉樹林で覆われた森は、ノグチゲラやヤンバルクイナ等の貴重な動植物の宝庫であると同時に、県都那覇市を初めとする沖縄本島の水源地でもあります。しかし、本県は離島県で、沖縄本島は南部から北部へ縦に細長く伸びた地勢が形成されていることから、本県の生命線は空港であります。本県の玄関口として、民間空港は那覇空港一本のため、県都那覇を中心にその周辺地域に経済が集中する結果となっているのであります。

このような北部地域の振興と活性化を図るため、沖縄振興事業や北部振興事業が投下され、北部地域の経済振興や人口の流出防止、定住促進の向上が図られてまいりました。にもかかわらず北部地域は一向に経済の活性化が見られず、人口の減少、若者の流出が相次いでいるのであります。

名護市に設置された金融特区についても、認定企業がなかなかふえない状況にあり、その要因は政府の規制緩和が進まないことにあります。今回、沖縄振興法が改正され「専ら」要件の撤廃に関し一部緩和が認められましたが、金融関連企業の集積促進につながるか不透明であります。また、北部地域住民の生命・健康を担う医療については、県立北部病院が重要な役割を担っております。産科や小児科医師の確保問題でしばしば住民を不安に陥れておりますが、せめて医療問題については北部地域に安心・安全な体制をしいてほしいと願うものであります。

そこで伺います。

(1)、これまで実施された沖縄振興事業や北部振興事業で北部地域の経済や定住条件はどのように変わったか、県の認識を伺いたい。

(2)、県は新たな北部振興に関する施策を展開し、北部における雇用の創出や情報通信関連産業の振興を図るとしているが、具体的な方策を伺いたい。

(3)、金融特区について改正沖振法で一部条件緩和が認められたが、これにより今後どのような効果が図れると考えているか伺いたい。

(4)、内閣府次年度予算で北部関連予算の規模と主な実施予定事業についてお伺いいたします。

6、新エネルギービジョンについて。

昨今、地球温暖化の影響と思われる異常気象による被害が世界各地で発生しており、我が国においても異常とも思える集中豪雨や予想を超えた大雨が多発し、全国各地で甚大な被害が出ております。温暖化を引き起こしている主な要因として温室効果ガスの排出が挙げられていますが、これは人類社会を飛躍的に発展させた資源・化石燃料に起因するものであります。

本県は、地理的・地形的要因及びエネルギー需要規模の小ささから県内エネルギーのほとんどを化石燃料に依存している状況にあります。このため、石油等化石燃料依存から脱却し、再生可能エネルギーへの転換を図るため、我が国唯一の亜熱帯性気候という本県の特性を生かした太陽光発電や風力発電、バイオマスエネルギー等クリーンエネルギー開発・普及が急がれております。

また、本県における地下構造や天然ガス埋蔵量などの調査結果によりますと、本島中南部の地層に92億8000立方メートルに及ぶ天然ガスの埋蔵量が確認されており、天然ガス資源の利用が注目されております。県は、2012年度にも試掘をする予定とのことであり、今後の利用が可能となれば太陽光や風力などの自然資源、そして天然ガスの利用と本県におけるエネルギーの地産地消が期待されるのであります。

県は、2012年度から久米島周辺海域の海水の温度差を利用して電力を生み出す海洋温度差発電（OTEC）の実証実験も行うとしており、新エネルギーの開発やクリーンエネルギーの推進等今後の取り組みに期待が集まっております。

そこで伺います。

(1)、風力・太陽光など再生可能エネルギーでつくった電力を最長20年間電力会社が買い取る制度について、本県における再生可能エネルギーの普及拡大に与える効果と課題について伺いたい。

(2)、化石燃料に依存した電力供給は、温暖化対策に逆行するだけでなくコスト高や県民負担も大きい。県の再生可能エネルギー移行への取り組みの現状と課題等について伺いたい。

(3)、本島中南部の地層に大量に埋蔵されていると言われる天然ガスについて、その利活用を県はどのように考えているか。また、本県における再生エネルギーの地産地消に大きな効果が期待されると考えるが、県の考えと今後の生産性の可能性を含めた計画を伺いたい。

7、県警関係について。

県警の調査によりますと、2012年の県内における飲酒絡みの人身事故件数は、1990年から23年連続で全国ワーストという不名誉な記録となっております。その中で、去年は飲酒運転摘発者のうち公務員の割合がふえているということでもあります。

2009年10月から施行された県飲酒運転根絶条例をもとに、県警や関係機関が一体となり根絶に向けた取り組みを進めておりますが、公務員の飲酒運転増加はこの取り組みに水を差す行為であります。条例には、公職にある者の率先垂範をうたっており、県や市町村においては一層の指導体制の強化が求められます。

県警の調査によりますと、2003年から11年の9年間で摘発した飲酒運転者に対しアンケートを実施し理由を尋ねた結果、「最初から飲んで運転するつもりだった」と答えた割合が2003年の17.6%から11年には50.9%となり、2人に1人の割合で増加をしております。県民挙げての飲酒運転根絶運動を展開しているにもかかわらず、危険性に対する意識の低さがうかがえるのであります。

さらに、2011年の特徴は、若年層や女性の飲酒絡みが増加したことでもあります。近年、飲酒によるトラブルで未成年者の飲酒が社会問題化しております。本県においては、未成年者の飲酒による補導件数は減少傾向にあるようですが、居酒屋などの深夜飲食店で飲酒し、警察に補導された件数は増加をしており、2011年は前年の4倍超と過去8年間で最多となったということでもあります。未成年者飲酒禁止法で未成年者への酒類の提供や販売は禁じられており、違反業者に対する取り締まりの強化や指導啓発の徹底を通して、未成年者飲酒の防止に県警を初め関係機関の連携が必要であります。

ことしに入り問題となっているのが高齢者を狙った悪質な詐欺事件、還付金詐欺であります。役所や社会保険事務所など公的機関と偽り、払い過ぎた医療費や税金を返還すると高齢者を言葉巧みにだまし、預金口

座に多額の現金を振り込ませるというやり方でありま
す。この手の詐欺は、ここ３年間は県内では確認され
ていなかったようだが、再びこの時期に犯行が集中し
ている可能性があり注意が必要ということでありま
す。高齢社会に入った今日、高齢者を狙った犯罪はふ
えはしても減ることはないと思われ、県警だけでなく
関係機関、家庭や地域の連携が重要であり、何より高
齢者がおかしな行動をしたら声をかけることが重要で
あります。

そこで伺います。

(1)、本県は飲酒運転が後を絶たず、飲酒絡みの人身
事故件数も全国的に高い状況にあります。2012年の
状況と特徴について。また、摘発者の半数以上は過去
に摘発された者と言われます。今後の啓発活動のあり
方、取り締まりのあり方を考え直す必要があるのでは
ないか伺いたいと思います。

(2)、未成年者の飲酒による補導件数について、居酒
屋など深夜飲食店での補導が多いようであります。関
係業界への指導徹底や関係機関との連携による防止対
策について伺いたい。

(3)、本県における県内６カ所の相談窓口におけるＤ
Ｖに関する相談件数とその背景、関係機関相互の連携
による取り組みについて伺いたい。

(4)、高齢者を狙った悪質な詐欺事件、還付金詐欺が
県内でも多発しているが、その手口と高齢者が被害に
遭わないための指導啓発はどのように行われているか
伺いたい。

(5)、全国的に脱法ハーブなど麻薬に似た興奮作用が
ある脱法ドラッグを扱う店舗・業者が増加し、健康被
害も広がりを見せている。本県は販売業者数で全国上
位にあるが、取り締まりの状況を伺いたい。

以上でございます。答弁よろしくお願ひいたしま
す。

○議長（喜納昌春君） ただいまの具志堅透君の質問
に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に
回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の具志堅透君の質問に対する答弁を願いま
す。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 具志堅透議員の御質問に答
弁をいたします。

まず第１に、子ども・子育て支援についての中で、
保育士の待遇改善についての御質問にお答えいたしま
す。

沖縄県におきましては、保育士の給与等の改善を図
るため、平成25年度予算案において約６億6000万円を
計上したところであります。主任保育士の給与等につ
きましては、月額平均１万円程度の引き上げが見込ま
れており、これにより沖縄県としましては、保育士の
確保や離職防止につなげてまいりたいと考えておりま
す。

次に、地域医療・福祉の充実強化についての御質問
の中で、北部病院の産婦人科医師の確保についての御
質問にお答えいたします。

北部病院の産婦人科は、医師不足のため、日常診療
や救急患者への対応につきましては一部診療制限を行
っております。このため、医師不足の解消に向け
て、大学や民間病院との協力・連携による派遣、人的
ネットワークなどあらゆる手段を講じて医師確保に努
めているところでございます。

次に、北部振興についての御質問の中で、北部振興
策の具体的な方策についてという御趣旨の御質問にお
答えいたします。

沖縄県は、情報通信関連産業の振興を図るため、平
成25年度に北部圏域と中部、那覇間をつなぐ大容量の
光ファイバー基幹回線を敷設することといたしており
ます。この回線を活用することにより、他圏域に比べ
割高となっている北部圏域の通信コストを低減化する
ことが可能となり、企業の立地促進及び雇用の創出に
つなげてまいりたいと考えております。現在、名護市
及び宜野座村の情報関連施設に入居しているＩＴ及び
金融関連企業は39社、雇用者数は約1350人となってお
ります。沖縄県といたしましても、引き続き関係市町
村と連携し北部圏域への立地促進に取り組んでまい
る所存でございます。なお、平成25年度には、北部圏域
の各市町村が緊急雇用創出基金を活用し、ＩＴ技術者
の養成事業や北部地域特産品の販路拡大事業など41事
業を実施することといたしており、合計約140人の雇
用が創出される見込みでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等
から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育・文化の振興について
の御質問で、授業日数を週６日にすることについてお
答えいたします。

去る１月15日、下村文部科学大臣が記者会見で、学

校6日制について検討を進めていくという趣旨の発言があったことは承知しております。授業日数を週6日にすることによって、学校における教育課程の変更や教職員の勤務条件、地域行事の見直しなどの対応が必要になってくるものと考えられます。

県教育委員会としましては、現在、文部科学省で課題の整理を行っていると考えており、今後の国の検討の推移を見守っていきたいと考えております。

次に、離島・僻地支援の現状と充実についてお答えいたします。

今年度から、地域人材を活用して放課後、6市町村9地域で中学生を対象に学校や公民館で高校進学を支援する事業を実施しております。次年度も引き続き学習意欲の向上を図り、中学生の進路実現を支援する取り組みを充実させてまいります。

次に、教職大学院が学校現場にもたらす効果についてお答えいたします。

教職大学院の主な目的は、学段階での資質能力を修得した者の中から、実践的な指導力・展開力を備えた新人教員を養成すること、また、現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を担うためのすぐれた指導理論と実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成を図ることです。

教職大学院での研修を通して、教職員が高度な専門性と豊かな人間性・社会性を身につけることにより指導の充実が図られ、子供たちの学ぶ意欲や社会意識・自立心の向上など、学校教育の抱える諸課題の改善が進むものと期待をしております。

次に、教員の早期退職についてお答えいたします。

本県において、「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」が施行される平成25年3月1日以前に退職をした教員はおりません。

次に、博物館・美術館についてお答えいたします。

県内には、博物館法に基づき登録された8つの「登録博物館」と4つの「博物館相当施設」があり、その他の「博物館類似施設」を含めると77の博物館と美術館があります。そのうち美術館としては、登録館である県立博物館・美術館、浦添市美術館のほか、類似施設も含め5つの館があり、沖縄独自の文化や風土に育まれた芸術作品の収集・展示を初め、多種多様な芸術・文化に関する企画展が催されております。また、博物館施設においても美術作品の収集や展示を行っている館があり、県民が芸術・文化に触れる機会が提供されているものと考えております。新たな美術館の設置計画につきましては、それぞれの市町村が地域のニーズを踏まえて対応するものと認識をしております。

す。

次に、いじめの状況についてお答えいたします。

生徒がいじめにより、みずからとうとい命を絶つという事案につきましては、大きな衝撃を受けるとともに、いじめは早期に発見し解決を図る必要があると考えております。

県内の状況につきましては、文部科学省による平成24年4月から8月までの緊急調査の結果、小学校2727件、中学校353件、高等学校187件、特別支援学校6件、合計3273件の認知件数となっております。

県教育委員会としましては、今後も「いじめをしない、させない、見逃さない」ことをしっかり確認し、「沖縄県いじめ対応マニュアル」を活用した教員研修やスクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実を図り、迅速かつ組織的に対応してまいります。

次に、高校の部活における体罰の状況、防止対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、体罰の状況については、現在、関係課において実態調査を行っているところでございます。また、運動部活動の指導における体罰防止策としましては、運動部活動指導者研修会等を通し、指導者の資質向上及び運動部活動の適正化を図っているところでございます。

県教育委員会としましては、部活動の指導に当たり勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであると認識をしております。今後とも、各学校での顧問会・キャプテン会等の定期的な開催を促すほか、体罰事例研究や新たに未然防止セルフチェック等を取り入れた研修会を通し、体罰防止を徹底してまいります。

次に、いじめの支援内容とケアについてお答えいたします。

国の平成25年度いじめ対策等総合推進事業の内容としましては、教員研修の充実、スクールカウンセラーの増員による教育相談体制の強化等となっております。本県におきましては、児童生徒が悩みを相談できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性の高い人材を活用した教育相談体制の充実に努めております。

県教育委員会としましては、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、さらなる教育相談体制の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 教育・文化

の振興についての中、県立郷土劇場にかわる文化施設の整備についてとの質問にお答えいたします。

沖縄県では、去る2月15日に平成24年度第5回検討委員会を開催し、文化発信交流拠点整備基本構想策定に向けた骨子案について議論を行ったところであります。同基本構想の策定に当たっては、県民、芸能関係者、観光客、観光関連業者などの意見を踏まえ委員会で議論を行ったところであり、新たに整備される文化発信交流拠点は、本県の芸術・芸能の創造・伝承に加え、沖縄の文化産業を育み、牽引する役割を求められていることなどが示されたところです。具体的には、国立劇場おきなわの劇場機能を活用するとともに、その周辺にミニシアターとして利用可能なスタジオ兼稽古場の設置や、公演に使用する衣装や小道具の保管庫、魅力的な飲食などのにぎわい施設などの整備が必要とされております。さらに、同委員会では施設整備とあわせて、課題とされている芸術・芸能に関する文化専門人材の育成、戦略的な公演の発信や受信、及び県内外文化施設との連携などさまざまなマネジメントが発揮できる組織体制のあり方についても検討を行っているところです。

なお、基本構想につきましても、今後これら骨子案へのさらなる議論を深めるとともに、引き続き関係者等との意見交換などを進めながら、この3月中には取りまとめることとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 教育・文化の振興についての御質問の中で、アメラジアンスクールへの日本語習得支援策の内容についてお答えいたします。

県では、日本語指導の必要な児童生徒が学籍校へ円滑に復学するための支援をより強化するため、平成25年度から沖縄振興特別交付金を活用し、日本語指導教材研究事業を実施することとしております。事業内容としましては、平成25年度にパソコン等も活用した日本語教材及び指導方法を研究し、アメラジアン等児童生徒への日本語指導マニュアル等の作成を予定しております。平成26年度と平成27年度においては、当該マニュアルなどをアメラジアンスクール及び日本語指導教員が加配されている公立学校の協力を得て効果検証を行い、県内の公立学校で使用可能な日本語指導マニュアル等の完成を目指すこととしております。

県としましては、アメラジアン等児童生徒の学習環境づくりに努め、児童生徒が学籍校へ早期に復学できるなど、日本における義務教育を受ける権利を享受で

きるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 子ども・子育て支援についての御質問の中で、待機児童解消の取り組み状況と今後の対策についてお答えいたします。2の(1)と2の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県におきましては、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、今後10年間で潜在的待機児童も含めた9000人の待機児童の解消を図ることを目標として掲げ、取り組んでいるところであります。県におきましては、目標の実現に向けて、平成25年度当初予算案において沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業で約8億5000万円、また安心こども基金による保育所緊急整備事業で約54億円を計上したところであります。県としましては、保育の実施主体である市町村と連携を密にしながら、引き続き、潜在的待機児童を含めた待機児童の解消に取り組んでまいります。

次に、子ども・子育て支援新制度についてお答えいたします。

国においては、子ども・子育て支援新制度のもとで、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進する新しい仕組みを導入するとしております。新たな制度の基本方針や利用者負担額の基本となる公定価格等については、現在、国において平成27年度からの本格施行に向けた検討が行われているところであります。県としましては、沖縄独自の子育て支援が構築できるよう、市町村や保育関係者等との意見交換を行うとともに、必要に応じて全国知事会を通して国に意見を述べてまいります。

次に、子供医療費助成事業についてお答えいたします。

子供医療費助成事業の見直しに当たっては、実施主体である市町村の意向も踏まえ、保護者の負担がより重い入院について、平成24年10月から中学卒業まで拡大したところであります。通院年齢の引き上げについては、今回の改正による事業費の動向や効果を見きわめ、また実施主体である市町村の意向も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。

次に、地域医療・福祉の充実強化についての御質問の中で、県立病院の経営形態についてお答えいたします。

平成24年度検証結果報告書では、病院事業局の内部努力、一般会計繰入金の支援等により経営改善が実現

したと評価されております。一方、持続的な経営健全化の達成見込みについては、さらなる経営改善を行うことが前提とされるなど課題の付された評価となっております。このため、検証結果で示された課題に対しては、具体的な取り組みを行うことが必要であると考えており、現在、関係部局で課題に対する取り組み方策を検討しているところであります。

病院事業の経営形態については、検証結果とあわせてこれらの取り組み方策等も踏まえながら総合的に判断することとしております。

次に、ドクターヘリの出動状況についてお答えいたします。

平成23年度における県ドクターヘリの出動件数は403件で、そのうち搬送件数は372件となっております。搬送の状況は、離島診療所等からの施設間搬送が310件、現場からの搬送が62件であり、施設間搬送の占める割合は83%と、全国の18.9%に比べ多い状況となっております。本県の場合は、多くの離島に診療所が整備されており、一次救急医療を担う診療所医師との連携による対応が必要となってくることから、施設間搬送の割合が高くなっております。

次に、救急病院へのヘリポート設置についてお答えいたします。

現在、ドクターヘリによる病院搬送においては、病院の周辺環境の状況を踏まえつつヘリコプターの進入路の確保を図る観点から、病院に近接する既存のヘリポートや公園等を臨時的に活用して対応しております。県としては、病院収容への時間を可能な限り短縮するため、病院事業局とも連携し、病院敷地内におけるヘリポート整備の可能性について検討を行っていきたいと考えております。

次に、生活保護費の減額の内容とその影響についてお答えいたします。

今回の生活保護費の見直しは、国の社会保障審議会の生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整するとともに、平成20年度以降の物価の動向を勘案し、生活扶助費の基準を見直すというものであります。沖縄県において影響を受ける世帯数につきましては、改定される基準額が示されていないことから現時点で把握することは困難であります。見直しに伴い影響を受ける他の制度としては、個人住民税の非課税措置、保育料や介護保険料等の減免措置や、就学援助等の給付措置が考えられます。国の対応方針によれば、見直しに伴う他制度への影響については、税制の見直しを踏まえることや、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考

慮しながら、できる限り影響が及ばないように対応することを基本的な考え方としております。県としましては、今後の国の動向を注視しつつ、必要に応じて対応してまいります。

次に、児童虐待についての御質問の中で、地域協議会の運用状況についてお答えいたします。

本県において、要保護児童対策地域協議会は38市町村において設置されており、児童相談所による設置促進、運営支援等が行われているところであります。子供に関係する機関で構成される同協議会においては、課題を抱える子供や家庭等の早期発見や適切な保護・支援等を図るため、実務者会議や個別ケース検討会議等が随時開催されております。その運用に当たっては、情報交換や意見交換を初め、要保護児童等の状況の把握や課題の確認、援助方針の確立や見直し、構成機関の役割分担など、当該要保護児童等に対する具体的な支援内容等が検討されております。

次に、乳児家庭全戸訪問事業の実施状況についてお答えいたします。

乳児家庭全戸訪問事業の平成23年度の実施状況は、全国では92.3%の実施率であります。本県においては全市町村で実施されております。その活動状況については、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な場合は適切なサービスにつなげるなど、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図っております。県としましては、保健師等の活動を支援するための研修を開催しているところであります。

次に、親権停止の申し立て件数等についてお答えいたします。

親権停止は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から平成24年4月1日に創設された制度であります。本県において現時点では親権停止を申し立てた事例はありません。

次に、児童相談所の職員の配置と教育、現場環境の改善等についてお答えいたします。

児童相談所においては、平成17年度から24年度までの8年間で、児童福祉司15名、児童心理司8名、計23名を増員し、現在、中央及びコザ児童相談所合わせて児童福祉司45名、児童心理司13名が適正に配置されております。さらに、児童虐待対応協力員やコザ児童相談所一時保護所開設に伴う専門職等の配置など、この8年間で嘱託職員を28名増員してきたところであります。また、今年度、児童相談所にスーパーバイザー4名を配置し、相談対応等を行う担当職員の支援、教育

を行うなど、現場環境を改善するための体制強化に努めてきたところであります。

次に、県警関係についての御質問の中で、DV相談件数及び背景、関係機関の連携による取り組みについてお答えいたします。

本県の配偶者暴力相談支援センターは、現在6カ所設置されており、平成23年度の相談件数は2428件でありました。DVが行われる背景については、社会における男女の役割分担意識や慣習等があると言われておりますが、それに加え家庭環境等のさまざまな要因が絡んでおり、その背景を特定することは困難であります。このため、DV相談の内容は多岐にわたっており、関係機関との連携が重要であると認識していることから、市町村や警察等との連携会議や合同研修などを実施しているところであり、今後とも連携体制の強化を図ってまいります。

次に、違法ドラッグの取り締まり状況についてお答えいたします。

沖縄県内の違法ドラッグを販売していると疑われる店舗の数は、平成25年2月末現在12店舗を確認しております。また、平成24年1月から12月までの間に違法ドラッグによると疑われる救急搬送事例は39件で、10代、20代の若年層が全体の7割以上を占めております。このようなことから、県では販売店舗に対し県警と合同で立入検査を実施するなど、指導・取り締まりを強化するとともに、学校等において薬物乱用防止に関する講習会を行っております。

県としましては、今後とも県警等関係機関と連携し、薬物乱用防止対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 地域医療・福祉の充実強化についての御質問の中で、県立病院の人間ドック実施についてお答えいたします。

県立病院は、地域の中核病院として救命救急医療、周産期医療、高度・特殊医療や離島・僻地医療等を担っております。このことから、民間医療機関では対応の困難な医療分野を中心に、保健医療圏域の地域特性や医療機能に配慮しながら、公的医療機関としての医療提供を行う必要があります。

予防を目的とした健康診断の一種である人間ドックについては、各医療圏域の民間病院の実施状況等を踏まえ検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 北部振興についての御質問の中の、北部振興事業等の成果についてお答えいたします。

沖縄県では、これまで復帰後の沖縄振興事業により道路・港湾等の社会資本の整備を行うとともに、平成12年度からスタートした北部振興事業などにより、北部地域の振興に向けた取り組みを進めてまいりました。

北部振興事業により、名護市金融みらい館、大宜味村シークワサー加工施設、東村総合農産加工施設、本部町物流拠点施設、恩納村赤間運動公園（野球場）、宜野座村サーパーファーム、伊江村サトウキビ加工施設、伊平屋村モズク加工施設の整備などを行ってまいりました。これらの取り組みにより、この10年間で約2000人を超える雇用が創出されるとともに、人口が約3800人、3.0%増加するなど一定の成果を得ております。しかしながら、北部圏域は県内の他地域に比べ1人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在するなど課題も残されております。

沖縄県としましては、県土の均衡ある発展を図る観点から北部振興は必要であると考えており、これまでに蓄積された基盤、施設等を有効活用するとともに関係市町村と連携し、新たな北部振興に関する施策を引き続き展開し、北部地域の振興を図ってまいります。

次に、内閣府次年度予算における北部関係予算についてお答えいたします。

平成25年度内閣府沖縄関係予算案における北部関係予算としては、沖縄科学技術大学院大学関連経費102億5700万円、北部連携促進事業費50億円が計上されております。また、北部12市町村に対する約44億円の沖縄振興特別推進交付金や、道路、港湾の整備等の沖縄振興公共投資交付金を活用した事業などが予定されております。北部連携促進事業を活用した主な事業としては、金武町町道243号線道路整備事業、伊是名村仲田港港湾改修事業、今帰仁村与那嶺諸志線道路改築事業、国頭村村営辺土名団地建替事業などが予定されております。

沖縄県としても、関係市町村と連携し、北部地域の産業振興のための基盤整備や定住条件の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 北部振興についての

御質問の中の、金融特区の制度改正の効果についてお答えいたします。

改正沖振法による金融特区の制度改正においては、所得控除の拡大や、特区外への事業所の設置規制の一部緩和のほか、特定投資家向け取引市場の指定アドバイザーが認定業種に追加されました。これを受け、公益財団法人沖縄県産業振興公社及び県内外企業等の出資により、平成24年7月に株式会社OKINAWAJ-Adviserが金融特区内に設立されたところであります。また、名護市におきましては新たなインキュベーション施設を整備しているところであり、連携を図りながら、金融関連企業の集積に取り組んでまいりたいと考えております。

県としましては、さらなる実効性の高い金融特区を実現するため、金融情報センターとしての機能の創出に向けた課題を整理し、必要な制度改正を国に要望してまいりたいと考えております。

次に、新エネルギービジョンについての御質問の中の、固定価格買取制度の効果と課題についてお答えいたします。

本県における太陽光発電設備の契約件数、設置容量について沖縄電力に確認したところ、平成24年4月から平成25年1月までの間において約3100件、約1万8000キロワットとなっております。これは、前年同時期と比較した場合、契約件数は約20%、設置容量は約50%増加していることから、平成24年7月に開始した固定価格買取制度による効果があったものと考えております。しかしながら、本県は島嶼地域で本土に比べ電力系統が小さく、再生可能エネルギーの導入による影響が大きいことから、大量に導入された場合、電力系統が不安定となるため、同エネルギーの連系可能量が制限されるおそれがあります。県としては、この課題に対処するため、沖縄電力と連携し、系統安定化対策等に取り組み、再生可能エネルギーの普及拡大を推進しているところであります。

次に、同じく新エネルギービジョンについての御質問の中の、県の再生可能エネルギー移行への取り組みの現状と課題等についてお答えいたします。

沖縄県では沖縄21世紀ビジョン基本計画において、沖縄の地域特性に合ったクリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図ることとしております。このため、再生可能エネルギー移行への取り組みとして、大規模な太陽光や風力による発電設備を設置した際の電力系統への安定化対策や、小規模離島における太陽光発電と蓄電池を導入したエネルギーマネジメントシステムの

導入などの実証事業を実施しております。今後とも、本県のエネルギー自給率向上を目的に、小規模離島への100%再生可能エネルギー導入に向けた実証事業を推進するとともに、民間の活力を生かした新たな施策展開を検討するなど、再生可能エネルギーの普及拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、本島中南部に埋蔵されている天然ガスの利活用についてお答えいたします。

本島中南部に埋蔵されている天然ガスについては、平成23年度、沖縄県が実施した「天然ガス資源緊急開発調査」において、本島中南部の広範囲にわたって天然ガスの鉱床が広がっていること等が報告されております。

水溶性天然ガスは、本県のエネルギー源の多様化や自給率の向上が期待される一方で、利活用については、その生産量、ガス・水の比率等を踏まえ、経済性の面から検証する必要があります。このため、沖縄県では平成24年度に試掘調査事業を実施し、本年4月には那覇市、南城市、宮古島市において具体的な試掘工事に着手する予定であります。今後、試掘調査の結果を踏まえ、関係自治体との連携のもと、発電や付随水の熱利用など、水溶性天然ガスの具体的な利活用について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 県警関係についての御質問の中で、平成24年の飲酒絡み事故の状況等と今後の啓発活動及び取り締まりのあり方についてお答えいたします。

平成24年中の飲酒絡み人身事故の発生は、前年と同数の126件で、全人身事故の1.88%を占め、23年連続全国ワーストワンとなっております。また、飲酒絡みの死亡事故は7件発生し、前年と比べ2件増加し、全死亡事故の17.5%を占め、前年に引き続き全国ワースト2位となっております。一方、昨年中の飲酒運転の検挙件数は1451件で、運転免許の取り消し処分者は1112名となっております。

次に、飲酒運転の特徴であります。本県における飲酒運転は、全違反に占める比率及び人口1000人当たりの検挙件数が全国一高い状況にあるほか、呼気1リットル中0.25ミリグラム以上の違反者が多い状況にあります。また、飲酒運転により検挙された者に対する調査結果から、「酒を飲むとわかっていて車を運転した」が半数以上あり、最初から飲酒運転するつもりであったことがうかがわれることや、居酒屋や自宅で

の飲酒が約6割を占めているなどの特徴があります。

次に、啓発活動と取り締まりの今後のあり方についてであります。飲酒運転の根絶は一朝一夕になし得るものではなく、息の長い対策を継続していく必要があると考えております。これまでの飲酒運転取り締まりを強化するとともに、毎月1日の「飲酒運転の根絶運動の日」における広報啓発活動、事業所の管理的立場にある者などへの社員教育リーダー養成講座、飲酒運転根絶県民大会の開催等を実施してまいりました。その結果、飲酒絡みの人身事故の構成率が、平成9年の10%から昨年は1.88%と5分の1まで減少しており、対策の成果だと考えております。

県警察といたしましては、さらに飲酒運転根絶を推進するため、今後とも飲酒運転の取り締まりを強化するとともに、関係機関・団体との連携を一層緊密にして、運転免許処分者講習におけるカリキュラムの充実、断酒会や医療機関と連携した各種施策の実施、飲酒運転根絶アドバイザーを活用したアルコールの基礎知識や飲酒問題に関する啓発活動等について、県民の皆様と一丸となって粘り強く実施してまいりたいと考えております。

次に、居酒屋などの深夜飲食店における飲酒の補導状況、関係業界への指導状況及び関係機関との連携による防止対策についてお答えいたします。

平成24年中、飲酒行為で補導された少年は1350名で、そのうち居酒屋などの深夜飲食店で飲酒し補導された少年は43名となっており、飲酒補導全体の約3.2%であります。これは前年と比較して27名減少しております。

県警察では、未成年者の飲酒防止のため、居酒屋など酒類を提供する店舗に対する立ち入りの強化を初め、酒類の販売や提供時における年齢確認の徹底等について指導をしております。また、酒類販売業者の責任者研修会やカラオケスタジオ営業管理者講習会における講話や協力依頼を実施しております。さらに、少年自身にアルコールの影響による危険性を理解させるため、市町村教育委員会や学校と連携し、学校に出向いての非行防止教室の開催や、保護者及び社会教育団体等に対する未成年の飲酒防止に関する講話を実施するなど、関係機関と連携した防止対策を実施しております。県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体と連携し、未成年者の飲酒防止対策を強化してまいります。

次に、高齢者を狙った悪質な還付金詐欺の手口及び被害防止対策についてお答えいたします。

昨年5月に那覇市と糸満市、6月に沖縄市と浦添市

でそれぞれ発生しました還付金詐欺事件は合計で10件に及び、被害総額は約812万円で、全て60代以上の方が被害に遭っております。いずれも市役所や実在しない社会保険事務所などの公的機関の職員を名乗り、過去に支払った保険料などの払い戻しがあると偽って相手をＡＴＭに誘導し、あたかも被害者の口座に振り込むかのようにＡＴＭの操作を電話口で指示して、被疑者が不正に調達した口座に送金手を完了させ、現金をだまし取る手口であることが判明しております。

県警察では、これら高齢者を対象とした振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の被害防止対策といたしまして、マスコミを活用した注意喚起のほか、高齢者対象の防犯講話の実施、年金支給日における金融機関と共同した街頭広報啓発活動、ミニＦＭ局からの情報発信等、県民に広くその実態を知らしめております。また、身近にできる防止対策といたしましては、不審な電話には出ないように留守番電話機能を活用したり、1人では対応せずに必ず家族や周囲の人に相談することが有効な防止対策と考えております。

なお、連続発生した還付金詐欺につきましては、ただいま申し上げました各種対策を講じたところ、その後の発生は確認されておられません。今後とも、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の被害者を出さないため、繰り返し被害防止対策を実施して県民の抵抗力を高める周知活動を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

〔具志堅 透君登壇〕

○具志堅 透君 2点ほどと思ったんですが、まず県立北部病院についてであります。知事から直接答弁をいただきました。知事の強い決意のあらわれだと思いますので、4月からもう産婦人科医がゼロにならないように、関係部局もしっかりと努力をお願いしたいと思います。これは答弁は要りません。

次に、教育・文化の島の離島・僻地における学習支援事業なんですが、非常に私、素晴らしい事業だなと。当然学力向上を図る上で必要な事業だと思っております。現在、離島・僻地のみ適用をされていますが、財政力の弱いといいますが、他の市町村でも希望があれば可能なのか。そして可能であればこういった周知も図りながら広報しかける必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そのことに対して再質問いたしますので、答弁よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時 36 分休憩

午後 4 時 37 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） ただいまの具志堅議員の再質問にお答えいたします。

実は、この事業、子どもは対象地区をこういうとらえ方をしています。中学 3 年生がいる離島・僻地で、島内や通学できる距離に学校外の学習を支援する施設がない市町村、つまりことしは 6 市町村で 9 校ございまして、そういう理由、対象地区を限定しながら取り組んでおります。

今、議員の指摘いたしました他の市町村への拡充につきましては、また今後検討できるかどうかも含めて研究してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 県民の皆さん、こんにちは。

議席 18 番、社民・護憲ネット、仲宗根悟であります。

質問の前に、去る 2 月 24 日に御逝去されました前田政明議員の御冥福を心からお祈りを申し上げます。

前田政明議員は、正義感と熱血漢あふれる方で、私自身範とすべき尊敬できる政治家でありました。今でも信じがたく、議会運営委員長としての議会改革や多くの課題に向けて取り組み、これから頑張りをしていると言葉を交わしたやさきで、全くもって残念でたまりません。今はただただお疲れさまでしたと、静かに休みくださいというお悔やみを申し上げるすべしかございません。本当に残念です。

それでは、会派を代表いたしまして、行政一般について質問を行いたいと思います。

国会では、総額 13 兆 1000 億円規模の 2012 年度補正予算案が成立し、その後には 92 兆 6000 億円に上る 13 年度予算案が待ち構えています。安倍政権は、金融緩和・財政出動・成長戦略を「3本の矢」とする経済対策、いわゆるアベノミクスでデフレ脱却と経済活性化を達成するとしておりますが、果たして個人消費と内需拡大による持続的な成長を実現できるのか。小泉構造改革で格差拡大と経済停滞を招いたその新自由主義的政策の失敗の反省を抜きにして、もう一度同じことをやろうというのがアベノミクスの中身であり、貧困・格差の是正を抜きにして国民の生活再建はあり得ません。今求められているのは、働く者・地域経済・中小

企業、そして社会的弱者にしっかりと目配りをした家計を温める政策ではなからうかというふうに思い、具体的な質問を行いたいと思います。

まず最初に、知事の政治姿勢に関してお聞きをいたします。

オスプレイ配備撤回を求め、昨年 9 月 9 日に 10 万余の結集のもと県民大会を開いた実行委員会は、去る 1 月 27 日・28 日の両日、県内すべての市町村長、会議議長、県議会全会派、各界代表による総勢 150 名が「オール沖縄」として結束した上京団の取り組みは、オスプレイ撤去、普天間基地の県内移設に反対する闘いを発展させる上で画期的な一歩であり、党派を超えた歴史的なページをしるす大きな意義あることであります。

(1)、県内 41 市町村長・会議議長・県議会・経済団体・労働団体・女性団体・平和運動団体等「オール沖縄」で結成した実行委員会の東京行動は、米軍基地に苦しんでいる切実なる沖縄の声を届けるために、党派にこだわらない結束力で臨んだ。県民は不退転の決意であります。知事の見解を伺います。

(2)は、2 月 2 日に来県した安倍首相と知事との会談の内容についてお聞きをいたします。

安倍首相との会談では、知事は普天間基地の県外移設を求めたのに対し、安倍首相は、2013 年度予算編成で沖縄の要望に応えたことを示し、普天間飛行場の移設を「米国との合意の中で進めたい」として辺野古移設を進める考えを示したようだが、振興策と引きかえに基地を押しつけようともとれるが、知事の見解を伺うものであります。

(3)番、県民大会で決議した県民総意の意思を示したにもかかわらず、オスプレイの強行配備、米兵による集団女性暴行致傷事件、住居侵入、傷害、器物損壊事件が立て続けに起きた。米軍の卑劣きわまりない蛮行に苦しむ沖縄の現状、オスプレイ配備撤回と普天間飛行場の県内移設断念を求める東京要請行動で県内首長がそろって直接手交した建白書を無視し、日米首脳会談に臨んだ安倍首相の姿勢に対し知事の見解を伺います。

(4)番目、安倍首相は、自衛隊を国防軍へ改称し、衆参両院で「3分の2以上の賛成」と定められた改憲の発議要件を「過半数」に緩和しようとして憲法改正に意欲的である。過度に周辺諸国との緊張をあおるものであり友好関係が保てない。また、過半数緩和は格式ある国の最高法規の憲法改正を普通の法案と同じ扱いにしているはずがない。知事の見解を伺います。

(5)番目に、北朝鮮による核実験が、日本や米国、口

シア、中国、韓国など各国の中止要請や国際社会からの孤立化が避けられないのにもかかわらず強行した。大変遺憾であり断じて許されるものではない。知事も「断じて容認し難く、強く抗議する。」、「核兵器廃絶を強く求める国際世論を真摯に受け止め、すべての核兵器と核兵器開発計画を即刻放棄するよう強く求める。」とコメントを発表した。改めて「非核宣言」を行い、広くその姿勢を示してはどうか伺いたいと思います。

(6)番目、2月12日就任した松本哲治浦添市長は、米軍那覇軍港施設の浦添移設に反対の姿勢を示しています。知事はどのような見解なのか伺います。

(7)、導入2年目の一括交付金制度をよりよい制度にしていくには大事な年だと感じています。成果も求められてくると考えられますが、課題についてはどうなのか。市町村との連携も重要になると思うが、それらの取り組みについて伺いたいと思います。

(8)番目は、2013年度当初予算が6988億円と復帰後最高額を計上しております。その大きな特徴は何か伺います。

(9)番目、ANAが航空機の整備基地として那覇空港に進出を検討しているとする。実現すれば国内外航空会社の整備拠点となり、空港を基盤とする産業の立地に期待が持てる。県の所見を伺います。

(10)番目、安倍首相は、オバマ米大統領とホワイトハウスで会談し、貿易自由化を目指す環太平洋連携協定(TPP)交渉について参加の意向を示しました。このことについて知事の見解を伺います。

2番目は、基地問題に関してお聞きをいたします。

全国の米軍基地の74%に上る広大な米軍基地が集中する本県において、都市づくり、交通体系、産業用地の確保など、本県生活環境及び経済活動に大きな制約となっています。また、米軍人・軍属等の事件・事故の発生は県民に大きな不安を与えており、その都度綱紀粛正を徹底する、事故の再発防止に努めるとするが、全く効をなしておりません。戦闘機や航空機の演習による爆音被害や県土がむしばまれる環境破壊も深刻であります。これ以上の基地の負担は要らない、県民一致した民意であります。

基地問題に関し、以下質問を行いたいと思います。

(1)番目、政府は、辺野古沖への普天間飛行場移設に伴う公有水面埋立申請を3月にも行う方向で検討しているとされるが、公有水面埋立法では、名護市の意見と知事の承認であります。稲嶺名護市長は一貫して辺野古への移設反対の姿勢を貫いており、知事も県内移設は困難との立場であることから、県民は当然不認可

とする認識であります。県の見解を伺いたいと思います。

(2)番目、東村高江のヘリパッド建設工事で隣接するのり面が崩落し赤土が流出している場所は工事外との施設局側の説明であります。樹木を伐採し、その跡にチガヤを植栽し、着陸帯と一体をなしている箇所があります。県は、赤土防止条例に係る範囲のやり直しを命ずるべきだと考えるがどうか。

(3)、2月5日に米軍普天間基地へ強行配備されたオスプレイから水ボトルが落下する事故が発生をしました。重大な事故につながりかねない事態であり断じて許されません。機種がオスプレイであることを翌6日夜まで情報隠しを図っており、米軍の恣意的な姿勢は県民に大きな反感を買っています。県の見解を伺います。

(4)、米軍は、またもやことし1月14日以降F22戦闘機12機を嘉手納基地に強行配備しています。周辺住民に多大な爆音被害をもたらしています。この戦闘機は、過去25件の酸素供給装置のふぐあいによる操縦士の低酸素症や意識消失を起こしており、常に墜落の恐怖がつきまとっています。配備撤回を強く求めるべきであります。見解を伺います。

(5)番目は、米軍関係者の飲酒運転、当て逃げ事故で相次いで逮捕された問題が発生しているやさきに在沖海兵隊の外出禁止の規制を緩和するとしています。チェック体制が不明であり安全・安心の担保がないままの措置は納得いくものではありません。県の対応を伺います。

(6)、在沖米海兵隊がMVオスプレイの一般向け見学会を開催するとしています。配備反対の意思を示した県民への冒瀆行為であり看過することはできません。県として中止を求めるべきであります。県の見解を伺います。

3番目に、観光振興に関してお聞きをいたします。

観光産業の果たす役割は大きく、製造業・農林水産業などのあらゆる産業を活発に誘引する総合産業であります。国内の観光地人気ランクも北海道、京都に次いで上位にランクされ人気は高いものの、九州新幹線の開通など沿線の誘客活動で国内リゾートとの競合する中で付加価値の高い観光地づくりで差別化を図る施策の展開が求められてこようかと思えます。豊かな自然、特色ある島々、独特な歴史・文化、風景・景観、そして人、沖縄の持つさまざまな資源・魅力を最大限に生かし誘客につなげる戦略についてお聞きをいたします。

(1)、2013年度の「ピジットおきなわ計画」で観光収

入前年度比18.6%増の4740億円、観光客数8.2%増の630万人、外国人観光客を56.3%増の50万人を発表しましたが、目標達成に向けどのような施策を持って取り組みを進めるのか伺いたいと思います。

(2)、沖縄の特性を生かした魅力ある観光振興を図る施策・取り組みについてお聞きをしたいと思います。

(3)番目は、将来のリピーターとして大きく期待がかかる修学旅行の誘致活動の取り組みをぜひお聞かせください。

4番目、農林水産業の振興に関してお聞きをします。

本県の目指す農林水産業の振興は、亜熱帯性気候等の優位性を生かした安定的・持続的な農林水産物の推進と活力ある産地を形成し、高品質かつ安全で安心な農林水産物を消費者や市場に安定的に供給することにより、おきなわブランドを確立するとしておりますが、本県の農林水産物は国内外で高い評価を受け、引き合いが高いようであります。しかしながら、台風等による供給体制に不安を抱える問題や担い手の減少で従事者の高齢化が進んでいることなど、さまざまな課題が山積しております。これらの課題に対処し農林水産業の振興を図る施策について、以下お聞きをいたします。

(1)、本県農業が安定した雇用の場として果たしていくには収益性の高い品目の開発、安定した流通の確保が重要である。県の取り組みを伺います。

(2)番、消費者に信頼される安全・安心な県産食材の供給体制の確保に向けどのような取り組みがなされているのか伺います。

(3)番目、本土向け出荷する輸送コストを支援する農林水産物流通条件不利性解消事業は生産者から高い評価を受け、生産意欲の向上にもつながるとしており、事業の継続性についての要望が寄せられています。成果と今後の方向性について伺いたいと思います。

(4)番目、円安が進み燃油の高騰を危惧するところがあります。漁業関係者への影響はどうか、その対策についてはどのようなになっているのか伺います。

(5)番目、尖閣諸島周辺の漁業権をめぐる、日台漁業協定の予備協議で、外務省が台湾側に有利な条件が提示される可能性が強まったとして漁業関係者は死活問題とし、沖縄の漁業者の意向を十分尊重してほしいことや排他的経済水域中間線を基本とすることを求めています。県の対応を伺います。

5番目は、産業の育成と創出に関してお聞きをいたします。

自立経済の構築には、仕事づくり、働く場の創出や

県内企業の育成強化などが重要であります。県は、中小企業の振興において資金繰り円滑化借換資金の創設など県金融資金制度の拡充、そして新商品・新サービスの開発、企業連携プロジェクトの推進等、中小企業の新たな取り組みを支援するとしておりますが、もとも足腰が弱く経済不況の影響をもろに受けやすい県内中小企業の経営支援は、経営基盤の強化、雇用・所得の安定の確保につなげる重要な対策であります。中小企業の育成、雇用の場の創設・拡大について以下質問を行います。

(1)、県内企業の9割が経営基盤の弱い中小零細企業であります。元金を据え置き、利息分の支払いだけで猶予できた金融円滑化法、いわゆる返済猶予法がことし3月末に期限切れを迎え、沖縄公庫及び銀行による貸し渋り、貸しはがしが懸念されます。貸し渋り、貸しはがしを防止し、格差・貧困の縮小、雇用・所得の安定を確保すべきであります。その取り組みについて伺います。

(2)番目、安定的な財政基盤の確立の観点からも企業立地は重要であります。雇用の創設・拡大にもつなげる企業立地促進の戦略を伺いたいと思います。

(3)、県中小企業団体中央会がまとめた2012年度中小企業労働事情実態調査報告書では、主要事業の今後の方針で「拡大・強化する」の回答が28%、これは全国平均を3.7ポイント上回ったとすることや、雇用措置についても述べられています。そのことを受けて県の施策をどう反映していくのかお伺いをしたいと思います。

6番目、離島振興に関してお聞きをいたします。

本県は、東西約1000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に160の島々が点在しています。その海域の範囲は本州の3分の2に匹敵する。離島地域は日本の領海、領土、排他的経済水域などの国益の確保に重要な役割を果たしています。また、離島ゆえに輸送上の不利性を抱え、輸送コストが住民生活を圧迫していることや、離島地域の条件不利性を克服し安心して生活し働くことのできる環境づくりが求められています。

以下伺います。

(1)、離島振興を図るには離島における定住条件の整備が不可欠であります。その取り組みについて伺います。

(2)、新石垣空港の開港は、地元八重山圏域のみならず本県観光振興に大きく寄与するものであります。路線誘致や離島観光振興の戦略を伺います。

7番目、土木建築行政に関してお聞きをいたしま

す。

観光立県を標榜する本県において、国内外から訪れる観光客の利便性を図るための空港から中北部への観光・リゾートへのアクセスや慢性的な都市部の道路渋滞の緩和、県民生活向上に資する国道58号バイパス西海岸道路の完成が待ち望まれています。その整備についてお聞きをいたします。

(1)、中南部国道58号バイパス西海岸道路整備進捗、2013年度の実施計画はどのように進むのか伺います。

(2)番目は、県営団地についてです。老朽化が激しいその補修及び生活環境についてお聞きをしますが、老朽化が深刻であります。ドアなどの取りかえやコンクリートの剝離が激しく、早急な補修対策を求める団地住民の不安の訴えがあります。その対策と今後の建てかえ、増設計画はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

(3)番目は、建設業の育成支援についてですが、県内建設業は中小企業が占めており、経営基盤は脆弱であります。地元業者への受注機会の拡大による経営支援は不可欠であります。地元業者への優先発注、県内産優先使用の取り組み状況を伺います。

8番目は、世界自然遺産登録に向けて伺いたいと思います。

政府は、「奄美・琉球」を世界自然遺産登録に向け暫定リストに記載することを決めました。豊かな生物多様性の中に絶滅危惧種が多く生息し保全対策が求められている我が国にあって、その過半数が両地域に生息する希少動植物の宝庫と呼ばれ、沖縄の魅力を発信できる地域活性化にもつながる意義あることだと思います。県の見解を伺います。

最後に、公安行政についてお聞きをいたします。

(1)、インターネットを使った脅迫行為は不安と恐怖に陥れ、卑劣きわまりない犯罪であります。こうしたサイバー犯罪に対処する取り組みを伺いたいと思います。

(2)、振り込め詐欺が後を絶ちません。被害者は高齢者が多く、防止策の方法に市町村の取り組みやあるいは自治会を通じての啓蒙活動が効果的だと思う。その取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根悟議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢に関しての中で、非核宣言を行い核廃絶を求める姿勢を示してはどうかという御趣旨の御質問についてお答えいたします。

沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成7年6月23日に「非核・平和沖縄宣言」を行っております。私は、世界で唯一の被爆国の国民として、また、悲惨な地上戦を体験した県民として恒久平和を願っております。

今後も、平和を脅かす核兵器の廃絶を求め、あらゆる国の核実験に対して強く抗議していく所存でございます。

同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、那覇軍港の移設についての御質問に答弁いたします。

那覇港湾施設が返還されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与することは当然であります。これまで移設協議会が21回開催されております。国・県・那覇市、浦添市、そして那覇港管理組合が連携し、移設実現に向け代替施設の位置や形状、港湾計画との関連等につきまして協議してまいりました。浦添市長の方針につきましては現時点で明確に示されてはいないと思います。

県といたしましては、今後、市長さんからその御意向・意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢に関しての中で、TPP交渉参加に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、これまで政府からの情報提供が少ないこと、また、国内農業へ重大な影響を与えるおそれがあることなどから、「国民合意のないまま、TPP交渉への参加を行わないこと」を国に対し求めてきたところであります。

去る2月22日の日米首脳会談後における日米の共同声明におきましては、「TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない」ことなどが確認されております。しかしながら、沖縄県といたしましては、政府において十分な情報提供がなされることが必要であると考えており、国民的議論も踏まえて、交渉参加について慎重に判断することが重要であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢に関しての御質問の中で、オール沖縄で結成した実行委員会の東京行動についてお答えいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係4団体、市町村、市町村

議会の連名において、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは意義があったものと考えております。

県としましては、市町村や各界各層が参加される運動と県がそれぞれの立場で協力し、事態の解決を図ることが適切であると考えており、今後もオスプレイの配備計画の見直し等を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、普天間飛行場移設と振興策との関係についてお答えいたします。

2月2日に来県した安倍首相は、知事との会見の中で、日米合意に沿って沖縄県民の理解を得ながら基地負担の軽減に取り組む旨の発言をしております。

県としては、沖縄県の振興策は基地問題とは別であると考えており、普天間飛行場の危険性除去の観点から、一日も早い同飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

次に、建白書を無視し日米首脳会談に臨んだ安倍首相の姿勢についてお答えいたします。

安倍首相は、去る2月22日にオバマ大統領と首脳会談を行い、普天間飛行場の移設及び嘉手納より南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致したとのことであります。

県としては、オスプレイの配備計画の見直しや普天間飛行場の県外移設及び危険性の除去等について、政府に対して機会あるごとに求めているところであり、安倍首相におかれても、沖縄の過重な基地負担の軽減については具体策を示し真摯に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、基地問題に関する質問の中で、辺野古移設に係る公有水面埋立申請への対応についてお答えいたします。

現時点で政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておられません。仮に提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の一日も早い県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、オスプレイからの水ボトル落下事故についてお答えいたします。

2月5日、普天間飛行場を離陸したオスプレイから飲料水ボトルが落下する事故が発生しました。事故による被害は確認されていないものの、航空機からの物品の落下は人命にかかわる重大な事態につながりかねず、あってはならないと考えております。また、米軍

及び政府からの事故の詳細な連絡と公表がおくれていることはまことに遺憾であり、2月7日に米軍を初め関係機関に対し、速やかに公表するよう直接申し入れたところであります。

次に、F22戦闘機の配備撤回についてお答えいたします。

去る1月11日、沖縄防衛局を通じ、F22戦闘機12機が1月中旬からおよそ4カ月間、嘉手納飛行場に暫定展開されるとの連絡がありました。これを受け、県は、米軍及び日米両政府に対し、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ることを強く要請したところであります。嘉手納飛行場の航空機騒音については、常駐機に加え外来機のたび重なる飛来等により依然として目に見える形での負担軽減が図られておらず、地域住民の生活に大きな影響を与えております。

県としましては、外来機、常駐機にかかわらず米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、訓練の安全管理等には万全を期し、県民の生命、生活及び財産に配慮すべきであると考えております。

次に、米軍関係者の事件・事故の再発防止策についてお答えいたします。

米軍犯罪を防止するためには、実効性のある再発防止策が重要であり、そのためにもチェック体制や運用実態の公開など透明性の確保が必要だと考えております。2月13日と15日に、在日米軍における新たな勤務時間外行動の指針等が発表されておりますが、その後も住居侵入事件が発生するなど、実効性の確保は不十分であると考えております。

県としましては、再発防止策の実効性を確保し、事件・事故が皆無となるよう、ワーキングチームなどあらゆる機会を通じて強く求めていきたいと考えております。

次に、オスプレイの見学会についてお答えいたします。

オスプレイについては、昨年2件の墜落事故が発生しており、事故原因が究明され安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り配備に反対してきたところであります。見学会を開催することよりは県が求めている安全性の説明を優先すべきであります。今回の見学会により県民の不安が払拭されるとは思えません。

県としては、来県した安倍総理に配備計画の中止を含む見直しを求めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、憲法改正発議の要件緩和についてお答えいたします。

日本国憲法の改正については、同法第96条により「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定されております。憲法改正については、国民の意思を尊重し、国会等において慎重に議論されるべきであると考えます。

次に、基地問題に関連して、赤土等流出防止条例に係る範囲のやり直しについてお答えいたします。

ヘリパッド建設工事につきましては、沖縄防衛局から昨年5月に沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書の提出があり、同年9月から事業を開始しております。同条例においては、土地の区画形質の変更を行う区域を事業現場として規定しているため、今回の崩落箇所については条例に基づく審査の対象外となっていることから、やり直しには該当しないと考えております。しかしながら、今回の崩落事故に関しては、当該工事との関連性が想定されることから、沖縄防衛局に対し崩落の原因や崩落箇所の赤土等流出防止対策等について詳細な報告を求めているところであります。

県としましては、今後、沖縄防衛局からの報告の内容を精査した上で、赤土等流出防止について適切に指導等を行っていきたいと考えております。

次に、世界自然遺産登録に向けた県の見解についてお答えいたします。

ヤンバル地域や西表島等を含む「奄美・琉球」が我が国の世界遺産暫定リストに掲載されることが決定されたことにつきましては、まことに喜ばしい限りであります。世界自然遺産への登録は、本県の自然環境のすばらしさが世界に認められることであり、自然環境の保全や地域振興の面で意義あることと考えております。

県としましては、世界自然遺産登録の実現に向け、課題となっているマングースなどの外来種対策や保護担保措置としてのヤンバル地域の国立公園化に向けて国や関係団体等と連携しつつ、地域住民の理解を得ながら世界自然遺産登録を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢に関連す

る質問の中で、沖縄振興特別推進交付金の課題を踏まえた次年度の取り組みについてお答えいたします。

沖縄振興の2年目である平成25年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、既に芽出ししている継続事業を中心に、クラウドデータセンターの整備、国際物流拠点施設の整備などに取り組むほか、新規事業として、離島地区の情報格差是正のための本島と離島を結ぶ光海底ケーブルの整備、那覇空港における航空機整備基地の整備などに着手することとしており、沖縄振興予算で計上された803億円のうち777億円を当初予算に計上したところであります。沖縄県としては、認可外保育施設の改修、学習支援員等の配置、離島航路事業者の船舶建造・購入支援など、市町村と連携を図りながら、福祉、教育、離島・過疎対策、産業振興を初めとする多くの有効な施策を展開し、沖縄全体の振興に資するよう努めてまいります。また、事業着手に期間を要した反省点を踏まえ、年度当初からスムーズに事業を開始できるよう、事業計画の策定や関係機関との調整を適切に行うなど、早期執行に向けた取り組みを実施してまいります。

次に、平成25年度当初予算の特徴についてお答えいたします。

平成25年度当初予算は、産業振興、離島・過疎対策、子育て支援、医療・福祉の向上、自然環境の保全、伝統文化の継承・発展、人材育成などの取り組みをしっかりと軌道に乗せ、加速させるため、沖縄振興特別推進交付金を活用して、これらの諸施策を積極的に展開した結果、予算総額は6988億円となり、前年度と比べ182億円の増となっております。平成25年度の当初予算の編成に当たっては、県民の生命や暮らしを守る安全・安心の確保や、県民生活の向上・産業競争力の向上に資する投資的な取り組み、沖縄の発展を担う人材の育成に係る事業等について、重点的に予算を措置したところであります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、航空機整備基地の進出についてお答えいたします。

那覇空港は、羽田に次ぐ第2位の国内路線数を有するとともに、LCCや国際線の就航も急増しております。これに加え、航空需要の増大が見込まれる東アジアの中心に位置することから、航空機整備を初めとする航空関連産業の立地に優位な条件を備えていると考えております。これらのことを踏まえ、沖縄県では、

沖縄21世紀ビジョン基本計画において、航空機整備基地など空港を基盤とする産業の集積に取り組むこととしております。沖縄県では同計画に基づき、次年度、航空機整備基地の誘致に必要な格納庫等の施設の規模や仕様及び事業費用等に関する調査の実施を予定しております。また、航空機整備基地の誘致とあわせて国際物流ハブを活用した航空機部品の供給拠点や航空関連製造メーカーなど、航空機整備基地を核とした関連産業の集積を促進してまいります。これにより沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で新たなリーディング産業として位置づけられている臨空・臨港型産業の一つの核として、雇用拡大及び経済・産業の発展を推進してまいりたいと考えております。

離島振興に関しての御質問の中の、離島における定住条件の整備についてお答えをいたします。

沖縄県の離島地域は、多様で豊かな自然環境や独自の伝統文化などの魅力を有している一方で、遠隔性、散在性、狭小性などの条件不利性からさまざまな分野で課題を抱えており、離島における定住条件の整備を図ることは、県政の重要課題であると認識しております。離島における定住条件の整備に関する主な取り組みとしては、航路・航空路の確保・維持や運賃の低減及び離島航路事業者の船舶の建造・購入支援による交通コストの低減に取り組んでまいります。また、海底光ケーブルの整備により、「高速大容量」、「高品質」、「低コスト」な情報通信環境の確保を図ります。さらに、離島出身高校生の寄宿舎等の機能を持つ離島児童・生徒支援センター（仮称）について、平成27年度の供用開始に向けて取り組んでまいります。そのほか、福祉サービスの総合支援、医療サービスの確保支援など、離島地域の住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き離島における定住条件の整備に取り組んでまいります。

新石垣空港開港後の路線誘致戦略についてお答えいたします。

新石垣空港の開港により2000メートルの滑走路が整備され、旅客・貨物の重量制限が解消されるとともに中型機の就航も可能となり、ターミナルを含めた施設の機能強化が図られることから、内外の航空会社にとって就航しやすい環境が整うものと考えております。新石垣空港の開港を受け、現在就航中の石垣—羽田、石垣—関西路線などの本土路線については、那覇空港経由から直行運航に切りかわるほか、LCCのピーチアビエーションが6月14日から石垣—関西、9月13日から石垣—那覇路線の就航を発表しております。国際線については、現在は台湾からのチャーター

便の運航のみとなっておりますが、国際定期便の就航に向けて、地元の関係機関と連携しながら取り組んでいるところであります。県としては、引き続き、県の関係部局や国、地元の関係機関等と連携し、路線誘致を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光振興に関しての質問の中の、2013年度「ビジットおきなわ計画」の目標達成に向けた取り組みについてとの質問にお答えいたします。

平成25年度の沖縄観光は、国内景気の回復や円安、航空座席数の増加など、なお一層の成長が期待できる見通しとなっております。沖縄県としましては、国内市場においては季節ごとのきめ細かなプロモーションを展開し、新たな需要の創出を図ってまいります。海外市場については、国や地域ごとのニーズに合わせた効果的なプロモーションを実施し、台湾、韓国、中国、香港に加え、東南アジアなど新規市場の開拓を図ってまいります。また、新石垣空港の開港を契機としたさらなる離島観光の推進や、文化・芸能、スポーツを活用した観光メニューの開発を促進し、観光収入の増加に努めてまいります。これらの施策を積極的に展開することにより、「ビジットおきなわ計画」の目標達成を目指してまいります。

同じく観光振興に関する質問の中の、沖縄の特性を生かした観光振興を図る施策、取り組みについてとの質問にお答えいたします。

2013年度の「ビジットおきなわ計画」では、戦略の柱の一つとして沖縄観光ブランド力の強化を掲げており、本県が持つさまざまな資源を活用した観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、沖縄の文化・芸能などを活用した高い芸術性・エンターテインメント性を持つ観光メニューの創出を支援してまいります。また、温暖な気候を生かしたスポーツ・ツーリズムを促進するため、キャンプ誘致の強化に加え、サイクリングやマラソン、ゴルフなどのスポーツイベントの支援にも取り組んでまいります。さらに、市町村や地域の観光協会と連携し、着地型観光メニューの拡充を図るほか、商談会の開催などによる離島旅行商品の造成促進などに努めてまいります。これらの取り組みを積極的に展開することにより、沖縄の特性を生かした魅力ある観光地づくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、観光振興に関する同じ質問の中の、修学旅行

の誘致活動の取り組みについてとの質問にお答えいたします。

沖縄への修学旅行は、平成23年は2686校、45万1550人と校数、人数ともに過去最高となり、平成24年は約2400校、約43万人になるものと予想をしております。沖縄県では、修学旅行の誘致のため、沖縄観光コンベンションビューローや関係機関と連携し、平和学習の充実や新たな体験メニューの開発支援、県外修学旅行説明会の開催、学校・旅行会社など関係者の招聘、ガイドブックの提供などに取り組んでいるところであります。加えて、エデュケーション・ツーリズム推進事業として、新たに県内と外国の学校関係者の交流を促進する新教育旅行などの取り組みなども実施しております。今後は、修学旅行推進強化事業として、事前・事後学習の充実を図る学校に対するアドバイザー派遣や継続的に沖縄への修学旅行を実施している学校に対する新たな体験プログラムの提案など、学校の満足度の向上を図る取り組みも強化してまいります。このような取り組みを実施することにより、国内修学旅行はもとより、海外からの教育旅行の誘致も視野に入れ、積極的に取り組みを展開してまいりたいと考えております。

次に、離島振興に関する質問の中の、新石垣空港開港と離島観光の振興戦略についてとの御質問にお答えいたします。

離島観光の振興においては、航空路線の拡充や旅行商品の充実を図るとともに、多様な離島の魅力を発信し、旅行需要を喚起することが重要と考えております。このため、離島の観光協会などと連携しながら、国内外の航空会社への路線拡充や旅行会社への商品造成を働きかけているほか、沖縄観光キックオフプロジェクトなどを通じきめ細やかな情報提供に努めております。また、沖縄観光情報ウェブサイトにおける離島情報の拡充や投稿型のウェブサイト（ドール39）の運営などによる離島の魅力発信の強化により、新たな需要の創出にも取り組んでおります。特に、八重山地域につきましては、テレビなど各種メディアを活用した新石垣空港開港キャンペーンを実施しているほか、宮古島を含めた周遊商品の造成についても働きかけているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農林水産業の振興の中の、収益性の高い品目の開発、安定した流通の確保についてお答えします。

県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づいて、県外へ打って出る戦略品目の拡大などによるおきなわブランドの確立や農業技術の開発、流通・販売・加工対策などに取り組んでおります。収益性の高い品目の開発については、高品質な生食用パインの開発、病害虫に強い菊の新品種開発、収穫時期の拡大につながるマンゴーの新品種開発や夏子紅などの商標登録、アグーや肉質のよいオキナワアイランド等の系統豚の育成などの研究に取り組んでいるところであります。また、安定した農林水産物の流通の確保については、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地を育成するとともに、輸送コストの低減や流通の効率化などに取り組んでいるところであります。

次に、安全・安心な県産食材の供給体制の確保についての御質問にお答えします。

県としましては、おきなわブランドを初めとする県産農林水産物の信頼を確保し、安全・安心な県産食材の供給体制の確保などに取り組んでいるところであります。このため、農薬の適正使用の普及啓発や農産物の出荷前自主検査、トレーサビリティの推進に取り組むとともに、農畜産物を計画的・安定的に供給する拠点産地の育成などに取り組んでおります。具体的には、JAS法に基づく原産地等表示の適正化、残留農薬の検査施設の整備や農薬の適正使用に係る講習会等の開催、環境保全型農業を推進するためのエコファーマーの認定や特別栽培農産物の認証、衛生基準や国際化に対応した食肉等加工処理施設（HACCP）の整備などに取り組んでいるところであります。今後とも、消費者に安全・安心な県産食材の供給をするため、市町村や農業団体等関係機関と連携し、各種施策を推進してまいります。

次に、農林水産物流通条件不利性解消事業の成果と今後の方向性についての御質問にお答えします。

農林水産物流通条件不利性解消事業は、75団体に約17億円の補助金の交付決定を行っております。出荷団体の計画によりますと、出荷計画量は前年に比べ約4割増加する見込みとなっております。平成25年度については、当初予算において約28億円を計上しているところであります。なお、来年度の事業実施に向けては、対象品目の見直しや通年での実施についても調整を進めているところであります。今後とも、事業の実施状況を踏まえつつ、円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、円安で燃油高騰による漁業への影響と対策についての御質問にお答えします。

漁業を取り巻く環境は、資源の減少や魚価の低迷が

続く中、燃油についても原油高騰に加え、最近の円安により、3年前の平成22年2月の1リットル当たり64円から平成25年2月は85円と価格の上昇が続いているところでもあります。そのため、県内の漁業者は厳しい経営状況となっております。県においては、平成23年度から漁業団体と連携し、漁業経営セーフティネット構築事業の活用による燃油高騰対策に取り組んでいるところでもあります。平成23年度は、当該事業を活用した28隻の漁船が価格の上昇分として、合計で1246万円が補填されており、漁業者の経営安定に寄与しているところでもあります。今後とも、燃油価格の上昇が見込まれることから、国や漁業団体等と連携し、当該事業のさらなる活用を推進し、漁業経営の安定に取り組んでまいります。

次に、日台漁業協議に関する県の対応についての御質問にお答えします。

本県の漁業者は、日本と台湾との民間漁業協議に対し、先島諸島周辺の北側や南側水域のマグロ漁場において、台湾漁船との漁場競合が生じていることから、当該協議に強い危機感と不安感を抱いております。そのため、県及び漁連等は、昨年11月18日に農林水産大臣に対し、またことし1月15日には、同じく農林水産大臣と外務大臣及び内閣府大臣政務官に対し、当該協議に当たっては、本県漁業者の意向を尊重することなどを要請しております。さらに、去る2月25日と26日には、農林水産大臣や外務大臣、内閣総理大臣及び県選出国會議員等に対し、県と県漁連及び八重山漁協を初め当該水域を利用する主な漁協の8組合長による要請を実施したところでもあります。当該要請に対し、農林水産大臣及び外務副大臣からは、「沖縄の漁業者の意向は理解している。頭越しに協定を締結することはない」などの回答があったところでもあります。また、県選出国會議員からは、日台漁業協議に関し、今後、県や漁業団体と連携して取り組みたいとの意向を確認したところでもあります。

県としましては、今後とも当該協議に関する的確な情報収集を行うとともに、本県漁業者の意向が協議に十分反映されるよう、漁業団体等と連携し、国へ働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 産業の育成と創出に関しての御質問の中の、金融円滑化法の期限切れに向けた県の取り組みについてお答えいたします。

平成25年3月の金融円滑化法期限切れを前に、国で

は、条件変更や条件変更先の円滑な資金供給について、従前と同様の取り扱いとすることや、条件変更先への経営改善支援に取り組むことを金融機関側に求め、その実施状況について金融検査でチェックしていくこととしております。そのほか、相談窓口の設置や、中小企業再生支援協議会の機能強化を図ることとしております。県内においては昨年11月に、沖縄総合事務局や県、金融機関等で構成する「おきなわ中小企業経営支援連携会議」を立ち上げ、取り組みの連携を図っていくこととしております。県としましては、国と連携した取り組みに加え、金融庁との意見交換や制度金融研究会等の場においても、国や金融機関側に中小企業の実態に配慮した対応を求めているところでもあります。さらに、平成25年度から県融資制度に「資金繰り円滑化借換資金（仮称）」を創設するなど、中小企業の経営改善を資金面から支援するとともに、商工会等による経営改善支援など総合的な支援に取り組むことにより、雇用並びに所得の安定化に努めてまいります。

次に、雇用につなげる企業立地促進の戦略についてお答えいたします。

企業誘致については、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、経済特区の優遇制度を活用し、情報通信関連産業や臨空・臨港型産業の立地を促進することとしております。まず、情報通信関連産業については、IT津梁パーク等において、情報通信機器検証拠点施設やクラウドデータセンターなどを整備し、新たな拠点形成を図りたいと考えております。あわせて、本土とアジアを結ぶITビジネスの立地を促進するため、国際的なIT人材を育成するとともに、アジア各国とのネットワークを構築してまいります。また、臨空・臨港型産業については、成長著しいアジアの活力を取り込むため、全日空の国際物流貨物ハブを活用する物流関連企業を集積するとともに、付加価値の高い製造業を中心とした産業の集積を促進してまいります。このように沖縄県では、戦略的な企業誘致に取り組み、県内企業の活性化と雇用の拡大を図る考えであります。

次に、中小企業労働事情実態調査報告を踏まえた県の施策についてお答えいたします。

本県中小企業の主要事業の今後の方針や景況感が全国を上回っている状況は、域内産業が活性化し幅広い雇用を生み出すとともに、所得、税収の効果など本県経済を安定的な成長軌道に乗せる上で前向きな動きとして期待しているところでもあります。このような好循環が期待できる状況をさらに加速させるため、県内中小企業の経営基盤の強化を図る中小企業課題解決・地

域連携プロジェクトや、ものづくり産業を支援する戦略的製品開発支援事業、県産品の販路拡大を支援する県産品拡大展開総合支援事業などを実施するほか、「資金繰り円滑化借換資金」の創設など、県融資制度を拡充していくこととしております。また、雇用対策については、若年者、中高年者など各階層に応じた総合的な就業支援拠点として「グッジョブセンターおきなわ」を設置するなど、ハローワークや関係団体と一体となった支援に取り組むこととしております。これらの総合的な支援策を効果的に実施するため、次年度の商工労働部関係沖縄振興特別推進交付金の予算については、総額で196億円と前年度当初予算と比較して約74億円増額計上しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築行政についての御質問の中で、沖縄西海岸道路の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50キロメートルの地域高規格道路であり、浦添北道路や小禄道路等9区間、約34.4キロメートルの事業に着手しております。これまで宜野湾バイパスの全線4.5キロメートル、読谷道路の一部1.3キロメートル、那覇西道路の全線2.5キロメートル、豊見城・糸満道路の全線7.4キロメートルが暫定供用されております。平成25年度の実施計画については、現時点で明らかにされておませんが、早期整備に向けて重点的に取り組んでいくと聞いております。

続いて、土木建築行政についての御質問の中で、県営団地の老朽化対策と今後の建てかえ及び増設計画についての御質問にお答えいたします。

老朽化した県営住宅の修繕については、県は指定管理者からの報告を受け、随時、実態調査を行い、緊急性の度合いにより順次対応を行っております。また、建てかえについては、耐震診断等の調査を踏まえ、平成22年度に沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画を策定し、計画的な建てかえ等を行っているところであります。なお、増設計画については、本県は全国に比べ公営住宅の需要が高いことから、市町村営住宅を含めた公営住宅のストックをふやすため、建てかえの際に戸数をふやすことや、民間賃貸住宅の借り上げ等の検討を行っているところであります。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、県内企業への優先発注及び県産資材優先使用の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県が発注する公共工事においては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注及び県産資材の優先活用に取り組んできたところであります。具体的には、工事の内容や現場条件等を勘案し、可能な限り分離・分割発注を行うとともに、県内企業で施工が困難な大規模かつ技術的難易度の高い工事についても県外企業との共同企業体方式によって県内建設業者の受注機会の確保に努めております。また、特記仕様書において県産資材の優先使用を明記し、その活用に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 公安行政についての御質問の中で、サイバー犯罪に対処する取り組みについてお答えいたします。

サイバー犯罪とは、インターネット等を利用した詐欺や脅迫など情報通信技術を利用した犯罪のことです。

平成24年中の県内におけるサイバー犯罪の検挙件数は97件で、前年に比べ31件増加しており、そのうちインターネット掲示板や電子メールを利用した詐欺事件が38件と最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ違反が14件となっております。また、サイバー犯罪に関する相談は1005件で、前年に比べ23件増加しており、そのうち詐欺、悪質商法に関する相談が450件と最も多く、次いで名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談が202件となっております。

県警察といたしましては、サイバー犯罪被害の未然防止を図るため、地方公共団体及び民間企業の職員等に対する情報セキュリティセミナーの開催や、児童生徒や保護者等に対する防犯講話などの広報啓発活動を昨年は550回、約6万4000名を対象として実施しております。

サイバー犯罪については、新たな手口が次々と発生しやすい実態にあることから、県警察といたしましてはサイバー犯罪対策室を拡充し、取り締まり体制を強化するとともに、被害の未然防止を図るための各種対策を引き続き実施していく所存でございます。

次に、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の現状と対策についてお答えいたします。

まず昨年中の県内における振り込め詐欺の認知状況は、架空請求詐欺が7件、還付金詐欺10件の合計17件で、被害総額は約1271万円となっております。振り込め詐欺につきましては、平成16年の認知件数383件、

被害総額約 1 億 9489 万円をピークに年々減少しておりますが、昨年は対前年比で 7 件、被害額で約 549 万円、それぞれ増加をしております。また、昨年中の振り込み詐欺以外の特殊詐欺の認知状況は 19 件、被害総額約 1 億 6000 万円となっており、対前年比で 13 件、被害額で約 1 億 3680 万円、それぞれ大幅な増加となっております。

県警察では、振り込み詐欺を初めとする特殊詐欺対策といたしまして、県民に広くその実態を知らしめるとともに、県民の抵抗力向上や特殊詐欺被害防止の意識づけを図っております。主な対策といたしましては、高齢者対象の防犯講話の実施、年金支給日における金融機関と共同した街頭広報啓発活動、ミニ FM 局からの情報発信等を展開するとともに、各市町村の広報誌やホームページへの掲載、防災行政無線からの呼びかけ、あるいは自治会の催す各種行事における情報発信などの被害防止対策を推進しております。

県警察といたしましては、今後とも全国警察と連携した検挙対策や口座凍結等の犯行ツールの無力化措置を行うとともに、振り込み詐欺を初めとする特殊詐欺の被害防止を図るため継続した広報啓発活動を推進することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 それでは再質問を行いたいと思います。

まずオール沖縄で結成した県民大会実行委員会なんですが、一応の役割を果たし大きな成果を上げたとして私もそう思っています。もちろん 9・9 県民大会がその主な役目だと思いますけれども、各市町村でのこの集会の取り組みや各団体での呼びかけですとか、一応県内の多くの呼びかけに対し呼応して開催にこぎつけたというようなことでは、非常に大きな成果を上げたと思っています。閉じはしましたけれども、今後もその運動は変わらないというふうに思っています。運動の継続性を図る上からも、また私自身も今後新たな組織づくりも含めて継続していくべきであろうと。撤回するまで、あるいは普天間の移設を断念するまでこれは継続をしていかなくてはいけないだろうというふうに思います。その新たな組織づくりも含めて、今後知事はどう評価をされるのか。そしてまたこの団体とどうつき合っていけるのか、その辺をお聞かせいただきたいなと思います。

あと 1 点は、安倍首相との会談、公式といいましょうかいろんな形で新聞に掲載はされている部分でしか

知る由はございませんが、その中で 2 人で会われた時間があるというようなことなんですね。県民も、どういった形でどういうお話がなされていたんだろうかということが非常に知りたいと、そこら辺ではないのかなと。もしお話しいただけるのであれば、どういう話が行われてどういった方向性で会話が進んだのか。沖縄を今後どうしていくんだというようなことが話し合われたのか、その辺のところをぜひお話しいただければお願いしたいなというふうに思います。

あと与世田副知事にお聞きをしたいんですが、普天間軍港の浦添移設の中で、河井克行衆議院外務委員長に見直しすべきではないかということで要請をされた記事の内容が載っておりました。その中身を見ますと年間 30 隻余りしか利用がないということと、そしてキンザーも返還されるので、その浦添の軍港というのが必要性あるのかどうかというような問いかけもされたようでありますが、その中身についてぜひお答えをいただきたいなというふうに思っております。

あと 1 つは、高江の立入調査、県は行ったと。そしてまた、今後も条例外ではあるんだけど関連したところであるから適切な指導をしたんだというようなお話なんです。防衛局側が理由として挙げているのが、年末からの降雨が原因だと。それで崩落をしたんだというような説明をしているんですが、その降雨についてもぜひ検証していただきたいなと思っているんです。高江住民からは、そのころはそれほどの降雨はなかったというようなお話の内容なんですね。もし防衛局側が言うことが原因だとすると、これは降雨のたびに崩落するような土盤に着陸帯が建設されているというようなことで、大変危険ですね。私たち工事関係も見せていただきましたが、着陸帯はその三方が急峻な谷間の上に沿ってつくられている箇所なんです。そこから崩落をしているということなんですね。これを着陸帯として使っていると、本当に着陸帯の意味をなすのかどうか、その辺のところも検証されたのかどうか。これぐらいの雨で崩落をするような場所であるならば、使用はさせてはならないという立場に立ってやるべきじゃないのかというような気がしてなりません。

そしてあと 1 つ、土建部なんですが、団地の補修の件です。指定管理から受けて対応を行っているようなことがありました。これは答弁は要らないんですが、まずこちらでもぜひ検証していただきたいんですが、私も現場に行きましたら、階段の踊り場の手すりが崩落をしている。ところが、その踊り場の塀はしっかり建てかえて、コンクリートを詰めて直すのではなくて、

崩落をあたかも予期しているかのようにその下のほうにネットを広げてこれを取りつけて、崩落をしてけがをしないようにということなんでしょうけれども、あれで補修をしたというような言い方をされると非常に危なっかしくてしょうがないんですね。その辺もまず確認をしながら、適切な補修のあり方をぜひお願いしたいなというふうに思います。ぜひお願いをいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時0分休憩

午後6時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根悟議員の再質問に答弁をいたします。

まず第1に、県民大会といたしますか、これから先も継続されたい、県外が実現するまではということについて知事は何か意見があるかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、基本的に県民大会、それから実行委員会の皆さんがしっかりと活動されて東京まで行かれた。そして総理ほか主要な大臣に会われたということは高く評価いたしております。ただし、これから先の枠組み、その他については私がコメントするのはいかなものかというふうに考えますので、ひとつ自由に頑張っていたきたいと思います。

それから安倍総理が沖縄にお見えになったときに、知事と2人でいろいろ話をしたのではないかとということと、そしてその中身についてどんな話をしたのかという御趣旨の御質問だと思いますが、ちょうど私が6年前に知事になったときに総理はやっぱり安倍さんでした。あれから毎年毎年お一人ずつ、自民党で3人、民主党さんで3人、それで6年たち、7年目にまた元の安倍さんに戻ったというようなことでしたから、久しぶりにお目にかかって当時の話、そして現在の沖縄振興についての話、お願いなどを主として話をさせていただきました。特に那覇空港のもう一本の滑走路については、早目にやっていただかないとあのサイズが沖縄の経済のサイズを決めてしまいかねないというようなこととか、それと一方で基地負担の軽減については、腰を据えてしっかりと今度は長く総理をおやりになってしっかりと答えを出すまで頑張っていたきたい。この中には普天間については県外であるとか、それから10項目にわたる基地関連の要請をいろいろやっているわけですが、なかなか前へ進まない。こういうものも今度はひとつじっくりと構えて取り組んでいた

だきたいというようなことをお話をしました。どちらかと言えば私のほうからのお願いのほうが強くて、よく聞いておられたというふうに思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 仲宗根議員の再質問にお答えします。

河井衆議院外務委員長との面談の場所において、私の述べた件についての御質問ですが、まず那覇港湾代替施設というものは復帰の当時から移設条件がついておりましたけれども、返還することが約束された極めて重要な施設でございます。ところが、その条件をめぐって浦添市長が受け入れを表明したのが平成13年、それから既に12年も経過しております。今後、環境アセスメントや埋立工事等の整備が必要なことを考えますと、移設にはなお長い年月を要するとういう状況にあります。そういう中で、那覇市長が今のような状況だと30年、40年もかかるようなものは認められないとういうような発言等を受けて、新市長になられた松本さんが選挙戦において受け入れを拒否するとういう、こいう発言をした。こんな中で登場した新市長の状況を考えますと、ある意味においては今後浦添市長がどのような対応をするのかよくまだ見えていませんけれども、振り出しに戻ったような状況となると、復帰のときに返すという約束をされた那覇港がとまってしまうというのはおかしいんじゃないですかと。他方、那覇港湾施設は御承知のとおり、那覇空港から那覇港にかかる国際物流拠点としてポテンシャルが極めて高い重要な地域であります。私ども計画案でいきますと、本当に利用度が低い。平成15年度まではきちんとしたデータがありますけれども、大体38回ぐらい寄港していてその後はデータがないと。そうするとそんなに利用度が低い状況と、現在の状況によるとキャンプ・キンザー後背地自体を明け渡してもいいとういうような方針が出てくるとういう状況を考えたら、やはりもう一度利用状況を踏まえた、果たしてお金がない国が浦添地先に相当なお金をかけて埋め立てをすると、何十年も先の約束をするとういうのはいかなものかとういうことで、頭のトレーニングを考えて一日も早い返還とういうものを外務委員長も含めて、自公の政権としてお考えいただいたらいかがでしょうかと、ここのような趣旨の話を個人的な意見として申し上げた次第でございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 再質問にお答えします。

高江のヘリパッドに関連して、赤土流出問題が発生したわけですが、条例の区域外ではあるが伐採などの工事の影響があって少しの降雨でも崩れるような軟弱地盤であると、使用させてはならないというような趣旨の御質問だったと思いますけれども、今回県としては、この崩落事故に関して立入調査を実施しました。その結果、赤土の流出といいますか崩落は工事との関連性は想定されるというようなことが考えられましたので、防衛局に対し、その崩落の原因や箇所、それから赤土等流出防止の対策について詳細に報告を求めています。それを踏まえて、今後しっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後 6 時10分休憩

午後 6 時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん 皆さん、こんばんは。

長らくお待たせいたしました。いよいよ社民・護憲ネットワークの代表質問、最後でございます。皆さん、お顔を見たらお疲れのお顔なんですが、私一人で終わりますので、しばし御辛抱ください。

さて、まず最初に、先日亡くなりました前田政明議員に対しまして心よりお悔やみの言葉を申し上げ、御冥福をお祈りいたします。

さて、今回、上原副知事と与世田副知事、そして大城教育長も御退任だということでございますが、長々と仲井眞県政を支えていただきましたことを心より私からも感謝します。ありがとうございました。

さて、昨年12月に自民党の安倍政権が誕生しましたが、経済活性化、それからデフレ脱却を掲げております。しかし、その裏には大幅な赤字国債ということがありまして、そういう中でこの後の国民の生活がどういうふうになるのかなという心配もしております。

2013年の県の当初予算が6988億円ということですが、これは一括交付金と基地のリンクがあってはならないというふうに考えております。そこらあたりは知事も安倍総理との話の中でしっかりとお伝えしていただきたいと思います。

それから、次に日米関係にちょっと目を向けますと、安倍政権は日米同盟の御旗を掲げて対米追随、これはもう本当にすごいと思いますけれども、その姿勢がさらに進化しているというふうに見えております。孫崎享さんという方がいろんな本を書いています。いろんな本を読ませていただきました。その中で見えるのは、やはりアメリカのしたたかさに日本が太刀打ちができない、そういうアメリカの戦略の中に日本が組み込まれていく、それがもう見えておりました、このTPPにしましてもいろいろオバマさんが言ったようですが、やはりそのアメリカの戦略に、後でこんなはずではなかったということになるのではないかと心配しております。しっかりと議論をした中で、いろんなことを話し合った中でやるんだからやる、それでもやっぱりだめなのはだめとそういうことが言える日本でありたいと思っております。

それから、沖縄の普天間の米軍基地の負担軽減というんですが、しかし、その裏では辺野古に新基地をつくりますよということで日米合意にのっとってというふうに言うわけですから、本当にこのアメリカのしたたかさというのはここでも感じます。アメリカは民主主義の国というふうに言いますが、自国のための民主主義であって、国益のためのことであって、日本とか沖縄とかはそういうことにはならないと、その範疇に入っていないというふうに私は思っています。

そこで、沖縄県から当選した衆議院議員の自民党の議員さんは、選挙公約で全て普天間の県内移設に反対をしております。そういう意味では、この志は絶対に曲げないでいただきたい。最後までやっぱり沖縄の立場をしっかりと訴えて行動してもらいたい、そういうふうに思っております。

それでは、知事、代表質問いたします。

1、自民党政権の円安・株高政策の影響についてまず伺います。

(1)、財政出動、金融緩和、成長戦略の「3本の矢」でデフレ脱却をしようとするアベノミクスは円安・株価上昇をもたらしておりますけれども、消費税の増税、給与の切り下げ、生活扶助費の切り下げなど国民生活への影響はこれから厳しいものがあると考えます。円安により、まず石油輸入価格が割高となり、ガソリンも高騰し、畜産農家の飼料輸入代も上がり続けています。実際に沖縄への影響をどう考えるのか、知事の所見を伺います。

2番、県立病院について伺います。

(1)、県立病院の繰入金が前年より2億円減額の約57

億円になっておりますけれども、2012年度決算見込みはどうなっているのでしょうか。収支が改善されたから繰入金が増えたのでしょうか。

(2)、宮古病院の移転に伴う病床数の減について伺います。大幅に減っているようですが、それはなぜなのでしょう。

(3)、北部病院の7対1看護体制は次年度から導入されるのでしょうか。県立病院再建検証委員会の検証結果案の収支予測は7対1看護体制の導入を前提としたものではなかったのでしょうか。

(4)、病院定数条例の改正はどうなるのでしょうか。要求した数は350人だったと説明会のときにお伺いしたんですが、なぜこれが改正に組み込まれてこなかったのでしょうか、そこをお聞かせください。

3、旧自由貿易地域に国際物流拠点施設を整備するのに43億円の予算が計上されておりますけれども、整備後の運用計画、収支予測はどのようになっているのでしょうか。

次4番、教育問題について伺います。

2011年10月11日の大津市のいじめによる自殺を受け、全国的にいじめの問題が取り上げられるようになっていきます。文科省は、2012年8月に「子ども安全対策支援室」を設置し、また、いじめで自殺した子供の遺族らでつくる川崎市のNPO「ジェントルハートプロジェクト」は、いじめによる自殺の実態のアンケート結果を遺族に公表しました。大津市は、2013年2月19日、「いじめ防止条例」を可決し、市を挙げていじめに対応しようとしています。

また、フランスでは2010年からいじめ対策に本腰を入れ、教育省がメディアや学校、医師の協力を得てウェブサイトを開設し、いじめに関する情報が自由に入手できるとのことです。日本との大きな違いは、いじめを犯罪とみなしている点だということです。新入生をいじめたら法律で罰金7500ユーロ——日本円にして約75万円——を科せられるようです。国によって対応の仕方はいろいろあると思いますが、まず子供の命が大切にされるという取り組みが我が日本でも求められています。

ということで、4番目の(1)、県内小・中・高校における過去3カ年間のいじめの実態、もしあれば自殺の実態、そしてオートバイ等による事故死の実態を伺います。また、全国との比較はどうでしょうか。

(2)、2011年の大津市のいじめ自殺後、各学校における対応・指導はどのように変わったのでしょうか。いじめ等に対応する教職員の配置はどうでしょうか。

(3)、ひきこもり・不登校・ニートの実態はどうで

しょうか。これらの課題解決のための組織や施設はどのくらいあるのでしょうか、県の対策を伺います。

(4)、教職員の休職者について伺います。そのうち、鬱などの精神的なことで休職しているのはどのくらいいるのでしょうか。全国との比較はどうでしょうか。

(5)、メンタルヘルスについてどのような対策をとっているのか。また、どのくらいの相談があるのか。また、専門相談員の派遣はあるのでしょうか。

(6)、小・中・高校の教職員の超勤の実態について伺います。以前お伺いしたときに、1人1日2時間ぐらいというのがあったものですから、それから改善されたのかどうか。

(7)、過去3カ年間の体罰について伺います。

私が教員をしているころ、1980年代、この体罰の問題で「滑りやすい斜面論」というのがあったんです。これは、体罰は一度やってしまうとだんだんエスカレートしていくと、そういうことで体罰は絶対だめだということがありました。あの当時、修学旅行にヘア 드라이ヤーを持っていった男子生徒がそれで死亡したという事件も起こっております。今の状況を考えると、いろんなところで体罰・暴力というのがあって世間を騒がせているわけですが、柔道のオリンピックの強化選手の皆さんからの訴えも大変切実なものがあり、やはりそういう意味では体罰は絶対だめだということこの姿勢をしっかりと持っていかなければならないと思います。

それから5番、福祉関係について伺います。

(1)、高齢者施設の安全管理について。

ア、先日、長崎県でグループホームの火災があり死傷者が出ました。建物がスプリンクラー設置の基準外であったとはいえ、死傷者が出たことは悔やまれます。高齢者施設であるだけに施設として万全の対策が必要だが、県内の高齢者施設の実態はどうでしょうか。特に、火災に備えたスプリンクラーや火災探知機の設置は万全でしょうか。

(2)、障害者への配慮について伺います。実際に相談があったものですから、これを入れました。

ア、県庁1階の正面入り口は段差があり、障害者の皆さんが雨の日の車椅子での乗り入れが屋根がないために不便とのこと。特に雨の日はぬれてしまうので改善してほしいという要望がありましたが、県の対応を伺います。

イ、公共低床バスの導入について、行政・業者・障害者含めて検討委員会の設置はできないでしょうかということです。

障害者の問題、実は、私自身が今左足を痛めており

まして階段をおりるのも大変、照屋守之議員がとても私を心配してくれておりますけれども、自分が障害を持って実際に歩くときに、ちょっとした段差も大変だなというのがあります。そういうことがあります、障害者、寝たきりの人をチューブ人間でさっさと死ねばと言った人もいますけれども、こういう発言は心ない発言だなと思ってしまして、障害者にはもっときめ細かな対応が必要だと思っております。

ウ、ＬＣＣ（格安航空会社）専用のターミナルが障害者にとって使い勝手がよくないとの沖縄タイムスの記事がございました。その後、改善への取り組みはされているのでしょうか、お伺いいたします。

それから(3)、生活保護の基準引き下げについて。

ア、政府は、生活保護の基準引き下げを決定しました。沖縄における影響はどうでしょうか。

イ、生活保護費の削減分を就労支援事業等に使うとのことですが、効果的な取り組みを進めるための対応を伺います。

(4)、子育て支援について伺います。

ア、少子化に歯止めをかけ、女性が社会に進出するためにも待機児童の解消が大切であります。しかし、今もって解消のめどが立っておりません。県内の保育園自体が不足していると思っておりますが、ふやすための県としての取り組みを伺います。東京都杉並区や足立区では、保育園に入れない子の母親たちが保育園をふやすよう集団で要請しております。潜在的な待機児童は沖縄でも多く、市町村だけの問題ではないと思います。一括交付金で保育園についてどのようなことが取り組めるのか伺います。資料によりますと8億5000万ぐらい、認可化に向けて取り組むということでもありますので、そこらあたりをもっと詳しく聞ければいいかと思います。

イ、国基準の保育料が高いと子育て中の皆さんからの声があります。市町村も補助をするなど努力をしているようですが、それでも割高感があるということですか。改善の方法はないでしょうか。

ウ、育児休業をとっているのはどのぐらいいるのでしょうか。県職員、教職員、企業関係——これは民間のことです——民間の実態を伺います。そのうち男性の育児休業者はどのぐらいいるのでしょうか。

6番、雇用問題について伺います。

(1)、高校生・大学生の就職内定数・内定率はどうでしょうか。

(2)、内定率向上への取り組みと課題は何でしょうか。

(3)、県職員、教職員の正規・非正規の人数と率はど

うでしょうか。

(4)、グッジョブ運動でこれまでどのぐらいの正規雇用が獲得できたのでしょうか。また、トータルでどのぐらいの予算がかかったのでしょうか。

(5)、県内の女性と男性の給与比較（平均）はどのぐらいの格差があるのでしょうか。企業の格差改善について、県として何かかかわっている、指導がある、そういうことがあれば教えてください。

(6)、専門相談員による就労支援に1億円ほどの予算がつくようですが、具体的にはどのようなことを取り組むのでしょうか。

7番、環境問題について。

(1)、中国の大気汚染の影響で日本でもPM2.5の問題がクローズアップされております。超微粒子で人間の髪の毛の30分の1程度の大きさで肺の奥深くに入りやすく、肺がん・呼吸器系・循環器系への影響が大といえます。沖縄への影響はどうでしょうか。また、PM2.5を測定する装置は大丈夫でしょうか。とりわけ、3月・4月は黄砂の時期になると、それに付着してPM2.5も沖縄に大変飛来するということでありますので、そこらあたりをお知らせください。

(2)、高江ヘリパッド建設を強行するため、そこにある希少植物の別の場所への移しかえを試みたということがありました。しかし、これは6割が枯死したとの記事——これはタイムス——がありましたけれども、世界自然遺産の登録に向けた動きもある中で、これ以上の環境破壊はやめるべきだと思いますが、県の対応を伺います。

(3)、産廃物最終処分場の延命化を図る方策として、ごみの再資源化がありますけれども、リサイクル率向上の取り組みはいかがでしょうか。それから、県民の意識は向上しているのでしょうか。

8番、ハーグ条約についてです。

ハーグ条約は、1980年にオランダハーグの国際司法会議でつくられ、現在89カ国が加盟しています。しかし、ロシアと日本はまだ加入していません。諸外国から日本への奪取案件は2003年で1259件で、1784人でした。2010年1月では、アメリカで77件、イギリス37件、フランス35件などですが、逆に日本からは2009年に36件ということです。そういうことを踏まえましてお尋ねいたします。

(1)、2月22日の日米首脳会談で安倍総理は、ハーグ条約へ早期加盟することを表明しました。米軍基地を抱える沖縄県は米兵との結婚のチャンスもあり、国際結婚が他県より多いと思います。ただ、国際結婚が破綻し裁判になると、地元沖縄に裁判所があるかないで

は経済的負担が大きく違います。国内3カ所——東京と大阪と福岡——に裁判所を設置するというのですが、沖縄県は入っていません。沖縄県の実態に合わせて県内での裁判ができるようにすることが求められていると思いますが、県の対応を伺います。

9番、観光関連について伺います。

(1)、県内の観光客（過去3年間）の国内・国外の推移はどうでしょうか。観光客誘致のための一番のネックは何でしょうか。

(2)、学生の修学旅行を誘致するため、女性の太ももに広告シールを張る宣伝のやり方を考えたようですが、県や沖縄コンベンションビューローの中で反対はなかったのでしょうか。企画のあり方について伺います。

10番、女性の地位向上について伺います。

県職員の課長以上の男女の数、率はどうか。部長クラスの女性の数、率はどうか。男女平等社会構築に向けての知事の所見をお伺いしたいと思います。

以上、再質問は登壇してやります。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 狩俣信子議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、国際物流拠点施設についての御質問の中で、国際物流拠点施設の運用計画などについてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、著しい経済発展を続けるアジアの成長と活力を取り込む自立型経済の構築を目指し、国際物流機能を活用した臨空・臨港型産業を第3のリーディング産業として位置づけております。今回の国際物流拠点施設は、この観点から、企業に対するニーズ調査も踏まえまして整備を行うものであります。主なニーズとしましては、電子機器類のパーツセンターやリペアセンターなどが挙げられております。これら企業を戦略的に誘致することにより、国際物流拠点の形成を促進してまいり所存でございます。また、同施設につきましては、入居企業からの使用料などで運営する考えてございます。

次に、福祉関係についての御質問の中で、待機児童の解消についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県におきましては、潜在的待機児童を含めた9000人の待機児童の解消のため、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、認可外保育施設の認可化や保育所の整備を推進しているところでございます。また、課題

とされている保育士不足につきましても、処遇改善や研修等の充実によりましてその確保につなげてまいりたいと思います。さらに、認可外保育施設の質の向上を図るため、平成25年度当初予算案におきまして給食費等の支援を拡充したところでございます。

沖縄県といたしましては、これらの取り組みを通じて、今後とも子育て支援の充実に取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 自民党政権の円安・株高政策の影響についての御質問の中の、安倍政権の経済政策による沖縄県経済への影響についてお答えいたします。

安倍政権は、強い日本経済を取り戻すことを最重要課題とし、2%の物価安定目標の早期実現を日銀に求める大胆な金融緩和に加え、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略のいわゆる「3本の矢」を一体的かつ強力に実行し、長期デフレからの脱却と持続的な成長を実現するとしております。一方で、金融緩和等によりもたらされた円安の進行は、ガソリンや飼料など輸入品価格の上昇圧力となるため、家計の負担が一時的に増加する面も考えられます。しかし、長期デフレからの脱却と経済活性化に向けた取り組みが加速し、我が国全体の景気の早期浮揚が達成されることにより、本県経済にも観光客の増加や臨空・臨港型産業の拡大などプラスの波及効果が生じることが考えられます。これにより雇用の拡大に伴う失業率の改善や給与の増額につながり、物価上昇による家計の実質的負担が解消されることが期待されるものと考えております。

次に、福祉関係についての御質問の中の、公共低床バスの導入についてお答えいたします。

県では、人間優先のまちづくりの観点から、沖縄21世紀ビジョン基本計画や同計画に基づき策定された総合的な交通体系のビジョンである「沖縄県総合交通体系基本計画」、さらにはバリアフリー法に基づく基本方針の整備目標等を踏まえ、高齢者や障害者などの交通弱者を含む全ての利用者にとって乗降性のすぐれる低床バスの導入など公共交通の利用環境改善に取り組んでおります。

低床バスにつきましては、国道58号の那覇市久茂地から宜野湾市伊佐までの基幹バスルートを中心とした路線を対象に車両購入費の一部をバス事業者に補助し

ており、今年度から平成28年度までの5年間で約200台が導入される予定となっております。低床バス導入後の運用につきましては、車椅子利用者などの障害者も円滑に利用できるよう関係機関に働きかけ、障害者団体等と意見交換の場を設けていきたいと考えています。

ＬＣＣ専用ターミナルに係る施設改善の取り組みについてお答えいたします。

格安航空会社専用那覇空港ＬＣＣターミナルについては、1月24日に障害者を支援するＮＰＯ法人による同施設の視察が行われ、バリアフリー化についての改善要望がなされております。同ターミナルを運営する全日本空輸株式会社によると、同施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「バリアフリー新法」及び「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、那覇市による現地の審査に適合した施設として整備されているとのことであります。しかしながら、今回の要望を受け、今後、他の障害者団体等関係者の意見も広く聴取した上で、さらなる障害者に優しい施設となるよう対応していくこととすると伺っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院についての御質問の中で、平成25年度病院事業繰入金についてお答えいたします。

平成25年度当初予算における病院事業への繰入金総額は約57億円となっており、前年度額約59億円と比べ約2億円の減となっております。病院事業への繰入金は、総務省繰出基準を踏まえ、確定した前年度（2011年）決算における政策医療・不採算医療の収支差や実績等により積算を行っております。平成25年度繰入金の算定については、特定の病院の政策医療の黒字により他の赤字病院の繰入額が減少することのないよう病院間相殺を行わない見直しを行いました。平成23年度の病院事業の収支が好転したこともあり、結果的に繰入金が減となっております。

次に、新宮古病院の病床数についてお答えいたします。

県立宮古病院の新築移転に当たっては、地元副市長や地区医師会長を含めた検討委員会での検討、病院現場や関係機関との調整、地元説明会及びパブリックコメント等県民の意見集約を経て、平成21年3月に新宮古病院整備基本計画を策定しております。

新病院の病床数については、当該基本計画に基づき

急性期医療を中心に担い、病床の効率化や平均在院日数の短縮化に取り組むことを踏まえた上で、病床利用率など現病院の病床の運営状況等を勘案し277床としたところであります。

次に、県立病院再建検証委員会検証結果と北部病院の7対1看護体制導入についてお答えいたします。

北部病院への7対1看護体制の導入については、平成25年度導入に向けて取り組んできたところであり、それを反映させた収支推計を経営再建検証委員会に提出したところであります。

しかしながら、7対1看護体制の導入を行うに当たっては、収支見込み等についてより詳細な分析等を行う必要があることから、病院事業局としては引き続き調整を行っていききたいと考えております。

次に、病院定数条例の改正についてお答えいたします。

定数改正については、県立病院が地域の中核的医療機関としての役割を果たすため、医療提供体制の確保や経営への影響等を総合的に勘案し、国の医療制度改革の動向を注視しながら所要の検討を行ってきたところであります。

病院事業局としては、定数改正について現在も引き続き総務部と調整をしており、改正の必要性や緊急性、経営への影響等について取りまとめ、できる限り早い時期に医療提供体制に応じた必要な定数の確保を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育問題についての御質問で、県内のいじめ等の実態についてお答えいたします。

いじめの認知件数は、平成21年度、小学校104件、中学校208件、高等学校48件、特別支援学校3件で計363件、平成22年度、小学校90件、中学校157件、高等学校48件、特別支援学校2件で計297件、平成23年度、小学校72件、中学校179件、高等学校44件、特別支援学校1件で計296件であります。

自殺の発生件数は、平成21年度、中学校のみ2件、平成22年度、中学校2件、高等学校2件で計4件、平成23年度、中学校1件、高等学校4件で合計5件であります。

オートバイによる事故死はいずれも高校生で、平成21年5人、平成22年3人、平成23年2人となっております。

なお、自殺とオートバイによる事故死については、

全国のデータがなく比較することができませんが、いじめの認知件数は全国より低くなっております。

次に、いじめの対応と教職員の配置についてお答えいたします。

いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であると捉え、各学校において未然防止と早期発見・早期対応に努めております。具体的な対応としましては、いじめアンケート調査や個別教育相談の定期的な実施、毎月の「人権を考える日」の設定や「人権ガイドブック」を活用した指導、生命を尊重する心を育成する道德教育の実践等に努めております。また、人権擁護委員を招いた授業の実施、いじめ追放宣言全校集会、「ちゅらマナーハンドブック」等を活用したいじめのない学校づくりを目指す取り組みを行っております。

なお、教職員の配置につきましては、いじめ問題への特別な指導を行う学校への支援について現在検討を進めているところでございます。

次に、不登校についてお答えいたします。

本県における30日以上欠席の不登校児童生徒数につきましては、平成23年度、小学校412人、中学校1379人、高等学校1382人で合計3173人であります。主な要因としましては、小学校では「不安」、中学校では「遊び・非行」、高等学校では「無気力」となっております。

本県の不登校への対応としましては、スクールカウンセラーや中学生いきいきサポート相談員等による支援や家庭、地域、関係機関・団体との緊密な連携を図り、生徒指導体制、教育相談体制の充実に努めております。

次に、教職員の病気休職者についてお答えいたします。

本県における平成23年度の病気休職者数は373人で、そのうち精神性疾患による休職者数は158人となっております。また、本県の平成23年度の病気休職者数は全都道府県中7番目、精神性疾患による休職者数は10番目となっております。

次に、メンタルヘルス対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、保健師等による相談窓口を設けております。相談件数は、平成23年度155件、24年度2月末現在、165件となっております。本人や管理者からの電話やメールの相談を受け、必要があれば心療内科医や臨床心理士との相談も実施しております。また、保健師等が直接訪問して相談も行っております。

予防といたしましては、メンタルヘルスケアの知識

や技法の習得等の研修会を実施しております。次年度は、引き続き相談事業等を行うとともに、新たに各学校へ臨床心理士を派遣し、セルフケア、ラインケア等の校内研修会や相談を行い、支援体制づくりを図る教職員元気力アップ事業の実施を予定しております。

次に、小・中・高校の教職員の超勤の実態についてお答えいたします。

平成20年度に行った「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」によりますと、勤務日にはほとんどの教員が、休日には7割近くの教員が勤務時間外の業務を行っている状況にあります。また、平成23年度と平成24年度に県立学校に対して行いました「教職員の業務の効率化に関する実態調査」によりますと、1日平均の超勤時間が1時間以上であった教職員の割合は、平成23年度76.5%から平成24年度69.9%へ6.6ポイント減少し改善されております。

次に、体罰についてお答えいたします。

平成24年度の体罰の実態を把握するため、現在、公立学校を対象に「体罰に係る実態調査」を行っているところでございます。なお、体罰による懲戒処分は、平成21年度以降は2件となっており、その内訳は平成21年度に減給が1件、平成22年度に戒告が1件となっております。

次に、雇用問題についての御質問で、高校生の就職状況及び内定率向上への取り組みと課題についてお答えいたします。6の(1)アと6の(2)アは関連しますので一括してお答えいたします。

平成25年1月末現在、県内高校生の就職内定者数は1634名、内定率は64.3%となっており、前年同月を11.4ポイント上回っております。内訳としましては、県内が977名で56.4%、県外が657名で81.3%となっております。

県教育委員会としましては、県外求人開拓の実施や関係機関と連携した専任コーディネーターの配置、県外インターンシップの実施、県内経済団体への求人要請等を行い、内定率の向上に努めているところでございます。

次に、教職員の正規・非正規の人数等についてお答えいたします。

平成24年5月1日現在における正規任用教員の人数は、小中学校、高等学校及び特別支援学校を合わせて1万1033名、非正規任用教員の人数は1635名となっております。また、非正規任用教員の実数に占める割合は12.9%となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 7 時 19 分休憩

午後 7 時 20 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 済みません、1 つ答弁漏れがありましたので追加して答弁いたします。

福祉関係についての御質問で、教職員の育児休業者についてお答えいたします。

平成 23 年度の教職員の育児休業者数は 764 人で、そのうち男性は 20 人となっております。

大変失礼いたしました。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 教育問題についての御質問の中で、ひきこもりの実態と対応についてお答えいたします。

ひきこもりに係る相談支援機関としては、総合精神保健福祉センターや保健所のほか市町村でも対応しており、平成 23 年度におけるひきこもり相談は、県が 94 件、市町村が 227 件、計 321 件となっております。また、県では、総合精神保健福祉センターにおいて相談支援従事者を対象とした研修会の開催や当事者の集いの実施など、必要な支援を行っているところであります。

次に、福祉関係についての御質問の中で、高齢者施設におけるスプリンクラー等の設置状況についてお答えいたします。

本県における高齢者施設のスプリンクラーの設置状況は、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど 520 施設のうち 364 施設が設置済みであります。未設置の施設については、ほとんどが有料老人ホーム等の 275 平方メートル未満の設置義務のない施設であります。県としては、入居者の安全確保の観点から、消防や市町村等関係機関と連携しながら防火体制の強化に努めているところであり、引き続き指導助言を行ってまいります。また、自動火災報知設備については 484 施設に設置されており、未整備の施設に対しては同様に指導助言を行ってまいります。

次に、生活保護の基準引き下げによる県内の影響についてお答えいたします。

今回の生活保護基準の引き下げによる沖縄県での影響は、改定される基準額が示されていないことから、現時点で把握することは困難であります。

次に、就労支援事業の効果的な取り組みについてお答えいたします。

生活保護費を受給している方に対しての就労支援は、その世帯の自立に有効であることから、現在、各福祉事務所に就労支援員を配置し、公共職業安定所等と連携して就労支援に取り組んでいるところであります。国においては、就労支援に関する新たな制度の創設を検討しているところであり、県としましては、保護を受給する方に対して適切な支援を行うよう努めてまいります。

次に、保育料の引き下げについてお答えいたします。

保育料については、国の定める保育料徴収基準額の範囲内において財政状況などを考慮し、市町村が設定しているところであります。また、保育料徴収基準額については、現在市町村において引き下げを国に要望していることから、県としましては、その推移を見ていきたいと考えております。

次に、ハーグ条約についての御質問の中で、県内で裁判ができるようにすることについてお答えいたします。

厚生労働省の平成 23 年度人口動態統計において、沖縄県の国際結婚件数の 399 件は全国で 15 番目となっております。一方、ハーグ条約に加盟している国は、米国を含め現在 89 カ国となっておりますが、米国人との国際結婚の件数は、全国 1577 件のうち沖縄県が 281 件となっており、東京都に次いで全国で 2 番目となっております。

県としましては、今後、国会に提出される予定の関連法案を注視するとともに、関係機関・団体と意見交換を行い、情報を共有しながら必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 教育問題についての御質問の中の、若年無業者の実態と対応する組織・施設及び県の対応についてお答えいたします。

平成 23 年の労働力調査において、若年無業者数は全国が約 60 万人、沖縄県では約 1 万人となっております。15 歳から 34 歳人口に占める若年無業者の割合は、全国平均が 2.2%、沖縄県は 2.9% となっており、全国平均と比較して高い割合となっております。

若年無業者対策としまして、国においては、15 歳から 39 歳までの若年無業者に対し、日常生活から就労までの幅広い相談や職業的自立支援のため、本島北部・中部・南部の 3 カ所に地域若者サポートステーションを設置しております。

県においては、平成24年度から新規事業として沖縄振興特別推進交付金を活用し、地域若者サポートステーションと連携を図りながら、就職に必要な知識・技能の習得や企業実習を中心とした3カ月の基礎的な職業訓練である若年無業者職業基礎訓練事業を実施しております。

次に、福祉関係についての御質問の中の、民間企業の育児休業の状況についてお答えいたします。

県が実施している従業員5人以上の民間事業所を対象とした「平成23年度沖縄県労働条件等実態調査」によりますと、回答があった616事業所において、1年間に出産があった女性は937人となっており、うち育児休業を取得した女性は855人、取得率は91.2%となっております。また、1年間に配偶者の出産があった男性は970人で、うち育児休業を取得した男性は22人、取得率は2.3%となっております。

次に、雇用問題についての御質問の中の、大学生の就職内定数、内定率と内定率向上への課題、取り組みについてお答えいたします。6の(1)のイと6の(2)のイは関連しますので一括してお答えさせていただきます。

平成25年3月卒業予定の大学生については、平成25年1月末現在で就職内定者数が1096名、内定率が38.5%と、前年同期と比べ3.6ポイント増となっておりますが、依然として厳しい状況となっております。

内定率向上に向けた課題としては、1・2年次から就職意識の啓発を行い就職活動を促すこと、2つ目に、県内大手企業だけでなく、中小企業及び県外企業への就職を促すことなどが挙げられます。その課題を解決するための取り組みとしては、1つ目に、沖縄県キャリアセンターにおける専用相談窓口の設置や出張相談の開催、2つ目に、高校・大学への就職支援専任コーディネーターの配置、3つ目に、インターンシップの実施による県外等への就職の促進、4つ目として、合同就職面接会・説明会の開催などに取り組んでいます。

グジョブ運動による正規雇用の獲得と予算額についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、雇用情勢の全国並み改善を目標に県民が一丸となって取り組む「みんなでグジョブ運動」を展開し、産業と雇用の拡大に向けた県民各層の関心の喚起と具体的な行動を促すための各種施策を推進しているところであります。正規雇用者の状況につきましては、「労働力調査」において、平成25年調査から新たに正規・非正規の区分が設けられており、それによりますと、1月の正規雇用者数は33万

人で、全体に占める割合は61.9%となっております。また、「みんなでグジョブ運動」関連予算につきましては、平成19年度から平成24年度の6年間で約5億8000万円となっており、産学官、地域、家庭等が連携したキャリア教育の推進、若年者等の就業意識の向上、市町村が展開する事業への支援等を実施してきたところであります。

次に、同じく雇用問題についての御質問の中の、女性と男性の給与格差についてお答えいたします。

厚生労働省の「平成23年賃金構造基本統計調査」によりますと、県内企業のパートを除く一般労働者の所定内給与額の平均は、女性の18万8200円に対し男性は24万7900円と、女性は男性の75.9%となっております。男女間の給与格差の主な要因について厚生労働省の発行している「働く女性の実情」によれば、役職比率や勤続年数の違いが大きいと分析しております。

県といたしましては、沖縄労働局と連携し、女性が働きながらも子供を産み育てやすい「ワーク・ライフ・バランス」の推進や、積極的な女性の役職登用を進める「ポジティブ・アクション」の普及啓発を図っていきたいと考えております。

次に、専門相談員による就労支援の内容についてお答えいたします。

専門相談員による就労支援の内容については、非正規就業や長期失業等によりさまざまな生活上の困難に直面している方々を対象に、パーソナル・サポーターと呼ばれる専門の相談員が支援対象者の安定的な自立と就労までを一貫して支援していく事業であります。

沖縄県では、平成22年度から平成24年度まで国のモデル事業として実施し、これまでに支援を開始した者のうち約350名が就職しております。平成25年度以降は沖縄振興特別推進交付金を活用して事業を継続実施し、新たに求職者の総合的な支援のために設置する「グジョブセンターおきなわ」において、ハローワークや関係団体と連携して就労支援を行い、雇用情勢の改善に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 福祉関係についての御質問の中で、県庁舎への車椅子の乗り入れについてお答えいたします。

県庁舎においては、車椅子利用者等の乗り入れについて、地下1階駐車場に障害者専用として10台の駐車スペースを確保するほか、1階正面入り口に乗りおり専用の停車場所を設置しております。御質問のとおり

り、1階駐車場所には屋根がないことから、雨天時における車椅子利用者等への配慮などさらなる利便性向上に向けてどのような対応が可能か、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、県職員の育児休業の取得状況についてお答えいたします。

知事部局における平成23年度の育児休業取得者は139人となっております。そのうち男性職員は4人となっており、当該年度に育児休業取得対象者となった男性職員に占める割合は、1.3%となっております。

次に、雇用問題についての御質問の中で、県職員の正規・非正規職員の人数と割合についてお答えいたします。

知事部局における臨任・非常勤職員、嘱託員等非正規職員の数は、平成24年6月1日現在で1487人となっており、全職員に占める割合は26.3%となっております。

次に、女性の地位向上についての御質問の中で、県職員の管理職への女性登用についてお答えいたします。

知事部局における課長級以上の管理職の人数は、平成24年4月1日現在で344人となっており、そのうち男性の人数は319人、女性の人数は25人、女性の割合は7.3%となっております。また、部長級の女性は2人となっており、その割合は12.5%となっています。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環境問題についての御質問の中で、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の沖縄への影響についてお答えいたします。

県では、平成23年度より中部福祉保健所において微小粒子状物質（PM_{2.5}）を測定しており、その結果については、平成25年2月7日より県のホームページで公表しております。測定値のうち本年1月23日から25日の3日間において環境基準——これは1日の平均値が35マイクログラムパー立方メートル以下——を超過しておりましたが、その後は、環境基準以下で推移しております。微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、呼吸器系や循環器系などへの健康影響が懸念されておりますが、環境基準を一時的に超過したものの直ちに健康へ影響を与えることはないものと考えております。

国においては、去る2月27日、専門家会合の意見を踏まえ、1日平均値が70マイクログラムパー立方メートルを超えると予想される場合に住民に注意喚起をする暫定的指針を決定しております。

県では、引き続き測定を継続するとともに、国の指針等に基づき県民への情報提供に努めるなど適切に対応してまいります。

次に、高江ヘリパッド建設による環境破壊についてお答えいたします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯の建設について事業者は、自主的に実施した環境影響評価手続の中で、改変区域内に生育し事業の実施により消失することになる希少な植物を移植するとして、平成19年7月に移植を行っております。

県においては、平成25年2月13日に現地調査を行ったところ、N-4地区において、当初移植した11株中3株が生存しており、H地区においては41株中40株が生存していることを確認しました。昨年8月の工事再開に伴い、事後調査報告書が提出される予定となっておりますので、県としましては、その内容を精査し、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聞いて、必要に応じて環境の保全について適正な措置を講じるよう求めていくこととしております。

次に、産業廃棄物のリサイクル率向上の取り組みと県民意識についてお答えいたします。

県においては、平成18年度から産業廃棄物税の税収を活用しリサイクル施設の整備や研究開発を促進するための補助制度を設けるとともに、県産リサイクル製品の利用拡大などに取り組んでいるところであります。これまでに施設整備に対し10件、研究開発に5件、合計約9500万円の補助を行っております。その結果、木くずをリサイクル原料や発電燃料にしたり汚泥を堆肥化するなど再資源化の推進に寄与しております。沖縄県の産業廃棄物のリサイクル率——これはふん尿を除いた値ですけれども——につきましては、平成22年度は48.7%であり全国平均の41%を上回っており、リサイクルに対する意識も高まっていると考えております。沖縄県廃棄物処理計画に定める平成27年度のリサイクル率の目標値50%達成に向けて、今後とも取り組みを強化していきたいと考えております。

次に、女性の地位向上に関連して、男女平等社会構築についてお答えいたします。

性別にかかわらず県民一人一人が互いを尊重し、助け合いながら個性や能力を十分に発揮し、家庭、職場、地域で生き生きと活躍することができる男女共同参画社会の実現を図ることは、県政の重要課題の一つだと認識しております。これまでの取り組みにより、男女共同参画に対する県民の理解は深まってきておりますが、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないこと、DV問題等の課題があります。そのた

め、県におきましては、平成23年度に「第4次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、同計画に基づき本島及び離島での人権啓発講演会等の諸施策を展開しているところであります。

今後とも、市町村、民間団体、事業者等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光関連についての御質問の中の、観光客数の推移と誘致のネックについてとの質問にお答えいたします。

沖縄県の過去3年間の入域観光客数は、国内客につきましては、暦年で平成22年が557万人、平成23年は513万6000人、平成24年は545万9000人となっております。外国客につきましては平成22年が28万5000人、平成23年は28万人、平成24年は37万7000人となっております。

沖縄県への観光誘客においては、海に囲まれている地理的特性から、航空路線の拡充や港湾の整備によるクルーズ船の寄港促進など、国内外からの交通アクセスが重要となります。また、海外においては、沖縄のリゾート地としての認知度が低いことから、さらなる情報発信が必要と認識をしております。

次に、同じく観光関連についての中、観光プロモーションのあり方等についてとの御質問にお答えいたします。

まず初めに、今回の観光プロモーションについて、県民及び観光業界の皆様にご迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。

この事案につきましては、県が沖縄観光コンベンションビューローに委託した事業において、学生の卒業旅行をターゲットとした広報企画を公募し、事業採択の審査に当たっては、企画案全体の内容を比較した上で順位づけを行い選定したところでありますが、採択した企画案の一部に女性の太ももに広告シールを張る手法が盛り込まれておりました。しかしながら、この広告手法につきましては、沖縄観光全体に与える影響などへの配慮が足りず、行政が実施する広告手法としては不適切であると判断し、当該広告実施前に撤回したところであります。

今後、県としましては、社会的な影響等にも十分に留意しつつ、適正かつ効果的な観光プロモーションを実施することでさらなる沖縄観光のブランド力向上の実現に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん どうも皆さん、お疲れのところ済みません。もうすぐ終わりますから。

まず最初に、県立病院についてなんですけれども、定数条例については、これからいろいろやるという、早い時期に改正の数を出すというんですが、しかし、これまで病院当局側といろんな話をやっていたと思うんですね。病院側から350人くらいですか、ちゃんと要求があって、それに対して本当に真剣に検討されたのかどうかというのが気になるわけですよ。そういう意味ではやはり病院職員のやる気、働く気持ち、モチベーションを上げる。そういうことからすると、もっと早目にこの定数改正について、条例制定の改正についてやるべきであったと思うんですが、そこらあたりもうちょっとお聞かせください。

それから、宮古の新しい病院の病床についてなんですけれども、277床、しかも地域の皆さん、地区の医師会、病院関係者いろいろ話をしたというんですけれども、100余りすぐ減るんですね。これで宮古は大丈夫なのか、そこらあたりが気になりますので、ちょっとお聞かせください。病院関係はそれだけにしておきましょうか。

知事がお答えになったと思うんですが、入居企業の使用料で運営をするつもりだという答えだったんですが、その入居の運用計画、収支予測で、国際物流拠点の、使用料だけでこれは大丈夫なんですか。それともほかのものがまた予算入るんでしょうか。そこらあたりもうちょっとお願いします。

それから、とても私、胸を痛めましたのは、先ほど、学校の自殺の件で聞きましたら、21年中学生が2人、22年も中学生が2人と、それから高校生が2人、23年が中学生1人と高校生4名ということになっているんですね。そこらあたりが本当に命を大切に、一人一人をこういう自殺に追いやらない、そういうふうな取り組みというのが私はしっかり、私たち大人を含めて学校現場だけでなく全部に求められていると思うんですが、これはいじめの自殺ではないですよ。教育長、そこらあたりがちょっと見えないので、少しお願いいたします。

それから、低床バスにつきまして200台、これは非常にいいお話を聞きました。これは障害を持った方々が非常に喜ぶと思います。ありがとうございます。ぜひこれは実現をさせてください。

それから、保育所の問題なんですけれども、知事は前の答弁で10カ年で9000人の待機児童解消というふうにしていたんです。ことし認可化に向けて8億5000万ということなんです、どこの市町村を中心にやるのか。どのぐらいの園が認可化できるのか、もうちょっとお願いいたします。

それから、保育士の処遇改善についておっしゃっていましたが、どのぐらいの処遇で、どのぐらいの人数がこれに該当していくのか、具体的にお願いします。

それから、地域のサポートセンターということがあるんですが、これは私、この前のひきこもり、それからニートの全国交流集会に行ってきたんです。やっぱり全国的にもすごく不登校、ニート、ひきこもりが多いんですね。そういう中で沖縄も結構いるわけですから、そこについての支援のあり方、やっぱりしっかりとやっていかなければいけないと思うんです。3カ月ぐらい訓練して、その人がどうなるのかなと、それだけで足りるのかなという私は心配をしております、そこの息の長い支援の仕方を考えていただきたいというふうに思っております。

以上、時間もありませんから答弁お願いいたします。最後の質問はやりませんから、皆さん、御安心ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時51分休憩

午後7時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） それでは、県立病院問題についての再質問にお答えいたします。

まず最初に、定数条例の件でございますが、実は病院現場からは473という数字でございまして、これは病院事業局県立病院課の中でいろいろ緊急性とか必要性などを検討しまして351名というふうな形で総務部と調整を図りました。計18回にわたってその調整を図りましたが、何しろすべての職種にわたっているものですから十分な議論を尽くすまでに時間が足りなかったという状況がございまして、また新年度に向けても精力的にその調整をして、できるだけ早期にまとめていきたいというふうな状況でございます。

それから、宮古病院の277床の病床数で大丈夫かという件でございます。現在、宮古病院の病床数については、現病院の設置条例上の病床数は393床であります、実際の稼働病床は305床で今やっております。

て、病床の利用率は大体250前後の状況でございます。このような病床の状況でございますから、新病院の病床数については、効率的な病棟の管理運営を図るという観点から277床としたものということでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 再質問にお答えいたします。

まず1つ目に、国際物流拠点施設の使用料、運営についてだったと思いますが、この施設は延べ床面積が22万6000平米、地上5階建てを今想定しております、その使用料につきましては、沖縄振興特別推進交付金が10分の8の補助率でございますので、残りの2割から1割、このあたりを上限に平米当たりの使用料単価をはじきまして今後設定していく、そういう考えでございます。それ以外に光熱水費についてはもちろん入居企業の負担、面積等に応じてそういう仕組みを今前提として考えております。これは中城の賃貸工場の考え方と全く同じ考え方であります。

それから、ニート関係でサポートステーションの訓練事業、3カ月で足りるのかと、息の長い支援が必要だという御指摘でしたが、それは全くそのとおりで、私どももこの事業については国のモデル事業が24年度で終わって、新年度から県の事業として推進交付金を使ってやるわけです。3カ月の事業の内容が、まず1つは、就職支援あるいは就職準備支援、あるいは生活も厳しいような方は生活通常支援、3段階の支援を考えておまして、3カ月から長い人では多分恐らく6カ月ぐらいかかる可能性もあれば、ここはそういう前提でやりますので、また新年度の事業を踏まえながらより実態に即した事業に直していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 狩俣議員の再質問にお答えいたします。

本県におきましては、過去10年間にしましていじめを起因とする自殺はございません。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 再質問にお答えいたします。

認可化の促進 8 億 5000 万円の予算計上で、どこの市町村にどれぐらいの認可化をするかという質問にまずお答えいたします。

整備する市町村につきましては、今後市町村と調整をして決めていくというふうなことになります。整備する認可化の施設ですけれども、5 施設を予定しておりまして、定員増 300 人増であります。これ以外に保育所の整備ということで安心こども基金というのがありまして、保育所緊急整備事業がありまして、54 億円の予算を計上しておりまして、その予算で 44 の施設、定員数 1000 人の増を見込んでおります。

2 つ目の質問でありますけれども、保育士の処遇改善についてであります。

どれぐらいの人数でどの程度の改善になるかということでありますけれども、保育士の処遇改善につきましては、6 億 6000 万円を計上しているわけですが、どのような職員に処遇改善をするかというようなことでは、保育士あるいは事務員等もその対象となっております。どの職員に処遇改善をするかというふう

なことについては、これは保育所に任されている状況であります。

それから、どの程度改善がされるかということですが、国の試算によりますと、主任保育士の場合で 1 万円程度、保育士の場合で約 8000 円程度の改善ということになります。沖縄県内の従事している保育士 7000 人程度いますけれども、その保育士がこの対象になっていくというようなことになります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、3 月 4 日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 8 時 2 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 吉 田 勝 廣

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成25年 3 月 4 日

平成25年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成25年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 4 号）

平成 25 年 3 月 4 日（月曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 4 号

平成25年 3 月 4 日（月曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

出 席 議 員（45名）

議 長	喜 納 昌 春 君	23 番	大 城 一 馬 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	24 番	嶺 井 光 君
1 番	上 原 章 君	25 番	前 島 明 男 君
2 番	砂 川 利 勝 君	26 番	照 屋 守 之 君
3 番	具志堅 透 君	27 番	新 垣 良 俊 君
4 番	又 吉 清 義 君	28 番	仲 田 弘 毅 君
5 番	末 松 文 信 君	29 番	新 垣 安 弘 君
6 番	儀 間 光 秀 君	30 番	當 間 盛 夫 君
7 番	新 田 宜 明 君	31 番	照 屋 大 河 君
8 番	仲 村 未 央 さん	32 番	狩 俣 信 子 さん
9 番	玉 城 満 君	33 番	赤 嶺 昇 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	34 番	新 垣 清 涼 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	37 番	金 城 勉 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	中 川 京 貴 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	桑 江 朝千夫 君	41 番	新 垣 哲 司 君
16 番	座喜味 一 幸 君	42 番	具 志 孝 助 君
17 番	呉 屋 宏 君	44 番	高 嶺 善 伸 君
18 番	仲宗根 悟 君	45 番	奥 平 一 夫 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	46 番	玉 城 義 和 君
20 番	山 内 末 子 さん	47 番	玉 城 ノブ子 さん
21 番	瑞慶覧 功 君	48 番	嘉 陽 宗 儀 君
22 番	渡久地 修 君		

欠 席 議 員（2名）

13 番	島 袋 大 君	43 番	新 里 米 吉 君
------	---------	------	-----------

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井真 弘 多 君	会 計 管 理 者	真栄城 香代子 さん
副 知 事	上 原 良 幸 君	知 事 公 室	新 城 清 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	秘書広報統括監	
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	総 務 部	仲 本 朝 久 君
総 務 部 長	川 上 好 久 君	財 政 統 括 監	
企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君	教 育 委 員 会 長	新 垣 和歌子 さん
環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君	教 育 長	大 城 浩 君
福 祉 保 健 部 長	崎 山 八 郎 君	公 安 委 員 会 委 員	安 里 昌 利 君
農 林 水 産 部 長	知 念 武 君	警 察 本 部 長	村 田 隆 君
商 工 労 働 部 長	平 良 敏 昭 君	労 働 委 員 会 長	平 良 宗 秀 君
文 化 観 光	平 田 大 一 君	事 務 局 長	
ス ポ ー ツ 部 長		人 事 委 員 会 長	岩 井 健 一 君
土 木 建 築 部 長	當 銘 健一郎 君	人 事 務 局 長	知 念 建 次 君
企 業 局 長	兼 島 規 君	代 表 監 査 委 員	
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
次 長	鉢 嶺 元 君	主 幹	佐久田 隆 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長翁長良盛君は、別用務のため本日及び6日から8日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び8日の会議に公安委員会委員安里昌利君、6日及び7日の会議に同委員会委員與儀弘子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

○議長（喜納昌春君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 おはようございます。

県民ネットを代表して質問を行います。

その前に、先日お亡くなりになりました前田政明議員の御冥福を皆さんと一緒に心からお祈りを申し上げます。

そしてきょうは3月4日、三線の日ということであります。僕は三線はやりませんけれども、この中にも三線をやられる方が多くいらっしゃると思いますが、

沖縄の文化を大事に育てていきたいと思っております。

それでは、代表質問を始めます。

まず、知事の政治姿勢について。

施政方針についてであります。平成25年度は仲井真知事におかれましては2期目の折り返しの年度となります。引き続き健康に留意され、常に県民の声に耳を傾け、県民が主役の沖縄県づくりに頑張っていたきたいと思います。

そこで、新年度に向けた施政方針の中から知事に伺います。

「県政運営に取り組む決意について」の中で、「不退転の覚悟を持って」という表現があります。あえて3つを選ぶとすれば何と何で、どのような覚悟で取り組まれるのか伺います。

2番目に、普天間基地の閉鎖・返還についてであります。

日米両政府による普天間基地の返還合意から17年が過ぎようとしています。でも、普天間基地は宜野湾市のど真ん中に居座り続けています。そして、多くの県民が反対する中、オスプレイが配備されました。しかも、県民が最も恐れている安全基準を守らない飛行訓練が、普天間基地周辺だけではなく、全県的に行われています。私たちはいつまでもこのような基地負担を引き受けるわけにはいきません。県民の命を守り、安

全で安心して暮らせるように、知事は県民の先頭に立って普天間基地の危険性の除去、県内移設によらない閉鎖と返還に取り組んでいただきたいと思います。危険性除去についての取り組み、知事の決意を伺います。

(3)番目に、辺野古移設に向けた埋立承認申請についてであります。

安倍総理は、先月、アメリカ・オバマ大統領との会談で、普天間基地の辺野古への移設を表明しました。マスコミ報道によると、政府は今月にも辺野古移設に向けた埋立承認申請を県に提出するとあります。知事は、辺野古移設は事実上不可能で県外移設を求めると表明されています。安倍内閣になってからも、知事は総理や外務大臣、防衛大臣、沖縄担当大臣にお会いになりそのことをしっかりと伝えられたと思います。でも、安倍内閣は辺野古の海を埋め立て、基地をつくり、沖縄に米軍基地を押しつけ続けようとしています。県民の総意を無視するこのようなやり方で出される辺野古への埋立承認申請を知事はどう考えますか。

次に、沖縄振興一括交付金を活用した県の取り組みとその成果について伺います。

今年度から実施されている沖縄振興一括交付金は、新たな取り組みとして採用されましたが、一括交付金だからできた成果について伺います。

5番目に、「奄美・琉球諸島」の世界自然遺産暫定リストへの掲載について。

1月31日、政府は「奄美・琉球諸島」を世界遺産への推薦や登録の前提となる暫定リストに載せることを決めました。大陸と地続きだった時代の陸生生物が生き残って独自の進化を遂げていることや、絶滅のおそれの高い多くの希少種が生息していることなどが選定基準を満たすと判断されています。登録までの県の取り組み、地域に求められる取り組みについて伺います。

(6)番目に、9・9県民大会実行委員会による安倍総理への建白書での直訴について。

県内41市町村長、議会議長、県議会、経済団体、労働団体、女性団体、平和運動団体が結集した9・9県民大会実行委員会は、去る1月28日に建白書をしたため、安倍総理大臣に直訴いたしました。県民を代表する41市町村の署名・捺印の先頭に、仲井眞知事の署名・捺印がなかったのは残念でなりません。知事の御見解を伺います。

2番目に、基地行政についてであります。

普天間飛行場の跡地利用について。

現在の状況と今後の取り組みを伺います。普天間飛

行場の跡地利用に向けた取り組みが国・県・宜野湾市などの参加で進められていると思います。現在、どのような枠組みでどんな取り組みがなされているのか、跡地利用計画まで今後の取り組みを伺います。

環境調査についてであります。

アメリカ政府は否定をしていますが、マスコミは枯れ葉剤が普天間飛行場にあったことを関係者の証言として報道しています。跡地利用に向けても早目の環境調査が求められていると思います。その取り組みを伺います。

普天間基地へのオスプレイ配備強化について。

日米が協議をして決めたはずのオスプレイの安全基準が守られないまま飛行が繰り返されています。7月にはさらに12機が配備される予定だといわれています。今以上の危険度の増加は認めるわけにはいきません。県の対策を伺います。

2月の浦添市長選挙で、那覇軍港の受け入れ反対を表明した松本市長が誕生しました。県の見解を伺います。

(4)番目に、南西諸島への自衛隊配備増強について。

ア、下地島空港への自衛隊機の配備計画について、県の姿勢を伺います。

イ、与那国町への自衛隊配備計画について、県の見解を伺います。

(5)番目に、基地や軍隊に頼らず、文化交流や経済交流を盛んにする取り組みについて。

尖閣諸島近海では、さざ波が立ち怪しい空気が流れています。今こそ我が沖縄県がこれまでの交流、結びつきを生かした文化や経済的な交流を盛んにし、以前のような穏やかな関係に戻すことが求められると思います。県の取り組みを伺います。

3番目に、災害対策についてであります。

東日本大震災からもうすぐ2年が経過します。首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている状況の中で県の取り組みを伺います。

地震対策はどうなっていますか、津波対策はどうなっていますか、大型台風対策はどうなっていますか、ゲリラ豪雨などの大雨対策はどうなっていますか伺います。

4番目に、エネルギー政策についてであります。

原子力発電の安全神話は崩れました。福島原発の破壊により、被災地域の多くの国民が避難生活を強いられています。さらに福島県では、放射性物質の除染のために集められた汚染土壌は運び出す場所がなく、住宅や学校、公園など現場に置いたままになっているところが4811カ所もあるようです。また、福島原発では

放射性物質を含む汚染水はふえ続け、貯蔵タンクが増加、溶けた燃料をどうやって取り出すかも決まらず、事故から2年が過ぎようとしているが、解決のめどが立っていません。沖縄電力も原子力発電の研究をしているようですが、すぐにもやめるべきだと思います。知事の見解を伺います。

環境に優しく人間が安心して使える自然エネルギーの開発が求められています。新しいエネルギー開発への支援や、その普及について県の取り組みを伺います。

(3)番目に、沖縄電力にもそのような取り組みを求めるべきと考えるが、県の見解を伺います。

5、人口政策について。

(1)、少子・高齢化時代の到来の中で、沖縄県としての取り組みを伺います。

少子・高齢化時代の到来で、国内人口は減少傾向にあると言われていますが、沖縄県の傾向はどのようになっているのか。その対策はどうなっているのか伺います。

ア、県人口の将来予測はどうなっていますか。

イ、理想的な年齢別人口構成に近づけるためには、持続的な人口増加策が求められています。県の取り組みを伺います。

6番目に、子育て支援についてであります。

子供を産み育てる若い世代の多くは、収入が少ない世帯が多いのではないのでしょうか。その若い世代が安心して子を産み育てやすい環境の整備、制度が求められています。県の取り組みを伺います。

核家族化の進行により、親から子への親としての自覚や心構え、育児方法や心構えなどが伝えられず、あるいは学べず、育児放棄や幼児虐待などがたびたび報道されています。どのような境遇に生まれても、子供たちが健やかに育つ環境をつくりたいものです。

(1)、親業や育児などを学べる制度、支援について県の取り組みを伺います。

(2)番目に、義務教育期間の医療費の無料化について。

現在、医療費の無料化は市町村で対象年齢に差があると思います。県主導で義務教育卒業まで医療費の無料化を拡大すれば大きな子育て支援になると考えます。県の取り組みを伺います。

(3)、義務教育期間の給食費の無料化について。

給食費の無料化に取り組んでいる地域、自治体があります。県の支援で義務教育期間の給食費の無料化を全県的に取り組めば大きな子育て支援になります。県の取り組みを伺います。

(4)、ウチナービケーンの子ども手当について。

就職率の低さや年間所得の低さなど、県内の子育て世代への応援として、沖縄だけの特別な子ども手当があれば持続的な人口増加策としても大きな子育て支援になると考えます。県の取り組みを伺います。

7、人材育成について。

県の自立発展のためには、人材育成が求められています。県の取り組みを伺います。

(1)、30人以下学級の取り組みについて。

現在の取り組み状況と今後の計画を伺います。

(2)、中学卒業後の進路相談について。

中学を卒業して高校進学や就職をしたが、中途退学した子供たちの進路変更などの相談はどのように行われていますか、県の取り組みを伺います。

(3)、若年層への就職支援についてであります。

若年層の失業率が高いようですが、どのようになっていますか。その就職支援について県の取り組みを伺います。

8、沖縄ブランドづくり・ウチナースグリムンの開発と支援について。

農林水産物のブランド化についてであります。

ウチナーの農林水産物がマスコミなどで脚光を浴びると、すぐに他府県でも栽培などまねをされます。それをとめることはできませんが、ウチナーにはたくさんのスグリムンがあると思います。生産者はその生産物の成分分析をして、効果・効用の宣伝や、食物工場などでの増産など取り組みがされていると思いますが、ブランド化に向けた県の取り組み、開発支援などについて伺います。

(2)、沖縄観光のブランド化について。

沖縄のリーディング産業である観光業、その発展は県経済の発展につながります。観光客の増加や個人消費額の増額などに工夫が求められています。女性の太ももにシールを張る宣伝方法はやはりよくないと思います。沖縄でしか味わえない、沖縄にいればできる沖縄の魅力、その発信が求められています。沖縄観光のブランド化について県の取り組みを伺います。

9番目に、ウチナー文化のもとである「しまくとぅば」の普及・継承についてであります。

先ほどもお話ししましたが、きょうは三線の日。その沖縄の文化、やはりこれは私たちが大事にしていかなければならない一つだと考えています。ウチナーのしまくとぅば、一地方の方言ではないウチナーの文化、そのしまくとぅばを使える方が少なくなっています。普及・継承の取り組みが求められていますが、県の取り組みを伺います。

10番目に、脱法ハーブについてであります。

県外では青少年までも脱法ハーブの使用被害の実態が報じられています。

県内の状況と取り組みについて伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新垣清涼議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、知事提案説明要旨の「不退転」の覚悟についての御質問にお答えいたします。

私は、県政を預かる知事として、県民が描いた沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向け全力で取り組んでいく決意を「不退転」と述べたものでございます。沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げた「沖縄らしい優しい社会の構築」と、もう一方で「強くしなやかな自立型経済の構築」の2つの基軸的な考えのもとで、社会と経済の好循環により、自立的・持続的発展を図ることといたしております。

将来像実現のための施策は議員がおっしゃいました3つというより、私どもは掲げた全ての施策が重要であると考えております。そういうことでその全てについて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基地行政についての御質問の中で、那覇軍港の移設に係る御質問にお答えいたします。

那覇港湾施設が返還されれば、基地負担の軽減、そして跡地の有効利用による発展は大きなものがあります。これまで移設協議会を21回開催し、国・県・那覇市、浦添市、そして那覇港管理組合が連携をして移設実現に向け、代替施設の位置、形、港湾計画との関連などにつきまして協議をしてまいりました。浦添市長さんの方針につきましては、現時点で明確に示されていない感があります。県といたしましては、今後、新市長さんの御意向、御意見をお聞きしてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。また、

移設するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、これまでワーキングチーム会合や基地負担軽減部会において、具体的な方策の検討・実施を求めてまいりました。政府は、平成19年8月に日米合同委員会で承認した報告書に基づく危険性除去のための諸施策を平成21年5月までに全て完了したとしております。しかしながら、県としては、普天間飛行場の危険性除去は不十分であると認識しており、引き続き、訓練の分散移転などさらなる抜本的な改善措置を検討するよう政府に求めてまいります。

次に、辺野古移設に係る公有水面埋立申請についてお答えをいたします。

現時点で、政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておられません。仮に提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の一日も早い県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、安倍総理への建白書での直訴についてお答えいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名において、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは、意義があったものと考えております。県としては、市町村や各界各層が参加される運動と県がそれぞれの立場で協力し、事態の解決を図ることが適切であると考えております。今後とも、オスプレイの配備計画の見直し等を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、基地行政についての御質問の中で、普天間基地へのオスプレイ配備強化についてお答えいたします。

昨年6月29日に米国が日本政府に対して行った接受国通報によると、昨年配備されたオスプレイ部隊に続き、本年夏にCH46飛行隊が代替され、普天間飛行場における2番目のMV22飛行隊となるとしておりますが、その後、政府から具体的な時期等についての説明はありません。オスプレイ配備については、県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、引き続き配備計画の見直しと配置分散の実施などを政府に強く求めてまいります。

次に、下地島空港への自衛隊機配備計画についてお答えいたします。

防衛省によりますと、平成25年度予算要求において

は、南西諸島を含む領空の警戒監視・防空能力向上のための調査研究を進めるとのことです。その中で、先島諸島での航空機や移動式レーダーなどの運用に必要な施設に関する調査研究を行うことも検討しているが、下地島といった特定の場所を念頭に置いているものではないとのこととあります。下地島空港は県管理空港であり、いわゆる「屋良覚書」、「西銘確認書」を踏まえ運用してまいることとしております。

次に、与那国町への自衛隊配備計画についてお答えいたします。

防衛省は、平成27年度末までに与那国島への沿岸監視部隊の配置などの計画を示しております。自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。県としましては、配備に当たり、政府において地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、災害対策についての御質問の中で、地震対策、津波対策、大型台風対策、ゲリラ豪雨などの大雨対策についてお答えいたします。

県は、地域防災計画に基づき、今後予測される大規模地震・津波が発生した場合の対策を講じる必要があると承知しております。現在、県におきましては、これまでの建築物等への耐震化の促進、住民の実践的な地震・津波避難訓練を目的とした「広域地震・津波避難訓練」の実施、沖縄県防災情報システムを再構築するための調査及び分析と基本設計の策定、「Jアラート」で受信した津波等の緊急情報を即時に県内全域に配信する仕組みの構築、津波避難困難地域の解消に向けた効果的な対策の検討調査を実施しております。

次に、台風対策としては、これまでの台風被害の状況を踏まえ、農作物被害や電柱の倒壊等による社会インフラの被害に対応するため防風林等の設置や電柱の地中化等に取り組んでおります。また、大雨対策としては、常時河川水位の監視を行い、市町村と連携して警戒及び避難対策を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金を活用した取り組みとその成果についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金は、一定の要件のもとで、沖縄振興の各分野から主体的に政策課題を抽出し、事業を立案することが可能な裁量性の高い国庫支出金と

して創設されており、従来の補助金等と比較して対象事業の広さと予算規模が拡大したところにその特徴があります。対象事業が広がったことにより、これまで手の届かなかった離島の移動コストの低減や、離島船舶の購入等の支援、陸上交通体系の見直し、福祉や子育て分野など、県民により身近なサービスの提供が可能となっております。また、予算規模が拡大したことにより、産業振興の分野などにおいては、沖縄の地域特性を生かした観光・リゾート、IT関連産業、国際物流等のリーディング産業の施策展開を強力に推進することが可能となっており、とりわけ離島国際物流拠点施設や空手道会館（仮称）、それから離島児童・生徒支援センター（仮称）、クラウドデータセンターなどの産業施設を加速的に整備することが可能となっております。

沖縄県としては、今後とも同交付金を効果的に活用し、沖縄振興の新たなステージを切り開く施策・事業を展開し、沖縄の自立、県民生活の向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、世界自然遺産暫定リストへの掲載についてお答えいたします。

ヤンバル地域や西表島等を含む「奄美・琉球」が我が国の世界自然遺産暫定リストに掲載されることが決定されたことは、まことに喜ばしい限りであります。世界自然遺産への登録は、本県の自然環境のすばらしさが世界に認められることであり、自然環境の保全や地域振興の面で意義あることと考えております。

県としましては、世界自然遺産登録の実現に向け、課題となっているマングースなどの外来種対策や保護担保措置としてのヤンバル地域の国立公園化に向けて、国や関係団体等と連携しつつ、地域住民の理解を得ながら、世界自然遺産登録を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 基地行政についての御質問の中の、普天間飛行場の跡地利用、現在の状況と今後の取り組み及び環境調査について。これは、2の(1)アと2の(1)イは関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

普天間飛行場の跡地利用については、沖縄県と宜野

湾市が共同して、平成18年2月に跡地利用計画の基礎となる「基本方針」を策定し、平成19年5月に跡地利用計画策定に必要な取り組み内容、手順等を示した「行動計画」を策定しております。これらに基づき、県と宜野湾市は、道路や公園等のあり方などについて共同調査を実施してまいりました。これまでの調査結果を踏まえ、ことし2月には有識者や地主会の代表者等で構成する検討委員会において、幹線道路や公園緑地などの配置方針を示した「跡地利用計画の中間取りまとめ」（委員会案）を御提言いただいたところであり、委員会案をもとに県と宜野湾市が中間取りまとめを策定することとしております。今後、中間取りまとめをもとに県民や地権者等の意見をお聞きしながら、計画内容の具体化を図り、跡地利用計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。環境調査については、これまで宜野湾市は基地の周りの動植物などの生態系調査や水質調査等の自然環境調査を実施しておりましたが、今後は、跡地利用推進法を活用して、基地の中の植生などの目視調査を実施すると聞いております。

次に、人口政策について、県人口の将来予測及び持続的な人口増加について。これは5の(1)アと5の(1)イは関連いたしますので一括してお答えいたします。

本県の人口は、復帰当時の96万人から堅調に増加し、平成23年には140万人を超えております。全国が既に人口減少社会を迎えている中、本県は全国で唯一、平成37年ごろまで人口の増加を続け、その規模は144万3000人程度に達するものと見込まれておりますが、以降は全国と同様に人口減少社会を迎えることが予想されます。人口減少社会は、単純な人口規模の縮小ではなく、高齢者数の増加と生産年齢人口の減少という年齢構成の変化を伴うものであり、労働力人口は高齢化しながら減少し、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。これらのことから、沖縄21世紀ビジョンに掲げる将来像を実現するためには、社会経済の基盤となる人口増加につながる取り組みを総合的に推進する必要があり、そのため、人口増加を持続するための計画策定に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 基地行政についての御質問の中の、文化交流を盛んにする取り組みについてとの質問にお答えいたします。

沖縄は、琉球王国の時代から中国、東南アジアのか

け橋として、万国津梁の精神で「平和的共存共栄の世界」を実現をしております。こうしたことから、21世紀ビジョン基本計画では「交流」を基本的指針の一つとして掲げ、文化など多面的な交流・協力関係を築き、これを強化していくことは、東アジア全体の平和と繁栄に寄与する意義を持つものとうたっております。そのため、県では、今年度、世界14地域21都市に沖縄芸能の歌舞団を派遣し、沖縄の魅力を発信する事業を行っているところであり、さらに去る2月17日には、中国・日本・奄美・沖縄文化友好祭「Dynamic Asia Symphonyあけもどろ」を開催したところであります。

県としましては、引き続き多彩な沖縄文化を内外に発信するとともに、文化交流を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、沖縄ブランドづくり・ウチナースグリムンの開発と支援についての中、沖縄観光のブランド化についてとの御質問にお答えいたします。

沖縄観光は、豊かな自然環境や温暖な気候、独自の歴史・文化、人々の暮らしなどが相まって、国内の観光地においては際立ったブランド力を有していると考えております。今後は、世界的にも広く認知され、評価される観光地の形成に向けて、ブランド力のブラッシュアップと発信力の強化に取り組むことが重要であると考えており、そのため、県では今年度、県民が世界に向けて発信したい沖縄の魅力の確認と、世界15カ国17地域の人々の海外旅行に求める嗜好性を分析し、海外市場における沖縄ならではのブランディングコンセプト構築に取り組んでおります。また、海外14カ国において、芸能を通して沖縄ならではの世界観を伝える「シップ・オブ・ザ・琉球プロジェクト」を展開するとともに、次年度は国内外で沖縄伝統空手道の普及啓発を実施するなど、さらなる沖縄の認知度向上を目指してまいります。

県としましては、今後ともさまざまな事業を連携させながら、多面的に沖縄の魅力を発信し、観光のみならず沖縄全体のブランディングをどう図っていくべきかの議論をあらゆる場において展開し、世界に誇れる沖縄ブランドの構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、ウチナー文化のもとである「しまくとぅば」の普及・継承についての御質問にお答えいたします。

県内各地域において受け継がれてきたしまくとぅばは、地域の伝統行事の礎となる大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居などといった沖縄文化の基層となる、いわば沖縄県民のアイデンティ

ティーそのものをなすものであります。このことに鑑み、県ではしまくとぅばの普及・継承を文化行政の一つの大きな柱と位置づけており、その基本的な考え方として、将来に向け、県民の「しまくとぅば力」を確実に向上させるために中長期的に取り組むこと、また、地域ごとに異なるしまくとぅばの多様性を尊重しながらも、全県的な取り組みとして進めることが重要であると考えております。そのため、平成25年度からは「しまくとぅば県民運動推進事業」として、行政、文化団体、民間企業、教育関係などと連携しながら、例えば10年後にしまくとぅばが普及している沖縄の姿、そのイメージを誰もが共有できるような、全県的かつ横断的な県民運動を展開することとしております。具体的な取り組み内容につきましては、今後さらなる議論を要しますが、主に有識者会議を開催し、効果的、適切な普及のあり方を検討するとともに、行動計画の策定や普及用パンフレットの作成、テレビ、ラジオ、新聞などを活用した広報活動、しまくとぅばの日に関連した新たなイベントの開催などを検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 基地行政についての中、経済交流を盛んにする取り組みについてお答えいたします。

沖縄県の経済振興を図っていくためには、成長著しいアジア諸国の活力を取り込むなど、国際経済を大きく視野に入れ、移住型産業の育成、海外観光客の誘客拡大、国内外からの投資促進などを戦略的に展開していくことが重要と考えております。その一貫として、昨年北京事務所を設置し、他の海外事務所とも連携して県産品の販路拡大や、県内企業の海外展開支援及びアジアIT人材拠点施設整備等に取り組んでいるところです。加えて、万国津梁産業人材育成事業などによる人材育成や、国際物流拠点整備事業などによる臨空・臨港型産業の集積など経済交流を活発化させていく考えであります。

次に、エネルギー政策についての中、沖縄電力の原子力発電研究についてお答えいたします。

沖縄県としては、県民に対し電力の安定供給の責務を負う電気事業者が、電力の安定的かつ効率的な供給や低炭素化等の観点から、さまざまな発電方式について常に情報を収集しておくことは必要なことであると理解しております。

同じくエネルギー政策の中、県や沖縄電力の自然

エネルギー開発の取り組みについてお答えいたします。4の(2)と4の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、沖縄の地域特性に合ったクリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図ることとしております。このため、自然エネルギーの開発や普及への具体的な取り組みとして、小規模離島における太陽光発電と蓄電池を導入したエネルギーマネジメントシステムの導入などの実証事業を実施しております。また、沖縄電力と連携し、大規模な太陽光発電設備や風力発電設備を設置した際の電力系統への安定化対策の実証事業を行っております。

次に、人材育成についての中、若年層への就職支援についてお答えいたします。

沖縄県では、高校生、大学生、既卒者等、各段階にある若年者を支援するため、県内企業でのインターンシップ、ジョブトレーニングを通したマッチングの強化、高校、大学への就職支援を専門とするコーディネーターの配置、合同就職説明会・面接会の開催やインターンシップの実施による県外等への就職促進、沖縄県キャリアセンターにおける専用相談窓口の設置などを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 子育て支援についての御質問で、親業や育児などを学べる制度、支援についてお答えいたします。

家庭教育は、基本的な生活習慣や人間関係の基礎を培う重要な場であると認識をしております。県教育委員会では、保護者や地域の人たちを対象とした家庭教育支援講演会を実施するとともに、家庭教育を支援する人材養成のため家庭教育カウンセリング研修会を行い、家庭教育を学ぶ機会を提供しております。さらに、子育て経験者や専門家等の「家庭教育支援チーム」による情報提供等を行う家庭教育支援事業を実施し、家庭教育を支援しているところでございます。また、親子電話相談を設置し、子育ての不安や悩みの解消に努めております。

県教育委員会としましては、今後とも家庭教育支援の充実に努めていきたいと考えております。

次に、学校給食費の無料化についてお答えいたします。

学校給食法では、施設及び設備に要する経費や人件

費等は設置者であります市町村が負担をし、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して市町村の就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

次に、人材育成についての御質問で、少人数学級の取り組みについてお答えいたします。

少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生の30人学級に加え、今年度から小学校3年生の35人学級を実施しております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会の意向、国の動向等を踏まえ、少人数学級の拡充について引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、中学卒業後の進路相談についてお答えいたします。

進路指導は、キャリア教育の中核をなすものであるということを踏まえ、児童生徒がみずからの生き方を考え、主体的に進路を選択することができる力の育成を目指し、計画的・継続的に行うことが重要であると考えております。中学校におきましては、相談活動の拠点となる進路相談室等を整備し、ガイダンスの機能を生かした進路指導の工夫を行っているところでございます。

県教育委員会としましては、発達段階を踏まえたキャリア教育が充実するよう、各学校にキャリア教育担当者及び校内キャリア教育推進委員会を位置づけるなど校種間の連携を推進し、自己実現ができる児童生徒の育成を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 子育て支援についての御質問の中で、こども医療費助成事業についてお答えいたします。

こども医療費助成事業の見直しに当たっては、実施主体である市町村の意向も踏まえ、保護者の負担がより重い入院について平成24年10月から中学卒業まで拡大したところであります。

通院年齢の引き上げについては、今回の改正による事業費の動向や効果を見きわめ、また、実施主体である市町村の意向も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。

次に、本県独自の子ども手当についてお答えいたします。

現在、児童手当法に基づき、次代の社会を担う児童の健全な育成等に資することを目的に、子育て世帯に対し児童手当が支給されているところであります。そのため、本県独自の手当については検討しておりませんが、沖縄21世紀ビジョン実施計画において子育てセーフティネットの充実を掲げており、こども医療費助成事業や保育所整備事業、放課後児童クラブ支援事業等の実施により子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

次に、脱法ハーブについての御質問の中で、違法ドラッグの現状と取り組みについてお答えいたします。

沖縄県内の違法ドラッグを販売していると疑われる店舗の数は、平成25年2月末現在、12店舗を確認しております。また、平成24年1月から12月までの間に違法ドラッグによると疑われる救急搬送事例は39件で、10代、20代の若年層が全体の7割以上を占めております。このようなことから、県では、販売店舗に対し、県警と合同で立入検査を実施するなど指導・取り締まりを強化するとともに、学校等において薬物乱用防止に関する講習会を行っております。

県としましては、今後とも県警等関係機関と連携し、薬物乱用防止対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農林水産物のブランド化についての御質問にお答えします。

県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、市場競争力の強化による生産拡大及び付加価値を高めることが期待されるゴーヤー、菊、マンゴーなどを戦略品目として位置づけております。

農林水産物のブランド化に当たっては、定時・定量・定品質の生産が可能な拠点産地の形成、沖縄オリジナル品種の開発・普及及び栽培技術の向上、残留農薬の出荷前検査体制の構築による安全で安心な農産物の供給、県内外の量販店における積極的な販売促進活動などの諸施策を総合的に推進しているところであります。

今後とも、市町村、農業関係団体等と連携し、おきなわブランドの確立に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 再質問をさせていただきます。

安倍総理は、県民の声に耳を傾け県との信頼関係を築き県民の理解を得たいとする一方で、やっていることは沖縄県民に基地の負担を押しつけ続けようとしています。また、北部の辺野古地域では、未来永劫に地域の財産であるはずの海を、今そこで生活をしている一部の県民が一時の利益を得るためにその財産を潰そうとしています。あたかもその皆さんが多数であるかのようにまた本土のマスコミも報道しています。ここまで県民の意思を無視された私たちは、そろそろ覚悟を決めなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。このような差別が続くのであれば、自衛隊を含めたこれ以上の基地負担は全て断るべきです。知事の見解を伺います。

それから一括交付金についてであります。2年目の取り組み、特徴についてお示しいただきたいと思います。

次に、世界自然遺産暫定リストへの掲載についてありますが、県は、それと同時にやんばる型森林業の推進計画案を策定されました。世界遺産登録に向けたそごのない取り組みが求められています。課題と対策について伺います。

次に、普天間基地に関してありますが、普天間基地では、去る正月の2日からオスプレイの飛行訓練が行われています。他府県では、基地とその地域との協定によって、三が日や地域の特別な行事などには飛行させないという協定が守られているようですが、なぜ沖縄県では守られないのか、そのことについて知事の御見解を伺いたいと思います。

那覇軍港の浦添移設についてありますが、那覇軍港が閉鎖をすると確かに経済効果は大きいものがあるかと思います。でも、浦添にその負担を移せば、またその負担が大きくなります。それでは県民の基地負担は変わらないと考えています。知事の認識を伺います。

それから基地行政の中で、やはり近隣諸国との文化・経済交流についてありますが、もちろん沖縄県が文化団・芸能団を派遣しての交流も大事だと思います。そしてまた、同時にその近隣諸国の芸能団や経済人をお招きして沖縄の現状をよく知ってもらう、このことも大事ではないでしょうか。県は、福建省アモイ市に沖縄事務所がありましたけれども、今は北京にシフトを変えています。やはり私たちは、これまで培ってきたアモイ市との交流、そこはとても大事にしなければいけないのではないのでしょうか。アモイ市のあの沖縄事務所は今どうなっているのか伺います。

それからエネルギー政策についてであります。太陽光発電や風力発電については各市で実証実験がなされていることを承知しております。周りを海に囲まれた沖縄だからこそできるような研究などの取り組みが求められていると思いますが、その取り組みを伺います。

子育て支援についてであります。

家庭教育や生涯学習、あるいは公民館講座ということで現在取り組みをされているようでありますが、その中でも、本当にその対象であるお母さん、いわゆる妊婦さん方の参加増はなかなか期待できないと思います。そこで——そこまでやるかということになるかもしれませんが——妊娠して子供が生まれるまでの定期健診などそういうときに講習会を行って、そして参加者にはスタンプを押すなりして券を発行して、赤ちゃんが生まれたときに使える物、例えばパンパースやミルクなどの引きかえ券がもらえるような、参加することによってメリットが出てくるようなそういう仕組み、応援などはできないか伺います。

義務教育期間の給食費の無料化についてありますが、教育長は、制度としてなかなか認められない、取り組めないというような答弁であります。実際にはその地域で取り組みをされているわけですね。そういうことであれば、やはり一括交付金——何でも一括交付金かと言われるとそうなんです——そういった工夫をして、やはり住んでいる地域で給食費の負担に差があってはならないと思います。そういう意味では、やはり県が率先をしたそういう全県的な取り組みが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

それから中学卒業後の進路相談なんですけれども、中学を卒業して高校に行きます。でも、合格率を高めるために不本意ながら行った高校であったり、合格を優先して進路を決めた子供たちが、やはり自分はそこに合わないと言って中途退学をしていく。あるいは、就職を選んだけれども、やはりもう一回学び直したい。この子供たちは恐らく中学に来るでしょうけれども、高校に行った子供たちがやめたときに、このやめた子供たちは高校の先生にはなかなか相談しないと思うんです。そういう意味ではやはり高校からその出身校への連絡がいつて、そこでこの出身校の生徒指導の先生がしっかりとこの子供たちの将来について相談を受ける、アフターケアといいますかそういうことをしていく、そういうことを制度として確立できないかなと思います。そうすることによって沖縄の子供たちがしっかりと将来を見据えて、将来の目標、希望を持った生活ができるのではないかなと思います。ぜひ検討

いただきたいと思います、どうでしょうか。

それからウチナースグリムンの中で、植物工場について、現在県内でも何カ所か取り組みをされているようですが、そういった植物工場への支援などはどのようなになっていますか、お伺いします。

それからしまくとぅばであります、やはりウチナークトゥバを忘れてしまうと地域は滅びていくということもよく言われます。そういう意味では、学校教育の中でもぜひ一つの時間を設けていただいて、ウチナーのしまくとぅばの時間をつくって、将来はやはり沖縄の全ての子供たちがせめて挨拶だけでもそれぞれの地域でウチナーしまくとぅばでできるようにならないものかと思っています。ぜひそういう取り組みも検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の再質問に答弁をさせていただきます。

1番目の基地に係る御質問ですが、政府・安倍政権も沖縄における基地負担の軽減と言いながら、実際は県民の意向を無視してやっているのではないかと。そうすると、この際、自衛隊基地も含めて米軍基地も一切お断りしたらどうかという御趣旨の御質問だと理解して答弁させていただきますが、米軍基地の基地負担の軽減と言いますが、これは基地の整理縮小であるとかいろんな形で、事件・事故の抜本的な軽減であるとかいろんな面から我々は長い時間をかけてその負担の軽減を要請をし、ゆっくりと前に進んでいるのではないかと考えております。ですから、議員のおっしゃるお気持ちが、これは全部断ってしまったらどうかという強い決意だと思いますが、私のほうとしては、着実にゆっくりゆっくりでも前へ進めるという手法をとってきましたし、これからもこの防衛問題についてはそういう要素があると私は思っておりますから、新垣清涼議員の御意見としては承っておりますが、ゆっくりでも着実に前に進めるべきだというのが私の考えでございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 再質問にお答えします。

沖縄振興特別推進交付金の2年目の取り組みとその特徴についての御質問にお答えします。

平成25年度当初予算におきましては、産業振興、離島・過疎対策、子育て支援、医療福祉の向上、自然環境の保全、伝統文化の継承・発展など、これらの取り組みをしっかりと軌道に乗せ加速させるために、沖縄振興特別推進交付金等を活用してこれらの諸施策を積極的に展開をしたところでございます。

平成25年度におきましては、沖縄振興交付金はソフト交付金の777億円、ハード交付金の810億円、計1561億円を計上しておりまして、当初予算の計上に当たっては、県民の生命や暮らしを守る安全・安心の確保、それから県民生活の向上、産業競争力の向上に資する投資的な取り組み、沖縄の発展を担う人材の育成に係る事業等について重点的に予算を措置したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 世界遺産登録とやんばる型森林業の取り組みの整合性についてという御趣旨の再質問にお答えします。

世界自然遺産登録に当たっては、自然環境保全の法的担保措置である国立公園等の指定が必要であると認識をしております。国立公園の指定に当たりましては、特別保護地区など規制区域を設定し、一部行為の制限を課すことから、地域行政、地域住民、土地所有者、林業者等の理解と協力が必要であります。

やんばる型森林業は、森林の重視すべき機能に応じた利用区分と保全、利用区域ごとの取り扱い方針を定め、自然環境の保全と環境に配慮した利活用を推進するものであり、国立公園化、世界自然遺産登録の推進にも寄与するものと考えております。なお、やんばる型森林業の推進に当たっては、今後も環境行政機関を初め関係者等と連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、沖縄型植物工場についての再質問にお答えします。

沖縄型植物工場実証事業は、本県独自の資源や太陽光等を活用したシステムを導入し、ランニングコストの低減を図るための実証を行うものとしております。実証事業内容としては、光ダクト、太陽光パネル等を活用した電力の低減、パガス炭を利用した空調システムの構築、生産性の向上を目指した作物ごとの光合成に適した光波長の特定、沖縄型植物工場に適した作物の検討、また栽培マニュアルの作成などを行うものとしております。

沖縄型植物工場の普及・定着に向けては、既存の植

物工場における栽培技術及び運営課題の調査、また、県外植物工場、量販店等及び消費者に対するアンケート調査等を行って検討委員会を設置しているものと検討することとしております。

県としましては、植物工場を導入するに当たっては、一般的な農家段階での取り組みの可能性、生産から加工、販売等の一貫したシステムを備えた企業的な取り組みの可能性を検証し整備を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 再質問の中の、普天間飛行場における飛行訓練について、正月三が日のような行事の中で、なぜ沖縄で飛行の制限が守られないかという御趣旨の質問にお答えいたします。

平成8年3月の日米合同委員会合意「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意」の中では、慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練を最小限にするよう配慮するというような取り決めがあるわけでございます。しかしながら、この正月もそうですが、去る3月1日の高校の卒業式の最中においても大きな爆音が響いていたということでございまして、県としましては、このような特に周辺地域に意義のある日につきましては、この合同委員会合意に沿った対応がなされるべきだと考えておりまして、そのように申し入れてまいりたいと考えております。

次に、那覇港湾施設が浦添に移設するだけでは県民の負担は変わらないのではないかといった趣旨の御質問にお答えいたします。

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設につきましては、平成13年11月に浦添市長が受け入れ表明を行っており、平成15年1月の第4回移設協議会では、浦添埠頭地区の北側区域への移設を浦添市とともに那覇市も了承しております。

県としましては、那覇港湾施設の返還を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が実現されれば基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しております。今後とも、国あるいは地元自治体との連携、あるいは意見聴取といったものを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 経済交流の中で、沖

縄県は北京にシフトを変えているのではないかという趣旨で、議員はアモイというお話でしたけれども、多分福州市の福建・沖縄友好会館のことだろうと思いますので、その点についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、その交流の歴史を大事にしていく、これは当然のことでございます。ですから、沖縄県が福建省との交流をおろそかにしているということでは決してございません。本来であれば、昨年——今年度ですが——福建省との友好締結15周年を予定しておりました。残念ながら、尖閣問題等でこれが延び延びになっておりますが、福建省サイドとしても、この交流事業は域内イベントも含めてやりたいということでございます。我々ももちろんそうでございます。ですから、現在、その開催については調整をしているということで、福州市・福建省とは引き続き交流を続けていく考えてございます。

アモイの話が出ましたけれども、実は、昨年、アモイで大きな国際的な商談会がございました。福建省側の働きかけで沖縄県も産業関係の団体を含めて参加しまして、福建省側の取り計らいでいい場所に沖縄県のコーナーも設置していただきました。そういうことで、福建省とは引き続き交流を進めていきたいとこのように考えております。

それからエネルギー政策についての中、沖縄県は海洋に囲まれていて、沖縄ならではのエネルギー政策、取り組みと申しますか、こういう趣旨の御質問だったと思いますが、現在、沖縄県は、御指摘のとおり広大な海に囲まれているということで、どういう形で海洋エネルギーを今後新たなエネルギーとして取り組んでいくかということで、実は、次年度予算に未利用資源エネルギー活用事業を4000万ほど——調査事業ですが——こういうものを計上しております。どういう海域にはどういう自然エネルギーが向くかとかこれを調査して、国のほうに報告して、国の年度等を通した事業が多分行われるだろうということで、調査は県でやってほしいということですので、そういう予算を計上しております。現在、太陽光とか風力発電とか、宮古島市、それから名護市、大宜味村、この辺に大規模な太陽光、風力発電を設置して検証、系統への接続の検証等を行っておりまして、引き続き自然エネルギーの取り組みを積極的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 子育て支援に関連し

た再質問についてお答えいたします。

妊娠期の母親の教育について、定期講習会などを開催する中で参加者にメリットのある、例えばミルク、あるいはパンパースの支給などで応援をしてはどうかというふうな内容の趣旨であったというふうに思います。

現在、妊娠中の母親の教育については、市町村において母親学級、あるいは両親学級などを実施するなど妊娠中の母親の支援を行っているところであります。今後とも、妊娠中の母親の支援については、実施主体である市町村と連携をし取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 新垣清涼議員の再質問にお答えいたします。

たしか3点あったかと思います。まず1点目は、学校給食費に係るいわゆる一括交付金の活用、そして市町村との関係等の御質問だったと思います。

まず、学校給食に本県におけるどれだけの市町村が助成を行っているかにつきまして申し上げますと、去る2月に調査いたしました、本県では8市町村で助成を実際行っております。全額助成のケース、あるいは第3子以上の全額助成をしているケース、あるいは一部助成をしているケース、こういった3つのケースで本県の市町村では助成を行っているということでございます。

それから、この一括交付金の活用ができないかという御趣旨の質問であったかと思いますけれども、実は、この学校給食費の無償化につきましては、一括交付金を活用することは沖縄の特殊性に基因する事業には当たらないため、この一括交付金を活用することが難しいという捉え方をしております。これがまず1番目の答弁でございます。

2つ目は、高校中退後のいわゆる中・高の連携といえますか、これについての御質問であったと思います。

実は、本県は、確かにこれまでも高校の中退率が全国に比べまして高い傾向にございました。ただ、多様な生徒に対応した対策を行いながら、さまざまな対応をしていく中で改善はしてきております。そういう中で、まだ課題がございますので、具体的にはどういったことをしているかといいますと、実は、退学後の進路相談をしたり、あるいは再入学制度の周知をしたり、あるいは修得単位を生かせる単位制高校の情報を

提供したり、あるいは専修学校等の情報を提供したり、さまざまな中途退学者への支援をしております。また、引き続きぜひ中・高連携をしながら、いわゆる退学者に対する情報提供をしながら、この不本意入学等につきましてはしっかりと対応していきたいと考えております。

3点目の、しまくとぅばにつきまして学校教育での取り組みについてどうかという御質問だったと思いますけれども、実は、しまくとぅばにつきましては、学習指導要領におきます方言に係る学習指導に準じて指導を行っております。これまでも学校行事とか、あるいはクラブ活動を中心に扱われてまいりましたけれども、特に学習指導要領の国語においては小学校の第5学年、6学年、また中学校の2学年において、方言と共通語についての指導事項として設定されております。ただ、やはり教育課程の範囲内で適切に実施することが望ましいわけですから、教育課程は学校長が基本的には編成いたしますので、そういった意味では学校教育への導入につきましては、校長の判断によりまして適切に教育課程の中で実施することが肝要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 皆さん、おはようございます。

県民ネットを代表いたしまして、代表質問をいたします。

まず質問に入ります前に、故前田政明さんの御逝去に対し、謹んで哀悼の意を表します。

余にも突然の出来事で、まだその現実を受けとめられません。議会前での最後のお別れ、夫人から、オスプレイの撤去に向けこれからだということ所で本人が一番じだんだを踏んでいるところでしょうと、無念の御挨拶がございました。常に弱者の立場に立ち、ひたすらに沖縄の平和を希求するその姿、熱い姿を見ることができない今、本当に残念きわまりなく思います。御冥福をお祈りいたします。

さて、安倍政権のアベノミクスによる株価の上昇、円安による経済振興に国民の期待はうなぎ登り、その反面、沖縄全市町村、議会、県議会、政治、経済界各種団体等結集しての全国に例を見ない行動で臨んだ建白書提出、その思いを全く酌みせず、沖縄置き去りのまま普天間の辺野古移設が強行されようとしています。県は、これまでの事実上不可能という姿勢をより一層日米両政府、また県民にしっかりと示し、県民世論を一つにすることが求められています。

それでは代表質問をいたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、安倍政権誕生から２カ月余、基地、経済、歴史認識、教育、憲法改憲についてどう評価しますか。

(2)、アベノミクスによる沖縄県経済への影響をどのように捉えていますか。

(3)、沖縄振興交付金・那覇空港関連予算ともに満額回答が、辺野古移設問題とリンクしない保証があるのか伺います。

(4)、日米首脳会談におけるＴＰＰ交渉参加問題、「全ての関税撤廃前提とせず」と、総理は近く参加を表明されるようです。沖縄県への影響と今後どう取り組むか伺います。

(5)、施政方針にオスプレイの配備撤回、辺野古埋立申請等明確にされていないことは、県の強い姿勢が示されず奇異であります。見解を伺います。

(6)、沖縄振興一括交付金２年目を迎えます。24年度の市町村の取り組み状況と課題、25年度の対策について伺います。

(7)、日米地位協定改定について。

先日、集団女性暴行致傷の罪に問われた２米兵の判決がありました。地位協定のすきをついたまさに植民地意識丸出しの犯行が横行しているこの現実を真剣に受けとめ、改定へ向け強い姿勢で臨まなければなりません。訪米を含めどう取り組んでいくのか具体的な施策を伺います。

(8)、歯どめのきかない米兵、軍属の事件・事故。先日、米軍人・軍属による事件・事故の防止のためのワーキングチーム会合が開かれたようですが、その対処策について実効性のある施策の展開が求められています。見解を伺います。

(9)、尖閣諸島周辺の漁業権をめくり、日中間・日台間が緊迫をしています。中でも日台間の協議の再開に向け、関係者の不安が募る中、県の認識を伺います。

２、基地問題について。

(1)、高江ヘリパッド建設について。

ア、工事現場における土砂崩落事故について。

急斜面の立ち木を伐採したのが原因ではないかとの専門家の認識があります。原因は判明したのでしょうか。立入調査をした県の感想を伺います。

イ、場所の選定、設計上のミス、工法に問題があるのではと考えますが、どうでしょうか。

ウ、赤土防止条例との関係はどうなっているのかお聞かせください。

エ、希少植物の移植状況を明確にしてください。植物名と生息状況もお願いいたします。

(2)、沖縄の枯れ葉剤の存在について。

ア、沖縄の枯れ葉剤についての報告書がこのほど発表され、枯れ葉剤の存在が否定された内容になっています。県はこの報告書の公開を日米両政府に求め検証をする必要があると思いますが、その取り組みについて伺います。

(3)、嘉手納以南の返還について。

地域では跡地利用計画が加速化をしておりますが、国の返還計画がまだ示されていません。そのめどについて伺います。

(4)、在日米軍再編に伴う基地従業員の再雇用対策について。

この問題は国の責任で制度化すべきだと承知をしておりますが、県と関係機関との連携した取り組みが必要だと考えますが見解を伺います。

３、組織再編成について。

(1)、26年度に向けて組織再編成が検討されているようですが、その目的、理由、それに伴う人員の配置等、調整は順調に行われているのか伺います。

(2)、その検討の中、福祉行政の取り組みが弱体化するのではと危惧されますが、その取り組みについてお聞かせください。

(3)、24、25年度に向けての地域安全対策課の職員増の理由とその位置づけ、選任方法を伺います。

４、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入の促進について。

県では、沖縄県総合交通体系基本計画が策定されましたが、これまでの調査結果をもとに将来的に円滑な導入へとつながる事業へと期待が高まります。

そこで伺います。

(1)、導入ルート、事業主体や整備方法等検討委員会の開催計画とメンバー構成についても伺います。

(2)、県方針への民意を反映する広域都市計画を絡めた市町村の積極的関与を進めるべきではないでしょうか伺います。

５、環境行政について。

(1)、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物リサイクルの促進について。

ア、一般廃棄物のリサイクル率について、県の目標と対策を伺います。

イ、容器包装プラスチック、特に缶やペットボトル以外の回収の抜本的改善に向けての今後の取り組みについて伺います。

(2)、中国の大気汚染PM2.5について深刻な状況があります。県への影響はどのようなことが想定されるか。またその対策について伺います。

(3)、ハーグ条約への加盟が現実になってきました。沖縄県の対象となる実態、加盟後の課題等、把握されているのか。昨年にも私は関係機関の対象外となっている那覇裁判所での対応等提起をしてきましたが、取り組み状況を伺います。

(4)、性被害、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設立に向け、知事も早目の設立を指示したようですが、その取り組み状況を伺います。

(5)、日本弁護士連合会から非婚母への「寡婦控除」をみなし適用し、救済措置するよう要望書が出されたようですが、その対応を伺います。

6、教育行政について。

(1)、深刻化する体罰、いじめの現状と対策について伺います。

(2)、教員、臨時教員、A L Tの不祥事の現状と対策について伺います。

(3)、児童生徒、教員の海外交流、国外留学の取り組みについて伺います。

(4)、高校授業料無償化の廃止に向けた対策について伺います。

(5)、一括交付金による給食費無償化制度について。

この件は先ほどもありましたが、直接支援は難しいとの判断がありますが、沖縄県の食材の活用を支援する等いろんな構築について考えていくべきではないでしょうか、伺います。

7、文化・観光・スポーツ行政について。

(1)、空手競技者は世界に5000万人いるとも言われています。空手発祥の地・沖縄拠点の空手道会館の建設に期待が高まります。さらにアピールするため世界大会の開催、オリンピック種目への推薦取り組みについてどう考えるのか伺います。

(2)、琉球ガラスの工芸品としての県の認識とその定義、振興策について伺います。

(3)、スポーツ・ツーリズムの確立に向けた取り組みについて伺います。

(4)、尖閣問題が深刻になる中、中国、韓国、台湾等の観光客の推移と対策を伺います。

8、防災対策について。

(1)、うるま市平安座の石油備蓄基地で発生した原油流出事故の現在の状況と対策について、県とうるま市、会社ごとに伺います。

今回の事故を受け防災対策の強化、見直しが必要とされてきます。石油コンビナート地区防災マニュアルの策定について、県の取り組みを伺います。

(2)、沖縄県全体のA E Dの設置状況と設置計画を伺います。

9、福祉行政について。

(1)、自殺者の推移（過去5年間、年代別、男女別）をお示しください。そして対策についてもお願いいたします。

(2)、政府は、保育無償化政策を打ち出してきました。実現の際の沖縄県への影響について伺います。

(3)、がん対策基本条例の計画実現への取り組み状況と課題について伺います。

(4)、障害者権利条例の取り組み状況と課題について伺います。

(5)、高い保育料で保護者が悲鳴を上げています。保育料引き下げや支援策について伺います。

(6)、認可外保育所への給食費支援拡充計画を伺います。

10、公安行政について。

(1)、高齢者の免許返納制度の状況と対策を伺います。

(2)、県警では、白バイでの夜間取り締まり等を強化したことで暴走族や110番通報も減少したようですが、暴走族の現状と今後の対策を伺います。

11、住宅防音工事対象拡大について。

(1)、次年度には約5500件の予算が増加しましたが、まだ対象希望世帯の解消には至っておりません。県として取り組みを強化するべきだと思いますが、見解を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内末子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、安倍政権の基地、経済、歴史認識、教育、憲法改憲の評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

安倍政権は、沖縄の基地問題について、普天間飛行場の移設を初めとする負担の軽減に全力で取り組むとしております。

沖縄県としましては、県民の目に見える形で過重な基地負担や米軍人・軍属等による事件・事故などの基地問題の解決が図られるよう、着実に取り組んでいただきたいと考えております。また、経済につきましては、金融政策、財政政策、成長戦略の「3本の矢」で経済再生を推し進めており、沖縄振興につきましても3000億円の平成25年度予算を確保していただくなどきちんと取り組んでいただいているものと認識いたしております。なお、歴史認識や教育、憲法改憲につきましては、具体的な施策が明らかにされておられないの

で、コメントは差し控えたいと考えております。

次に、福祉行政に係る御質問の中で、障害者の権利条例の制定についての御質問にお答えいたします。

障害者の権利条例の制定に向けては、障害者県民会議やタウンミーティングを開催するとともに、市町村等との意見交換を進めているところでございます。沖縄県としましては、これらの意見を踏まえまして平成25年度早期の条例制定に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、安倍政権の経済政策による沖縄県経済への影響について。

安倍政権は、強い日本経済を取り戻すことを最重要課題とし、2%の物価安定目標の早期実現を日銀に求める「大胆な金融緩和」に加え、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の、いわゆる「3本の矢」を一体的かつ強力に実行するとしております。これにより、長期デフレからの脱却と持続的な成長を実現し、雇用や給与の拡大につながることが期待されております。長期デフレからの脱却と経済活性化に向けた取り組みが加速し、我が国全体の景気の早期浮揚が達成されることにより、本県経済にも本土からの観光客の増加や、物流の増加による臨空・臨港型産業の拡大など、外部環境の改善に伴うプラスの波及効果が生ずるものと期待しております。

T P P 参加による本県への影響等について。

沖縄県の農業分野については、十分な農業対策が打ち出されないままT P Pに参加した場合、深刻な影響が懸念され、特にサトウキビ生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、製造業については、海外・国内市場等の違いによってそれぞれプラス・マイナス両面の影響があると考えております。一方、輸入業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあり、同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられますが、食の安全等の観点から懸念が生じる可能性も指摘されております。

沖縄県といたしましては、政府において十分な情報提供がなされることが必要であると考えており、国民的議論も踏まえて交渉参加について慎重に判断することが重要であると考えております。

市町村事業の取り組み状況と課題、25年度の取り組み

みについて。これは市町村の一括交付金についての御質問ですが、お答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金の市町村分につきましては、昨年12月に1273事業、303億円の交付決定を受け、全ての市町村において事業が実施されているところであります。平成24年度の取り組み状況としては、「沖縄らしい優しい社会の構築」を基軸として、離島振興や子育て、文化振興・国際交流、環境保全、防災などに約100億円、「強くしなやかな自立型経済の構築」を基軸として、観光産業や農林水産業振興、地場産業の振興、企業立地の促進などに約174億円、さらにこれを支える「沖縄の発展を担う人材育成」に向けて教育分野に約29億円など、市町村の要望や住民ニーズを反映し多岐にわたる分野で活用されている状況であります。一方、制度創設初年度であったことから事業の企画立案や執行段階の調整のため、事業着手に時間を要したなどの課題があったところです。平成25年度は、今年度の事務手続を通して県及び市町村に事業の企画立案のノウハウが培われたこと、既に次年度に向けての事業調整を前倒しで行っていることなどから、多くの市町村事業が早期に着手できるものと考えております。市町村間の配分については、配分額の少ない小規模町村から配分額の増額を求める意見があったことから、均等割を5000万円から1億円に増加させること、市町村間の広域・連携事業や沖縄振興につながる先駆的事業に対応できるよう1割の特別枠を設けたところであります。

沖縄県としましては、引き続き市町村事業が円滑に推進できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入の促進についての中、導入ルート、事業主体や整備方法等検討委員会についての御質問にお答えいたします。

県は、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入の可能性を高める観点から、今年度はこれまでの調査結果を踏まえ、県民のコンセンサスを得るための広報活動、先進事例調査等によるコスト縮減策の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の検討などを実施しており、平成25年度は、引き続き導入のための条件整備に資する調査を実施するとともに、導入するルートや事業主体等についての県としての考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。

平成26年度から27年度にかけては、県としての考え方をもとに、学識経験者、専門家、国、地方自治体、交通事業者、道路管理者、交通管理者などで構成され

る検討委員会を立ち上げ審議し、事業化に向けた県の計画案を策定してまいりたいと考えております。

同じく鉄軌道についての御質問の中の、市町村の積極的関与についてお答えいたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に当たっては、都市構造の再編誘導や駅を中心としたまちづくりなど、持続可能な都市形成の観点から各市町村におけるまちづくり計画との整合を図る必要があると考えております。

県としては、引き続き国、関係機関と連携して調査を進めるとともに、市町村とも適宜協議しながら県の考えを取りまとめ、検討委員会では市町村の参加のもと、導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄振興予算と辺野古移設問題とのリンクについてお答えいたします。

平成25年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、「沖縄らしい優しい社会の構築」及び「強くしなやかな自立型経済の構築」の基軸に沿って、5つの目指すべき将来像の実現に向けた取り組みをしっかりとした軌道に乗せ、加速させる非常に重要な年であります。このため、平成25年度の沖縄振興予算においては、まず第1点目に、3000億円規模の沖縄振興予算の確保、2点目に、沖縄振興交付金の増額及び拡充、3点目に、那覇空港滑走路増設の新規事業化について要請を行ったところ、沖縄県の要望に配慮された沖縄振興予算が確保されたところであります。これは、政府・与党が沖縄の持つ優位性や潜在力を生かした沖縄振興の必要性を認め措置されたものであり、辺野古移設問題とは関係ないものと考えております。

次に、組織再編成についての御質問の中で、組織再編成の目的、人員の配置及びその調整についてお答えいたします。

我が国を取り巻く社会経済情勢が大きく変動する中、複雑化・高度化する県民ニーズに的確に応えるためには、全国一律の政策を適切に遂行することを重視した事務執行型の組織から、県民福祉の向上のため真に必要な政策を地域の判断と責任で打ち出し、それを推進していくことをも可能とする政策実現型の組織への転換を検討していく必要があります。また、新たな行政課題に適切に対応するため、必要な人員の配置を行っていくこととしております。なお、組織の再編成

につきましては、平成26年度から実施すべく、鋭意、検討及び調整を続けているところであります。

次に、福祉行政に関する組織再編の取り組みについてお答えいたします。

県においては、沖縄21世紀ビジョンで県民が求めた5つの将来像のうちの一つである、心豊かで、安全・安心に暮らせる島の実現を目指し、健康・長寿おきなわの推進、子育てセーフティネットの充実、健康福祉セーフティネットの充実などの各種施策を推進しているところであります。これら施策を着実に実現するため、福祉保健分野についてもその体制の強化を目指し政策実現型の組織への転換を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

答弁の途中ではありますが、山内末子さんの質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後1時に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の山内末子さんの質問に対する答弁を続行いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、知事の施政方針にオスプレイ配備撤回等が挿入されていないことについてお答えいたします。

知事提案説明要旨については、沖縄21世紀ビジョンを踏まえ「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を目指す中で、喫緊の課題である普天間飛行場の県外移設等を中心に基地問題の解決について述べたところであります。また、オスプレイについても、これまで政府に対し再三要請を行ってきたところであり、配備計画の見直しと配置分散の実施などを求めていく決意に変わりはありません。

次に、日米地位協定の改定についてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要

要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や訪米での要請など、あらゆる機会を通じ日米両政府に日米地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

次に、米軍人等による事件・事故の再発防止策についてお答えいたします。

米軍犯罪を防止するためには実効性ある再発防止策が重要であり、そのためにもチェック体制や運用実態の公開など透明性の確保が必要だと考えております。去る2月13日及び15日に在日米軍における新たな勤務時間外行動の指針等が発表されておりますが、その後も住居侵入事件が発生するなど、実効性の確保は不十分であると考えております。

県としましては、再発防止策の実効性を確保し、事件・事故が皆無となるよう、去る1日に開催されたワーキングチームでも求めたところであり、今後ともあらゆる機会を通じて強く求めてまいりたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、枯れ葉剤に関する報告書についてお答えいたします。

米国防総省が沖縄の枯れ葉剤に関する報告書を日本政府関係者に説明したとの報道を受け、県では外務省に対し事実関係の確認と公表を求めたところですが、現時点で回答はありません。

県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めてまいりたいと考えております。

次に、嘉手納より南の施設の返還計画についてお答えいたします。

昨年4月27日の日米共同発表において、沖縄に残る施設・区域に関する統合計画を昨年末までに作成するとされておりました。しかし、同計画はいまだ示されていないことから、沖縄防衛局に進捗状況を照会したところ、日米間で精力的に協議を行っているところであるが、今しばらく時間を要する見込みであり、具体的な時期は決まっていないとの回答が示されたところです。

県としては、地元の意向を踏まえ、早急に同計画を作成・公表するとともに、嘉手納より南の施設・区域の計画的な返還を実施するよう、政府に対し強く求めていきたいと考えております。

次に、組織再編成についての御質問の中で、地域安全政策課の職員増の理由等についてお答えいたします。

地域安全政策課においては、アジア地域の国際情勢

や安全保障問題等について独自に調査・分析・研究を行い、県の基地政策に反映させていくこととしております。あわせて、大規模災害への対処等、島嶼部における危機管理のあり方についても研究を進めていくこととしております。そのため、去る2月19日、「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」に基づく選考により、危機管理分野を専門とする研究員を平成27年3月31日までの任期で新たに採用したところであります。

次に、防災対策についての御質問の中で、コンビナート事故の現況と対策についてお答えいたします。

昨年11月7日に発生したうるま市平安座の原油流出事故について、沖縄ターミナル株式会社は、原油の抜き取り作業、タンク内残渣物の回収作業を終え、現在、タンク内の換気や清掃作業を行っており、3月上旬には作業を終了するとしております。県は、事故発生直後から地元うるま市等と連携し情報収集を行い、会社側に対し必要な指示を行ったところであります。同社においては、全作業終了後、「浮き屋根事故原因調査委員会」を設置し、事故原因の究明及び具体的な事故再発防止策を取りまとめるとのことであります。また、住民の健康被害については、同社が設置した「原油事故健康影響調査委員会」と県及びうるま市が連携し対応しております。さらに、他の原油タンクにおいても浮き屋根内に油の滞留が発見されたことから、災害防止のため該当タンクの改修作業に着手しているとのことであります。

なお、うるま市消防本部では同社に対し、1点目、全タンクの点検指示、2点目、警告書による「改善指示」、3点目、タンク2基の修理命令、4点目、立入調査などを実施し監督指導を行っているところであります。

次に、石油コンビナート地区防災マニュアルの策定についてお答えいたします。

県においては、県内2カ所の特別防災区域に係る災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、沖縄県石油コンビナート等防災計画を作成し、同計画に基づいて災害時に対応しているところです。石油コンビナートでの災害では、爆発や火災によりその事業所以外にも被害が及ぶ事案が発生しており、本県においても周辺住民の安心・安全を確保する上から、地区防災マニュアルの作成を検討する必要があると考えております。同マニュアルについては、都道府県において指針をまとめ、市町村が作成することとなっております。

国は、今年度内に方針をまとめ、各県に策定を促す

としていることから、今後、国の方針などを参考にしながら、地元市町村と連携してマニュアル策定に取り組むことにしております。

次に、住宅防音工事対象拡大についての御質問の中で、県の取り組み強化についてお答えいたします。

県は、これまで涉外知事会などを通じて政府に対し住宅防音工事に係る予算の確保を求めてきたところがあります。防衛省においては、住宅防音に係る来年度の沖縄関係経費として61億6600万円、対前年度比6%増の予算が計上されております。しかしながら、県としましては、対象希望世帯数の解消には至っていないと考えており、対象世帯全てが実施されるよう、引き続き政府に対して強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 知事の政治姿勢についての中、日台漁業協議に向けた県の認識についての御質問にお答えします。

沖縄県の漁業者は、日本と台湾との漁業協議に対し先島諸島周辺の北側や南側水域のマグロ漁場において、台湾漁船との漁場競合が生じていることから、当該協議に強い危機感を抱いております。そのため、沖縄県及び沖縄県漁連等は、昨年11月とことし1月に農林水産大臣等に対して、当該協議に当たっては、本県漁業者の意向を尊重することなどを要請しております。さらに、去る2月25日と26日には、同じく農林水産大臣や外務大臣等に対し、県と県漁連及び当該水域を利用する主な漁協の8組合長による要請を実施したところがあります。

県としましては、今後とも当該協議に関する的確な情報収集を行うとともに、本県漁業者の意向が協議に十分反映されるよう、漁業団体と連携し国へ働きかけをしてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 基地問題についての御質問の中で、崩落の原因と立入調査の感想についてお答えいたします。

今回の崩落事故については、過去に実施した樹木等の伐採による影響、表流水や浸透水による影響、さらには工事の施工等による影響など複合的要因が想定されと考えております。

県としましては、沖縄防衛局に対し、崩落の原因や

崩落箇所の赤土等流出防止対策等について詳細な報告を求めているところであります。今後、報告の内容を精査した上で、赤土等流出防止について適切に指導等を行っていきたいと考えております。

県は、去る2月13日に立入調査を実施し、その際、事業現場は全面に碎石舗装等が施され、雨水や表流水が集中するような状況ではなかったこと、また、崩落箇所及びその周辺部においては多機能シートによる表土保全対策が終了していることを確認しており、さらなる赤土等流出の可能性は低いと考えております。

次に、場所選定、設計や工法の問題に対する県の認識及び赤土等流出防止条例との関係について、2の(1)イと2の(1)ウは関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県赤土等流出防止条例では、土地の区画形質の変更に伴って発生する赤土等の流出を規制するため、事業行為を行う前に事業現場における赤土等流出防止対策等を記載した書類の提出または通知を義務づけております。同条例に基づく届け出等があった際は発生源対策、流出濁水対策等の赤土等流出防止施設が同条例の施設基準等に適合しているかどうかの観点から審査を行うこととなっております。対策に係る設計や工法等については、赤土等流出防止の観点から指導等を行うこととなりますが、事業行為を行う際の場所の選定については、事業者みずからが決定することであり、同条例に基づく審査の対象にはなり得ないものと考えております。

次に、希少な植物の移植後の状況についてお答えいたします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯の建設について事業者は、自主的に実施した環境影響評価手続の中で、改変区域内に生育し、事業の実施により消失することになる希少な植物を移植するとして、平成19年7月に移植を行っております。

県においては、平成25年2月13日に現地調査を行ったところ、N-4地区においては、当初移植したマメヒサカキ、ヤナギバモクセイ、トサカメオトランが計3株生存しており、H地区においてもミヤマシロバイ、ヤナギバモクセイ、オキナワヤブムラサキ、リュウキュウコンテリギが計40株生存していることを確認しております。

次に、環境行政についての御質問の中で、一般廃棄物のリサイクル率に関する目標と対策についてお答えいたします。

平成23年3月に策定した第三期沖縄県廃棄物処理計画においては、一般廃棄物のリサイクル率を平成20年

度の12%から平成27年度には全国と同程度の22%まで向上させることを目標としておりますが、平成22年度実績では12.7%と厳しい状況となっております。

県としましては、目標達成に向けて市町村における分別収集計画の促進やリサイクル施設の整備に対する指導助言を行うとともに、「3R推進月間」や「県民環境フェア」において市町村と連携し、ごみの再資源化について普及啓発に努めてまいります。

次に、同じく環境行政についての御質問の中で、容器包装プラスチック回収の抜本的改善に向けた取り組みについてお答えいたします。

プラスチック製容器包装のリサイクルについては、容器包装リサイクル法に基づき住民による分別排出、市町村による分別収集、製造事業者等による再商品化の役割分担により推進することになっております。県内において、ペットボトルの分別収集を実施しているのは39市町村で全体の95%となっており、全国の98%と同水準となっております。しかし、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別収集を実施しているのは4市町村で、全国の62%に比べてかなり低い状況となっております。その要因としては、収集・選別保管のためのコストがかかることや、廃棄物焼却施設においてプラスチックを熱源として活用しているためと考えております。現在、環境省が容器包装リサイクル法の改善に向けた市町村への意向調査を行っているところであり、県ではその結果も踏まえて効率的なリサイクルの推進方策について検討していきたいと考えております。

次に、微小粒子状物質(PM2.5)の沖縄への影響と対策についてお答えいたします。

県では、平成23年度より中部福祉保健所において微小粒子状物質(PM2.5)を測定しており、その結果については、平成25年2月7日より県のホームページで公開しております。測定値のうち本年1月23日から25日の3日間において環境基準を超過しておりましたが、その後は環境基準以下で推移しております。微小粒子状物質は、呼吸器系や循環器系などへの健康影響が懸念されておりますが、環境基準を一時的に超過したものの、直ちに健康へ影響を与えることはないものと考えております。

国においては、去る2月27日に専門家会合の意見を踏まえ、1日平均値が70マイクログラムパー立方メートルを超えると予想される場合に住民に注意喚起をする暫定的指針を決定しております。

県では、引き続き測定を継続するとともに、国の指針等に基づき県民への情報提供に努めるなど適切に対

応してまいります。

次に、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設立に向けての取り組み状況についてお答えいたします。

県では、今年度において性暴力被害者ワンストップ支援センター設置に向けて、性暴力被害者支援を行っている相談機関及び県警と検討会議を実施するとともに先進施設への訪問調査を行ったところであります。平成25年度においては、医師会及び産婦人科医会等の関係機関にも検討会議への参加をお願いし、支援センターの運営体制や拠点病院の確保、具体的な連携方法等について検討を行ってまいります。

次に、日弁連の要望書への対応についてお答えいたします。

県は、日本弁護士連合会からの要望書を受け、寡婦控除が適用される事業について全庁的な調査を実施しております。児童保護措置事業、療養介護医療費事業等、事業の多くが法律に基づき国による財政措置がなされており、県や市町村において寡婦控除をみなし適用する場合、国庫負担相当額を含めて地方自治体が負担することになり、財政規模が小さな自治体にとって非常に大きな負担となります。

県としましては、国が法律を改正し財源措置を行うべきであると考えており、日本弁護士連合会におかれましては、非婚の母子世帯に対しても寡婦控除の適用がなされるよう法律を改正し、非婚の母子家庭の救済ができるように国に働きかけていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(喜納昌春君) 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長(平良敏昭君) 基地問題についての御質問の中の、在日米軍再編に伴う基地従業員再雇用対策に関する関係機関との連携についてお答えいたします。

沖縄県では、在日米軍の再編による基地従業員の雇用への影響が懸念されることから、移転計画の策定に関する状況に注視しているところです。在日米軍再編の詳細な計画が明らかになり次第、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策協議会を開催し、基地従業員が離職を余儀なくされた場合に速やかに就職に結びつけるよう、雇用主である国に働きかけるとともに、関係機関と連携を図りながら基地従業員の雇用対策に万全を期してまいります。

次に、文化・観光・スポーツ行政についての御質問の中の、琉球ガラスの工芸品としての認定、定義、振

興策についてお答えいたします。

琉球ガラスは、薬瓶などの製造から始まり、技術や技法の高度化と製品の多様化が進み、本県の誇る工芸品の一つとなっております。県は、平成10年に「沖縄県伝統工芸産業振興条例」に基づき、製造工程の主要部分が手工業的であること、伝統的な技術や技法により製造されることなどの指定要件を満たしているとして、琉球ガラスを「伝統工芸製品」に指定しております。振興策としては、すぐれた技術や技法を保持する工芸産業従事者を「沖縄県工芸士」として認定し、従事者の社会的評価の向上、技術や技法の継承に取り組んでおります。また、全県の工芸品を一堂に集め展示販売を行う「沖縄工芸ふれあい広場」事業等を活用し、販路拡大支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 環境行政についての御質問の中で、ハーグ条約に関する県の実態、締結後の課題等についてお答えいたします。

厚生労働省の平成23年度人口動態統計において、沖縄県の国際結婚件数は全国で15番目となっておりますが、ハーグ条約に加盟している米国人との国際結婚の件数は東京都に次いで全国で2番目となっていることから、条約締結後は子の返還請求の裁判が起きる可能性は高いと思われます。また、関係団体からの意見聴取においては、DVや虐待を受けていた場合等は子供の引き渡しを拒否できることになるはずだが、被害者側が立証責任を果たすのは容易ではないという課題が指摘されております。

県としましては、今後、国会に提出される予定の関連法案を注視するとともに、関係機関・団体と意見交換を行い、情報を共有しながら必要な対応を検討してまいります。

次に、防災対策についての御質問の中で、AEDの設置状況及び設置計画についてお答えいたします。

県内におけるAEDの設置状況は、国立病院機構災害医療センターの調査によりますと、平成23年12月末現在2721台が設置されております。AEDは、各施設管理者の判断により設置されており、県としてのAED設置計画はありません。

県としては、消防機関や医療関係団体等と連携し、AEDの普及に努めていきたいと考えております。

次に、福祉行政についての御質問の中で、自殺者の推移と対策についてお答えいたします。

本県の自殺者数は、平成20年の337人に対し平成24

年は速報値で267人と、15年ぶりに300人を下回っております。平成24年の状況を見ると、年代別では50代が27%、40代が17%、60代が16%の順になっており、また、男女比では男性が78%、女性が22%となっております。自殺対策については、行政を初め民間の関係機関や団体等との役割分担と連携のもと、相談体制の充実強化や普及啓発活動など総合的な対策を講じているところであり、引き続き取り組みを強化していきたいと考えております。

次に、保育無償化政策実現の際の沖縄県への影響についてお答えいたします。

保育無償化政策については、現時点ではマスコミ報道で承知しておりますが、国からの情報提供はないことから、今後の国の動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、がん対策に係る計画への取り組み及び課題についてお答えいたします。

県においては、昨年7月に制定した「沖縄県がん対策推進条例」の趣旨を踏まえ、各種の施策を盛り込んだ第2期の「沖縄県がん対策推進計画」を今年度中に策定することとしております。がん対策の課題としては、がん検診の受診率向上や専門医等の養成確保、がん患者等関係者への支援の充実などがあり、これら課題に対する施策を計画に盛り込むこととしております。現在、医療関係者やがん患者等で構成する検討会において計画内容の検討を行っているところであり、また、パブリックコメントにより県民から幅広く意見を聴取しているところであります。

次に、保育料の引き下げや支援策についてお答えいたします。

保育料については、国の定める保育料徴収基準額の範囲内において財政状況などを考慮し市町村が設定しているところであります。また、保育料徴収基準額については、現在市町村において引き下げを国に要望していることから、県としましてはその推移を見ていきたいと考えております。

次に、認可外保育施設への給食費助成についてお答えいたします。

県としましては、認可外保育施設に対し認可化と保育の質の向上を一体的に取り組むため、これまで段階的に支援を拡充してまいりました。平成25年度予算案においては、給食費の単価の引き上げ等により総額で約4億円を計上し、さらなる支援の拡充を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、体罰、いじめの現状と対策についてお答えいたします。

県内の公立学校における過去3年間の体罰による懲戒処分は、平成21年度に減給が1件、平成22年度に戒告が1件となっております。現在、全ての教職員及び児童生徒・保護者へのアンケート調査等を行い、より詳細な実態把握に努めているところでございます。体罰を防止する対策としましては、教職員への服務規律の徹底を図るとともに、人権ガイドブックを活用した校内研修等を実施し、全ての教職員が「体罰は児童生徒の人権を侵害する非教育的行為である」との指導観に立ち、人権尊重の精神を貫く教育の推進に努めております。また、いじめについての県内の状況は、文部科学省による平成24年4月から8月までの緊急調査の結果、小学校2727件、中学校353件、高等学校187件、特別支援学校6件、合計3273件の認知件数となっております。

いじめを防止する対策としましては、いじめアンケート調査や個別教育相談の定期的な実施、スクールカウンセラー等との連携による教育相談活動の充実に取り組むとともに、「沖縄県いじめ対応マニュアル」を活用した教職員の指導力の向上及び支援体制の充実を図っております。

次に、教職員等の不祥事についてお答えいたします。

平成24年度の不祥事により懲戒処分を受けた教職員は、2月末現在で5名となっており、すべて本務教職員でございます。その内訳は、飲酒運転による停職が2名、窃盗による免職が1名、欠勤による免職が1名、横領による免職が1名となっております。また、県立学校に配置されたALTによる不祥事は、平成24年度は発生しておりません。

不祥事防止の具体的な取り組みとしましては、不祥事事例及び自己点検チェックシートの作成・活用、コンプライアンス向上月間の設定及び職場内研修の実施、職場関係での飲酒を伴う会合における注意喚起、臨時的任用職員に対する服務規律研修の実施等を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも教職員の綱紀粛正の徹底と服務規律の確保に努めてまいります。

次に、海外交流や国外留学の取り組みについてお答えいたします。

国際社会で主体的に活躍できる人材育成を図るために、平成24年度は沖縄振興特別推進交付金を活用した

グローバル・リーダー育成海外短期研修事業と国際性に富む人材育成留学事業を新たに創設いたしました。海外短期研修事業においては、アメリカ、カナダ、中国、シンガポールに計155名の高校生及び18名の教員を派遣し、異文化体験や外国語の教授法等について研修を行っているところでございます。

留学事業では、65名の高校生をアメリカ、欧州、アジアへ1年間派遣し、さらに14名の社会人を修士課程や1年課程で世界各国へ派遣しております。平成25年度は、短期研修事業において今年度と同数の高校生や教員を派遣する予定でございます。また、留学事業におきましては派遣人数を拡大し、高校生を70名、大学生、専門学校生及び社会人を30名、計100名を派遣する計画でございます。

次に、高校授業料無償化の廃止に向けた対策についてお答えいたします。

高等学校授業料無償化につきましては、国において所得制限の導入に向けた具体的な制度の見直しを検討するとの報道があることは承知をしております。

県教育委員会におきましては、高等学校授業料無償制度は教育に係る経済的負担の軽減を図り教育の機会均等に寄与しており、現行制度を継続すべきと考えており、制度創設から数年での変更は混乱が想定されるため見直しは慎重にすべきである旨、全国都道府県教育委員会連合会等へ回答したところでございます。

今後の対応につきましては、国の動向に注視し適切に対応してまいります。

次に、給食費無料制度の構築についてお答えいたします。

学校給食法では、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者であります市町村が負担をし、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。学校給食費の無償化につきましては、沖縄の特殊性に基因する事業には当たらないため、沖縄振興特別推進交付金を活用することは難しいものと考えております。

なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して、市町村の就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化・観光・スポーツ行政についての中、空手の世界大会開催とオリンピック種目への推薦についてとの御質問にお答えいたします。

世界大会の開催につきましては、空手発祥の地・沖縄を世界に発信する有効な手段であると考えております。そのため、現在、建設準備を進めている空手道会館のオープン時期も見据えながら、効果的な大会の開催時期及び開催方法について、県内空手主要4団体の統一組織でもあります「沖縄伝統空手道振興会」とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、次年度は新規事業の沖縄伝統空手道継承・発展事業の中で、世界各国から数百人規模の空手家に参加する「沖縄伝統空手道セミナー」の開催等を予定しており、それらの取り組みによって世界大会開催に向けた機運を高めてまいりたいと考えております。

また、空手のオリンピック正式種目への推薦につきましては、現在、世界空手連盟や全日本空手道連盟を中心に取り組みが進められていると伺っており、県としましてもその動向を注視しているところであります。空手がオリンピックの正式種目ともなれば、さらに競技人口の増加や認知度が向上し、沖縄に対する注目度も高まると考えられることから、空手発祥の地としての魅力を高め、世界にアピールするための施策を今後さらに推進してまいりたいと考えております。

次に、同じく文化・観光・スポーツ行政についての中、スポーツ・ツーリズムの確立に向けた取り組みについてとの質問にお答えいたします。

スポーツ・ツーリズムは、本県の地域特性を生かせる高付加価値で長期滞在型の新たな観光メニューであり、沖縄観光の課題である「閑散期と繁忙期の平準化」に大きく貢献するものと認識しております。今年度は、着地型スポーツイベントの定着化を図るためモデル事業を公募により支援しているほか、離島におけるスポーツ交流の活性化やプロ野球キャンプに訪れる観光客等の利便性向上などに取り組んでいるところであります。次年度は、新たにスポーツを目的とした来訪者がスムーズに施設利用や情報の入手ができるよう、スポーツ施設や宿泊施設の紹介等を行うワンストップ窓口を設置し、受け入れ体制の整備を図りたいと考えております。さらに、沖縄のスポーツ環境の周知を図るため、県外・海外におけるスポーツイベントや見本市などにおいて積極的なプロモーション活動を展開していきたいと考えております。

県としましては、これら施策の戦略的展開を図り、スポーツ・ツーリズムを一層推進することにより、新

たな観光需要を喚起してまいりたいと考えております。

次に、文化・観光・スポーツ行政についての中、尖閣問題と中国、韓国、台湾等からの誘客についてとの御質問にお答えいたします。

尖閣諸島国有化以降の観光客数を前年度と比較しますと、中国については大きく減少する傾向ではありますが、韓国や台湾については増加している状況にあります。

県においては、海外事務所を通じて中国市場の情報収集に努めているほか、航空路線や誘客活動の再開に向け航空会社や現地旅行会社と意見交換を重ねるとともに、個人旅行や中国在住の外国人等に対するプロモーションを実施しております。このような中、一部航空会社において運航再開の動きがあるとの情報もあり、県としては、引き続き全中国路線の早期再開に向け取り組むとともに、各種プロモーションの実施を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 公安行政についての御質問の中で、高齢者の免許返納制度の状況と対策についてお答えいたします。

加齢に伴う身体機能や認知機能の低下など運転に不安を感じている運転者から、自主的に運転免許の取り消しを申請する制度は、平成10年4月1日から始まったものであります。

県警察では、あらゆる機会を利用して同制度について広報啓発してまいりましたが、平成22年度までは年間の自主返納者が80名程度と低調に推移しておりました。そのため、平成23年から自主返納者への支援として、公共交通機関等5社、2協会の協力のもとでバスやモノレールの運賃半額割引等の取り組みを実施していただいております。その内容については、県警察のホームページに掲載しております。その結果、平成23年は年間194名、平成24年には1435名と大幅に自主返納が増加しております。

今後も車両を運転することに不安を感じている運転者が安心して運転免許証を自主的に返納できるように、また、各家庭まで本制度が浸透するよう、創意工夫した広報啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、暴走族の現状と今後の対策についてお答えいたします。

県内の暴走族については、平成24年12月末現在、22

グループ・217名を把握しております。ちなみに、平成24年中は13グループ・140名を暴走行為等で検挙しておりますが、これらの年齢層は15歳から19歳の少年が120名、成人が20名で全体の約9割を少年が占めております。これら暴走族は主に国道58号沿いの浦添市、宜野湾市、那覇市、北谷町等で深夜から未明にかけ、ゲリラ的に暴走行為を行っている現状にあります。

県警察では暴走族根絶のため、白バイ遊撃班や専従捜査班を運用した現場取り締まりの強化、暴走行為が頻繁に行われている国道等での大規模検問の実施、暴走族への加入阻止及び離脱支援活動等の各種対策を講じているほか、暴走族や期待族が蟄集するコンビニや駐車場の管理者対策、地域住民や関係機関・団体と連携した暴走族追放住民大会等の支援活動等を推進しているところであります。

なお、昨年4月に新たな施策として、全国初となる白バイ遊撃班を設置して現場取り締まりを強化した結果、暴走族や期待族の出没が激減し、平成24年中の暴走行為に関する110番通報が1112件と前年に比較して794件、41.7%減少するなどの効果があらわれております。しかしながら、いまだ散発的に爆音暴走等の発生が認められることから、県警察といたしましては今後も各種対策を継続するとともに、機動隊を投入した現場取り締まりを実施するなど、暴走族の根絶に向けた取り組みをさらに強化していく所存であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん それでは再質問させていただきます。

まず、安倍政権の評価につきましてですが、その中で教育問題につきまして、知事のほうからはまだ具体的な政策あるいは改革の方針が明らかにされていないということで、評価の答弁がなかったんですが、教育長にその件で伺いたいと思っております。

先日、八重山採択地区協議会の教科書選定に従っていない竹富町に対しまして、義家文科政務官が、新年度は育鵬社の教科書を採択し直すように求め、状況が変わらなければ、是正要求あるいは訴訟も検討するという方針を示してきているようですけれども、報道でしか知り得ません。また、教育委員会にも指導力を発揮せよという指示があったようです。具体的にこの件につきまして教育長のほうから御説明をお願いいたします。

このことは、この2カ年余りこの議会でもいろいろと議論が交わされました。地方教育行政法の優位性からしても大変強引過ぎるんじゃないか、政治介入ではないのかという気がいたしております。教育長の見解と今後の対応についてお聞かせください。

それから知事に伺います。

埋立申請の件ですけれども、今回施政方針には示されておきませんが、施政方針というのは単なる事業の芽出しではなくて、やはりその年のしっかりとした目標、しっかりとした姿勢を示すことでありますので、その埋め立てについて、もちろん公室長のほうからはその件について決して甘んじることはないような云々の答弁がありますけれども、その件について少しお伺いいたします。

名護漁協が11日にも総会を開き、同意に応じるかというような決をとるといふようなところに来ております。今後また補償交渉次第だといふような報道があったり、逆にそういう中で、宜野座漁協がこれ以上の漁場の荒廃は絶対に許せないという意味で反対の意思の表明をしております。だんだんとそういった意味では県民が分断されてきているようなそういった危惧も私は感じております。そういった観点から、知事はいつも地元の合意がないのでこの辺野古移設については難しいという言葉を出していると思っております。名護漁協が今後、合意という形になっていけば、これも地元の意見として捉えていくのか。また、これから先、来年の1月になりますけれども、市長選で市長がかわって、その市長の方針が変わっていくと、知事もそういった意味で地元の意向ということをよく言っておりますので、その知事の意向というのが変わっていくのか。そういう観点で地元の事情という言葉に大変政府が注視をしていると思っております。そこにまた期待もしているのではないのかと思っておりますので、その辺をしっかりと明確にしていきたいと思っております。また、その気持ちに揺るぎがないといふような答弁を期待をして、お願いをいたします。

それから、先ほどの答弁でもありました、知事はこの辺野古移設について、あるいはこれからの基地問題について、これまで責任ある人に難しいと伝えてきた、理解できていると思っていると発言していますが、その理解できているというその感覚が私にはどうも理解ができません。理解ができていないから、オバマさんに対しても安倍総理は辺野古推進について明言をしておりますので、何が理解できているのかということその辺をもうちょっと明確にお願いをしたいと思います。

菅官房長官は報道の中で、日米間で決めたこと——埋め立て申請についてですね——逃げたり、先延ばしにしたら国民から信頼がなくなる。また、米側からも信頼がなくなるという発言をしております。このことは、沖縄がどんなに反対をしても、ほかの国民との信頼関係と米国との信頼が大事だということを明言しているわけですね。だから、そういう意味での知事と沖縄との信頼関係を構築していきたいというそういった政府の高官が、安倍総理を含め就任以来何度かお目にかかっていると思いますが、そういう沖縄側への二枚舌ではないのかというようなそういう気がいたしてなりません。そういった観点から、国と沖縄との信頼関係はどうすれば構築できるのか。先ほど来ありますように、最大の沖縄振興予算、それが決定されればこれが信頼関係の構築なのか。そういった意味で、知事の思う政府と沖縄との信頼関係はどういうことを指しているのか、その辺をお答えいただきたいと思っております。

また、41市町村、それから議会、いろんな各種団体等が国に訴えてきましたけれども、国は本当に馬の耳に念仏です。やはり直接、米国に声を届けていくことが大事だということは、もう沖縄県民の全ての皆さんが考えていることだと思っています。さきの東京行動を日本のマスコミよりも、さらには世界のマスコミのほうが目をつけていた、関心を持っていたということは、そこはとても私はいい形でこの行動を世界に知らしめるチャンスだと思っておりましたのでいいことだと思ってます。そういう意味で、これからまた知事公室長は、地位協定改定に向けての訪米とかいろいろな方策をしていきたいと、そういう言葉がありましたので、このチャンスに今市町村会、あるいはこの間の実行委員会——解散をいたしました、その皆さん方は今後この足をとめるのではなくて、しっかりと次の策を模索していきたいという段階に来ております。そういう意味では、次の段階というのはやはり米国だと思うんですね。その米国に対して、一緒になった今の県民の世論、政治世論も一緒になって大要請団を知事が先頭になってつくっていただき、これで訪米をしながら地位協定の改定の問題、そして辺野古移設の問題、オスプレイの問題、しっかりこれはことしもう正念場だと思っております。知事が今まで何度も訪米をしてきました。その一つ一つをしっかりと検証をしていることも私たちも確認をしております。でも、もはやゆっくりゆっくりとしている場合じゃないですよ。ことし本当にそういう意味では、申請の問題を含めて——ことしの知事を含めて我々沖縄側のこの行

動というのは、これから先のこの沖縄に対する基地問題を決定づけることになると思っておりますので、その大訪米団をつくって米国へ向かっていこうということについて、どういう見解を持っているのかお聞かせください。

それから高江の問題、工事との関係に複合的な要因があるのではないかと認識を持っておりますが、もうN-4地区はこの建設場所はほとんど工事ができ上がっております。3月から中止になっていきますので、この間にしっかりやはりこれからまだあるその工事現場、工事建設場所、そういうこともまた同じようなことがあったら絶対困ります。それから今のような状況で、ここで運用されては絶対にこれはもう危険な状況があると思っております。そういう意味では、環境生活部だけではなくて、やはりこれは立ちどまって、知事公室長、この問題というのは確かに北部訓練場の過半が返還されることによって基地負担の軽減ということを理由におっしゃっていますけれども、この理由が崩れているんですよ。実際には、民家のすぐ近くにオスプレイが配備されている、基地負担の強化です。そして環境も汚染されてくる。こういう状況がこれだけ変わっていて、これが基地負担の軽減とは絶対に言える状況ではなくなっていること、ここも知事は大決断をしていただいて、この間にやはり沖縄県全体でしっかりこれをもう一度検討していく。そういうことの検証を始めるべきではないかと思っておりますので、そのことも含めてもう一度答弁をお願いいたします。

それから枯れ葉剤、これも知事のほうは多分、沖縄事務所のほうに要求しているかと思いますが、この問題の中でやっぱり一番大事なのは関係者の証言だと思うんですね。この報告書をちょっと入手してみますと、やっぱりこの証言がとられていない。証言がとられていないまま、この枯れ葉剤はもうなかったんだということで終了になってしまうことが怖いんだと思っております。そういう観点からも、最低限この辺は我々当事者としてこの報告書をやっぱり入手をして検証していくという作業は絶対に必要だと思っておりますので、もう一度その件をお願いいたします。

それから嘉手納以南の件ですけれども、報道によりますと1日ですが、米国は国防費の強制削減を発動いたしております。そういうところから、米軍再編への影響は必至だと思っておりますが、今後の跡利用計画それから県の構想に何かしらの影響が出てくるんじゃないかということを考えますけれども、その辺についてお願いをいたしたいと思っております。

寡婦控除のみなし適用につきましては、今いろいろ検討しておりますけれども、那覇市が市営住宅の軽減策、これはみなし適用ではないんですけれども、それを受けて低減に向けて作業を進めてきたんですよ。そういう形から、やはり同じような状況を持っている中で、我々県として県の公営住宅、県営住宅もそれについてできないのかどうか。できないのであれば、その辺をどういう形で那覇市が詰められていったのかということをもう少し詰めていただいて、しっかりこの辺も作業を進めていただけないのか。もう一度それは土建部長のほうからお願いをしたいと思っております。

それから法改正の重要性ですけれども、これはもう私はこの寡婦控除の問題は、副知事、この問題は今もう社会認識から本当に大きくずれている状況が出てきているんですよ。そういった観点からは、特に沖縄県のこの母子家庭の問題は全国と比べてもやっぱり難しい状況がありますので、沖縄県側から寡婦控除の法律の制定の見直しについてもう少し強く国のほうにも訴えていけないのか、その辺をもう一度副知事のほうからお願いしたいと思っています。

それからワンストップ支援センター、今いろいろと細かい詰めをしておられるようですけれども、とても大事なことは、これは被害者の状況に即対応できる施設、それから沖縄県の特異的な事情を鑑み、実効性のある施設の設立が大変重要だと思っております。スピード感も必要ですけれども丁寧な作業が必要ですので、そういった丁寧な作業の中にしっかりと当事者の意見が組み込まれたような施設の設立に向けてお願いいたします。今後の決意をお聞かせください。

それから琉球ガラスについてですけれども、今販売組合が裁判を起こしておりますよね。この問題、大変重要だと思っておりますけれども、原産地を表示すれば外国産であっても琉球ガラスと呼んでいいというような判決が出たようです。これはですからそういった意味で、先ほど部長もおっしゃっていましたが伝統工芸をしっかりと支えたいという趣旨から少しずれているところですので、しっかり県のほうでやはりこれは製法が同じなら外国で、いやどこでもつくっていいのではなくて、やっぱりここは伝統工芸を守るという意味、それからそこに憧れて多くの技術者がしっかりと誇りを持って、伝統を守りながら継承していきたいというそれを守っていくことを県が商業主義に惑わされないような施策をつくっていくべきだと思っておりますので、その辺についていかがお考えなのか、もう一度お願いいたします。

防災マニュアルについて。

これは沖縄県は本当に生活圏と危険区域が一体化していますので、ぜひともしっかりとしたマニュアルをつくっていただきたいと思います。

それでは以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時 19 分休憩

午後 2 時 31 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内末子議員の再質問にお答えしますが、たくさんいただきました中で、3 点私のほうで答弁をいたします。

第 1 番目は、今名護漁協の話がマスコミで報道されたり、あるいは宜野座の漁協の話などなどが出ています中、そしてまた仮定の問題かと思いますが、名護市長がかわったときはどうかというような趣旨の御質問だったと思います。その地元の意向というのが変化すれば知事の意見は変わるのかという御趣旨のお話だと思っておりますが、私は、普天間基地の移設先はいずれにしても県外だということを申し上げてきております。そういうことから、無論それは地元の意向、特に市長さんの意向とか漁協の意向とかいろんな方々の意向についてはちゃんとお話も聞きますよ。ですが、今議員のおっしゃるように、その意向にあなたはぐるぐる動きますかというもし質問であるとすれば、普天間移設は県外だということに変わりはありませんとしかお答えしようがありません。

それから 2 番目、知事はたしか安倍首相とかアメリカの人たちに話をして理解してもらっていると。僕はそう断定的に理解してもらったはずだとお答えした記憶は余りありませんけれども、我々は自分たちの考えを相手に伝えて理解してもらうように、それに基づいてもし考えが変化するのであれば変えていただくということを目的に意見交換をするわけですから、大抵のことは理解をしていただければ、それに沿った反応と答えが相手側からも出てくるはずですよ。ですが、この基地問題について話をしたことが全て理解してもらっているかどうかについては、今の結果を見れば必ずしもそうでもない。そして彼らは彼らなりの考えがあるに違いないと思わせることは間々あることでございまして、全て理解してもらったかどうかは、理解はしたけれども意見は違う、政策は違うということかもしれませんし、詳細にはこれはわかりません。

そして 3 番目ですが、信頼関係とは何かという御趣旨の御質問、これもレトリック的な御質問な感じが

たしますけれども、それでも基本的には真摯に私たちは行政実務をもって、課題解決のために行政サービス、仕事をしているわけですから、真摯に意見交換をし、それを踏まえて次の課題解決のためのステップが前へ進むように、上がっていくようにということを日常の仕事にしておりますから、信頼関係というのはそういう意見交換をし、解決に向かって一步一步前へ進められるような関係にあるかどうかということではないかと思います。

それから、大訪米団をつくって行ったらどうかという、今忙しいから急げ急げという趣旨の何か御質問があって、基地問題は急げ急げ論ではだめだと私は基本的に考えています。一步一步積み重ねていくしか結果がなかなか出せないと思います。ではあるんですが、今いろんな方々を集めた大訪米団をつくっていくことが効果的か適切かという点については、きょう議員から御提案をいただきましたので、検討はしてみたいとは思いますが、今現在その方法がよかろうという答え、返答は今のところはできかねますので、御意見とさせていただいたことにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 先ほどの寡婦控除の件についてお答えいたします。

まず、日弁連の要望書を受けて私のほうで担当の方々と調査をしました。その中で、多数の不利益を受けている事案というのがありましたが、先ほど答弁しましたように、沖縄県の裁量だけではなかなか難しいという状況でございます。しかしながら、御指摘のとおり、まさに寡婦であるか非婚であるかによって、子供が受ける、例えば子供の視点で見たらまるで不平等であることは明らかであるし、その手当を受けないことに伴う不利益をどういうふうにして解決するかという問題があります。

御承知のとおり、非婚の子供の相続の問題について、最高裁はかつて日本の法律婚主義というのはいわば日本の伝統的な公序であり、風俗である。それを守るための差別であるから合理的であるというふうにされたんですけれども、ついせんだっての新聞報道によりますと、憲法14条違反じゃないかという可能性があるということで大法廷に回付いたしました。最高裁の判例を見直しをするという手続をとったという意味でございますので、恐らくこの報道の流れからすると、非婚の子供いわゆる非嫡出子と言われている、この非嫡出子の相続分の割合は、憲法違反であるというよう

な判断がなされるだろうとそういう想定をしていたんです。こういう形で来ると、これは相続法における大きなある意味においては改正、あるいは憲法違反であるという指摘になりますので、今御指摘されている寡婦であるか非婚母子であるかという問題は、大方、恐らく法律改正の目の中で全部見直しされるんじゃないのかなと。そういう意味においては、そういうふうになってほしいと思うと同時に、沖縄県としましても、今後機会がありましたら日弁連の要望を踏まえて、法律改正の厚労省が何かに言う機会がありましたら、見直し等の働きかけをしたいというふうに思っております。

2点目、住宅に関する問題点について、家賃の減額等ができないかという点でございますが、この点についても私どもとしては現在、制度的にはなかなか難しいですけれども、県営住宅における非婚世帯が寡婦控除を受けたと同等となるような家賃の減額、これについては今後国の見解が、那覇市、他都道府県の事例等を調査して前向きに検討してまいりたいとこのように考えています。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 山内議員の再質問にお答えいたします。

まず、安倍政権の教育に対する評価についてお答えいたします。

安倍政権は、自民党の重点政策といたしまして教育再生を挙げ、教育再生実行会議を立ち上げたところでございます。これまでにたしか3回の会議が開催されてきて、さまざまな教育課題についての議論がなされていると伺っております。県教育委員会としましては、今後も会議の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

2つ目の、先ほどの3・1の文科省の指導に対する県の見解と対応でしょうか、それについての御質問かと思います。

沖縄県教育委員会といたしましては、今回の指導助言をしっかりと受けとめて八重山採択地区の課題解決について、今後、文部科学省や竹富町と話し合ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 再質問の中で、高江ヘリパッドの問題につきまして大決断をするべきではな

いかといった御趣旨の御質問であったと思います。

高江ヘリパッド建設に関する県の姿勢といたしましては、これはこれまで何度も答弁させていただいていますが、北部訓練場の過半の返還について県としましては、ＳＡＣＯ合意事案を着実に実行することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることからその実現を求めているものであります。また、その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設について、これまでも地元と連携し、住民生活及び自然環境への配慮を求めてきたところであり、あわせてオスプレイの配備計画の見直しを政府に対し要求しているところであります。しかしながら、先般その工事現場においてさまざまな崩落等が起こっていることにつきましては、これは県の環境生活部ともしっかり連携をとりまして、自然環境への配慮を最大限に払うことを求めてまいりたいと考えております。

次に、枯れ葉剤の問題ですけれども、枯れ葉剤の問題につきましては、去る２月19日の報道によりましてまた新たな情報が入ってきたと承知しております。この報道につきましては、現在外務省、防衛省両省に問い合わせしておりますけれども、その回答といたしましては、現在米側で調査報告書を取りまとめており、現時点では公表されていない、近々公表される見通しであるといった回答も来ております。その調査報告書をしっかりと精査したいと思います。

いずれにしましても、この枯れ葉剤の問題につきましては終息したというふうに県は考えておりませんで、やはり新たな情報があればしっかりと検証してまいりたいということでございます。

次に、米国の国防費の強制削減によって嘉手納以南の返還に影響があるのではないかというような御質問ですけれども、国防費の強制削減によって米軍の相当程度の活動等が制約されるというふうに伝えられております。ただ、この強制削減そのものがグアム移転でありますとか、あるいは米軍再編全体に与える影響というのはまだ明らかではありませんで、そのあたりは県としてもしっかりと精査してまいりたいと考えております。

次に、防災マニュアルにつきましてしっかり取り組むようにということですが、議員御指摘のように、この石油基地の周辺は、沖縄の特徴といたしまして住民地区に隣接しているということがございます。したがって、防災は住民生活に非常に危険を与えかねないという状況にあるというふうなことを強く県も感じておりまして、この防災マニュアルの整備についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 山内議員の再質問にお答えします。

ワンストップ支援センターの件ですけれども、今年度から先進事例として大阪の支援センター調査しております。さまざまな課題、それからこれから準備しなければいけないことがありますけれども、しっかり対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 琉球ガラスに係る再質問の中で、裁判の問題も含めて、まず琉球ガラスの少し現状を申し上げますと、伝統工芸製品としての琉球ガラスの売り上げは、ほかの全体の伝統工芸製品がかなり伸び悩んでいる中で割と順調に生産額を保っております。年間８億円台をここ三、四年維持していると。これは全体の伝統工芸製品の売り上げ41億円の中で約５分の１ほど占めており、非常に重要な産業でございます。

今の琉球ガラスという名称をベトナム産、海外産です。ね、こういうふうに使用することについて裁判で琉球ガラスの産地表示の問題、それから被告——いわゆる県内の７社が琉球ガラス村グループ、そのベトナム産でつくったガラス製品を琉球ガラスということで売っているということで、その原産地誤認惹起行為の有無、それから原告により差しとめの請求の可否、それから損害賠償の責任、原告の損害、この辺の５点ほどを主な争点として争っていたわけですが、先日判決が出まして、議員御指摘のとおり、その琉球ガラスの名称については明確な定義を有するものではないと——これ判決ですね——有するものではないとしたが、購入者に対しては沖縄で加工・製造された印象を与えることから原産地表示性があり、同グループの製品は原産地を誤認させるような表示に当たると。一応そういうものを認定した上でその誤認を招かないような表示の仕方をしなさいということで、逆に言えば、メイド・イン・ベトナムと表示すれば琉球ガラスと名乗ってもいいという、そういう趣旨の判決なわけですね。なかなか難しいところで、確かに沖縄県は伝統工芸製品としての琉球ガラスはちゃんとした定義があるわけです。要は、これを伝統工芸製品としての琉球ガラスというのか、あるいは一般的に琉球ガラスというこの辺の裁判のいろいろ判断だろうと思うんですが、

とりあえずそういう判決が出て7社のうち6社はそれを不服として控訴したと、そういう状況です。県としては、やはり伝統工芸製品の基準を明確に守りながら琉球ガラスの位置づけをしっかりと今後もしていきたいということで、当面は裁判の結果を見守るということになるのかなと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 再々質問を1点だけいたします。

まず、知事には名護漁協の判断、それから市長選挙の結果、そういうことを踏まえても、どんなことがあっても普天間は県外だということを明言していただいたということは、大変私はよかったと思っています。冠に「地元の合意がなければ」とかそういうようなことをもう使わないほうがいいと思うんですね。そういうことを使うことによって、もしかするとこれが変われば知事も変わるのかなと。それから、沖縄県の自民党県連も変わるのかなというのが日米両政府の突っ込むところだと思っています。そういう意味では、しっかりと普天間は県外ということを明言をするということをぜひお願いをしたいと思っています。

それから訪米のことですけれども、もちろん今すぐ行けとかどうこうではなくて、今答えを出せではないんですけれども、でもしっかりことしの中で訪米ということがあるんでしたら、ことしは本当に正念場ですので、一步一步積み重ねるということも大事ですけれども、ことしはそういう意味での大同団結をしながらの要請というのはとても大事な時期だということをあえて申し上げたいと思っています。これが沖縄の構造的差別を国際的に公表して、国際的な世論を喚起していくことにつながって問題の解決につながればいいのかというふうに思っております。

それから八重山教科書問題ですけれども、これは教科書の最終採択権限は個々の教育委員会にあると思っています。そういう意味で、地方教育行政法と採択地区内は同一教科書を使用するということと教科書無償措置法が矛盾しているところの、この整合性をもう少し国のほうに訴えていただき、その辺の県の姿勢を示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。よろしく願います。

以上です。終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 山内議員の再々質問にお答えいたします。

実は、今回、文科省がこういった指導をしたのかも少し具体的に申し上げます。

まず、竹富町に対しましては、育鵬社の教科書を採択していないので採択するよという類いの指導があったみたいです。従わない場合には、是正要求を行うというのが文科省の竹富町に対する指導内容でございます。沖縄県教育委員会に対しましては、年度内に需要数報告を行うよというのと、そのために竹富町を指導しなさいと、従わない場合には是正要求を行いますよという類いの竹富町と私どものほうへの指導内容でございました。そういう中で、先ほど答弁したように、今後、指導助言をしっかりと受けとめながら、八重山採択地区の課題があるわけですから、それに対しまして今後、文部科学省や竹富町と話し合っていきたいというのが私たちの見解と対応でございます。

今、議員が御指摘のように、2つの法律のいわゆる存在というのは大きなものがありますので、このあたりも含めながら、今後、文部科学省ともしっかりと詰めていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議無所属を代表いたしまして、代表質問をいたします。

その前に、前田政明議員の御逝去に心からお悔やみを申し上げます。くしくも、前田議員と私は昭和22年11月27日の同じ生年月日の生まれでございまして、那覇市議会、県議会、そして現在は那覇港管理組合でもともに議会活動をしてきたと。お互い65歳になって議会の合間に出る会話は、体は大事にしようということでもございました。よもやこういう不慮の事故で亡くなるということは考えられませんでしたし、大変ショックです。しかし、今となってはもう本当に御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは質問をさせていただきます。

知事は、県政運営に当たって、「平成25年度は、沖縄振興の取り組みをしっかりと軌道に乗せ、加速させていく非常に重要な年」である。また、「沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向け、県民の皆様の御協力を得ながら、不退転の覚悟を持って、全力で県政運営に取り組んでまいります。」と力強い決意を表明していただきました。20年、30年後の沖縄のありたい

姿、沖縄のあるべき姿を目指した大事なときを迎えているものと考えます。

一方で、基地問題を初め尖閣諸島をめぐる日中・日台関係、雇用問題と課題も多々あります。他の都道府県と異なる沖縄の特殊事情にプラス思考で果敢に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、以下質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、米軍基地問題を初め沖縄の抱える課題を米政府や米国民に発信し、米国での情報収集、あるいは政府への交渉窓口となる沖縄ワシントン事務所の設置は可能なのか。あるいはまた、これまで検討されたことはあったのか、知事の所見を伺います。

(2)、尖閣諸島をめぐる問題で日中関係が悪化しておりますが、日中関係改善へ向けた知事の所見及び沖縄の役割について対応を伺います。

日中関係につきましては、公明党の第6次訪中国の山口那津男代表は、1月25日、中国共産党の習近平総書記と約1時間にわたって会談をいたしました。尖閣諸島をめぐる問題について習総書記は、「対話と協議でコントロールしつつ問題解決すべきだ」と指摘をしたのに対し、山口代表は、「外交上の問題は対話を通じ冷静に対応していけば必ず解決できる」と応じました。このように両首脳は対話の重要性を示しました。

さて、沖縄は歴史的に中国と深いつながりがあり、現在でも沖縄県と福建省との友好姉妹関係、那覇市と福州市を初め数々の姉妹都市関係があります。これらのネットワークを駆使した文化・芸術・教育・経済交流等を積極的に進めることが地方自治体の役割ではないかと考えますが、対話と交流による日中関係の改善について伺います。

(3)、那覇空港第2滑走路の予算総額の獲得、今後の展望について。これまで今議会で大分いろんな方が質問をされておりますが、再度知事の御所見とまた取り組みについて伺います。

(4)、政府は、東日本大震災の再建復興費捻出のため、地方公務員についても国に準じた形で協力をお願いするという意味で給与の引き下げを要請しております。こうした国の地方公務員給与削減要請に対する知事の所見と対応について伺います。

(5)、ハーグ条約に日本が加盟する方針を政府は固めました。国際結婚が多い沖縄の実態に合った国内法の整備やDV被害者とのかわりなどで不安の声も聞かれますが、知事の所見及び対応について伺います。

(6)、那覇市が中核都市へ移行することに伴う移譲事務、財源、市民サービス、県の定数条例とのかわり

等について御説明をいただきます。

(7)、緊急経済対策を盛り込んだ歳出総額13.1兆円に上る2012年度補正予算案が、去る2月26日、参議院本会議で可決され成立いたしました。補正予算は、金融政策と財政政策、成長戦略の「3本の矢」でデフレを克服し、国民の雇用や所得の拡大を目指しております。

補正予算にさまざまな交付金事業が盛り込まれております。公明党が主張してきた命を守る公共事業いわゆる防災・減災ニューディールを推進する防災・安全交付金、公共事業の地方負担の8割程度をカバーする地域の元気臨時交付金等が創設されています。また、学校耐震化や老朽化対策、通学路などの交通安全対策、待機児童解消のための保育士確保等が盛り込まれております。こうした補正予算を県としていかに生かされるか伺います。

2番、防災・減災ニューディールの推進について。

公明党が提唱する命を守る防災・減災ニューディールの推進については、東日本大震災、笹子トンネル事故のように老朽化が進む道路や橋、学校、病院、公共施設などの社会インフラの耐震化、災害に強いまちづくりに取り組むことを多くの国民は認識をいたしました。老朽化が進む社会インフラに加えて、民間の建造物や住宅、また密集市街地の改善等命を守る防災・減災対策は待ったなしの課題であります。したがって、社会インフラや民間を含む建造物の耐震度や老朽度を総点検し、優先順位をつけて建て替えや補強・修繕等による長寿命化を目指す事業は、県民の安心・安全の確保のみならず、これらの事業の実施に伴う経済効果と雇用拡大にもつながり、結果として景気回復につながるものと考えます。こうした点を踏まえ、以下質問いたします。

(1)、地方自治体が管理するインフラ対策向けの防災・安全交付金の今年度補正予算及び新年度予算について。

ア、県や市町村が管理するインフラの総点検、維持管理、改修について。

イ、密集市街地の防災向上について。

ウ、小・中・高校の耐震化について、現状と今後の展望について伺います。

エ、学校の通学路安全対策について伺います。

オ、県営住宅や市町村営住宅等公営住宅の対策について。

カ、民間住宅や建築物の耐震化について伺います。

(2)、防災・減災ニューディール対策事業による経済波及効果、あるいはまた雇用拡大効果をどのように県

内において試算されているか、ありましたら伺いたいと思います。

3、土木建築行政について伺います。

国土交通省は、今国会に耐震改修促進法改正案の提出を予定しているとのことでございます。この改正案は、1981年以前に建てられた病院やデパートなど大型施設に耐震診断の義務づけや耐震基準を満たした適合マークの新設、診断拒否への罰金制度等が検討されております。また、取り組み促進の一環として、国交省は2013年度から診断費用の補助率を3分の1から最大2分の1に引き上げる案等、安心・安全なまちづくりには必要な施策だと考えます。

また、公共工事拡大や東日本大震災の復興需要等に伴い、建設業界の人材不足や資材不足が強まっており、沖縄県も同様な状況にあると伺っております。この対策も急がねばなりません。

では、以下質問いたします。

(1)、国土交通省が今国会に提出する耐震改修促進法改正について伺います。

(2)、建設業界の人手不足、資材不足、建設コストの高騰等懸念されている状況について、その対策について伺います。

4番、基地問題について伺います。

知事は、県政運営方針の中で、基地問題について、「日米共同発表を見直し、普天間飛行場の一日も早い県外移設・返還・跡地利用の促進に向け、真摯に取り組むよう強く求めてまいります。」。また、「訓練の分散移転や騒音の軽減等、運用の改善に努めるよう求めてまいります。」と、全くぶれない筋の通った決意表明に意を強くしております。今や県議会を初め41市町村首長、議会ともども知事と心をつなにしてオール沖縄で、日米両政府や国民に沖縄の基地の過重負担の軽減、兵力の削減、日米地位協定の抜本的見直し等を訴えていかなければならないときに来ていると考え、以下の質問をいたします。

(1)、安倍首相とオバマ大統領との会談で、日米首脳は辺野古移設推進で一致したと報道されております。知事の見解を伺います。

(2)、普天間飛行場辺野古移設及びオスプレイ強行配備は、多くの県民の意に反していると考えますが、県外移設・配備撤回に向けて県の取り組みを伺います。

(3)、県外移設を公約に掲げた知事として、辺野古への埋立許可は出さないと明言すべきだと考えるが、いかがでございますか。

(4)、米軍人・軍属のたび重なる事件・事故は、もはや綱紀粛正や教育の再徹底等で解決できるものではな

い。抜本的解決が必要であり、原因と対策について県の対応を伺います。

(5)、森本前防衛大臣の退任前の発言で、「軍事的に沖縄でなくてもよいが、政治的には沖縄が最適」との発言について知事の見解を伺います。前大臣は、民間シンクタンクの研究員だったころ、「米海兵隊は沖縄から撤退すべき」と主張していました。米軍基地が沖縄に集中する理由として抑止力や地理的優位性が言われておりますが、知事の見解を伺います。

(6)、嘉手納以南の米軍専用施設の返還の実現、跡地利用の検討はどうなっているか伺います。

(7)、那覇軍港移設について、県の対応、見解を伺います。

翁長那覇市長は、移設条件つきではあと20年、30年かかるかもしれない。実質遊休化している軍港の早期返還を求めると言っております。まさに正論であり、県も同様のスタンスで軍港返還を求める考えはないかどうか伺います。

5、企画部関係について伺います。

(1)、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業についてですが、21世紀ビジョン実施計画によりますと、平成24年から26年まで「特例的な制度の創設及び需要拡大による事業採算性の確保の検討等の県独自調査の実施」、平成24年から28年まで「県民の世論喚起及び合意形成を図るための取組」とあります。この説明を見て思うに、テーマが大きい割には期待感の薄い感じがしないわけでもないですが、今まで取り組まれてきた実績や成果、あるいは今後の取り組みについて御説明し、構想を発表できるときがいつなのか等も示していただければと思います。

(2)、重粒子線治療施設導入に係る検討基礎事業については、がん患者のみならず多くの県民が期待していると思います。健康・長寿沖縄の観点からも大変重要な事業であり、これまで取り組まれた成果とあわせて今後の展望、あるいは取り組みについて御説明をいただきたいと思います。

(3)、離島地区情報通信基盤整備推進事業につきましても、沖縄本島と離島の情報格差を是正する重要な事業の一つと考えます。この事業によって離島不利性を克服するのみならず、むしろ離島の特性が生かされるのではないかと期待をしております。同事業の説明及び事業効果等について伺います。

6、商工労働部関係。

(1)、沖縄21世紀ビジョン実施計画に描くアジアと日本のかけ橋となる国際物流拠点の形成の実現には、那覇空港の航空物流機能のさらなる拡充は、上海、香

港、シンガポール等の先進国・地域に追いつき、国際競争力を高めていくために必要不可欠な要件であると考えます。したがって、全日本空輸（ＡＮＡ）が航空機整備基地を那覇空港に進出させる方向で県に打診しているとの報道は朗報と言えます。現存するＪＴＡも機体整備のハブ化を目指しているとも聞きます。これらの報道と今年度事業計画にある航空機整備基地整備事業との関連も含めて伺います。

(2)、沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業について、事業説明によりますと、国際物流拠点形成の推進を図るため臨空型産業の企業誘致、海外航空会社の新たな就航誘致、県産品販路拡大等に要する経費とあります。具体的な取り組みについて、また、企業誘致や海外航空会社の誘致などめどはあるのかといった点についても伺います。

7、福祉行政について。

聴導犬の普及拡大について。

聴覚障害者の耳のかわりとなって生活を助ける聴導犬の認定試験が昨年12月に沖縄で初めて行われました。これまでは認定試験を受けるのに大阪までフェリーで31時間、さらに車で5時間かけて長野県の社会福祉法人日本聴導犬協会までユーザーと候補犬が足を運ばなければならず、大きな負担と困難をきわめておりました。今回、身体障害者更生相談所など関係機関等が協力して、沖縄で初めて認定試験を実現させていただきました。関係者の皆様に厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、今度のケイ君は県内で2頭目となりますが、前任のまつ君の後継犬で同じユーザーですので実質1頭となります。県内での認定試験も実現できたわけですから、今後、聴導犬の普及拡大をお願い申し上げますが、県の考えを伺います。

(2)、盲聾障害者の意思伝達手段として触手通訳・介助員制度があります。盲聾障害者にとって触手通訳・介助員の存在は生活を支える大事な役割を担います。特に、病院へ行くときは何よりも必要だそうでございます。現在、年間240時間の割り当てがありますが、とてもじゃないが足りないとのことで時間の増加を求めています。県の配慮をいただきたいと思います。あわせて、制度の普及拡大についてもお願いし、県の取り組みを伺います。

(3)、情緒障害児支援について。

去る2月18日に青森県にある情緒障害児短期治療施設「おおぞら学園」を視察してまいりました。情緒障害児短期治療施設は、保護者等から受けた虐待によって精神的にも身体的にも深い傷を負った子供たちに寄

り添いながら、健全な社会生活を取り戻すための支援施設であります。沖縄においても、関係者等から一日も早い設置が要望されてきましたが、県ははまだ設置の計画も示しておりません。

そこで以下質問いたします。

ア、被虐待児童への支援施設として、情緒障害児短期治療施設の設置が早急に求められますが、県の対応を伺います。

イ、支援を必要とする被虐待児童に関する実態調査をやったことがありますか。この件についても、ありましたら、どのように結果として出ているか御説明をいただきます。

(4)、保育所整備、保育士等処遇改善、保育士研修等子育て支援事業について。

国は、2012年度補正予算で待機児童の解消へ保育所の受け入れ児童を7万人ふやすことや、保育士待遇改善とともに保育士を目指す学生への修学資金の支援、保育士研修等子育て支援事業を盛り込んでおります。これらの事業が県予算にどのように反映されているか伺います。

以上、再質問があればします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの糸洲朝則君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の糸洲朝則君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 糸洲朝則議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、日中関係の改善へ向けた知事の所見及び沖縄県の役割についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

尖閣諸島をめぐる日中関係につきましても、日中両国政府の平和的な外交によって改善されるのが望ましいと考えております。沖縄県といたしましては、中国との長い交流の歴史、いわば140万県民は一人一人何らかの形で中国とのかかわりがあると考えております。この長い交流の歴史を尊重し、文化や観光、学術、そして経済などさまざまな分野で対話と交流を途絶えさせることなく地道に維持をし、両国の友好に少しでも貢献できるよう努めてまいりたいと考えている

ところでございます。

次に、基地問題についての中で、日米首脳の辺野古移設推進の合意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

2月28日の安倍首相の施政方針演説において、基地負担の軽減に全力で取り組む旨の発言がありました。県としましては、首相の今後の取り組みに大いに期待をいたしているところであります。しかしながら、普天間飛行場の移設につきましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であると考えております。他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。この考えに変わりはなく、引き続き日米両政府に一日も早い危険性の除去、それを可能にする県外移設・返還を強く求めてまいりる所存でございます。

次に、同じく基地問題についての中で、那覇軍港の移設に係る御質問にお答えをいたします。

那覇港湾施設が返還されますと、基地負担の軽減、そして跡地の有効利用によります発展は大なるものがあります。これまで移設協議会が21回開催されております。国・県・那覇市、浦添市、そして那覇港管理組合が連携をして取り組んでおります。移設実現に向け、今申し上げた5団体が取り組み、代替施設の位置や形状、港湾計画との関連等につきまして協議をしてきております。県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で適切に対応する必要があると認識をいたしております。現時点では現行の方針に基づいて進めることが現実的ではないかと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄県ワシントン事務所の設置についてお答えいたします。

県は、米政府や連邦議会、米軍等の動向を適時・的確に把握するため、県独自の情報収集を強化する必要がありますと考え、昨年4月、地域安全政策課を設置いたしました。現在、電子会議システム等を活用し、ワシントンDCの研究者や専門家等と随時意見交換を行うとともに、10月には知事が訪米し、県主催のシンポジウムを開催したところであります。また、委託事業によって米国での情報収集を行うとともに、私が渡米し米政府関係者と意見交換等を行っているところであります。これらの成果を踏まえ、御質問のワシントン事

務所を含む現地における拠点の設置についても検討をしてまいります。

次に、基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場の県外移設及びオスプレイ配備撤回に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県としましては、地元の理解が得られない辺野古移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。今後とも、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外移設・返還を強く求めてまいりたいと考えております。さらに、有識者等のネットワークを活用し、県の考え方を取りまとめるとともに、引き続き訪米を含め、県外移設に向けたより効果的な施策等を展開してまいります。また、オスプレイについては、今後、運用のさらなる活発化が懸念される中、県民の不安は一向に解消されておらず、県としましては軍転協とも連携し、配備計画の見直しと配置分散の実施などをあらゆる機会を通じ日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、辺野古移設に係る公有水面埋立申請についてお答えいたします。

現時点で、政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておられません。仮に提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の一日も早い県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、米軍人等による事件・事故の原因と対策についてお答えいたします。

米軍犯罪を防止するためには、実効性のある再発防止策が重要であり、そのためにチェック体制や運用実態の公開など、透明性の確保が必要だと考えております。去る2月13日及び15日に、在日米軍における新たな勤務時間外行動の指針等が発表されておりますが、その後も住居侵入事件が発生するなど、実効性の確保は不十分であると考えております。県としましては、再発防止策の実効性を確保し、事件・事故が皆無となるよう、去る1日に開催されたワーキングチームでも求めたところであり、今後ともあらゆる機会を通じて強く求めてまいりたいと考えております。

次に、森本前防衛大臣の発言と米軍基地が沖縄に集中する理由についてお答えいたします。

森本前防衛大臣の発言については承知しておりますが、政府の公式見解であるかは確認しておりません。

国は、「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」において、米軍は「日米同盟の抑止力を担保するため」日本に駐留し、沖縄に駐留する必要性については、「沖縄の地政学的位置」を根拠としております。しかし、県としては、これらの説明は具体的でなく、在日米軍基地の大部分を占める沖縄の米軍基地の役割や必要性について、十分な議論がなされてきたとは言えないと考えております。

次に、嘉手納より南の施設の返還についてお答えいたします。

昨年4月27日の日米共同発表において、沖縄に残る施設・区域に関する統合計画を昨年末までに作成するとされておりました。しかし、同計画はいまだ示されていないことから、沖縄防衛局に進捗状況を照会したところ、日米間で精力的に協議を行っているところであるが、今しばらく時間を要する見込みであり、具体的な時期は決まっていないとの回答が示されたところです。県としましては、地元の意向を踏まえ、早急に同計画を作成・公表するとともに、嘉手納より南の施設・区域の計画的な返還を実施するよう、政府に対し強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、那覇空港第2滑走路の予算総額の獲得、今後の展望についてお答えいたします。

那覇空港滑走路増設事業の予算総額については、前政権下の予算編成方針において、「空港整備勘定等の公共事業予算、その他の沖縄振興予算を活用することにより事業全体の財源を捻出する」としておりました。県は、新政権に対し、「那覇空港は、国が設置管理する空港であること。同空港が沖縄県にとどまらず、将来にわたり東アジア地域と日本の安定した社会経済活動を支える重要な拠点であること。このため、第2滑走路の整備財源は、空港整備勘定等の他、日本再生の原動力としての観点から将来世代を含む社会及び国民全体で相応に負担される仕組みが必要である。」との考えを強く訴えてまいりました。この結果、平成25年度予算政府案において、那覇空港滑走路増設事業として130億円の予算措置がなされるとともに、平成26年度以降について、「関係省庁間で可能な選択肢を幅広く検討し、所要の財源を確保する」という新たな方針が示されております。

県としては、那覇空港滑走路増設事業の財源について、沖縄振興の施策展開へ影響が出ないよう、引き続

き国による早期の検討と総額の確保を求めていると考えております。

次に、那覇市の中核市へ移行することに伴う移譲事務、財源、市民サービスについてお答えいたします。

那覇市の中核市への移行による県からの移譲事務は、2490事務の予定となっております。移譲される主な事務は、身体障害者手帳の交付や保育所の設置認可等の民生行政に関する事務、飲食店の営業許可や感染症の予防に関する措置等の保健所関連業務、産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令等の環境行政に関する事務、屋外広告物の条例による設置制限等の都市計画に関する事務等となっております。これらの事務の移譲により、これまで市民が市の窓口で申請し市を経由して県で認定し、市から市民に交付等を行っていた事務を市で一括して行えるようになることから、事務処理の短縮が図られ、市民サービスをより早く提供することが出来ます。また、まちづくりに関しても、市の景観計画に即した屋外広告物の基準設定や産業廃棄物の不法投棄に対する指導が可能となるなど、景観や環境に配慮した独自の施策を推進することが出来ます。このように那覇市が中核市に移行することで、住民ニーズに即した多くの市民サービスが向上されるものと期待しております。なお、那覇市において、中核市移行に伴い移譲される事務の執行に必要な経費につきましては、普通交付税で措置されることとなっております。

基地問題についての御質問の中の、嘉手納以南の跡地利用の検討について。

まず普天間飛行場については、県と宜野湾市が共同で跡地利用計画策定に取り組んでおり、平成24年度は、幹線道路や公園・緑地の配置方針を示した「跡地利用計画の中間取りまとめ」の策定に取り組んでいるところであります。今後、4年から5年後をめどに跡地利用計画案を策定することにしております。牧港補給地区については、浦添市において、平成17年度から跡地利用に関する調査を実施しており、今年度、跡地利用基本計画を策定する予定となっております。那覇港湾施設については、那覇市において、平成7年度に策定した基本構想の見直しを検討しており、現在、地権者の意向醸成活動に取り組んでいるところであります。キャンプ桑江南側地区については、北谷町において、平成21年度に策定した「まちづくり基本計画」を踏まえ、特色ある跡地利用を検討しているところであります。沖縄市及び北中城村にまたがるキャンプ瑞慶覧ロウワープラザ地区については、平成16年度に策定した市・村の跡地利用統一案の見直しを行っているところ

ころであります。また、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区については、宜野湾市において、平成16年度に跡地利用基本計画を策定しており、地権者への合意形成活動を行うなど、事業の実現に向けて継続的に取り組んでいるところであります。

次に、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業についてお答えします。

県は、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入の可能性を高める観点から、今年度はこれまでの調査結果を踏まえ、県民のコンセンサスを得るための広報活動、先進事例調査等によるコスト縮減策の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の検討などを実施しており、平成25年度は引き続き導入のための条件整備に資する調査を実施するとともに、導入するルートや事業債等について県としての考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。平成26年度から27年度にかけては、県としての考え方をもとに学識経験者、専門家、国、地方自治体、交通事業者、道路管理者、交通管理者等で構成される検討委員会を立ち上げ、審議し、事業化に向けた県の計画案を策定してまいりたいと考えております。

次に、離島地区情報通信基盤整備推進事業について。

当該事業は、沖縄本島から多良間島を経由して与那国島までの各離島、沖縄本島から久米島までの各離島を対象に、総延長約950キロメートルの海底光ケーブルを新たに整備し、ループ状に結ぶものであります。これにより、沖縄本島と各離島を結ぶ高速大容量、高品質かつ安定的な通信回線がより低コストで利用可能となり、離島地区の情報通信環境が大幅に改善されます。事業期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間で、総事業費は約112億円を見込んでおり、平成25年度は海洋調査設計を行い、その後2年間で海底光ケーブル敷設工事等を実施する予定であります。

次に、航空機整備基地整備事業についてお答えいたします。

那覇空港は、羽田に次ぐ第2位の国内路線数を有するとともに、LCCや国際線の就航も急増しております。これに加え、航空需要の増大が見込まれる東アジアの中心に位置することから、航空機整備を初めとする航空関連産業の立地に優位な条件を備えていると考えております。これらのことを踏まえ、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、航空機整備基地など空港を基盤とする産業の集積に取り組むこととしております。航空機整備基地整備事業は、同計画に基づき、航空機整備基地の誘致に必要な施設の整備を

行うことを目的としており、次年度は、施設の規模や仕様及び事業費用に関する調査等の実施を予定しております。また、県としては、航空機整備基地の誘致とあわせて国際物流ハブを活用した航空機部品の供給拠点や航空関連製造メーカーなど、航空機整備基地を核とした関連産業の集積を促進してまいります。これにより、沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で新たなリーディング産業として位置づけられている臨空・臨港型産業の一つの核として、雇用拡大及び経済・産業の発展を推進してまいりたいと考えております。

次に、沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業について。

沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業は、平成22年度から那覇空港の国際貨物ハブ機能を活用して、臨空型産業の企業誘致、海外航空路線の就航促進、観光客誘客及び県産品の販路拡大を目的に取り組んでおります。具体的には、国内外でのセミナーやシンポジウムの開催等による企業誘致活動、知事のトップセールスによる海外路線の就航誘致活動、輸送コスト低減のための航空コンテナスペース確保、海外3都市における7カ所のアンテナショップの展開や海外イベントの開催などの事業を行っております。その結果、平成20年度的那覇空港の国際貨物取扱量1809トンから、平成23年度は14万3121トンと約80倍に増加しているほか、沖縄県産品の航空貨物輸出量は約50倍に増加し、海外航空路線数も平成20年度の週19便から平成23年度は週45便へと2倍以上に増加しております。また、ヤマト運輸が沖縄貨物ハブを活用した国際宅急便の海外翌日配送を実施し、それを利用した楽天による通販事業なども展開されております。今後は、ベトナムやシンガポールなどアジア各都市への貨物路線の拡大及び物流の拡大を図り、那覇空港を拠点とするリペア・パーツセンターや通販在庫基地等、臨空型産業の集積を進めていくほか、海外航空路線のさらなる誘致を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、国の地方公務員給与の減額要請についてお答えいたします。

今回、平成25年1月28日付文書で総務大臣から、東日本大震災を契機とした防災・減災対策や地域経済の活性化等、地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講

ずるよう要請があったところであります。

地方公務員の給与については、人事委員会勧告を尊重して決定しているところであり、安易に給与削減を行うことは適切ではないと考えておりますが、今後、県の財政状況や他県の動向も踏まえながら対応を検討していきたいと考えております。

次に、那覇市の中核市移行に伴う定数条例とのかかわりについてお答えいたします。

那覇市の中核市移行に伴い、知事の事務部局の配置職員数は減少しておりますが、定数条例の見直しにつきましては、新たな定員管理計画を策定していく中で検討していきたいと考えております。

次に、国の緊急経済対策を盛り込んだ補正予算の活用についてお答えいたします。

県の2月補正予算においては、国の補正予算等関連事業として295億円を計上しているところであります。防災・安全交付金を活用し北大東港の港湾改修を行うほか、老朽化対策として、橋梁の耐震補強等を実施することとしております。待機児童解消に向けた保育士確保のため、安心こども基金へ積み立てを行い、保育士の処遇改善、研修等に活用することとしております。また、地域の元気臨時交付金については、平成25年度当初予算において、中央食肉衛生検査所整備事業や港湾施設の整備、補修を行う県単港湾施設費等の財源として活用し計上したところであります。なお、学校耐震化については、内閣府沖縄振興予算として44億円が計上されておりますが、小中学校の整備を促進するため、市町村予算で計上されることとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、ハーグ条約に関する国内法の整備、DV被害者とののかかわりについてお答えいたします。

厚生労働省の平成23年度人口動態統計において、沖縄県の国際結婚件数は全国で15番目となっておりますが、ハーグ条約に加盟している米国人との国際結婚の件数は、東京都に次いで全国で2番目となっていることから、条約締結後は、子の返還請求の裁判が起きる可能性は高いと思われます。また、関係団体からの意見聴取においては、DVや虐待を受けていた場合等は、子供の引き渡しを拒否できることになるはずだが、被害者側が立証責任を果たすのは容易ではないという課題が指摘されております。

県としましては、今後、国会に提出される予定の関連法案を注視するとともに、関係機関・団体と意見交換を行い、情報を共有しながら必要な対応を検討してまいります。

次に、企画部についての御質問の中で、重粒子線治療施設導入に係る検討基礎調査事業についてお答えいたします。

重粒子線治療施設導入に係る検討基礎調査事業は、がんの先進医療としての充実のみならず、観光分野等も含めた沖縄振興に資することを狙いに、その設置の可能性を調査する事業であります。重粒子線治療は、肺がんや前立腺がん特に有効とされており、現在、当該治療を必要とする患者数の把握及び運営に係るコスト等の調査を行っているところであります。次年度は、国内外からの需要等の詳細な調査を行うこととしており、県としては、これらの調査結果を踏まえ、導入の可能性について検討していくこととしております。

次に、福祉行政についての御質問の中で、聴導犬の普及拡大についてお答えいたします。

聴導犬については、平成19年度及び平成24年度にそれぞれ1頭を給付したところであります。聴導犬も含めた補助犬については、障害者の自立及び社会参加の促進のために必要な制度であり、関係団体と連携を図りながら、今後ともポスター、リーフレットの掲示、配布などを通して普及に取り組んでまいります。

次に、盲聾者向け通訳・介助員の派遣時間の増と、利用者の拡充についてお答えいたします。

盲聾者向け通訳・介助員の派遣時間については、当事者団体である全国盲ろう者協会の実施要綱に基づき、1人当たり年間240時間に設定しております。平成23年10月から重度の視覚障害者が、新たに「同行援護」を利用できるようになったこと及び意思疎通支援の新たな制度が示されたことから、これらを複合的に組み合わせ、利用時間の増加に向け取り組んでいきたいと考えております。また、利用者の拡大については、平成24年度の16人分から、平成25年度は19人分の予算を計上しているところであります。

次に、情緒障害児短期治療施設への県の対応及び情緒障害を有する被虐待児童に関する実態調査についてお答えいたします。7の(3)アとイは関連しますので一括して答弁いたします。

情緒障害児短期治療施設については、現在、関係団体等と意見交換を行うとともに、他県的情緒障害児短期治療施設の視察や、同施設職員との意見交換等を行うなど、条件整備における課題の整理に取り組んでい

るところであります。また、情緒障害を有する被虐待児童については、明確な定義づけがなされておらず、実態を把握することは困難であります。施設や里親委託において被虐待児童等が増加している状況にあることは認識しております。このため、平成25年度において、沖縄振興特別推進交付金を活用した被虐待児等地域療育支援体制構築事業を実施し、専門的なケアを必要とする被虐待児童等への支援体制を構築することとしております。

次に、子育て支援事業についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」を策定し、地域における子育て支援や、保育サービスの充実など、安心して子供を生み育てることができる環境の整備に努めております。平成25年度の予算案において、保育所整備については、49カ所の整備費用として約56億円、また、保育士給与等の改善を図るための費用として約6億6000万円、さらに保育の質の向上を図るための研修費等として約2000万円を計上しているところであります。

県としましては、これらの事業を通して子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 防災・減災ニューディール事業についての御質問の中で、県や市町村が管理するインフラの総点検、維持管理、改修についての御質問にお答えいたします。

国の緊急経済対策において、防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための「防災・安全交付金」が創設されました。同交付金については、これまで国庫補助の対象とならなかったトンネル等の点検作業が補助の対象に加えられ、防災・安全に向けた取り組みの強化が図られることとなりました。本県におきましては、同交付金を活用し、2月補正予算において、県営名護団地の建てかえにおける耐震性能の向上、県管理トンネルの総点検などの4事業に合計で約4億円を計上しているところでございます。また、市町村事業につきましては、道路構造物の総点検や那覇市営石嶺団地、同久場川団地の建てかえにおける耐震性向上などの事業に対して、約6億円が交付されることとなっております。平成25年度における防災・安全交付金につきましては、国と協議を進めているところであり、現時点において交付額は不明ですが、防災・安全の観点で実施する事業に活用する予定でございます。

同じく防災・減災ニューディール事業についての御

質問の中で、密集市街地の防災向上対策予算についてお答えいたします。

「防災・安全交付金」を活用した密集市街地の防災向上を図るための事業は実施しておりませんが、密集市街地対策としては、社会資本整備総合交付金を活用し、平成25年度は、約1億8000万円を計上しているところでございます。

同じく防災・減災ニューディール事業についての御質問の中で、公営住宅の対策についてお答えいたします。

公営住宅整備における平成25年度の「防災・安全交付金」事業の対象としては、「既設エレベーターの安全確保に係る事業」及び「公営住宅の耐震化」が想定されていることから、市町村と連携して同交付金事業の活用を図ってまいりたいと考えております。

同じく防災・減災ニューディール事業についての御質問の中で、民間住宅や建築物の耐震化についてお答えいたします。

民間住宅・建築物については、「沖縄県耐震改修促進計画」において耐震化率の目標値を定め、耐震診断の普及啓発や技術者育成等の取り組みを進めております。特に民間住宅については、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して耐震診断・改修に係る補助事業を実施しているところであり、平成25年度においても引き続き同事業を実施する予定でございます。

同じく防災・減災ニューディール事業についての御質問の中で、防災・減災ニューディール対策事業による波及効果についての御質問にお答えいたします。

県民の生命財産を守るための防災・減災の取り組みは、国と歩調を合わせて積極的に進めていく必要があるものと考えております。国において、防災・減災の取り組みを含む公共事業関係予算が拡充し、それに伴い県の関係予算が増加すれば、現時点で試算はしておりませんが、県内総生産の押し上げや雇用拡大の効果が生じるものと考えております。

次に、土木建築行政についての御質問の中で、耐震改修促進法改正についての御質問にお答えいたします。

国においては、東日本大震災を踏まえ、南海トラフ巨大地震や首都圏直下地震等の大規模な地震の発生に備えて、建築物の迅速な耐震化を図るため、いわゆる「耐震改修促進法」を改正し、平成25年中に施行する予定と聞いております。これは一定の建築物に対して耐震診断を義務づけるもので、対象となるのは昭和56年以前に建築された不特定多数の者が利用する建築物や、避難上特に配慮を要する者が利用する建築物のう

ち大規模なものであり、具体的な規模や用途については、今後、政令等で定める予定と聞いております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、建設業界の人手不足、資材不足、建設コストの高騰等の対策についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災被災地における復旧・復興工事の本格化、大型補正予算による公共工事の増大等により、建設業界の人手不足や建設資材の高騰が全国的に懸念されております。特に被災地においては、人手不足や一部建設資材の不足及び価格の高騰が生じていると聞いております。本県の状況としましては、震災直後に一部の建設資材に不足が生じたものの、現在は建設資材の不足や単価の上昇といった情報はなく安定した供給がなされているものと考えております。人手につきましては、他県への流出等による建築関連技能者の不足があるとの情報があります。今後、国・県等の各発注者による資材の需要量・発注時期の把握、建設資材団体・建設業団体からの情報収集及び情報共有に努め、関係機関と連携を図りながら、具体的な対策を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 防災・減災ニューディール事業についての御質問で、小・中・高校の耐震化についてお答えいたします。

本県における学校施設の耐震化率は、平成24年4月現在、小中学校が78.0%、高等学校が89.9%となっております。高等学校はおおむね順調に進捗しておりますが、小中学校につきましては、現在の耐震化率が全国平均を下回っていることもあり、さらなる努力が必要であります。そのため、国においては、今年度の補正予算と新年度当初予算と合わせて改築事業費として約53億円の国庫補助予算が計上されております。

県教育委員会としましては、小中学校の設置者であります市町村に対しまして、事業の前倒し等を積極的に行うよう働きかけ、引き続き早期の耐震化に取り組んでまいります。

次に、学校の通学路安全対策についてお答えいたします。

通学路の安全点検につきましては、学校、市町村教育委員会、警察、道路管理者が連携し実施したところでございます。通学路の安全対策につきましては、交通安全教室の実施や学校安全ボランティアを配置するなど、児童生徒の安全確保を図っております。

県教育委員会としましては、今後とも、市町村教育

委員会、警察、道路管理者と連携を図り、通学路の安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 時間がありませんので、1点だけ確認とともども伺っていきます。

密集市街地の防災対策、今部長の答弁がありましたが、御承知のとおり都市部を中心に自然発生的にできた町が多く、道路は狭く不規則な道路網や行きどまり、救急車や消防車も入らない密集市街地、これが結構たくさんございます。したがって、これらの密集市街地は自然災害のみならず火災や急患搬送などにも対応できず、非常に災害に弱い町になっております。具体的には、区画整理事業や再開発事業を進めることが理想的ですが、これは予算の獲得とか合意形成等に時間がかかり過ぎると思います。したがって、まずお願いしたいことは、現状把握をする意味で徹底した調査をしていただきたいということが1つ、そして応急措置として例えば最低限の道路拡幅とか、消火栓の敷設とか、そういったことが考えられます。ぜひとも各市町村とタイアップしたこの災害に強いまちづくりを望みますが、いかがでございますか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 再質問にお答え申し上げます。

密集市街地の防災向上についての御質問でございます。

現在、私どもが次年度予算として計上しておりますのは、市街地再開発事業及び防災整備事業として山里第一地区とそれから農連市場地区のほうに予算を計上する予定としてございます。

そして議員から御指摘の密集市街地に関する調査でございますけれども、十数年前に全体的な調査をやったことがございますけれども、最近はこういう全体的な調査も行っておりませんので、これにつきましては議員の御提案もございまして今後考えていきたいと思っております。今後とも密集市街地の対策については、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議無所属の上原章です。糸洲朝則県

議に引き続き、会派を代表して質問を行います。

質問の前に、前田政明議員の御逝去に心より哀悼の意を表します。前田議員とは那覇市議会議員として一緒に仕事をさせていただき、また、2004年、同じ県議と一緒に議員とさせていただきました。いつも豪快な一面と繊細な一面をあわせ持つ、常に貫くあの姿は、議員として大変尊敬をしておりました。心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお尋ねします。

(1)、日米首脳会談で環太平洋経済連携協定いわゆるTPPについて、関税撤廃の例外承認が確認され、政府はTPP交渉入りへ大きく加速するとの報道がありました。本県への影響及び知事の見解を伺います。

(2)、平成24年度新たな振興計画がスタートし、大幅な予算となった一括交付金について多くの県民からその執行状況、事業効果に期待し注視する声が寄せられています。特に、過去の振興予算は必ずしも県民の所得向上や雇用環境の改善、子育て支援等に直結していなかったとの指摘があります。知事の見解と対応を伺います。

(3)、子供たちがひとしく恵まれた教育環境の中で幼児期を送ることは極めて重要であり、政府・与党はこのほど「幼児教育の無償化」を検討するとの方針を示しましたが、このことは公明党として強く求めてきたことですが、知事の見解を伺います。戦後27年、アメリカ統治下の中で本県の保育環境、子育て支援は全国と比較して大きくおくれてきました。その特殊事情や島嶼県という地理的不利性を鑑み一括交付金を最大に活用できないか、あわせて伺います。

次に、観光振興についてお尋ねします。

(1)、平成24年度、県は観光客誘致促進や受け入れ体制整備等、観光関連予算を大幅に増額しました。(当初予算23年度22億円から24年度92億円、対前年比420%増)取り組みの状況、課題、成果を伺います。25年度予算はどうなるのか。

(2)、北京事務所の開設など中国・アジア地域からの観光客誘致の取り組みが尖閣問題で影響を受けているとのこと。現状と今後の対応を伺います。

(3)、1人当たりの消費額、平均滞在日数の数値は伸びているか、今後の見通しを伺います。

(4)、県は新税創設を検討しているが、進捗状況を伺います。観光税の考えはあるのか。

次に、農林水産の振興についてお尋ねします。

(1)、県は、加工・流通まで含めた6次産業化による

農林水産物を促進するとしているが、現状、課題、今後の対応を伺います。

(2)、農林水産物流通条件不利性解消事業の成果と今後の展望を伺います。対象品目の拡充はどうなっているのか。

(3)、農業担い手の育成確保のためスタートした新規就農一貫支援事業の成果と今後の展望を伺います。

次に、企業誘致についてお尋ねします。

(1)、誘致状況と成果、今後の展望を伺います。

(2)、沖縄型クラウド基盤構築事業の目的、効果、今後の見通しを伺います。

(3)、賃貸工場整備事業の目的、効果、今後の見通しを伺います。

次に、雇用対策についてお尋ねします。

(1)、契約社員やパート、アルバイトなどの非正規労働者の増加傾向が続いています。総務省は、労働者全体に占める非正規労働者の割合は年平均35.2%に達し、過去最高を記録したと発表しました。特に、若者の非正規労働者が4割から5割に達しています。結婚や子育てが難しくなる人がふえることが懸念され、若者の非正規労働者への支援は待ったなしの課題です。知事の認識と本県の取り組み、対策を伺います。

(2)、平成24年度補正予算で国は「若年者人材育成・定着支援奨励金」を実施するとしているが、内容と取り組みを伺います。

(3)、一括交付金を活用して取り組んでいる戦略的雇用対策事業の内容と効果を伺います。今後の見通しはどうなっているか。

(4)、平成25年度新規事業のパーソナル・サポート事業の内容と効果を伺います。

次に、福祉行政についてお尋ねします。

(1)、子供の医療費無料化について、通院分中学3年生までの実施と自動償還方式の導入は必要と考えるが、県の対応を伺います。

(2)、子供の成長に食事は大切であり、環境等の違いで差があってはならないと考えます。認可外保育園の給食を認可園並みにできないか、県の対応を伺います。

(3)、国は平成25年度より生活保護費の基準を見直すとのこと。生活保護基準を参考に自治体が決めている低所得世帯への保育料免除や就学援助など各種制度に悪影響を及ぼすとの懸念の声が寄せられています。どのような制度に影響が出るのか、県はどう対応するのか伺います。

(4)、子宮頸がんやヒブ、小児用肺炎球菌の3つの予防ワクチンがことし4月より定期接種となります。9

割国からの補助です。また、妊婦健診公費助成も平成25年度以降は恒久的な仕組みとなります。いずれも公明党として強く取り組んできた政策ですが、本県の実施体制はどうなっているか。また、予算措置が地方交付税のため自治体間に格差が生じないか、県の対応を伺います。

(5)、長崎市で起きた認知症グループホームの火災事故は、改めてスプリンクラーなどの消火設備の設置義務や建築基準法の遵守等安全対策に警鐘を鳴らしました。グループホームはここ10年で急増し、全国約1万カ所に上ります。本県の現状と対策はどうなっているか。

(6)、「障害者優先調達推進法」が本年4月から施行されます。同法は、障害者が就労施設でつくった製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対して障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。県の対応を伺います。

(7)、健康行動実践モデル実証事業の目的と効果を伺います。

次に、教育行政についてお尋ねします。

(1)、学力向上は本県の重要課題と認識しているが、フリーターやニートが増加傾向にあると聞きます。自立した社会人・職業人を育てるためには小・中・高等学校からの組織的・体系的なキャリア教育が必要と考えるが、教育長の認識を伺います。

(2)、英語立県沖縄推進戦略事業の進捗状況を伺います。

(3)、いじめ問題が後を絶ちません。国は、平成25年度予算でいじめ対策強化のため48億円を計上し、全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置、小学校でも約7割の学校に配置するとしました。スクールカウンセラーの配置を含め本県のいじめ対策はどうなっているか。

(4)、学校やスポーツの現場で起きる体罰が社会問題となっています。体罰は学校教育法で明確に禁止されており、決して許されるものではありません。教育長の認識と対応を伺います。

(5)、特別支援学校の看護師配置について、子供たちが安心して学べる環境をつくるため、少なくとも5年程度の勤務体制にできないか。また、報告書等の作成で未報酬の時間外勤務を余儀なくされていることは改善する必要があると思うが、対応を伺います。

(6)、県内の特別支援学校を含む全ての小・中・高等学校にクーラーを設置し、使用期間も9カ月は必要と考えるが、現状と対応を伺います。

(7)、ユネスコの世界無形文化遺産に登録された「組踊」について、教育長は「生徒のための組踊鑑賞教室」を拡充するとしていたが、取り組みはどうなっていますか。バスの無料サービス事業がことし3月で終了すると聞くと、学校現場から継続を求める声が寄せられています。対応を伺います。

次に、公安行政についてお尋ねします。

(1)、本県の警察官の定員数は適正か、全国と比較してどうなっているか。

(2)、警察官の定員数を決めるに当たり、米軍人・軍属の数は入っていないと聞くと、本部長の見解を伺います。

(3)、国は、子供たちの通学路における緊急合同点検の取り組み状況を公表しました。県内の状況及び安全対策はどうなっているか。

(4)、横断歩道の白線等が消えたり薄くなっているケースについて、その補修に時間がかかり過ぎるとの声が寄せられています。希望する市町村で対応できる仕組みをつくれぬか伺います。

最後に、「中小企業金融円滑化法」がことし3月で終了します。経営者の方々から資金繰りが厳しくなるとの声が寄せられており、県は独自の借りかえ制度を創設すると聞くと、内容を伺います。あわせて、県単融資制度実施に伴う課題と対策を伺います。

以上、質問を終わりますが、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 上原章議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、観光振興についての御質問の中で、尖閣問題による影響と対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

尖閣諸島国有化以降の観光客数を前年度と比較いたしますと、中国からは大きく減少する一方、韓国や台湾からは増加いたしております。沖縄県では、海外事務所を通じて中国市場の情報を収集するほか、航空会社や現地旅行会社との意見交換を重ねるとともに、個人旅行や中国在住の外国人等に対するプロモーションを実施いたしております。一部航空会社で運航再開の動きがあるとの情報も出てきております。引き続き全中国路線の早期再開に取り組みますとともに、プロモーションの実施を模索してまいりたいと考えております。

次に、農林水産の振興についての御質問の中で、農林水産物流通条件不利性解消事業の成果と今後の展望

についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

農林水産物流通条件不利性解消事業は、75団体に約17億円の補助金を交付いたしております。出荷団体の計画によりますと、出荷計画量は前年に比べ約4割増加する見込みとなっております。平成25年度につきましては、当初予算において約28億円を計上しているところであります。なお、来年度の事業実施に向けましては、対象品目の見直しや通年での実施につきましても調整を進めているところであります。

今後も、事業の実施状況を踏まえつつ、円滑な実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、企業誘致についての御質問の中で、沖縄型クラウド基盤構築事業の目的、効果、今後の見通しについての御質問にお答えをいたします。

沖縄型クラウド基盤構築事業は、先端のクラウドデータセンターと情報通信回線の整備を行う事業であります。

事業の効果と今後の見通しといたしましては、クラウドデータセンターを活用したアジアに向けたビジネスや、民間・公共の業務効率化を実現するクラウドサービスを展開する企業の創出・集積が期待できます。また、クラウドネットワークの先端的な研究開発機関の立地が見込まれており、沖縄県が情報通信分野に関する先進拠点の一つとして世界的に認知されるとともに、高度IT人材の育成確保にも大きく寄与できるものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、TPP参加による本県への影響等について。

沖縄県の農業分野については、十分な農業対策が打ち出されないままTPPに参加した場合、深刻な影響が懸念され、特にサトウキビ生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、製造業については、海外・国内市場等の違いによってそれぞれプラス・マイナス両面の影響があると考えております。一方、輸入業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあり、同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられますが、食の安全等の観点から懸念が生じる可能性も指摘されております。

沖縄県といたしましては、政府において十分な情報提供がなされることが必要であると考えており、国民的議論も踏まえて交渉参加について慎重に判断することが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金についてお答えいたします。

平成24年度から開始した沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進を図る重要な政策手段として、従来の社会資本整備促進を目的とした高率補助制度に加え、沖縄振興特別推進交付金制度が新たに創設されたところであります。同交付金は、一定の要件のもとで沖縄振興の各分野から主体的に政策課題を抽出し事業を立案することが可能な裁量性の高い国庫支出金として創設されており、従来の補助金等と比較して対象事業の広さと予算規模が拡大したところにその特徴があります。対象事業が広がったことにより、これまで手の届かなかった離島の移動コストの低減や離島船舶の購入等の支援、陸上交通体系の見直し、福祉や子育て支援など県民により身近なサービスの提供が可能となっております。また、予算規模が拡大したことにより、産業振興の分野などにおいては、例えば、国際物流拠点施設や空手道会館（仮称）、離島児童・生徒支援センター（仮称）、クラウドデータセンターなどを加速的に整備することが可能となっております。

沖縄県としては、今後とも同交付金や高率補助制度、沖縄特例税制など各種の政策手段を効果的に活用し、沖縄振興の新たなステージを切り開く施策・事業を展開し、沖縄の自立、県民生活の向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中で、新税創設の進捗状況等についてお答えいたします。

本県の厳しい財政状況の中、多様化する行政需要に対応するためには新たな税の導入が必要と考えており、各税目の課題や使途事業などについて関係部局と協議を続けているところであります。新たな税として検討しているのは、入域税、宿泊税、レンタカー税といった観光関連税であります。

新税の導入については、県民、関係団体及び専門家の意見を聞くとともに、県経済の状況等を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 知事の政治姿勢についての御質問で、幼児教育の無償化についてお答えいたします。

教育基本法において、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と明記されております。幼児教育の無償化が実現することですべての子供たちが質の高い幼児教育を享受するとともに、保護者の負担軽減が図られ、子育て支援にもつながるものと考えております。

県教育委員会としましては、国の無償化に向けた取り組みにつきまして注視していきたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、キャリア教育の現状、課題、今後の展望についてお答えいたします。

児童生徒の望ましい職業観・勤労観を育成するため、小学校では「職場見学」、中学校では「職場体験」、高等学校におきましては「就業体験」等を実施するなど、学校の教育活動全体を通してキャリア教育を推進しております。また、現在、商工労働部と連携し、高校生から大学生までの体系的なキャリア形成支援プログラムの策定に取り組んでおります。さらに、生徒の主体的な進路選択、自己実現に課題があることから、県立高校にキャリア教育コーディネーターを配置し、教職員向けの研修の実施や、今の「学び」と将来の「職業」をつなぐキャリア教育マネジメント事業を今年度より実施しております。

県教育委員会としましては、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた組織的・計画的・継続的な取り組みを今後とも推進するとともに、関係機関と連携を強化し、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け系統的なキャリア教育の充実に努めてまいります。

次に、英語立県沖縄推進戦略事業の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンの具現化の一環である本事業は本県の振興・発展に貢献し、英語力及び国際性を身につけたグローバルに活躍できる人材育成を目指したものでございます。児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上を図るために、英検合格率日本一を目指し、小・中・高校で模範となる優秀英語教員を養成するなど授業改善に取り組んでいるところでございます。また、今年度は米国、欧州、アジア諸国に200名余の高校生を派遣したところでございます。さらに、国際交流拠点形成を図るため、今年度は3カ国、5カ

所の教育委員会等と交流意向書の締結を行いました。今後、韓国、カナダ等とも締結を予定しております。

県教育委員会としましては、今後とも沖縄21世紀ビジョンでうたわれているグローバルな教育先進地域づくり及び国際性と個性を涵養する教育システムの拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、いじめの現状と対策についてお答えいたします。

県内のいじめの状況につきましては、文部科学省による平成24年4月から8月までの緊急調査の結果、小学校2727件、中学校353件、高等学校187件、特別支援学校6件、合計3273件の認知件数となっております。いじめの対策につきましては、各学校におけるいじめアンケート調査や個別教育相談の定期的な実施、スクールカウンセラー等との連携による教育相談活動の充実に取り組んでおります。さらに、「沖縄県いじめ対応マニュアル」を活用した教職員の指導力の向上及び支援体制の充実に努めております。また、スクールカウンセラーの配置につきましては、平成25年度は全公立中学校への配置が可能となりました。小学校への配置につきましては、拡充を進めているところでございます。

次に、体罰に関する認識等についてお答えいたします。

幼児・児童生徒が生き生きと学校生活や家庭生活及び社会生活を営むためには、基本的な生活習慣の確立が重要であると考えております。そのためには、教育活動全体を通じて基本的な生活習慣の確立に係る適切な指導の充実に努める必要があります。

体罰とは、「教師が児童生徒に肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって教育上の目標を達成しようとする行為」と言われておりますが、体罰による指導では正しい倫理観を養うことができず、むしろ児童生徒に対し暴力肯定の考え方を持たせ、いじめ・不登校の遠因になっているとの指摘もあり、決して許されるものではございません。現在、全ての教職員及び児童生徒、保護者へのアンケート調査等を行い、より詳細な実態把握に努めているところでございます。

県教育委員会としましては、体罰を防止するため教職員への服務規律の徹底を図るとともに、人権ガイドブックを活用した校内研修等を実施し、すべての教職員が体罰は児童生徒の人権を侵害する非教育的行為であるとの指導観に立ち、人権尊重の精神を貫く教育の推進に努めております。

次に、特別支援学校の看護師の勤務体制等についてお答えいたします。

特別支援学校における嘱託看護師の配置については、県の「嘱託員の委嘱期間及び勤務日数について」の通知及び「特別支援学校嘱託看護師設置規程」に基づき、委嘱期間は1年以内とし、2回に限り更新しているところでございます。また、当該看護師の勤務時間につきましては、設置規定により1日6時間と定められております。

県教育委員会としましては、当該看護師配置校に対しまして、今後とも当該看護師の負担軽減の工夫を図れるよう指導してまいります。

次に、学校への空調施設の設置と稼働についてお答えいたします。

公立学校普通教室における空調施設の整備率は、平成24年7月現在、小学校が54.6%、中学校が52.3%、高等学校が96.7%、特別支援学校が100%となっております。空調の稼働につきましては、県立学校の場合、5月15日から10月15日の間で室温が27度を超えた場合を原則とし、生徒の体調や気温、湿度などの天候に応じ学校長の判断で弾力的に対応しております。

県教育委員会としましては、整備率の低い小中学校について、市町村教育委員会と連携して整備を促進するなど、引き続き安全で快適な学習環境の確保に努めてまいります。

次に、組踊の鑑賞機会についてお答えいたします。

組踊は本県の誇る伝統芸能であり、学校教育・文化財保護の観点から児童生徒に鑑賞機会を提供することは重要であると認識をしております。国立劇場おきなわの自主公演である「生徒のための組踊鑑賞教室」については、平成23年度の7回に対し今年度は8回と拡充されております。また、同劇場では今年度、一括交付金を活用し、「守礼の心～組踊への誘い～」公演を実施したところ、本県の多くの児童生徒が鑑賞したと伺っております。

なお、県教育委員会の「児童生徒の組踊等沖縄伝統芸能鑑賞会」につきましては、平成25年度予算を拡充しました。来年度は、日ごろ鑑賞機会が限られている離島の学校も対象として実施したいと考えております。

県教育委員会としましては、今後ともより多くの児童生徒を組踊に触れさせるため、鑑賞機会の拡充に努めてまいりたいと思います。

次に、公安行政についての御質問で、緊急合同点検取り組み状況及び通学路安全対策についてお答えいたします。

通学路の緊急合同点検については、平成24年11月までに学校、市町村教育委員会、道路管理者、所轄警察

署と連携して実施したところでございます。実施した学校数284校のうち、対策必要箇所は915カ所あり、現在、それぞれの設置者によりまして280カ所が対策済みとなっております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会、所轄警察署及び道路管理者と連携を図り、通学路の安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、一括交付金による子育て支援についてお答えいたします。

本県においては、待機児童の解消及び認可外保育施設入所児童の処遇向上や民立民営が多い放課後児童クラブの環境改善等が沖縄独特の課題として認識しており、解決に向けて取り組んでいるところであります。平成25年度予算案において、沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業として、認可外保育施設の認可化や給食費の拡充を図るため約8億5000万円を計上し、待機児童の解消と認可外保育施設の質の向上を一体的に取り組むこととしております。また、放課後児童クラブの支援については、市町村における放課後児童クラブ公的施設活用促進のための計画策定支援や施設整備補助、家賃補助を行うこととしており、約1億6000万円を計上しております。

沖縄県としましては、引き続き沖縄振興特別推進交付金を活用し、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

次に、福祉行政についての御質問の中で、こども医療費助成事業についてお答えいたします。

沖縄県としましては、市町村からの要望の多い自動償還の導入に向けて、現在、市町村と連携して準備を進めているところであります。具体的には、市町村が自動償還を円滑に導入できるよう環境整備を図るとともに、導入に必要なシステム改修費への補助を平成25年度当初予算に計上しているところであります。また、通院年齢の引き上げについては、事業費の動向や効果を見きわめ、実施主体である市町村の意向も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。なお、通院年齢を中学卒業まで拡大し、自動償還を導入した場合の事業費については、約18億9400万円と試算しております。

次に、認可外保育施設への給食費助成についてお答えいたします。

県としましては、認可外保育施設に対し、認可化と

保育の質の向上を一体的に取り組むため、これまで段階的に支援を拡充してまいりました。平成25年度予算案においては、給食費の単価の引上げ等により、総額で約4億円を計上し、さらなる支援の拡充を図ることとしております。

次に、生活保護費の基準見直しによる各制度への影響と県の対応についてお答えいたします。

「生活保護基準の見直し」に伴い影響を受ける他の制度としては、個人住民税の非課税措置、保育料や介護保険料等の減免措置や就学援助等の給付措置が考えられます。国の対応方針によれば、住民税の非課税措置については、平成25年度からの影響はないとしており、平成26年度以降の税制改正で対応するとしております。また、保育料や介護保険料の減免など見直しに伴う他制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り影響が及ばないように対応することを基本的な考え方としております。

県としては、今後の国の動向を注視しつつ、必要に応じて対応してまいります。

次に、子宮頸がん等ワクチン接種及び妊婦健診の対応についてお答えいたします。

国においては、子宮頸がん予防等3ワクチン接種事業及び妊婦健診事業について、平成25年度以降は基金事業と同様に、公費負担の対象範囲がそれぞれ9割及び10割となるよう地方財源を確保し、普通交付税措置を講じることとしております。

県においては、国が財源措置を行う趣旨を市町村に対し周知をしてきたところであり、今後も両事業がすべての市町村において安定的・継続的に実施されるよう、市町村・医療機関と連携し取り組んでまいります。

次に、認知症高齢者グループホームの防火対策についてお答えいたします。

沖縄県における認知症高齢者グループホームは、平成25年2月現在、27市町村に83カ所整備されており、そのうち、スプリンクラーについては81カ所に設置されております。

県としましては、未設置の施設に対しては引き続きスプリンクラー整備補助事業等の活用による設置を促してまいります。また、自動火災報知設備及び火災通報装置については全施設で設置済みであります。

次に、障害者優先調達推進法に係る県の対応についてお答えいたします。

障害者優先調達推進法では、地方公共団体は毎年度、物品等の調達方針を作成し、年度終了後に物品等

の調達の実績を取りまとめ公表することとなっております。

沖縄県では、従来から障害者就労施設等への官公需の優先発注に取り組んでいるところですが、同法の施行を踏まえ、契約担当部局との連携・調整の上、さらに庁内関係部局への周知と協力依頼を要請してまいります。また、市町村へもこれまで会議等で周知してきたところであり、引き続き障害者就労施設等からの優先調達について周知を図ってまいります。

次に、健康行動実践モデル実証事業についてお答えいたします。

健康行動実践モデル実証事業は、他府県より死亡率が高い青壮年層の健康意識の向上と、行動の変化を促す新たな方法の開発及び実証を行うことにより、早世の予防と平均寿命の延伸を図り長寿世界一復活に寄与することを目的としております。本事業の主な効果としては、青壮年層の生活習慣の改善、地域の健康づくりにかかわる人材の育成及び新たな手法による県全体の健康水準の維持向上が図れると期待しております。さらに、長寿要因の一つとされる県産食材の付加価値の向上及び観光振興に寄与することが期待されます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光振興についての中、平成24年度観光関連予算についての取り組みの状況、課題、成果及び25年度予算についてとの質問にお答えいたします。

平成24年度における主な取り組みとしましては、外国人観光客拡大のため航空路線の誘致に向けた旅行商品の造成促進や沖縄芸能を活用したプロモーション等、主に海外を中心とした誘客活動を重点的に実施してまいりました。また、MICEの誘致や季節の特性を生かした国内誘客の推進、離島の魅力を活用した観光の促進等、市場特性に対応したきめ細かな誘客活動の積極的な展開などに取り組んでおります。さらに、観光人材の育成や観光危機管理体制の構築等を推進するほか、イベントや観光メニューの開発の促進等、観光客の受け入れ体制の整備にも取り組んでおります。

事業を実施する上での課題としては、尖閣諸島国有化以降の日中関係の悪化により、中国国内でのプロモーションの実施に影響があったこと等が挙げられますが、その一方、事業実施の成果としては、平成24年度の外国人観光客数が過去最高の約38万人を超えるなど、今後も観光客数は順調に増加していく傾向にあります。平成25年度予算は、観光費約75億円を計上して

おり、引き続き観光客誘致や受け入れ体制の強化を図るとともに、新たに文化やスポーツ、彩りにあふれた地域の魅力ある観光資源を活用した事業を展開することにより、過去最高の観光客数、観光収入が達成できるよう取り組んでまいります。

次に、同じく観光振興についての中、観光客1人当たりの消費額及び平均滞在日数の現状と今後の見通しについてとの質問にお答えいたします。

過去5年間の観光客1人当たりの消費額は、平成19年度の7万2795円から平成23年度は6万8427円と4368円の減少となっております。また、県外客の平均滞在日数は、平成19年度は3.72日でしたが、平成23年度は3.83日とわずかではありますが増加しております。

県では、消費額や滞在日数を増加させるため、外国人観光客やMICEの誘致強化に取り組むとともに、文化やスポーツなどを活用した付加価値の高い観光メニューの創出支援に努めております。また、夜間にも楽しめるエンターテインメントの創出や離島観光を促進するための路線誘致、旅行商品の造成支援などに取り組んでいるところであります。

なお、今後は、国内景気の回復や円安など明るい兆しも見え始めていることから、関係団体や民間事業者と連携し、なお一層の消費額の増大と滞在日数の長期化を実現してまいりたいと考えております。

次に、教育行政についての中、バスの無料サービスの継続についてとの御質問にお答えいたします。

国立劇場おきなわにおけるバスの無料サービスは、沖縄の文化・芸能等を観光資源として活用する観点から実施している文化観光戦略推進事業の一環で行っております。同事業では、現在、モデル公演の実施とあわせ県内団体客及びホテルに宿泊する観光客の利便性向上と公演の集客を図ることを目的に、利用者10名以上の団体なら誰でも活用できる団体送迎バスの運行や、宿泊施設等を結ぶシャトルバスを試験的に巡回する実証実験事業に取り組んでいるところであり、事業が開始したとし1月から3月にかけて団体送迎バスの運行実績は、これまでに小学校4校を含む21団体が利用していると聞いております。次年度のバスの実証実験事業につきましては、今年度の利用実績、ランニングコスト、また、当該事業のPRの方法等の検証を行った上で、国立劇場おきなわ等とも連携を図りながら、より実情に合わせた形で実施する方向で検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農林水産の振興についての中、6次産業化の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

県としましては、地域資源を生かした加工試作品の開発支援や企業派遣研修、加工機材等の整備などのアグリチャレンジ6次産業化支援事業、地域内展開、県内展開、全国展開の3つの加工品開発モデルの構築を図る県産農産物付加価値向上推進事業などにより6次産業化に取り組んでいるところであります。6次産業化を推進する上での課題としましては、沖縄の地域特性に応じた6次産業化の方向性の確立、農山漁村の活性化に結びついた地域との連携体制の構築などがあると認識しております。

県としましては、これらの課題を踏まえた6次産業化の推進を強化するため、農林水産業活性化推進拠点整備事業により、農林漁業者と食品加工業者等のマッチング支援体制の構築、農山漁村の多面的機能を生かした魅力ある体験・交流地域の体制整備などに取り組んでいくこととしております。

次に、新規就農一貫支援事業の成果と今後の展望についての御質問にお答えします。

沖縄県新規就農一貫支援事業は、就農希望者の就農相談体制の充実や研修施設となる農場整備、研修受け入れ農家の強化、農地の確保、経営安定に必要な農業機械・施設の初期投資支援などを行う事業であります。その成果としましては、農業大学の養液土耕栽培施設導入による機能強化や、農業団体の農業後継者育成施設のハウス整備支援、就農コーディネーターを配置し、14名に対しての就農支援、初期投資支援として、59名に対してトラクターやビニールハウス、花卉選別機等の整備による経営基盤強化などがあります。

県としましては、青年就農給付金事業など各種施策と連携し、今後10年間に3000名程度の新規就農者の育成確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 企業誘致についての御質問の中、誘致状況と成果、今後の展望についてお答えいたします。

県では、製造業や情報通信関連産業などを中心に企業誘致に取り組んでおります。製造業等については、国際物流拠点産業集積地域那覇地区とうるま地区において、現在51社の企業が立地し、雇用者数は約1000人となっております。また、情報通信関連産業については約250社が立地し、約2万2000人の雇用が創出され

ております。

今後の展望としては、臨空・臨港型産業や情報通信関連産業の立地を促進し、著しい経済発展を続けるアジアの成長と活力を取り込むなど自立型経済の構築を目指すこととしております。このため、臨空・臨港型産業については、空港や港湾の物流機能を活用した高付加価値型ものづくり産業や、パーツセンターやリペアセンター、迅速な輸送を求められる生鮮食料品などの保管・流通拠点など、国際物流拠点の形成を促進していく考えであります。また、情報通信関連産業については、引き続きＩＴ津梁パークの整備を進めるとともに、沖縄型クラウド基盤の整備や高度ＩＴ人材の育成確保を図り、アジアと連携したＩＴビジネスの集積を促進していく考えであります。

同じく企業誘致についての御質問の中の、賃貸工場の整備の目的、効果等についてお答えいたします。

賃貸工場の整備につきましては、国際物流拠点産業集積地域うるま地区において、企業の初期投資の軽減や早期操業を支援し、製造業の立地促進を図ることを目的としております。県では、これまでに整備した24棟に加え、平成24年度は6棟の整備を進めているところであり、引き続き次年度も新たに6棟を整備する計画であります。賃貸工場には、平成25年1月現在で26社が入居し、352人が雇用されております。

今後の見通しですが、賃貸工場へのニーズは高いことから、引き続き整備に努めるとともに積極的な企業誘致を行ってまいります。

次に、雇用対策についての御質問の中の、本県の非正規労働者の現状及び対策についてお答えいたします。

雇用者全体に占める非正規雇用者の割合は、平成25年1月の労働力調査では、全国が35.3%、沖縄県が38.1%となっております。そのうち若年者は、全国の37.1%に比べ沖縄県は49.6%と高くなっております。沖縄県としては、正規雇用の機会拡大を図るため、若年者ジョブトレーニング事業や職業訓練校における訓練の実施、県内各地域での合同面接会などを開催しております。また、事業主に対しては、県内企業雇用環境改善支援事業や若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。

同じく雇用対策についての中の、「若年者人材育成・定着支援奨励金（仮称）」の内容と取り組みについてお答えいたします。

沖縄労働局によると、「若年者人材育成・定着支援奨励金（仮称）」は、35歳未満の非正規雇用の若年者に座学と実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施

した後、正規雇用として雇い入れる事業主を支援する助成金とのであります。その内容は、事業主に対し、3カ月から2年の訓練期間中は1人当たり月額15万円までの給与の補填、また、訓練終了後に正規雇用化し、1年定着後は同じく1人当たり50万円、2年定着後はさらに50万円を助成するとのことであり、詳細は各都道府県労働局の意見を踏まえ、現在調整中とのことであります。沖縄県としては、沖縄労働局等関係機関と連携し、同奨励金の周知や利用促進を図っていききたいと考えております。

次に、戦略的雇用対策事業の内容と効果、今後の見通しについてお答えいたします。

本事業は、特に支援を要する若年者や中高年層、子育て中の女性といった求職者に対し、職場訓練から継続雇用へとつなぐ支援、雇用吸収力の高い県内ＢＰＯ業界への就職に向けた人材育成、合同企業説明会・面接会など、継続的就職支援を戦略的に実施しております。平成24年度は、平成25年1月末現在で492名が職場訓練を行うとともに、合同企業説明会・面接会には1348名が参加し、これまでに264名の新規雇用を創出をしております。また、今後の見通しとして、平成25年度については職場訓練や受け入れ企業開拓、求職者ニーズに応じたきめ細やかなマッチング等を強化することにより、460名の雇用を見込んでおります。

次に、パーソナルサポート事業の内容と効果についてお答えいたします。

本事業は、非正規就業や長期失業等によりさまざまな生活上の困難に直面している方々を対象に、専門の相談員が支援対象者の安定的な自立と就労までを一貫して支援していく事業であります。沖縄県では、平成22年度から平成24年度まで国のモデル事業として実施し、これまで支援を開始した者のうち約350名が就職しております。平成25年度以降は、沖縄振興特別推進交付金を活用して事業を継続実施し、新たに求職者の総合的な支援のために設置する「グッジョブセンターおきなわ」において、ハローワークや関係団体と連携して就労支援を行い、雇用情勢の改善に努めていきたいと考えております。

続きまして、中小企業金融円滑化法についての御質問の中の、借りかえ制度の創設及び県単融資制度の課題、対策についてお答えいたします。

県では、平成25年度から県融資制度において、「資金繰り円滑化借換資金（仮称）」の創設を予定しております。具体的な内容としては、既存借入金を一本化し、返済ペースを見直すなどにより中小企業者の月々の資金繰りの緩和と経営基盤の強化を支援してまいり

ます。

次に、県融資制度実施に伴う課題としては、利用実績の低下が挙げられます。その原因としては、平成20年以降実施された景気対応緊急保証制度や金融円滑化法の効果により、中小企業者の資金需要が大分落ちついてきたことや、沖縄公庫の小規模事業者向け資金、いわゆるマル経資金の活用が他県よりも進んでいることなどが考えられます。

県としては、利用実績の向上に向け、融資期間や金利など融資条件の見直しや利子補給制度及び借りかえ資金の創設など県融資制度の改善を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 公安行政に関する御質問の中で、警察官の定員に関する見解について一括してお答えいたします。

当県の警察官の定員は、平成24年度の条例改正で2585人と定められ、全国的にも人口140万人規模の県と同程度の人員が確保されておりますが、警察官1人当たりの負担人口では、当県は550人と全国平均の490人を60人上回っております。

また、当県には年間580万人を超える観光客が訪れるほか、約5万人の米軍構成員、軍属及びその関係者が駐留しており、実質的な警察官1人当たりの負担人口はさらに多いものと考えております。

加えて、警察業務の負担の面でも、離島県という地理的な負担、さらには尖閣諸島や米軍施設などから派生するさまざまな警察事象の負担など他県にはない特殊事情があります。

県警察におきましては、これまでも知事部局や県議会の御理解と御支援をいただき、警察庁に対し警察官の増員要請を数度にわたり行ってきたところであり、その成果として平成14年から昨年までの10年間で295人の警察官が増員され、平成25年度も9人増員する条例改正をお願いしておりますが、依然として警察官1人当たりの人口負担は軽減されていないのが現状であります。

県警察におきましては、良好な治安は社会及び経済の発展を支える礎であると認識しており、沖縄21世紀ビジョンの実現を側面から支援するため、今後とも知事部局、県議会の皆様のなお一層の御理解と御支援をいただき、適正な警察官の人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、公安行政についての御質問の中で、横断歩道

等の補修についてお答えいたします。

横断歩道を初めとする道路標示の設置につきましては、交通安全施設等整備事業に関する法律第2条第3項により、公安委員会が行うこととされており、その補修管理につきましても、公安委員会の責任において対応すべきものと考えております。

横断歩道を初めとする道路標示の補修に時間がかかり過ぎるとの御指摘につきましては、今後、必要な予算の確保に努めるとともに、道路管理者である市町村とも情報共有し、迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 御答弁ありがとうございました。幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

まず観光予算についてですが、これだけの大型予算が来年度も組まれるわけですが、ぜひこの内容の検証等、また効果をしっかり県民に明らかにしてほしいと思うんですが、1点、これだけの予算が増額された中で人的補強はしているのか、この辺をちょっとお聞かせください。

それと、特にこの誘致事業で、プロモーション等の取り組みでどれだけの地元企業がかかわっているのか、県外企業が多いのか、その辺のもし割合がわかりましたら教えてください。

それから、本当に観光産業は沖縄の大きな基幹産業なんですが、先ほどの消費額それから滞在日数について過去5年間、消費については逆に減っていると、それから滞在日数もほぼ横ばいだと。今回、経済労働委員会でハワイも視察させてもらったんですが、ハワイはこの消費額、観光客の平均が12万6000円、滞在日数は9.33という非常に世界の中でも先進的なリゾート地なんですけれども、沖縄県が今後海外誘致を拡充していく中で、県外の観光客も含めてこの消費額、そして滞在日数をどこまで伸ばしていけるかこれは非常に大きな課題だと思うんですが、ぜひ部長もう一度この取り組みを、決意をお聞かせください。

それから、先ほど雇用について、非正規雇用が沖縄県、若者が約5割にも近いと。これはもう本当に異常事態じゃないかなと私は思っております。企業誘致についてもIT企業が250社、約2万2000人が沖縄の雇用の場につながったというんですが、この非正規雇用の割合が非常に高いといういろいろな方々から聞くんですが、その辺は県としてぜひこの若い方々に対する雇用対策、企業誘致を進める一方で非正規雇用が生まれる

この相反する現状をどう捉えて今後取り組むのか。私はもっと強く企業誘致を進める中で正規雇用のしっかり道筋を立てていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、子供の医療費の通院分について、知事、今お手元に私資料を一応差し上げたんですけれども、去年10月に入院分を中学3年生まで引き上げました。これは知事の英断、高く評価するわけですが、通院分に関して我が沖縄県は全国と比較すると、全国は中学3年生まで通院分無料は3県、12歳が1県、9歳までが5県、就学前が28県、6歳未満が1県、5歳未満が1県、4歳未満に4県、3歳未満に4県と、沖縄県はこの4歳未満に入っているんですね。下から8つの県の中に入ってしまったいます。私は、せめて就学前まではこの通院分に関して子供たちをしっかりと行政の責任で育てる意味では無料化にしていだけないかなと改めてお伺いします。

それから、認可外保育園の給食費拡充についても、先ほど非常に大きな取り組みをしておりますと言っておりますけれども、現状は認可園は約1食250円、認可外は77円と、同じ保育の中でこれだけ毎日差があるということは、本当に子供たちを平等に育てる観点からいくと大変厳しいんじゃないかなと。せめて年度年度、この給食費の認可外保育園の子供たちへの支援は広げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、妊婦健診についてなんですが、実はこれまで基金で取り組んできたんですけれども、全国を見ても国は地方交付税で約12万円、各自治体に渡している計算なんですけれども、平均すると9万4000円という数字が実は出ております。沖縄県においてはその格差はないということで認識していいか教えてください。

それから、健康行動実践モデル実証事業、大変時宜を得た事業だと思うんですが、この通告を出した後に、我が沖縄県、女性の寿命が3位に転落と非常にショッキングな報道がありました。沖縄県の健康・長寿を目指す意味においてこういったモデル事業はしっかり取り組んでいただきたいんですが、私はオール沖縄でこの沖縄県の健康寿命をどう進めていくかをしっかりリードをしていただいて、関係機関と連携をとって特に学校現場においても子供たちへの食の教育、沖縄の車社会の中で食のバランスと塩分をとり過ぎない、また適度な運動を進めていくということをオール沖縄でこれは進めなければ大変なことに陥るんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、スクールカウンセラーについてですが、1人の方が何校を掛け持つというようなやり方じゃなくて、私は1校1常勤をぜひお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

それから、特別支援学校の看護師さんの配置、医療的ケアが必要な子供たちにとっては、看護師さんは大変大事な方々なんですが、この方々が長くて3年しかないという1年1年の更新——2回認められているんですが——ぜひ私は少なくとも5年を、安心して子供たちが守れる環境をつくっていただきたいということと、この看護師さんは6時間勤務。子供たちも6時間学校にいるということで、その準備やいろんな取り組みが時間外勤務になって、報酬はないということはどう捉えているかお聞かせください。

それから、公安委員長、沖縄の1人の警察官、人口560人に1人、全国は490人で1人。この米軍基地を抱える沖縄県にとって私はもっと強く求める必要があると思いますが、いかがですか。

最後に、借りがえ制度について。

東京都がことし3月1日からスタートしました。国のこの制度がなくなるというのを見据えて東京都はスタートをしております。その中身が非常に内容がよく、例えば来期の返済を最長6カ月猶予するとか、小規模企業の——20人以下の製造業、それから5人以下の卸小売サービス業は保証料2分の1を行政が負担をします。非常に細かいところまでこの借りがえ制度にしっかり取り組んでいると思いますが、この点は参考にはいかがかなと思いますが、御答弁をよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 上原議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず3点あったと思いますが、予算増額についての人的配置についてというところからお話したいと思います。

県職員、それから海外事務所の職員、あわせてOCVBの事務職員、民間企業、地域の観光協会等々、それぞれの立場でオール沖縄で今現在取り組んでいるところでございます。特にこのコンベンションビューローに関しましては、この観光予算が拡大する中でより強固に、それから公平性・透明性を確保するため事

業の執行に当たっては、県とビューローで連絡会議等を設置して効率的な事業の推進に現在努めているところであります。連絡会議の主な役割につきましては、事業目的の共有化とか、それから事業執行計画の調整、また事業執行状況の把握、それから再委託が必要な場合の委託先の選定等々担うこととしておりまして、昨年6月5日の第1回目の会議から随時、それ以降も実施をしているところでございます。今後も各事業の中間検査の実施、さらに適正な執行に努めていきたいとこういうふうに考えております。

それから、地元企業のかかわり方についてという2点目でございますが、この件に関しましても観光プロモーション事業の発注要件というのがありまして、これに関しましては県が行う観光プロモーションは業務の特性を踏まえながら、適切な事業者を選定をしていくと。その際、特別な事情がない限り県内に本社、支社等の拠点を有すること、もしくは有するものを含むことを要件としておりまして、これはOCVBが再委託を行う場合でも県同様の要件を設定をしているところでございます。

それから3点目になりますけれども、消費額、それから滞在日数の増加に向けた部長としての決意というようなことでございました。

第5次沖縄県観光振興基本計画というものを平成24年度に策定いたしました、その中の目標としては10年後、まず平均滞在日数は5日、それから1人当たりの消費額を10万円、そして観光収入は1兆円という形で設定をしております。この件に関しましては先ほど議員からもありましてとおりハワイ、HTAというのはハワイ・ツーリズム・オーソリティというところが中心となって、2005年から2015年にかけての10年計画——これは通称TSPと呼ばれるものらしいんですが——ハワイ州観光戦略計画というのを立てて、実際に今おっしゃったみたいな形での滞在日数や消費額をふやしているという状況があります。この中で非常にビジョンで注目すべきは、まずハワイ先住民と伝統文化を尊重するということにかなり重きを置いていること、そしてもう一つもそうですが、ハワイの自然資源と文化資源を尊重し保存するというふうにも言われておりまして、特にハワイ島などでは、ハワイ州全体の観光戦略は近年大きく変更されているということで、1つはアロマスピリットという言葉に象徴されるように、ハワイの最も大きな観光資源は、独自の文化、自然、歴史、人などであると気がついたというようなコメントも寄せられております。

ですから、今、文化観光スポーツ部としましては、

平成24年度から25年度にかけての部分でございますが、魅力向上に約19.8%、誘客宣伝もさることながら、今後は魅力向上、人材育成というところも重点を置いてやっていこうということで、誘客あわせて魅力向上、人材育成へこの平成25年度から早速いろいろと施策・事業を打っていくというような計画を立てているところでございますので、今後ともぜひハワイに負けないような沖縄らしい形での観光戦略というのをしっかり頑張って取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、非正規雇用について、若年者が5割というのは大変問題ではないかという御質問、しっかり取り組むべきではないかという御指摘、全くそのとおりでございます。

今回、ことしの1月から労働力調査において、正規・非正規の割合も公表されるようになりました。単月だけのデータですので、なかなか難しいところもありますけれども、いずれにしても若年者の非正規率が高いというのは大きな問題であり、県としてもこの間いろんな取り組みでその若年者の定着支援、正規雇用化を含めてさまざまな取り組みをしております。今回の調査で、非正規率が高い主な産業で一番低いのが宿泊・飲食サービス業、これが正規率が全体の34.1、これは若年者に限らずですね、全体の。まだ若年者までは分析しておりませんが、いずれにしても業種によってかなり正規・非正規が違ってきますので、この辺をしっかり産業別分類も見ながら対応していく必要があると考えております。今回新たに安倍政権の中で若年者人材育成定着支援奨励金——これはまだ仮称ですが——こういう新たな定着支援の事業も出てきました、1人当たり月額15万円。これをうまく活用して、県内企業、中小企業にとりましてはこれ非常に活用しやすいものだと思うんですね。例えば10名ぐらいの企業で本当は十二、三名従業員が欲しいんだけど、いろいろあって10名しかできないというところが、あと二、三名雇用してこれを活用するとか、実はこういうアイデアをあちこちの企業の社長さんたちにいろいろ話をして、これが制度としてスタートした場合、ぜひ活用してほしいとそういう取り組み等も含めて、これについては議員御指摘のとおり積極的に正規化を目指して県としては取り組むべき大きな課題であ

ると認識しております。

それから2つ目の借りかえ制度、これは東京都の例を参考にきめ細かな取り組みを東京ではされているということで、まだ残念ながら東京都の勉強までしておりませんが、いずれにしても今現在、県は金融機関、保証協会等と連携して次年度からのスタートをまず取り組もうということで、今のところ元金据え置きは6カ月ぐらいを想定しているわけですね。議員の御提案にちょっとなかなか及びませんが、あるいは保証料はほぼ据え置きみたいな形で現状のままという感じになりますので、これにつきましても制度を実施していく中で、ニーズ等も踏まえて絶えず検証・検討していくという取り組みにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 再質問にお答えいたします。

4つありましたけれども、まず1つ目についてですが、子供医療費について通院分を就学前まで無料化したらどうかという御質問ですが、まずお答えいたします。

通院年齢の引き上げについては、昨年10月、入院医療費を中学卒業まで拡大したところでありますので、事業費の動向あるいはその効果を見きわめ、実施主体である市町村の意向も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。

2つ目の質問でありますけれども、認可外保育施設への給食費の拡充を年度年度広げてもらいたいという質問でありますけれども、お答えいたします。

認可外保育施設への給食費については、これまで給食費の対象日数などを含めて段階的に拡充をしてきたところであります。平成25年度予算においても給食費の単価を引き上げるなど拡充を図ってきているところであります。沖縄県としては、今後とも待機児童の解消と認可外保育施設の質の向上を一体的に取り組んでいきたいと考えております。

次に3つ目の質問でありますけれども、妊婦健診の費用に格差があるのではないかという質問であります。お答えいたします。

現在、妊婦健診については国の示している内容で実施されているところであります。費用についても国の示した基準内で実施しているところであり、平成25年度以降は10割が普通交付税措置されることとなっておりますので、格差はないものと考えます。

4つ目でありますけれども、健康行動実践モデル実証事業に関連して、健康・長寿の取り組みをオール沖縄で取り組んでどうかという御質問であります。

沖縄県では、これまで健康おきなわ21を策定し、県民の健康づくりを推進してきたところであります。国のほうで第2次健康日本21、あるいは沖縄県で、先ほどありましたけれども平成22年の平均寿命の結果などを踏まえ、健康おきなわ21を次年度、平成25年度に改定をし、平成34年度を最終年度とする第2次計画を策定することとしております。平均寿命日本一、長寿世界一復活に向けた具体的な目標の設定、あるいは行動計画の内容などを盛り込み、議員御指摘のありました学校、あるいはその関係機関などと連携をしてオール沖縄で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 上原議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、スクールカウンセラーの1校常勤配置の要望についてのお答えでございます。

実は、中学校の全校配置につきましては先ほど答弁したとおりでございますけれども、実質的には次年度から73名から90名へ拡充していく予定でございます。と同時に、学校規模によりましては、例えば2校で1名とか、そういったことも考えていくつもりでございます。

ただ、やはり常勤配置とか今後拡充していくための課題もございます。どういったことかといいますと、まずどうしてもこのスクールカウンセラーにつきましては、資格保持、つまり臨床心理士としての資格の保持者の確保が必要なんですね。ですからそういったことも含めながら、今後対応をしっかりと考えていきたいと考えております。

2つ目の看護師のいわゆる勤務体制についての御要望でしたけれども、先ほども県の嘱託員の委嘱期間及び勤務日数についての通知文、それから特別支援学校の嘱託看護師のいわゆる設置規程につきまして、嘱託看護師の委嘱期間とかあるいは勤務時間とか策定されているわけです。そういう中で、1年以内2回更新が可能とか、あるいは1日6時間の勤務時間とかそういったことが決められております。ですから、そういったことをまず基本的に押さえながら対応しているつもりですが、次年度は、実は15名から17名に2名増ということで対応をしていく予定でございます。といいますのも、やっぱり児童生徒の重複あるい

は重度・多様化の傾向がございますので、そういう中で適正な数の看護師をぜひ配置をしていく中で、質の高い医療的ケアの体制を整えていきたいとそういったことがありますので、少しずつ少しずつ拡充していくつもりですので、来年度は17名配置を予定していきたいという、そういう思いでございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 警察官の条例定員につきましては2585人でありまして、先ほど申し上げたとおり警察官1人当たりの負担人口は550人、全国は490人で多くなっているということなんですけれども、これは全国的な数字という意味ではこの10年間の最近の増員の状況を見ましても、大規模なテロの対策、あるいは子供・女性、安全対策、鑑識、検視、それからサイバー犯罪ということで、それぞれの項目ではありますが、どんどんふえてきているというのが実態であります。

2585人の条例定数なんですけれども、同じような規模の例えば奈良県でいきますと人口140万人で警察官2423人ですから、沖縄よりも負担が大きくなっておりまして、あるいは愛媛県144万人ですけれども警察官は2427人で、594人ということで、沖縄の負担人口は高いように見えますけれども、同じような規模の県と比べたらそんなに少な過ぎるというわけではございません。ただ、先ほど申し上げたとおり5万人くらいの米兵がおって、いろいろな問題があつてということでありますので、やはり今後とも増員については、必要性を警察庁にお伝えして説明していきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後6時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 皆さん、こんばんは。

質問に入る前に、日本共産党県議団を代表して、議員の皆さんや知事を初めとする執行部の皆さんに故前田政明議員の葬儀、告別式に際しまして一方ならずお世話になり、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

故人は、人一倍熱血漢で、基地のない平和で豊かな

沖縄の実現のため全力投球で生きてきました。志半ばでの逝去はまことに痛感のきわみです。特に、オスプレイ配備反対の超党派での建白書の取り組みに感動し、その発展を絶えず口にしていました。今後は、その遺志を継いで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、通告に基づき質問をします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてです。

さきの総選挙の結果は、小選挙区制度の弊害がもろに出て、自民党は4割の得票で8割の議席を獲得しています。まさに民主主義にとって危機的事態であると考えますが、知事の所見を伺います。

民意と議席数の乖離が大き過ぎます。選挙制度の改革を求める世論が大きく広がっています。民意を反映した選挙制度にすべきです。知事の所見を伺います。

安倍首相は、過去の侵略戦争を美化し、「村山談話」と従軍慰安婦を認めた「河野談話」も否定しています。沖縄戦の教訓からも許されないと考えますが、所見を伺います。

安倍首相は、憲法9条を変え、国防軍を持ち、集団的自衛権の行使を認めるなど、危険な方向に憲法を改定しようとしています。知事は、明確に憲法9条を守る立場を表明すべきではありませんか。

次に、米軍基地問題についてです。

安倍首相は、22日のオバマ大統領との日米首脳会談で、日米合意に基づいて名護市辺野古への普天間基地移設を早期に進めることで合意しました。この3年間で著しく損なわれた日米のきずなを取り戻し、緊密な日米同盟が完全に復活したと自信を持って宣言したいと安倍総理は記者会見で語り、日本の民主権と経済主権をアメリカに売り渡す姿勢を鮮明にしました。それを受けて、26日には辺野古への新基地建設のための埋立申請に向けて地元漁協との協議を開始しました。これは、沖縄県民の総意を力づくで踏みにじるものであり絶対に許されません。

そこで質問です。

(1)、普天間基地の辺野古沿岸域への移設問題について。

ア、政府は、公有水面埋立申請を日米首脳会談を受けて早期に行う方針のようですが、県への説明はありましたか。

イ、辺野古への新基地建設反対は県民の総意であります。知事は明確に埋め立て拒否の意思表示をすべきだと考えますが、決意を伺います。

(2)、県が行った政府へのオスプレイ配備に関する質問について。

ア、M V22オスプレイ配備について、知事と宜野湾市長の連名で防衛大臣に質問書を提出し回答を求めています。その主な内容と回答について説明してください。

イ、回答のなかった質問は幾つか、現在でもまだないのか、明らかにしてください。

(3)、オスプレイ配備反対の取り組みについて。

県民大会実行委員会は、連名でオスプレイ配備に反対する県民総意の建白書を安倍総理に提出してきました。その内容は、「オスプレイの配備を直ちに撤回すること。及び今年7月までに配備されるとしている12機の配備を中止すること。また嘉手納基地への特殊作戦用垂直離着陸輸送機C V22オスプレイの配備計画を直ちに撤回すること。米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。」となっています。この行動には、オスプレイ配備に反対する県内全ての市町村長、議会議長、県議会の全ての会派が参加するという沖縄の歴史上でも初の思想信条を乗り越えての特筆すべき統一行動として成功しました。知事の所見を伺います。

知事が参加していたら、もっとインパクトのある東京行動になったと考えます。今後のオスプレイ配備に反対する取り組みについて決意を伺います。

次、高江のヘリパッド建設について。

北部訓練場のオスプレイ離着陸帯の建設を中止させるべきです。決意を伺います。

高江のヘリパッド建設現場で土砂崩れが発生しています。実態を報告し、とった対策を説明してください。赤土汚染はどうなっていますか。

工事を直ちに中止させ、自然環境を守ってください。

オスプレイの飛行実態の目視調査結果について。

飛行訓練や飛行経路は日米合意を遵守されていますか。

飛行訓練に対する県民からの苦情や抗議の状況はどうなっていますか。

それに対する政府の回答を明らかにしてください。知事はどのような対処をしてきたか説明を求めます。

次、環境影響評価書の知事意見について。

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書」についての知事意見について、意見本文は次のようになっています。「普天間飛行場代替施設建設事業の実施に係る環境影響について、事業者である国は、評価書の総合評価において「事業の実施に際して、環境保全上、特段の支障は生じない」としているが、次に示す不適切な事項等により、名護市辺野古沿

岸域を事業実施区域とする当該事業は、環境の保全上重大な問題があると考えます。また、当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える。」。

知事意見は、審査会答申を尊重し、評価書に対する沖縄県民の疑問を代弁するものとなっていて評価できます。そして具体的な根拠を示し、辺野古への新基地建設は不可能とする立場は明快です。これまでの県民運動の声を反映したものとして重要です。ただ、解決の道を県外に求めているのは残念です。これでは基地問題は解決しません。世界一危険な基地は日本のどこにも要らない立場での即時閉鎖・撤去を求めることこそ、全国と連帯して県民の願いに応える道です。

そこで質問します。

ア、評価書について、県アセス審査会は自然環境の保全を図ることは不可能との答申をしましたが、その内容とそれに対する対応を伺います。

イ、埋立申請を拒否する立場を明確にすべきです。決意を伺います。

ウ、指摘した不適切な事項はどのようなものか説明してください。

エ、「不可能と考える」という内容について説明を求めます。

(7)、海兵隊について。

知事は、防衛大臣に「海兵隊の意義及び役割」について質問書を提出していますが、その理由、回答の内容、それに対する知事の所見を伺いたい。

(8)、辺野古移設問題について。

辺野古移設を明確に反対だと表明しないと、「地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能」と言うだけでは政府に間違ったシグナルを送ることになると考えますが、所見を伺います。

県内移設反対は県民の総意であるのに、なぜ日米両政府はあくまでも辺野古移設を進めるのか、知事の理解を伺います。

私は、日米両政府が県民総意の県内移設反対の声を押し潰しても辺野古移設にこだわるのは2つの理由があると思います。その1つは、辺野古建設が米軍にとって総合機能をあわせ持つ先鋭的な軍事基地になるからです。もう一つの理由は、知事が辺野古は反対と明確に意思表示しないからだだと思います。アメリカの立場から見たらイエスかノーかしか選択肢はないのに、「地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能」と言うのは、条件が合えば賛成に変わる可能性があるかと判断しているのではないかと考えますが、

所見を伺います。

知事は、移設先を県外に求めています。これではいつまでも移設先は見つからず、また辺野古移設になってしまうのではありませんか。即時閉鎖・撤去を求めるべきです。決意を伺います。

(9)、基地押しつけと県民の負担軽減論について。

オスプレイを押しつけ、米兵犯罪の実態を無視して県民の負担軽減に努めるとする政府の姿勢について知事の所感を伺います。

(10)、那覇軍港の移設問題について。

復帰の際、那覇軍港の返還が約束されましたが、浦添への移設条件つきであったために38年間も動いていません。那覇市長は無条件返還を求め、浦添市長は軍港反対を公約に掲げて当選しました。この際、知事は無条件返還を日米両政府に求めるべきではありませんか。決意を伺います。

(11)、基地外基地問題について。

ア、米軍人関係者の基地外居住について、その法的根拠はあるのですか。

イ、基地外居住者数とその実態について説明してください。

ウ、犯罪を基地外居住者が起こした場合に、その犯罪者の居所の扱いはどうなるか。基地扱いか、民間地域扱いになるのか明確にしてください。

エ、日本の主権が及ばない空間が民間地域に存在することになるのですか。

オ、基地外居住者の引き起こした犯罪の実態はどうなっていますか。その特徴はどうなっていますか。

カ、基地外居住者の車両の保有台数は幾らで、自動車税の軽減額は幾らか。

キ、知事は基地外居住を認めるべきではない。見解を伺います。

(12)、基地受け入れと経済振興策について。

これまでの基地受け入れに対する振興策事業の実態について。

投じられた財政総額は幾らか。

経済効果はどうなっているか。

特に北部地域の住民所得との関係、産業振興との関係について、これまでの経済効果について説明してください。

基地が返還されてこそ沖縄経済は発展することは明らかです。返還前と返還後の那覇市新都心の経済発展状況について伺います。また、普天間基地が返還されたらどのような経済効果があるか説明してください。

日米安保条約について。

日米安保条約を解消する方法はありますか。日米安

保条約が解消されたら日本はどうなると思いますか、明快にお答えください。

日米安全保障条約第10条の規定では、「この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」と規定されています。知事の見解を伺います。

尖閣問題の解決策について。

尖閣問題の解決策について、我が党は次の見解を表明しています。尖閣諸島問題にかかわる中国側の領海・領空侵犯などの動きに対し、「中国側にどんな言い分があったとしても、ある国が実効支配をしている地域に対して、力によってその変更を迫るというのは、今日の世界で紛争解決の手段として決して許されるものではありません。」と基本的立場を明確にし、領土にかかわる紛争問題が存在することを認め、冷静な外交交渉による解決を図る。現状を変更する物理的対応、軍事的対応を厳しく自制する。この問題が両国の経済関係、人的・文化的交流に影響を与えないよう努力を図るということを提案しています。

(1)、道理ある解決策だと考えますが、知事の所見を伺います。

(2)、与那国への自衛隊配備は、逆に軍事的緊張を高めることになり、知事は反対すべきです。決意を伺います。

東日本大震災に対する沖縄県のこれまでの支援の実績はどうなっていますか。現在抱えている課題は何か、今後の支援の取り組みを伺います。

性暴力被害者救援のためのワンストップ支援センターの設立について。

(1)、県は、関係団体を含めた検討会議を開催しているようですが、検討会議のメンバーはどうなっていますか。

(2)、会議を公開していますか（非公開にしている理由は何か）。

(3)、当事者の視点に立った支援センターの設置が望ましいと考えますが、どのようにして当事者の声をくみ上げていますか。

(4)、このままでは県の天下り機関になるだけではないかという不安の声も聞かれます。多くの県民が納得する形で議論を進めていただきたいがどうか。

(5)、県が予算を計上し、責任を持って支援センターの開設及び運営に必要な産婦人科医、支援員、その他スタッフの確保を進めるべきではないか。

7、消費税の大増税について。

10%の増税で県民負担は全体で幾らふえますか。

標準世帯の負担額はどれになりますか。

県経済に与える影響は。

全国一所得の低い沖縄が最も大きな負担を強いられる消費税は明確に反対すべきではないか、決意を伺います。

沖縄市の新焼却炉問題について質問します。

この件で、沖縄県廃棄物処理施設生活環境影響評価専門委員は、「沖縄市池原、産業廃棄物最終処分場変更許可申請における生活環境保全上の地質・地下水に関する意見書」を提出しています。それによると、「当該処分場の周辺地下水は、すでに処分場からの汚水の浸透により、汚染されている恐れがある」と指摘しています。これまで私がたびたび取り上げてきましたが、放置してきています。責任は重大です。

沖縄市の北部地域に産業廃棄物処理施設が過度に集中している問題で、沖縄市はその分散を求めています。その内容を説明してください。

違法なごみ山問題の解決のためにどのような取り組みをしていますか。見通しはどうなっていますか。

今後とも改善作業の管理を行い、平成23年中に安定型区域を終了させ、管理型区域に着手させたいと説明していましたが、結果はどうなっていますか。

地下水から猛毒のヒ素が検出された問題の実態調査の進捗状況はどうなっていますか。

9、教育問題について。

いじめ・体罰の問題について、子供の危機をどう打開するか。今、いじめ・体罰が大きな社会問題になっています。大阪の高校部活での教員による暴力・体罰により生徒が自殺するという痛ましい事件が起きました。この事件は氷山の一角であり、体罰が教育の場に少なからずあることを示しています。子供の命と安全を守るべき教師が、どんな理由であれ体罰という名の暴力を振るうことは絶対に許されません。体罰は、学校から全面的に排除・一掃されなければなりません。

(1)、学校における生徒への体罰の実態はどうなっているか、把握していますか。

(2)、学年別、教科ごとの体罰の実態と、その要因について説明してください。

(3)、教育長として体罰の原因についてどのように分析し、どのような対策をとってきたか、対策の説明を求めます。

(4)、教師の多忙化が依然として改善されていない。教育現場と行政の間に認識の違いがあるのではないかと。多忙化の実態を把握しているのですか。

(5)、取り組んできた改善策と具体的な軽減を説明してください。

私は、これまで過度な学力向上推進運動が沖縄の教育をゆがめていると20年以上前から指摘を続けてきました。かつて学力テスト日本一県の香川県は、非行少年日本一県になったと事例を紹介し、学力テスト偏重で全人教育がおろそかになる、学力テストの弊害に目をつぶっていると反省して改善をしています。ところが、我が県は学力向上の呪縛から抜け出せずに少年非行がふえ続けています。

質問です。

(6)、過度な学力向上推進運動について弊害は顕著です。見直すべきではありませんか。

(7)、負担軽減検討委員会の活動の実態と実績についての説明を求めます。

10、泡瀬干潟の埋立問題について。

「経済的合理性がない」という判決が確定したにもかかわらず、沖縄市は全くの非科学的な新しい埋立計画を作成し、それを県が埋立免許を与えたために、現在、あの美しい貴重な泡瀬干潟はどんどん埋め立てが進行しています。しかも、埋め立ての中心は本土の大企業がやっています。貴重種の生き物たちが生き埋めにされています。県の公共事業評価監視委員会では災害対策に疑問の声が相次いで上がっています。それさえ無視して工事は進んでいます。直ちに工事を中止させることを求めます。

11、特殊病虫害（イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ）の駆除について。特殊病虫害の駆除のための特別対策をとることについて伺います。

久米島などで駆除事業が取り組まれ成功しているようですが、沖縄全県で駆除が成功すると沖縄の経済は飛躍的に発展すると思います。駆除技術は確立しているのになぜなかなか進展しないのか、問題点を究明し必要な対策をとるべきだと考えます。これまでの取り組みの実績について説明してください。陣容を確立して、沖縄全体からいつまでに駆除するのか、駆除計画を策定して取り組むべきだと考えるが、決意を伺います。

12、児童精神科専門医を養成し、各県立病院へ専門医を配置することについて。

県内の児童養護施設や児童自立支援施設では、虐待などにより病状が著しく重い子供がふえ、さらに発達障害や知的障害をあわせ持つ子供もふえています。虐待によって心身に深い傷を受け、さまざまな情緒不安や問題行動などを引き起こす子供、発達上の問題を重層的に抱える子供がふえ、精神医学的な対応の必要性

が高い子供も多いが、施設の職員は少なく悪戦苦闘しているのが現状であります。虐待を受けた子供たちを早期の段階から適切なケアをすることが大変重要であります。ところが、子供の心の治療を行う専門の医師や医療機関が少なく、予約をしても診察は1カ月待ちで、児童精神科医の養成は急務と考えます。生活・治療・教育の3部門をあわせ持つ情緒障害児短期治療施設の設置が強く求められています。人材育成のために県外の先進地の大学病院、医療機関等へ長期研修で派遣して児童精神科の専門の医師を養成することを具体的に検討すべきだと思います。決意を伺います。

13、カジノ導入について。

(1)、カジノは人の心を荒廃させ堕落させるものです。人情豊かな県民に最もそぐわない事業なのに、知事はなぜ人間を崩壊させるカジノに執着するのか。

(2)、カジノによる経済効果で沖縄が豊かになると考えているんですか。

(3)、世界からばくち打ちや犯罪者が押しかけてくると県民は恐怖に思っていますが、どうするか態度を明らかにしてください。

14、待機児童対策について。

「三つ子の魂百までも」と言われているように、乳幼児期の処遇は決定的に重要です。児童憲章では、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童は、よい環境のなかで育てられる」とうたわれ、児童権利宣言では、「人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負う」と明確にしています。ところが、乳幼児の保育所不足は改善されず深刻な事態になっています。待機児童解消を打ち出していますが、その具体的な内容が明確ありません。取り組みを明確にしてください。

T P P（環太平洋経済連携協定）への参加について。

アメリカのもうけのために日本の経済主権を売り渡すのがT P Pです。沖縄農業の柱であるキビや畜産業が壊滅的打撃を受け、医療も経済も壊される「百害あって一利なし」の協定です。T P Pに参加すれば、日本の食料自給率を13%にまで引き下げ、食料主権が放棄されてしまいます。アメリカの狂牛病・B S Eの牛肉や遺伝子組み換え食品なども次々に入ってくるようになります。知事は反対表明すべきです。

那覇空港の第2滑走路の増設について。

那覇空港は、那覇空港調査連絡調整会議が2007年8月に滑走路増設必要性の需要予測を示しています。一方、我が党の赤嶺衆議院議員が、去る2月28日に国土交通省の空港施設高度利用推進室長から受けた説明で

は、現在的那覇空港の滑走路の離発着の容量は年間13万5000回。現在の民間航空機の離発着回数は9万回。今回の需要予測では、2030年度で11万9000回から13万回と予想される。自衛隊の離発着数は2万9600回となっている。今後、自衛隊は飛行隊がふえ、戦闘機も20機から30機になるため、離発着回数は5000回を超えているとなっています。

那覇空港を民間専用化すれば、現状でも滑走路は余裕があります。それをやるべきです。第2滑走路の増設は、那覇空港の軍事利用を拡大することになります。今、自衛隊は戦闘機部隊を1飛行隊から2飛行隊に改編する計画を進めています。さらに、アメリカのウエップ上院議員は「那覇空港の滑走路を共同使用できる施設に拡張することを提案している」と述べています。これでは第2滑走路を増設しても自衛隊や米軍の使用が拡大する結果になりかねません。

(1)、観光発展への障害になる結果を招くが、知事の見解を伺います。

(2)、自然環境の破壊も指摘があり、対応はどうするのですか。

(3)、環境アセスをやり直す必要があると考えるが、知事はどう考えていますか。

次、世界自然遺産登録に向けて。

1月31日に、世界遺産条約関係省庁連絡会議において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく我が国の世界遺産暫定一覧表に自然遺産として「奄美・琉球」を記載するということが決定されました。

世界自然遺産登録の条件はどうなっていますか。

これからの登録に向けての取り組みと決意を伺います。

皆伐をさらに進めるやんばる型森林業の推進（案）は白紙撤回し、保全に全力を挙げるべきです。決意を伺います。

県として最大の取り組みで登録を実現すべきです。決意を伺います。

生活保護問題について。

県内の生活保護受給者の実態はどうなっているか。受給者数の推移は。

生活保護を申請したが受給できなかった件数はどうなっていますか。その原因別の実態を明らかにしてください。

保護基準の引き下げについて、どのような内容か、影響はどうなりますか。

保護基準の引き下げに反対すべきではありませんか。

最後に、県立病院の一般会計からの繰り入れをふやし、独法化をやめるべきだと思いますけれども、所見を伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、小選挙区制度の弊害と民意を反映した選挙制度にすべきではないかについての御質問にお答えいたします。１の(1)と１の(2)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

小選挙区制度につきましては、国会での幅広い議論を経て成立し現在に至っているものと承知いたしております。議員御指摘の小選挙区制度の弊害等につきましても、国会において論議されるものと理解いたしております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、那覇軍港の無条件返還についての御質問に答弁をいたします。

那覇港湾施設が返還されますと、基地負担の軽減、そして跡地の有効利用により大いに発展する可能性があります。これまで移設協議会が21回開催されております。国・県・那覇市、浦添市、那覇港管理組合が連携し、移設実現に向け代替施設の位置・形状、そして港湾計画との関連等について協議をしてきております。

県といたしましては、これまでの経緯を踏まえ、現時点では現行の方針に基づいて進めることが現実的であると考えております。

次に、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）についての御質問の中で、ＴＰＰ交渉参加についての御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、これまで政府からの情報提供が少ないこと、また国内農業へ重大な影響を与えるおそれがあることなどから、国民合意のないままＴＰＰ交渉への参加を行わないことを国に対し求めてきたところであります。

去る２月22日の日米首脳会談後における日米の共同声明におきましては、ＴＰＰ交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことなどが確認をされております。しかしながら、沖縄県といたしましては、政府において十分な情報提供がなされることが必要であると考えており、国民的議論も踏まえて交渉参加について慎重に判断することが重要であると考えており

ます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、過去の侵略戦争の美化や「河野談話」の否定などについてお答えいたします。

平成５年の「河野談話」におけるいわゆる従軍慰安婦問題について、国が行った調査結果によりますと、慰安所の設置は軍当局の要請であったこと、設置が広範囲な地域にわたっていることなどが発表されております。県としましては、従軍慰安婦の問題は沖縄戦の実相として後世に語り継がなければならない重要な問題であると認識しております。

また、県としましては、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、平和の理念と民主主義を押し広めていかなければならないとの「村山談話」を踏襲していくことが重要だと考えております。

次に、憲法９条を守る立場を表明することについてお答えいたします。

日本国憲法は、今日に至るまで国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本理念として国民生活の向上や我が国の平和と安定に大きな役割を果たしております。

憲法９条の論議については、現行規定を擁護すべきとの意見、変化に応じて改正すべきとの意見などさまざまな意見があります。いずれにしましても、憲法については、平和主義の理念が将来にわたって堅持されるよう国会等において十分に議論されるべきであると考えます。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、ヘリパッド建設現場の土砂崩れの実態、対策及び赤土汚染の状況についてお答えいたします。

崩落事故の状況等について、去る２月１日、県が沖縄防衛局から受けた報告では、N-4-1地区の無障害物帯ののり面で幅約８メートル掛ける長さ約15メートル程度の範囲にわたって表層が崩落しているとの説明がありました。その際、県は、これ以上土砂等が流出しないよう速やかに流出防止対策等を実施するとともに、早急に県が立入調査を行えるよう沖縄防衛局に対し求めております。

県としましては、去る２月13日に立入調査を実施し、崩落箇所等の状況について確認するとともに、のり面の復旧と表土保全対策が実施されていることを確認しております。なお、今回の土砂崩落事故に伴って

赤土等の流出が懸念されますが、立入調査の際には崩落箇所の下流部において著しい赤土等の堆積は確認されませんでした。現在、崩落箇所及び崩落土砂については、多機能シートによる表土保全対策が施されていることから、さらなる赤土等流出の可能性は低いものと考えております。

次に、アセス審査会の答申への対応についてお答えいたします。

沖縄県環境影響評価審査会からは、騒音、低周波音等の予測において飛行経路のはみ出しや他の訓練施設への移動が考慮されていないこと、環境保全措置が米軍に周知するのみだったことなどから、平成24年2月8日に当該評価書で示された環境保全措置等では、「事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは、不可能」との答申がなされました。県としましては、審査会の答申を踏まえ、全ての項目を知事意見に盛り込み、同年2月20日に条例に基づき意見を述べたところであります。

同じく米軍基地問題について、不適切な事項とはどのようなものか、また、不可能と考えた内容についてお答えします。2の(6)ウと2の(6)エは関連しますので一括してお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る知事意見においては、当該評価書が手続の最終段階にもかかわらず準備書に対する知事意見に十分対応されておらず、また評価の結果も適切ではないなど多くの問題点があったことから、辺野古移設案は環境保全上重大な問題があり、評価書で示された環境保全措置等では、生活環境、自然環境の保全を図ることは不可能と考えると述べたところであります。その理由としましては、評価書段階でオスプレイの運用及びその環境影響評価の結果が追記され、関係市町村及び住民等の意見聴取がされておらず、有益な環境情報が十分に収集されていないこと、代替施設供用後は米軍の運用となることをもって具体的に飛行ルートを示して予測することは困難と見解を示したこと、動植物に対する影響予測が断定的で適切でないことなどであります。

次に、性暴力被害者救援のためのワンストップ支援センターの設立について、検討会議のメンバーについてお答えいたします。

平成24年度に実施しました検討会議の参加機関は、県及び県警、おきなわ女性財団、強姦救援センター・沖縄、公益社団法人おきなわ被害者支援ゆいセンターとなっております。

次に、検討会議を非公開にしている理由についてお答えいたします。

検討会議に参加している関係団体の活動内容は、被害者の人権に十分に配慮する必要があり、匿名性が重要視されています。こうしたことから、検討会議におきましては非公開としております。

次に、どのようにして当事者の声をくみ上げるのかについてお答えいたします。

支援センター設置に向けての検討会議には、性暴力被害者から直接さまざまな相談を受け、支援実績のある団体が参加しております。県では、これらの団体を通して当事者の状況を把握し、より当事者に寄り添った支援センター設置を検討しておりますが、今後検討を進める中で当事者から直接意見を聞くなどの対応も考えていきたいと考えております。

次に、支援センターの検討方法についてお答えいたします。

県では、今年度において、性暴力被害者ワンストップ支援センター設置に向けて性暴力被害者支援を行っている相談機関及び県警と検討会議を実施するとともに、先進施設への訪問調査を行ったところであります。平成25年度においては、医師会及び産婦人科医会等の関係機関にも検討会議への参加をお願いし、支援センターの運営体制や拠点病院の確保、具体的な連携方法等について検討を行ってまいります。

次に、支援センターの開設及び運営に必要な人材の確保についてお答えいたします。

県では、支援センターのあり方について検討するため先進施設の調査を行っております。支援センターは、設立予定も含めると全国で6カ所あり、そのうち公設公営は2カ所となっております。最も先進的とされ、各支援センターの設立時の参考になっている性暴力救援センター・大阪は民設民営であります。

県としましては、公設と民設のそれぞれのメリット・デメリットを検討し、最も効率的・効果的に運営するためにどのような体制でセンターを設置したらいいのか、また、必要な人材をどのように確保するのか、支援センター設置に向けて関係団体などと検討してまいります。

次に、沖縄市の新焼却炉問題についての御質問の中で、産業廃棄物処理施設の分散についてお答えいたします。

沖縄市からの要請は、市北部地区に産業廃棄物処理施設が過度に集中しており、県が主体的に県内分散・平準化に取り組む必要があるとの内容であります。また、ごみ山について監督責任を全うすることやごみ山の現状と取り組みについて地域に説明するようあわせて要請しているものであります。

次に、ごみ山問題の解決の取り組みと見通し、安定型・管理型の改善状況についてお答えいたします。8の(2)と8の(3)は関連しますので一括してお答えします。

ごみ山の問題については、その解決に着実に取り組むため、平成24年11月に事業者、地元3自治会、営農団体、沖縄市、県の7者でごみ山の改善に係る基本合意書を締結し、情報共有を図りながら、新たな焼却施設の本格稼働後8年以内の改善に向けて協議しながら進捗管理していくことを確認したところであります。平成24年12月には、基本合意に基づき「ゴミ山改善進行管理協議会」を設置し、これまで2回開催しているところであります。

ごみ山の改善作業の進捗状況としましては、安定型区域については、平成23年9月に発した改善命令の履行を確認しており、現在、事業者は沖縄市に示した改善計画に基づき、平成25年9月までに覆土を含め標高68メートル以下にするべく改善作業を進めているところであります。また、管理型区域に対しては、段階的に改善命令を発して進捗管理していくこととしており、平成22年10月に発した改善命令の履行確認後に引き続き、平成25年12月までに1万立方メートル以上を撤去するよう昨年12月に改善命令を発したところであります。

県としては、これらの取り組みを継続し、基本合意書に定める改善目標が確実に達成されるよう事業者の指導を行っていきたいと考えております。

次に、ヒ素に関する地下水実態調査の進捗状況についてお答えいたします。

県では、最終処分場周辺の地下水でヒ素が基準値を超過した原因把握を行うため、地元自治会、営農団体及び沖縄市の意見を踏まえて、平成25年1月31日に周辺11地点において水質調査を実施し、現在、衛生環境研究所において解析を行っているところであります。今後、調査を複数回実施し、季節的なデータの推移や傾向を含めて総合的に考察することとしており、取りまとめた調査結果については地元自治会及び沖縄市等に説明し意見交換することとしております。

次に、世界自然遺産登録に向けて、世界自然遺産登録の条件と登録に向けての取り組み及び決意について、17の(1)と17の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

世界自然遺産に登録されるためには、世界遺産委員会が定めた自然遺産の4つの登録基準である「自然景観」、「地形・地質」、「生態系」、「生物多様性」のうち1つ以上に合致することと、遺産となる地域を

長期的に保護するための法令等の制度によって保護されることが条件となります。「奄美・琉球」については、この登録基準のうち「生態系」と「生物多様性」が該当すると考えられております。

県としましては、世界自然遺産登録の実現に向け、課題となっているマングースなどの外来種対策や保護担保措置としてのヤンバル地域の国立公園化に向けて国や関係団体等と連携しつつ、地域住民の理解を得ながら世界自然遺産登録を目指していきたいと考えております。

次に、世界自然遺産登録に向けての決意についてお答えいたします。

ヤンバル地域や西表島等を含む「奄美・琉球」が、我が国の世界遺産暫定リストに掲載されることが決定されたことにつきましてはまことに喜ばしい限りであります。世界自然遺産への登録は、本県の自然環境のすばらしさが世界に認められたことであり、自然環境の保全や地域振興の面で意義あることと考えております。

県としましては、世界自然遺産登録の実現に向け国や関係団体等と連携しつつ、地域住民の理解を得ながら世界自然遺産登録を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、辺野古移設に係る公有水面埋立申請に関する政府の説明及び県の対応について、2の(1)のアと2の(1)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

去る2月22日の日米首脳会談において、現行の日米合意に従って、普天間飛行場の移設を早期に進めていく旨の確認がなされたことは承知しております。しかしながら、現時点で、政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておりません。仮に提出された場合には関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の一日も早い県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、オスプレイ配備の質問文書の内容等についてお答えいたします。

平成23年6月24日にオスプレイ配備問題についての質問文書を宜野湾市と共同で防衛大臣に提出いたしました。その主な内容としては、オスプレイの墜落事故

の内容、原因、その後の対応や空軍仕様を含めた事故率などの安全性に関するもの、下降気流や高温排気による自然環境への影響など北部訓練場への影響に関するものなどであります。これらの質問に対する回答としては、事故率については、空軍仕様は航空機の仕様が異なることなどからそれを含めたものを示すことは適当でないことや、北部訓練場の自然環境の影響については、米海兵隊が実施した環境レビューにおいて影響は著しいものではないなどとなっております。

次に、オスプレイ配備に関する質問文書への回答状況についてお答えいたします。

オスプレイに関する質問文書は、平成23年6月からこれまで再質問を含め7回にわたり146項目の質問を防衛省に提出してまいりました。平成23年6月の質問文書の29項目の質問に対する回答は全て行われております。しかし、下降気流の影響などの回答に不明な点があり、昨年12月10日に環境レビューに関する再質問等とあわせて防衛省に再質問しているところであります。同再質問文書の41項目の質問については、まだ回答が行われておらず、結果としてこの41項目の質問が未回答となっております。

次に、県民大会実行委員会による行動についてお答えいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名において、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは、意義があったものと考えております。県としましては、市町村や各界各層が参加される運動と県がそれぞれの立場で協力し、事態の解決を図ることが適切であると考えており、今後ともオスプレイの配備計画の見直し等を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、オスプレイに係る今後の取り組みについてお答えいたします。

オスプレイについては、今後、運用のさらなる活発化が懸念される中、県民の不安は一向に解消されておらず、県としては軍転協とも連携し、配備計画の見直しと配置分散の実施などをあらゆる機会を通じ、日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、北部訓練場の着陸帯の建設中止についてお答えいたします。2の(4)のア、2の(4)のウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

県は、SACO合意事案の着実な実施が本県における基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、北部訓練場の過半の返還の実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸

帯の移設については、地元東村とも連携をとりながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分に配慮するよう求めてきたところであり、直ちに工事中止を求める考えはありません。

次に、日米合同委員会合意事項の遵守についてお答えいたします。

昨年の10月1日にオスプレイが配備されて以降、市町村と連携してオスプレイの飛行実態の情報収集に努め、11月末までの目視調査結果を取りまとめたところ、可能な限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避ける、運用上必要となる場合を除き垂直離着陸モードでの飛行を米軍施設・区域内に限るなどの日米合同委員会合意事項に外れると思われる事例が318件認められております。

次に、オスプレイ飛行訓練への苦情等の状況についてお答えいたします。

オスプレイの飛行訓練への住民の苦情については、1月末までに宜野湾市において40件あるなど苦情が寄せられております。オスプレイは、学校や住宅などの上空を頻繁に飛行し、低空飛行や騒音などの苦情が出ております。

次に、政府の回答と県の対処についてお答えいたします。

県は、市町村と連携して収集した飛行実態の情報を取りまとめ、昨年の12月25日付文書で、沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）あてに、政府の責任において飛行実態を調査し、合意事項との関係等を検証し、公表することなどの対応を求めるとともに、総理大臣、防衛大臣及び外務大臣が来県した際にも対応を求めているところであります。現時点で政府からの回答はありません。県としては、引き続き政府に対し、速やかに対応していただくよう求めてまいりたいと考えております。

次に、在沖海兵隊の意義及び役割についてお答えいたします。

平成23年5月に政府から示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について、在沖海兵隊の作戦・任務や沖縄にまもって所在する理由など、その内容を検討したところ、県民の納得のいく説明ではなかったため、疑義を取りまとめ、同年6月に質問書を提出いたしました。同年12月に回答がありましたが、内容が不十分であったため昨年6月に再質問を行っております。それに対し、昨年12月に2回目の回答がありましたが、移設先の検証過程について具体的な検討内容が記述されておらず、沖縄に米軍基地を集中させ続ける理由についても、依然として十分な説明がなされてお

りません。県といたしましては、沖縄の米軍基地の役割や必要性について、引き続き政府に対し十分な説明を求めていくこととしております。

次に、辺野古移設反対の意思表示と日米両政府の辺野古移設推進姿勢についてお答えいたします。2の(8)のア、2の(8)のイ及び2の(8)のウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

普天間飛行場の辺野古移設案には、地元名護市長を初め県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対している状況であります。沖縄県は、地元の理解を得られない移設案を実現することは事実上不可能である旨、日米両政府に対し機会あるたびに繰り返し申し上げてきたところであります。それにもかかわらず、日米両政府が辺野古移設案を推進する姿勢をとり続けていることには、疑問を呈さざるを得ません。2月2日の安倍首相との面談においても、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外移設・返還を強く求めたところであり、県としては、引き続き日米両政府に対し強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。沖縄県としては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

次に、基地問題に対する政府の姿勢についてお答えいたします。

オスプレイについては、再三にわたる要望にもかかわらず配備が行われ、また、相次ぐ米軍人による事件・事故を受け再発防止策が発表されておりますが、実効性の確保は不十分だと考えております。今後も、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的安定が必要であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担について具体的な負担軽減策を示すことが重要であると考えております。

次に、米軍関係者の基地外居住の法的根拠についてお答えいたします。

外務省は、米軍関係者の基地外居住の法的根拠について、「日米地位協定には、米軍人等の基地外居住を禁止する規定はない。」と説明しております。

次に、基地外居住者数についてお答えいたします。

防衛省によりますと、平成23年3月31日現在、施

設・区域外に居住している軍人・軍属、家族の総数は1万4844人とのことです。その内訳は、沖縄市が4250人、北谷町が4004人、読谷村が1898人、うるま市が1782人となっており、中部地区に集中していません。

次に、犯罪を起こした基地外居住者の居所の扱いについてお答えいたします。

基地外居住者が起こした犯罪の居所については、県警本部において、原則、実際生活の拠点となっている場所を居所として取り扱うとされております。

次に、日本の主権が及ばない空間についてとの御質問にお答えいたします。

日本の主権については、外務省によりますと、「公務執行中でない米軍人や軍属、また、米軍人や軍属の家族は、特定の分野の国内法の適用を除外するとの日米地位協定上の規定がある場合を除き、日本の法令が適用されます。」としております。

次に、米軍人の基地外居住についてお答えいたします。

米軍人等の基地外住居については、地位協定上、禁止されておられません。県は、米軍基地に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えていることから、実効性のある再発防止策が講じられるべきであると考えております。

次に、日米安保条約についての御質問の中で、日米安保条約の解消についてお答えいたします。3の(1)と(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

日米安保条約を解消する方法自体については、同条約第10条に規定されており、これは国際慣例に従った条文であると考えております。県としましては、戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく、経済発展を遂げたことや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しており、当面、条約の維持は必要と考えております。

次に、尖閣問題の解決策についての御質問の中で、与那国島への自衛隊配備についてお答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。県としましては、配備に当たり、政府において、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、東日本大震災に対する沖縄県の支援について、この中で沖縄県の支援実績と今後の取り組みにつ

いてお答えいたします。

沖縄県におきましては、東日本大震災発生直後から、各県への義援金の贈呈、被災地への職員派遣や生活必需品等の物資の送付、県内への避難者に対する支援を実施してきたところであります。

県内への避難者に対する支援内容といたしましては、民間賃貸住宅や公営住宅等の住宅支援、県内への避難に係る旅費・宿泊費支援、支援見舞金の支給などを実施いたしました。また、官民190の団体により構成される東日本大震災支援協力会議（県民会議）において、流通業界や交通機関等で受けられる割引カードの発行、被災者間の交流イベントや心のケア事業を行う支援団体への助成金の交付、福島県の小中学生や高齢者の本県への招待などを実施いたしました。

県といたしましては、引き続き被災者のニーズに沿った支援策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 米軍基地問題についての御質問の中で、埋立申請を拒否する立場を明確にすることについての御質問にお答えいたします。

現時点で、公有水面埋立承認申請書が提出される時期等については示されておりません。仮に提出された場合には、行政手続法及び公有水面埋立法等関係法令にのっとり適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、泡瀬干潟の埋立問題についての御質問の中で、埋立事業の中止についての御質問にお答えいたします。

本事業については、市民意見や企業ヒアリング等をもとに土地利用計画を見直し、埋立面積を約半分とすることで、干潟の98%を残すなど環境への影響を大幅に軽減した計画に変更し、一連の法的手続が完了したことから工事を再開しております。本事業は、地元からの強い要請に基づき実施してきたものであり、また、新港地区の東埠頭を早期に供用し企業立地の促進を図る必要があることなど、本島中部東海岸地域の振興・発展のために推進すべき事業であることから、国や沖縄市と連携を図りながら、環境に配慮して早期の完成に向け取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 米軍基地問題についての御質問の中で、基地外基地問題についての御質問の

うち、基地外居住者が引き起こした犯罪の実態、特徴についてお答えいたします。

県警察におきましては、米軍人犯罪の4軍別、身分別発生状況については把握しておりますが、基地外居住の実態については把握しておりません。なお、警察が米軍人被疑者を事件送致する場合、米軍当局に被疑者の人定事項等を記載した書面により犯罪通報を行います。犯罪通報の書面様式では被疑者の人定事項は、所属部隊または住居を記載することとなっており、米軍人は基地外居住でも住民登録されていないことから、所属部隊名で犯罪通報を実施しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 米軍基地問題についての御質問の中で、基地外居住者の車両保有台数と自動車税の軽減額についてお答えいたします。

自動車税は、道路運送車両法第6条の自動車登録ファイルに登録された「使用の本拠の位置」によって課税されるとなっております。米軍人・軍属等の私有車両については、平成24年度定期賦課時点で使用の本拠が全て米軍基地内となっているため、基地外居住者が保有する自動車の台数及びその自動車税軽減額を把握することは困難であります。一方、基地内外の居住を問わず、平成24年度定期賦課における米軍人・軍属等が保有する自動車に対する自動車税の課税台数は2万4511台と判明しており、その税額は3億1889万円となっております。これを一般県民並みの税率に置きかえて算出した場合の税収は10億812万円となり、その差額は6億8923万円となります。

次に、消費税の増税についての御質問の中で、消費税率引き上げに伴う県民全体の負担についてお答えいたします。

平成23年度の本県における清算後の消費税収は、推計で約1088億円となっており、これをもとに試算しますと、消費税が5%から10%に引き上げられた場合、県民等の負担は約2176億円になるものと思われます。

次に、消費税率引き上げに伴う標準世帯の負担額についてお答えします。

家計調査で公表された本県における1世帯当たりの平成23年平均消費支出を参考に、民間研究所が用いた手法で算出すると、消費税が10%に引き上げられた場合、本県における2人以上の世帯のうち勤労者世帯では、年間負担額が約22万3000円となり、現状に比べ約10万6000円の負担増になると試算されております。なお、全国の世帯平均では、年間負担額が約27万6000円

となり、現状に比べ約13万1000円の負担増になると試算されております。

次に、消費税率引き上げに反対することについての御質問にお答えいたします。

国及び地方財政の極めて厳しい現状において、行革努力のみでは今後の社会保障等の行政サービス需要に対応できない状況にあり、県民が安心して暮らすことができる行政サービスを支えるための確かな財源が不可欠であります。このような視点から、消費税は他の税目に比べ景気変動による影響を受けにくく、少子・高齢化がますます進展する中で、国・県・市町村における安定的な財源の確保等のため、その役割は重要であることから、消費税法等の一部が改正されたところであります。改正法においては、消費税率の引き上げを踏まえ、低所得者に配慮するための対策などの措置を講ずることとされております。

県としましては、今後も引き続き国の検討状況や対応動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 米軍基地問題についての御質問の中の、振興策事業の実態、財政総額及び経済的效果について、これは2の(12)アから2の(12)ウまで関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄の振興については、基地受け入れによるということではなく、沖縄振興特別措置法第1条に掲げられた「沖縄の置かれた特殊な諸事情」、すなわち戦後27年間我が国の施政権の外に置かれた歴史的事情や依然として続く過重な基地負担などの社会的事情、さらに、広大な海域に散在する亜熱帯の島嶼地域であることなどの地理的・自然的事情に鑑み推進してまいりました。国の沖縄振興予算は、復帰後40年間で約10兆円となっており、道路、ダム、教育施設等の社会資本整備が着実に進展するとともに、観光・リゾート産業や情報通信関連産業等が順調に成長してまいりました。この結果、昭和47年に4500億円であった県内総生産が平成21年には約8.3倍の3兆7000億円に、就業者数は昭和47年の36万人から平成23年には約1.7倍の62万人となるなど、全国を上回る経済の発展が図られたところであります。

次に、北部地域の住民所得と産業振興について。

県土の均衡ある発展を図る観点から、平成12年度にスタートした北部振興事業により、情報通信関連及び観光・リゾート関連等の施設や農林水産加工施設の整備、道路、港湾、住宅などの社会資本及び生活環境の

整備などが実施されております。これらの取り組みにより、この10年間で約2000人を超える雇用が創出されるとともに、人口が約3800人、3.0%増加するなど一定の成果を得ております。しかしながら、平成21年度の北部地域の1人当たりの市町村民所得は、180万9000円となっており、1人当たりの県民所得204万5000円や県内の他地域に比べ低い水準となっております。

沖縄県としましては、今後とも北部地域のさらなる振興のため、北部12市町村と連携を図りながら、新たな北部振興事業である北部連携促進事業が着実に実施できるよう取り組んでまいります。

次に、那覇市新都心の経済発展状況と普天間基地が返還された場合の経済効果について。

那覇新都心地区の経済発展の状況について、直近のデータによると、従業員数については、返還前168人、返還後1万7285人、返還前の軍雇用者所得は約7億5000万円、返還後の雇用者報酬は推計で約518億3000万円となっております。また、普天間飛行場が返還された場合の経済効果については、県が平成18年度に実施した調査において、普天間飛行場が返還後に那覇新都心並みに整備・発展した場合を想定してその経済波及効果を試算したところ、商業活動に伴う経済効果が約4522億円、誘発雇用人数が約3万2000人となっております。

次に、消費税の増税についての御質問の中の、消費税率引き上げによる県経済への影響について。

昨年8月に成立した社会保障と税の一体改革関連法は、2014年4月に消費税率を8%、2015年10月に10%に引き上げることが柱となっております。また、その施行前に経済状況等を総合的に勘案した上で、施行の停止を含め所要の措置を講ずることとされております。消費税率引き上げによる県経済への影響につきましては、個人消費等の落ち込みが懸念される一方で、子ども・子育て支援の充実や、社会保障の安定など将来への不安が取り除かれることによるプラスの影響も考えられます。

沖縄県といたしましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

那覇空港第2滑走路の増設についての御質問の中の、那覇空港第2滑走路増設による観光及び自然への影響と環境アセスについて。これは16の(1)と16の(2)及び16の(3)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

那覇空港は、沖縄県の社会経済活動を先導・牽引するとともに、航空輸送のほかには高速輸送手段を持た

ない離島県沖縄の県民生活の基盤を支える重要な施設であります。国と県では、那覇空港の整備のあり方について、平成15年度から平成19年度にかけて、パブリックインボルブメント等の手法を取り入れ、現地調査等に基づく自然環境や社会環境への影響も検討しながら総合的な調査を進めてまいりました。この調査の結果、将来需要への対応、また不測の事態に伴う滑走路閉鎖による空港機能が停止することを回避するため、那覇空港の沖合に滑走路増設が必要であると確認したところであります。さらに、国は、滑走路増設の具体化に向け、平成20年度から構想段階及び施設計画段階の検討を経て平成22年度から環境影響評価法に基づく手続を進めており、平成25年度にはその手続終了を見込み、平成25年度新規事業化に必要な予算を計上したところであります。

那覇空港は、県外及び県内離島を結ぶ交通の結節点として、また国内外の観光客の受け入れや国際物流の拠点として、沖縄県経済や県民生活にとって極めて重要な役割を担っている中で、その利用状況は処理能力の限界に近づきつつあります。県としては、那覇空港の過密な利用状況と環境影響評価法に基づく手続過程を踏まえ、平成25年度予算政府案に示された平成25年度着工、平成31年完成に向け、国と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 尖閣問題の解決策についてとの御質問にお答えいたします。

尖閣諸島につきましては、日中両政府の平和的な外交によって解決されるものであり、また、両国の経済や文化、人的な交流は重要であると考えております。

次に、カジノ導入についての御質問の中の、なぜカジノ導入を研究、検討するのか、及びカジノによる経済効果で沖縄は豊かになるかについてとの質問にお答えいたします。13の(1)と13の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

現在、カジノは世界120カ国以上で合法化され、観光振興や地域の活性化、雇用の創出、税収の確保など、経済波及効果の面で多くのメリットがあると言われていたことから、産業の一つとして可能性を追求すべきと考えており、現在県がイメージしているのは、カジノを含む統合リゾートという形であります。しかし、その導入につきましては賛否両論あることから、国の「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律案」の動向等を踏まえつつ、今後とも県民のコンセン

サスを前提として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じくカジノ導入についての中、懸念事項に対する県の見解についてとの御質問にお答えいたします。

これまで超党派の国際観光産業振興議員連盟において検討が進められてきました「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律案」において、国の規制機関の設置や公的機関等による厳格な管理体制の構築などの対応策が検討されております。

議員御質問の趣旨につきましては、ギャンブル依存問題や暴力団等組織悪の加入などを懸念されているものと理解をいたしておりますが、諸外国においては、ギャンブル依存問題について、自己申請や家族申請による顧客排除プログラムが採用されるなど対策が講じられており、また、暴力団等組織悪の介入につきましては、カジノ事業者ライセンスを付与する際の厳格な審査やブラックリストの作成及びリスト掲載者の施設内からの退去義務など対策が講じられております。

県としましては、今後ともアメリカやシンガポールなど先進地におけるさまざまな情報を収集し、仮に、統合リゾートを導入するとした場合、懸念されるあらゆる課題等に対し厳格に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育問題についての御質問で、体罰についてお答えいたします。

平成24年度の体罰の実態を把握するため、現在、公立学校を対象に「体罰に係る実態調査」を行っているところでございます。なお、体罰による懲戒処分は、平成21年度以降は2件となっており、その内訳は平成21年度に減給が1件、平成22年度に戒告が1件となっております。

次に、学年別、教科ごとの体罰の実態についてお答えいたします。

平成21年度以降、体罰を受けた生徒は、中学2年生3名、高校2年生1名となっております。また、体罰を行った教職員の教科につきましては、中学校教諭は保健体育、高等学校教諭は地理・歴史となっております。いずれの体罰も問題行動を起こした生徒の指導中に発生したものでございます。

次に、体罰の原因と対策についてお答えいたします。

体罰が起きた原因としましては、生徒指導の場面に

おける生徒の反抗的な言動に対し、反射的に起きた私的感情を抑え切れなくなったケースや、暴力を振るってくる生徒に対し一定の限度を超えて有形力を行使してしまったケースなどがあります。

県教育委員会としましては、これまで人権ガイドブック「信頼される教職員をめざして」などを活用して、子供との信頼関係の構築や教職員の人権意識の高揚を図っており、今後とも、体罰のない生き生きとした楽しく学べる学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、多忙化の実態についてお答えいたします。

平成20年度に行った「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」の結果の概要から、勤務時間内の業務につきましては、全体の4分の3を超える教員が業務量が多いと感じております。また、勤務日にはほとんどの教員が、休日には7割近くの教員が勤務時間外の業務を行っている状況にあります。

次に、改善策と軽減についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の多忙化解消の取り組みとして、調査依頼や通知文書の見直し、電子メールによる発送、指定研修の期間縮減などを行っております。また、各学校におきましては負担軽減検討委員会等を設置し、実情に応じた取り組みを行っております。平成23年度と24年度に県立学校に対して行いました「教職員の業務の効率化に関する実態調査」によりますと、1日平均の超勤時間が1時間以上であった教職員の割合は、平成23年度76.5%から平成24年度69.9%へ6.6ポイント減少し、改善されております。

次に、学力向上推進についてお答えいたします。

本県の子供たち一人一人が自己実現を図り、国際社会で堂々と振る舞うことができる「確かな学力」を身につけさせることは、県民の願いであります。今年度からスタートいたしました学力向上主要施策「夢・にめふぁ星プラン」においては、キャリア教育の視点を踏まえた学力向上の取り組みを行うことで、幼児・児童生徒一人一人に夢や希望を持って学校生活を送らせる施策を展開しております。

県教育委員会としましては、豊かな心、確かな学力、健やかな体などをバランスよく育み、「生きる力」の育成に努めております。

次に、負担軽減検討委員会の活動の実態と実績についてお答えいたします。

各学校において負担軽減検討委員会等を設置し、定時退校日、ノー部活動日等の設定、会議の精選、校内組織のスリム化等を推進し、各学校の実情に応じた取り組みを行っております。その結果といたしまして、

業務量が多いと感じている教職員の割合は減少しております。

県教育委員会としましては、今後とも各学校における負担軽減検討委員会等の活性化を図り、気軽に話し合うことのできる職場づくりや、教職員相互の連携・協働体制の構築等を推進することにより、教職員がより働きやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 特殊病害虫イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの駆除についての御質問にお答えします。

久米島のアリモドキゾウムシ根絶事業は、平成13年度から開始され、国による駆除確認調査が平成24年12月28日に終了し、根絶が確認されております。現在、国によるパブリックコメント、公聴会を経て、植物防疫法施行規則の一部改正を進めているところであります。一方、久米島におけるイモゾウムシの根絶防除は、有効な誘引剤がなく根絶には至っておりません。今後は、誘引剤の探索や人工飼料の低コスト化を行い、久米島での根絶を進めてまいります。さらに、アリモドキゾウムシについては、久米島での根絶防除の成果を踏まえ、事業規模拡大に向けた不妊虫の大量増殖技術の確立や、人工飼料の開発などにより、防除地域の拡大を図ってまいります。

次に、世界自然遺産登録に向けての中での、やんばる型森林業の推進（案）の白紙撤回についての御質問にお答えします。

ヤンバルの森林については、森林の持つ多面的機能の高度発揮や、地域産業としての林業の活性化や就労・雇用の確保等が求められている一方で、生物多様性に富んだすぐれた自然環境の保全を求める声も高まっております。このため、ヤンバル3村を初め環境団体や林業関係者、有識者等から成る検討委員会の意見を踏まえて、「やんばる型森林業の推進（案）」を検討しているところであります。やんばる型森林業の推進（案）は、現時点におけるヤンバルの森林の取り扱いに関する方針であり、引き続き環境保全にかかわる環境行政や、森林を利用する林業関係者等とのさらなる調整を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 児童精神科専門医の

養成等についての御質問の中で、児童精神科専門医の養成についてお答えいたします。

日本児童青年医学会が認定する専門医については、全国的に指導医が不足しており、県内では同専門医を養成することが困難な状況にあります。病院事業局においては、今後、県外研修への医師派遣を検討しております。福祉保健部においては、その状況を踏まえながら、精神医療を必要とする児童への支援について、福祉と医療の連携した体制づくりについて検討していきたいと考えております。

次に、待機児童対策についての御質問の中で、待機児童解消策についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、潜在的待機児童も含めた9000人の待機児童の解消を図ることを目標として掲げ、取り組んでいるところであります。県におきましては、目標の実現に向けて、平成25年度当初予算案において沖縄振興特別推進交付金や安心こども基金による保育所の施設整備費として約56億円を計上したところであります。

県といたしましては、保育の実施主体である市町村と連携を密にしながら、引き続き潜在的待機児童を含めた待機児童の解消に取り組んでまいります。

次に、生活保護問題についての御質問の中で、生活保護受給者の状況についてお答えいたします。

沖縄県の生活保護受給者数は、全国と同様に増加傾向で推移しており、平成23年度は3万844人で、平成19年度の2万3279人と比較すると7565人、32.5%の増加となっております。平成24年10月現在の世帯類型別の状況を見ますと、高齢者世帯が44%を占めており、以下、障害者世帯及び傷病者世帯がおのおの18%、母子世帯が6%、その他世帯が14%となっております。

次に、受給できなかった件数とその原因についてお答えいたします。

平成23年度の生活保護申請件数は県全体で4527件であり、そのうち保護開始に至らなかった件数は893件となっております。その理由といたしましては、「資産、預金等の活用」によるもの254件、「稼働能力の活用」によるもの123件、「収入が最低生活費を上回る」ことによるもの109件、「他法活用」によるもの81件などとなっております。

次に、基準引き下げの内容とその影響についてお答えいたします。

今回の生活保護費の見直しは、国の社会保障審議会の生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整するとともに、平成20年度以降の物価の動向を勘案し、生活扶助

費の基準を見直すというものであります。沖縄県における影響につきましては、改定される基準額が示されていないことから、現時点で把握することは困難であります。

次に、基準引き下げへの反対についてお答えいたします。

生活保護基準につきましては、生活保護法第8条に基づき、厚生労働大臣が定めることになっております。県といたしましては、生活保護制度が最後のセーフティネットとして十分に機能を果たすことが重要であると考えており、国の動向を注視するとともに、保護の適正な実施に努めてまいります。

次に、県立病院の一般会計からの繰り入れ等についての御質問の中で、県立病院の経営形態及び一般会計繰出金についてお答えいたします。

平成24年度検証結果報告書では、病院事業局の内部努力、一般会計繰入金の支援等により、経営改善が実現したと評価されております。一方、持続的な経営健全化の達成見込みについては、さらなる経営改善を行うことが前提とされるなど課題の付された評価となっております。このため、検証結果で示された課題に対しては、具体的な取り組みを行うことが必要であると考えており、現在、関係部局で課題に対する取り組み方策を検討しているところであります。

病院事業の経営形態については、検証結果とあわせてこれらの取り組み方策等も踏まえながら、総合的に判断することとしております。また、一般会計繰出金については、地方公営企業法の趣旨及び総務省の繰出基準を踏まえて繰り出しを行うこととしており、引き続き政策医療の内容、範囲等も考慮して、一般会計から病院事業に対し適切に繰り出しを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 再質問します。

まず1つは、那覇空港の第2滑走路の問題ですが、県は独自に需要予測はやりましたか。

それから、今、知事は工期の短縮を要求しているようですが、工期の短縮できる可能性はありますか。工期短縮によってどのような問題が生じるか説明してください。

それから、その際に工期短縮による環境影響評価はやり直す必要があるのではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。

それから、第2滑走路は軍民共用で自衛隊専用にな

るおそれがあると思うがどうか。

調べてみたら、全国的に軍民共用化が進んでいます。ぜひ実態を調べてほしいと思います。それから見ると、結局は第2滑走路は民間の需要ではなしに自衛隊と米軍が使うということになりかねない状況があると思いますので、それについて明確にお答えください。

それから、沖縄市のヒ素が出た問題でありますけれども、私が11月議会にも猛毒のヒ素が出ている、ちゃんと地下水の調査をやったかということで質問しました。結局は県は、きちとした実態掌握をしないで大丈夫ですということを言っていたんですけれども、ここで県の産廃処理施設生活環境影響評価専門委員の意見が出ていますが、それを読むと非常に重大な問題が指摘されています。どういうことかといいますと、雨水時に処分場表面で降った雨がそのまま表流水として域外に出ている真っ黒な汚水であり、このような水が河川、水路等の公共施設水域の付近に流れ込んでいて、汚水の流出を完全に阻止できていない。それから、特に私は浸出水の問題を取り上げましたけれども、結局、今、仕切りがないためにどんどんどんどん地下浸透しているぞということを警告しているんです。ところが、県はこれまで浸出水対策をちゃんとやっていますということを答えていましたので、少なくとも県の評価専門委員の出した文書について、しっかり掌握してから対策をしてほしいと思うんです。これはこの中では浸出水が出ていて、どんどん地下浸透して広がっていくぞと警告しているんです。だから今のままでは許されない。改めてきちっとこの産業廃棄物処理をめぐって浸出水対策をちゃんとやるように。それから、環境汚染についてもちゃんと食いとめるようにしてほしいと思います。

教育問題について聞きます。

教育長は、一生懸命に、自分たちのやってきたことは何も問題ありませんという状況のお話でしたけれども、ところが、教育長、今、学校現場の多忙化という問題については、皆さん方の先ほどの答弁では全く実情を理解していないというぐあいに思うんですよ。だから、それについて改めて乖離があるんじゃないかと、現場と皆さん方の認識の違いがあるんじゃないかということを指摘しましたので、改めて実態調査を求めます。

ここに私も小中学校の資料を持ってきましたけれども、（資料を掲示）中頭地区の学力向上の取り組みという物すごいスケジュールで全部組まれている。こんなことをやったら、本当に先生方は生きていけな

いんじゃないかと思うぐらい過重な負担状況ですよ。特に私は学力向上がゆがめているということで指摘しましたけれども、学力向上の取り組みについては、愛知県の犬山市とかいろいろ調査してきた結果を報告しました。私はここに「学テ日本一物語」という香川県の3年連続学力テスト全国一になったという現場の教師たちの告発を書いた本を持ってきたんですけれども、これでは結局は先生方は全国学力テスト3年連続1位になったために、学校強化体制含めて全部いかにすれば学力テストで1位になるかという集中ですよ。結局はそれで何をしているかというと、学力テストに向けての予行演習、これに向けての勉強しかやっていない。結局、教育基本法が求めている本来の教育というのとかけ離れて、あくまでテスト解答させるためのようなものにしかっていないという告発がありますので、ぜひ調べてほしいと思うんです。ところが、沖縄でも、この中でも皆さん方が出した資料で見ると、通常の教育課程に基づく指導要領に基づくものじゃなくて、全部学力向上推進月間を入れて、そのためにどうすれば学力テストが上がるかというその模擬テストみたいなものをどんどんやっている。本来の教育課程とかけ離れて、子供たちの本来の教育は何かということについてのものがかなりかけ離れているんですよ。それで、香川県では、県民的大運動を狙って教育を取り戻せ、この学力テストは誰のものだと、全国一になるために学校現場がゆがめられている。あの香川県、非常に平穏な農村、漁業の町でしたけれども、結局は少年非行全国一になったという大問題になったんです。沖縄もそうでしょう。復帰のときは少年非行は余りなかったけれども、今や少年非行といえば沖縄ですよ、全国一。これは20年余り積み重ねたこの学力向上推進運動がゆがめられてきた結果だと、私はそういうぐあいに思っています。

これは教育長にも上げたと思いますけれども、「頑張ってるね、先生」で私、この告発をしました。これを書いたのは1990年、なぜ書いたかということ、八重山で田本君集団暴行死事件があって、体罰がいいかどうかと議論がありました。そのときも私が答えを書いているのは、学力向上推進運動が沖縄の教育をゆがめているという、20年前からずっと告発してきた。ところが、皆さん方はそれについては、学力向上に呪縛されて反省しようとしもない、何が問題かということも考えない。本来の教育を取り戻すという意味では、改めて皆さん方が進めてきた学力向上推進運動の中身についてはきちっと精査してほしいと思うんですよ。この確かな学力の向上に向けて全国学力テスト学習状況調

査をずっとやっていますね。こういったことをやって
いたんじゃないでしょうかと思いますよ。

それから、学校長の先生方に対する思いやりの問題
でこういう文書が来ています。学級崩壊のクラスに対
し校長は何の手も打たなかったばかりか、その先生が
子供たちの様子を見に来てほしいと校長に頼んだら、
来てもらい授業参観をした。その感想は、校長は先生
本人に、君の授業は魅力に欠けるからだめだと告げ
た。これは何のことかといいますと、学校でクラスで
子供たちが暴れてなかなか収拾がきかない。その担
任の先生が教員としての力が足りなかったんでしょ
うけれども鬱病傾向になっていた。それでも必死にな
って頑張ってくれと言って求めたら、校長は適切
な対応をするんじゃないかと、おまえがだめだったか
らだ。だから、生徒の前でおまえがだめだからと言わ
れて、この人はそれからずっと今、鬱病で休んでいる
ですよ。沖縄の先生方がそういう関連での病気が多い
というのは、やっぱり現場の先生方を責めるだけじゃ
なくて、その学校現場で管理職と先生方の関係がどう
なっているかという問題についてやっぱりきちっとし
ないといけな。私どもが学校現場にいるときには、
いい先生がみんなに選ばれて校長・教頭になると、非
常によかったですよ。ところが、今は管理職試験を受
かった者が上にいって、本当に現場の教育実践上の悩
みや苦しみはなかなか相談できない実態になっている。
そういう面ではこの基本的な問題について、学校の
運営の仕方の問題も含めてもっともっと子供たちが
大事にされるような体制をつくってほしいと思うん
です。それは教育長に要望しておきます。

それから、高江の問題ですけれども、先ほど部長は
赤土汚染はありませんと言っていましたけれども、こ
こに現地から赤土で汚染された写真がたくさん送ら
れてきています。（資料を掲示）この問題ではたび
たびこの議会でも事実を調査しないで間違った報告を
しているという実態がありますから、部長、改めて現
場を調査してこういうことがないようにしてください。
いいですか。

それから、世界遺産登録の問題について言えば、ヤ
ンバルの皆伐を進めておいて世界自然遺産登録がで
きるわけじゃないですよ。泡瀬干潟は貴重種が生き埋
めにされてどうしてあれで世界遺産登録できるん
ですか。そういう意味でもっと真剣になって世界遺産
登録のための努力はしてほしいということを言って
終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 8 時 4 分 休憩

午後 8 時 9 分 再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 那覇空港第 2 滑走路の
増設の件で幾つか御質問がありました。まず、独自の
需要予測を行ったかという趣旨の御質問だと思いま
すが、那覇空港の滑走路増設につきましては、これ
は国と県が連携しながらパブリックインボルブメント
などを組み立てまいりました。空港に係る需要予測
調査については国が主体となって行っておりまして、
県は行っておりません。ただ、県は常に国と連携を
とりながら作業を進めてきたということでございます。

それから、工期の 7 年から実質 5 年 10 カ月にや
った場合には対応可能かというようなことですが、
国のほうからの説明によりますと、埋め立ての際に
リクレーマ船という特殊な作業船、これを用いるこ
とで作業を実質 7 年から 5 年 10 カ月にできるという
ような説明がございます。

軍民共用が進んでいるか、実態を調べてほしいとい
うことですが、自衛隊機と民航機の共同使用に
つきましては、自衛隊において県民に不安や影響を
与えることがないよう、安全管理に万全を期して
いただきたいということを常々申し上げている
ところですが、軍民共用の実態については、今後
調べてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 工期短縮に係るア
セス手続のやり直しについての御質問ですが、現
在、那覇空港は準備書の段階のアセス手続を行
っております。法令上、やり直しの要件というのが
明確にされております。今回の工期短縮は、手
続を再実施する要件ではなく、また、実施中の
手続を準備書からやり直すという規定もござ
いませぬので、やり直しの必要はないと思
います。

次に、沖縄市のごみ山問題に関連して、ヒ素調
査の件ですけれども、ことしの 1 月から周辺地
域 11 地点で地下水の調査、これは項目数で 14
項目ですけれども、その調査を行っております。
今後、調査を数回行って濃度分布がどうなの
か、季節的な推移はどういう形になるのか、
そういったことを詳しく知った上で対応を考
えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって代表質問は終

りました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明5日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 吉 田 勝 廣

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸

平成25年 3 月 5 日

平成25年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成25年
第 1 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成 25 年 3 月 5 日（火曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 5 号

平成25年 3 月 5 日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第34号議案まで、乙第 2 号議案、乙第 3 号議案、乙第 5 号議案から乙第50号議案まで、乙第55号議案、乙第56号議案及び乙第58号議案から乙第62号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第34号議案まで、乙第 2 号議案、乙第 3 号議案、乙第 5 号議案から乙第50号議案まで、乙第55号議案、乙第56号議案及び乙第58号議案から乙第62号議案まで

甲第 1 号議案 平成25年度沖縄県一般会計予算

甲第 2 号議案 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

甲第 3 号議案 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第 4 号議案 平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

甲第 5 号議案 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計予算

甲第 6 号議案 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

甲第 7 号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計予算

甲第 8 号議案 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

甲第 9 号議案 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

甲第10号議案 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

甲第11号議案 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

甲第12号議案 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第13号議案 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

甲第14号議案 平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算

甲第15号議案 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

甲第17号議案 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第18号議案 平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第19号議案 平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第20号議案 平成25年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第21号議案 平成25年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案 平成25年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案 平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第 5 号）

甲第25号議案 平成24年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

甲第26号議案 平成24年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

甲第27号議案 平成24年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

甲第28号議案 平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

甲第29号議案	平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
甲第30号議案	平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
甲第31号議案	平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）
甲第32号議案	平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
甲第33号議案	平成24年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
甲第34号議案	平成24年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
乙第2号議案	沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第3号議案	沖縄県職員の給与に関する実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
乙第9号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第10号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第11号議案	沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第12号議案	沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例
乙第13号議案	沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例
乙第14号議案	沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例
乙第15号議案	沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案	沖縄県興行場の基準等に関する条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第19号議案	沖縄県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	沖縄県指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第22号議案	沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
乙第23号議案	沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第24号議案	沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第25号議案	沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第26号議案	沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第27号議案	沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第28号議案	沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第29号議案	沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
乙第30号議案	沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第31号議案	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第32号議案	沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
乙第33号議案	沖縄県新型インフルエンザ等対策本部条例
乙第34号議案	沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例
乙第35号議案	沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例

乙第36号議案	沖縄ⅠＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第37号議案	沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例
乙第38号議案	沖縄県県道の構造の技術的基準を定める条例
乙第39号議案	沖縄県移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
乙第40号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第41号議案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第42号議案	建築基準法施行条例の一部を改正する条例
乙第43号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第44号議案	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第45号議案	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第46号議案	沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例
乙第47号議案	沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
乙第48号議案	沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例
乙第49号議案	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第50号議案	沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第55号議案	訴えの提起について
乙第56号議案	訴えの提起について
乙第58号議案	損害賠償額の決定について
乙第59号議案	包括外部監査契約の締結について
乙第60号議案	県道の路線の認定及び廃止について
乙第61号議案	副知事の選任について
乙第62号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（45名）

議長	喜納昌春君	20番	山内末子さん
副議長	浦崎唯昭君	21番	瑞慶覧功君
1番	上原章君	22番	渡久地修君
2番	砂川利勝君	23番	大城一馬君
3番	具志堅透君	24番	嶺井光君
4番	又吉清義君	25番	前島明男君
5番	末松文信君	26番	照屋守之君
6番	儀間光秀君	27番	新垣良俊君
7番	新田宜明君	28番	仲田弘毅君
8番	仲村未央さん	29番	新垣安弘君
9番	玉城満君	30番	當間盛夫君
10番	西銘純恵さん	31番	照屋大河君
11番	比嘉京子さん	32番	狩俣信子さん
12番	吉田勝廣君	33番	赤嶺昇君
14番	中川京貴君	34番	新垣清涼君
15番	桑江朝千夫君	37番	金城勉君
16番	座喜味一幸君	38番	糸洲朝則君
17番	呉屋宏君	39番	翁長政俊君
18番	仲宗根悟君	41番	新垣哲司君
19番	崎山嗣幸君	42番	具志孝助君

44 番 高 嶺 善 伸 君
45 番 奥 平 一 夫 君
46 番 玉 城 義 和 君

47 番 玉 城 ノブ子 さん
48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 席 議 員（2名）

13 番 島 袋 大 君

43 番 新 里 米 吉 君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
副 知 事 上 原 良 幸 君
副 知 事 与世田 兼 稔 君
知 事 公 室 長 又 吉 進 君
総 務 部 長 川 上 好 久 君
企 画 部 長 謝 花 喜一郎 君
環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君
福 祉 保 健 部 長 崎 山 八 郎 君
農 林 水 産 部 長 知 念 武 君
商 工 労 働 部 長 平 良 敏 昭 君
文 化 観 光 平 田 大 一 君
ス ポー ツ 部 長
土 木 建 築 部 長 當 銘 健一郎 君
企 業 局 長 兼 島 規 君

病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君
会 計 管 理 者 眞 栄 城 香 代 子 さん
知 事 公 室 新 城 清 君
秘 書 広 報 統 括 監
総 務 部 監 仲 本 朝 久 君
財 政 統 括 監 富 川 盛 武 君
教 育 委 員 会 委 員 大 城 浩 君
教 育 長 翁 長 良 盛 君
公 安 委 員 会 長 村 田 隆 君
委 員 長 平 良 宗 秀 君
警 察 本 部 長 岩 井 健 一 君
労 働 委 員 会 長 知 念 建 次 君
事 務 局 長
人 事 委 員 会 長
事 務 局 長
代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
次 長 鉢 嶺 元 君
議 事 課 長 平 田 善 則 君

課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
主 幹 佐 久 田 隆 君
主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長新垣和歌子さんは、別用務のため本日から7日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に教育委員会委員富川盛武君、6日の会議に同委員会委員泉川良範君、7日の会議に同委員会委員長職務代理者宮城奈々さんの出席を求めました。

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第34号議案まで、乙第2号議案、乙第3号議案、乙第5号議案から乙第50号議案まで、乙第55号議案、乙第56号議案及び乙第58号議案から乙第62号議案ま

でを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 皆さん、おはようございます。

ただいまより一般質問を行いますので、仲井眞知事の御答弁をよろしくお願いします。

まず、知事の政治姿勢についてであります、(1)、新石垣空港整備事業についてお伺いします。

まず、県政の重要課題でありました、八重山郡民待望の新石垣空港が完成いたしました。去る3月2日に山本沖縄担当大臣、政府関係者、国会議員そして仲井眞知事を初めこれまで携わってこられた副知事や担当部課長の皆さん、数多くの関係者、そして県議会議員の皆さんのほとんどの方も御出席をいただき、南ぬ島

石垣空港の開港式典並びに祝賀会が盛大に開催されました。地元選出の県議といたしましても、長年にわたり御理解と御協力をいただきましたことに対しお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。（拍手） また、環境問題で厳しい指摘をされてこられました亡き前田政明議員にも謹んで御報告を申し上げ、御冥福をお祈りしたいと思っております。

沖縄県議会も平成4年に新石垣空港建設問題特別委員会を設置いたしまして、建設場所をめぐる熱心な議論を20年間にわたってやってまいりました。歴代の委員長を初め、議員の皆さんにも改めて敬意を表したいと思います。開発と自然保護は二者択一ではなく、調和を図ることが行政の責務であることを考えさせられる公共事業ではなかったかと思えます。また、仲井眞知事も積極的に取り組んでこられましたことを高く評価し、以下質問させていただきます。

ア、新石垣空港開港に当たっての知事の御感想と今後の利活用についての抱負をお聞かせください。

イ、新石垣空港開港による交通量の増大と交通安全施策への取り組み、新たなアクセス道路整備について伺います。

ウ、新石垣空港の駐車場不足が指摘されておりますが、対策をお伺いします。

(2)、石垣空港跡地利用について。

石垣市は、平成24年3月に石垣空港跡地利用計画を策定しました。しかし、国有地が約6割、県有地が3割を占めており、国や県の協力が必要であります。

ア、石垣空港跡地利用について、県の基本的な考えと今後の対応について伺います。

イ、離島急患輸送のヘリポートとしての利活用について、県の対応をお伺いいたします。

ウ、地元の合意形成が必要だとの県の指摘により、八重山3市町から県立八重山病院の移転改築をぜひ空港跡地へという要請があり、与世田副知事が対応し前向きな回答をしていただきました。仲井眞知事も平成25年度の施政方針で、「八重山病院の建て替えについては、各種調査を行い、整備に向けて取り組みます。」と述べておられますが、空港跡地への建てかえへの具体的な取り組みをお伺いいたします。

(3)、世界自然遺産登録への取り組みについて。

「奄美・琉球」が暫定リストに記載されました。実現すれば、2000年に世界文化遺産登録された琉球王国のグスク及び関連遺産群に続き、沖縄が世界水準の文化・自然の評価を受けることであり、今後の沖縄の自立的発展の大きな魅力になります。推薦地域の一部と言われております沖縄本島北部のヤンバル地域は、国

立公園指定が要件と言われ、SACOの合意に基づく北部訓練場の返還が課題と思われます。

そこでお聞きします。

ア、「奄美・琉球」が暫定リストに記載されましたが、具体的にどのような地域が推薦の対象になるか、遺産登録への課題と今後の対応について伺います。

イ、米軍北部訓練場の返還及び国立公園編入の見通しはどうなっているか。ヘリパッド建設は世界遺産登録の障害とならないのかお伺いいたします。

2、県土保全関係について。

(1)、日中漁業協定・日台漁業協議に関連してお聞きします。

日中漁業協定では、北緯27度以南の沖縄周辺海域での中国漁船の自由な操業が認められており、さらに日台漁業協議いかなによっては、本県の漁業者の生活の場を失うことになりかねないと沖縄県漁業協同組合連合会等から要望されており、沖縄県としても漁業者の意向を十分に反映できるように積極的な取り組みが求められております。一方、海洋基本法に基づく我が国の海洋基本計画策定に対して、平成20年2月議会において沖縄県は数多くの外海離島を有する島嶼県であることから、沖縄県の主張を要望すべきと提言いたしました。沖縄県の海洋基本計画を検討すべき時期だと考えます。

ア、沖縄県の漁業と日中漁業協定の影響について現状と課題をお伺いします。

イ、日台漁業協議における課題と今後の対応について伺います。

ウ、沖縄県海洋基本計画策定への取り組みをお伺いします。

(2)、地震・津波対策。

未曾有の災害をもたらした東日本大震災から来る3月11日で2年になります。沖縄においても242年前、1771年3月10日、石垣島の南東沖を震源とする地震で30メートルを超える津波が発生し、多くの犠牲者を出した明和と津波があります。このたび沖縄県の津波被害想定検討結果が報告されておりますが、地域によっては30メートルを超える津波被害が予測されており、地域防災の見直しが求められているので、対応をお聞きいたします。

ア、津波被害想定検討委員会の津波浸水予測結果と防災対策への活用について伺います。

イ、沖縄県防災情報システム等による緊急情報収集・伝達システムの整備と運用について御説明をいただきたい。

ウ、被災者支援や被災地の復旧・復興マニュアルは
どうなっているかお伺いいたします。

3、離島振興について。

(1)、離島振興財源についてであります。広大な海
域に点在する離島の振興財源として海域面積を算定の
対象にすることの可能性について、竹富町主催のシン
ポジウムがありました。現行の地方交付税制度ではさ
まざまな課題はあるものの、定住条件を整備するた
めの離島財源は考慮されるべきだと痛感いたしました。
琵琶湖を初め全国の湖沼は、地方交付税の対象とな
っております。行政区域かつ産業や生活航路として陸
域と一体的な本県の海域は、海洋・海底資源を含め
て重要視されるべきだと考えております。私は、か
つて全国都道府県議長会や離島振興対策議長会等
で全国の議長と連携して、海域面積を考慮した財
源措置を政府に訴えてきたところであります。改
めて、離島振興財源についてお聞きします。

ア、沖縄県の行政区域はまずどうなっているの
か。排他的経済水域は国益に大きく貢献しているが、
海域面積に対する国の財政措置を求める県の取り組
みを改めてお伺いいたします。

(2)、離島住民等交通コスト負担軽減事業について。

離島住民等割引運賃制度により離島苦解消が図
られており、制度の継続・拡充を期待しております。
一方、格安航空会社いわゆるＬＣＣの就航を期待
する声もある中で、安定的な航空路線がどうなるの
か不安の声も聞かれます。

ア、運賃負担軽減の現状と今後の取り組みにつ
いてお伺いします。

イ、ＬＣＣ就航の影響と今後の対応についてお
伺いします。

(3)、離島航路対策について。

竹富町の各離島を結ぶ航路は海域が浅いため、
夜間航行や増加する船舶輸送に支障を来しており、
離島航路保全対策に対する国・県の対応が期待され
ております。竹富町生活保全航路（幹線・支線）整
備への取り組みをお伺いします。

(4)、海岸・河川管理について。

ア、離島市町村にとって海岸漂着ごみの対策は
大きな課題であります。海岸漂着物処理推進法の
制定により海岸漂着ごみ対策が講じられてきまし
たが、現状と今後の対策についてお伺いします。

イ、竹富島の北東海岸アイアル海岸は侵食が
激しく、島の保全が懸念されております。平成18
年2月議会での答弁では、「調査中であり、今後、
事業の可能性について検討していきたい」というこ
とでありまし

た。その後の原因調査と海岸保全、侵食防止対策
についてお伺いします。

ウ、平成20年の台風で氾濫して浸水被害を起
こした与那国町の田原川は、災害防止対策が喫緊
の課題となっております。今後の同河川整備につ
いてお伺いします。

4、教育行政。

(1)、離島児童・生徒支援センター（仮称）の
整備についてであります。一括交付金を活用した
同事業は、離島の高校生の寄宿舎、児童生徒の派
遣、交流を支援する宿泊施設としても期待されて
おりますが、事業の進捗状況と利用対象者、運営
計画についてお伺いします。

(2)、離島高校生修学支援事業の現状と今後の
取り組みについてお伺いします。

(3)、亜熱帯気候の沖縄特有の気象条件下で、
子供たちの教育環境整備は避けて通ることはでき
ません。教育施設（教室、図書室、寄宿舎）など
の空調施設整備についてお伺いします。

5、我が会派の仲宗根悟議員の代表質問に関
連して、ＴＰＰについてお聞きします。

仲井眞知事は、国民的な議論を踏まえて交渉
参加について慎重に判断されることが重要であると
答弁しております。安倍総理は、日米首脳会談
後の共同声明を踏まえて、交渉参加に踏み出して
おります。沖縄県としては危機感を持って対応す
べきだと思います。そういう意味では、例えばサ
トウキビ振興などについて、これまで共同歩調
をとって連携をとってきました鹿児島県、特に
鹿児島県の知事と協議して、全国知事会や政府
に強く訴えていく取り組みをすべきだと思います
が、知事の決意をお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

高嶺善伸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、
新石垣空港開港の感想と抱負についてという御趣
旨の御質問にお答えをいたします。

新石垣空港が完成し、開港を迎える運びとな
りましたことは、まことに喜びにたえません。八
重山地域の皆様が一日も早い開港を待ち望んで
いた新空港開港の喜びを県民の皆様と分かち合
いたいと思います。

新空港は、中型機の就航が可能な本格的な
ジェット化空港として、地域の皆様の期待を乗
せて大きく羽ばたくこととなります。これにより、
新空港が南の国際交流拠点を担い、沖縄県全
体の産業、観光産業振興及

び農林水産業振興に貢献することを確信いたしているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢についての中で、世界自然遺産推薦の対象となる地域と登録への課題及び今後の対応についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、「奄美・琉球」が世界遺産暫定リストに掲載されることが決定されましたのは、ヤンバルや西表等を含めた地域全体の価値が総合的に評価されたものであると認識いたしております。環境省によりますと、具体的な推薦区域は、奄美大島、徳之島、ヤンバル地域、西表島等の一部が想定されますが、今後、専門的見地からの検討を経て特定する予定となっております。県といたしましては、世界自然遺産登録の実現に向け、国や関係機関と連携しつつ、地域住民の理解を得ながら登録を目指していきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、新石垣空港開港に伴う交通安全対策とアクセス道路の整備についての御質問にお答えいたします。

新石垣空港の開港に伴い、新空港と市街地を結ぶ国道390号や県道大浜富野線において交通量の増加が予想されることから、交通安全対策として、「速度落とせ」の路面減速標識設置など、あるいは減速効果を狙う横断歩道周辺の波形舗装、あるいは通学路標識の設置、または八重山レンタカー連絡協議会や県ハイヤータクシー協会八重山支部等へ移動ルートを分散させてほしいというような呼びかけを行っているところでございます。また、新たにアクセス道路として、石垣空港線を整備することにしておりまして、平成21年度に事業着手し、平成23年度から用地買収を行っているところであります。工事につきましては、市道タナドー線から国道390号の新空港側までの5.8キロメートルを優先的に取り組む考えで、平成28年度に当該区間の供用を目指して鋭意整備を推進してまいります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、新石垣空港の駐車場についての御質問にお答えいたします。

新石垣空港の駐車場台数は、国の基準に基づき算出しており、将来需要予測の年間260万人の旅客数に対応できる規模となっております。現行の366台から585

台へと増設しているところでございます。また、バス、タクシーなどの公共交通機関においては利便性向上に取り組んでいるところであります。さらに、空港の近隣に約280台の民間駐車場の計画があると聞いております。

以上のことから、駐車場につきましては、現状よりはかなり改善しておりますが、開港後の利用状況を見ながら総合的に判断していきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、現石垣空港跡地利用の県の基本的な考えと今後の対応についての御質問にお答えいたします。

現石垣空港の跡地利用計画につきましては、将来におけるまちづくりの観点から、地元石垣市が主体となって取り組んでおり、現在は昨年3月に策定した「石垣空港跡地利用基本計画」を具体化するため、事業導入に向けた検討業務を実施していると聞いております。

県としましては、石垣市による跡地利用が円滑に進められるよう、滑走路や建築物等の県有施設の撤去を速やかに実施するとともに、国や市など関係機関と連携して、本格的な事業導入までの間の跡地管理等を適切に行っていきたいと考えております。

次に、県土保全についての御質問の中で、津波浸水予測結果についての御質問にお答えいたします。

今回の津波浸水予測の見直しは、東北地方太平洋沖地震による巨大津波を教訓に、沖縄県で起こり得る最大クラスの津波を想定し、平成19年度に実施した浸水予測を見直したものであります。津波浸水予測の結果につきましては、県内135カ所の代表地点において、津波が到達する最高の高さ、「最大遡上高」が20メートルを超える地点が32カ所となっており、前回の結果に比べ津波の遡上高は高くなり、浸水域も拡大している結果となっております。

次に、離島振興についての御質問の中で、竹富町生活保全航路整備の取り組みについての御質問にお答えいたします。

八重山圏域における拠点港である石垣港と周辺離島を結ぶ海上交通路である竹富南航路は、浅瀬が多く船舶の運航に支障があることから、国においては幹線となる竹富南開発保全航路の整備を平成23年度に着手し、整備を進めているところであります。また、県においても小浜港、黒島港へ連結する支線の航路の整備を平成24年度に着手し、整備を進めております。今後は、国直轄事業の早期完成を働きかけるとともに、県事業についても早期完成を目指し、鋭意整備を進めていきたいと考えております。

同じく離島振興についての御質問の中で、竹富島アイランド海岸の侵食対策についての御質問にお答えいたします。

竹富東海岸については、県では、平成17年度から平成19年度にかけて現地踏査、資料収集及び汀線測量等の調査により海岸侵食を確認しております。その後、平成21年度には面的防護による整備方策などの基本調査を行っておりますが、背後地に防護すべき住宅がないことなどの課題があり、現在、事業化には至っておりません。

県としても、海岸保全の観点から侵食防止に取り組む必要があると認識しており、引き続き整備手法を検討していきたいと考えております。

同じく離島振興についての御質問の中で、与那国町田原川の河川整備の取り組みについての御質問にお答えいたします。

田原川については、平成23年3月に県管理の二級河川に指定し、現在、水位観測等の基礎調査を進めております。当該河川の整備については、観測結果を踏まえ検討していく考えであります。

なお、河川整備については、整備計画を策定する際に、与那国町と十分調整を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、石垣空港跡地のヘリポートとしての活用についてお答えいたします。

石垣空港跡地は、急患搬送用のヘリポートとして引き続き活用することとされており、現在、石垣市でその準備が進められております。

沖縄県におきましては、石垣市が行うヘリポート整備に対して財政支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、県立八重山病院の空港跡地への建てかえに向けて具体的な取り組みについてお答えいたします。

新県立八重山病院の建設場所については、離島における県立病院の果たしている役割や機能を踏まえ、救急搬送や患者の利便性、災害時における安全性などを考慮し、適切な医療提供が図られるよう、基本構想及び基本計画の中で検討していきたいと考えております。

す。このことから、新病院の建設については、現在実施している老朽度調査の結果を踏まえ、早急に基本構想・基本計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、ヘリパッド建設と世界自然遺産登録についてお答えいたします。

世界自然遺産の登録に当たっては、国立公園化等による保護担保措置が必要になりますが、米軍基地は保護担保措置がとれないため、現時点では北部訓練場は国立公園等の対象地域とはならないと考えております。北部訓練場が返還された場合は、環境省による国立公園化や林野庁による森林生態系保護地域の指定などの保護担保措置を経た上で、世界自然遺産登録を目指すことになると考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、海岸漂着物対策の現状と今後の対策についてお答えいたします。

県では、国の地域グリーンニューディール基金を活用し、平成21年度から24年度にかけて海岸漂着物対策事業を実施しております。平成21年度に「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、91区域の重点対策区域を指定し、22年度から順次回収事業を実施しており、今年度で終了の見込みであります。国においては、地域グリーンニューディール基金終了後の新たな海岸漂着物対策支援措置として、地域環境保全対策費補助金100億円を予算措置しております。

県としましては、同補助金を活用し、平成25年度及び26年度においても海岸管理者や市町村、ボランティア団体などと連携して、回収事業や普及啓発等の海岸漂着物対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 県土保全についての中、日中漁業協定の現状と課題についての御質問にお答えします。

日中漁業協定は、両国の主張する排他的経済水域において、相互に漁場を利用するためのものであり、双方は資源状況を考慮し、相手国の漁獲割当量等を定め、た上で操業許可や取り締まりなどを行うものであります。ただし、沖縄周辺水域を含む北緯27度以南の水域では双方の既存の漁業を維持し、その取り締まりは操

業を行う国が実施することとなっております。そのため、当該水域においては、中国漁船に対し日本の取り締まりが行えない状況となっております。

これまで、中国漁船は、主に北緯27度以北及び大陸棚漁場において、アジ・サバ等を対象とした底びき網漁業などを行ってまいりました。しかし、最近、沖縄本島と宮古島の間の水域で、中国のサンゴ網漁船の操業が数十隻確認されております。本県漁業者は、当該漁船の操業により漁場が荒廃するのではないかと心配しております。

県としましては、同海域の安全操業の確保などについて、漁業団体と連携し国へ要請してまいります。

次に、日台漁業協議の課題と対応についての御質問にお答えします。

沖縄県の漁業者は、日本と台湾との漁業協議に対し、先島諸島周辺の北側や南側水域のマグロ漁場において、台湾漁船との漁場競合が生じていることから、当該協議に強い危機感を抱いております。そのため、沖縄県及び沖縄県漁連等は、昨年11月とことし1月に、農林水産大臣等に対して、当該協議に当たっては、本県漁業者の意向を尊重することなどを要請しております。さらに、去る2月25日と26日には、同じく農林水産大臣や外務大臣等に対し、県と県漁連及び当該水域を利用する主な漁協の8組合長による要請を実施したところであります。

県としましては、今後とも当該協議に関する的確な情報収集を行うとともに、本県漁業者の意向が協議に十分反映されるよう、漁業団体等と連携し国へ働きかけてまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての、ＴＰＰ交渉参加に対する他府県との連携についての御質問にお答えします。

沖縄県としましては、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉参加については、政府において十分な情報提供がなされることが必要であると考えており、国民的議論も踏まえて慎重に判断することが重要であると考えております。特に、サトウキビについては、これまでも機会あるごとに鹿児島県などと緊密に連携し国に対して要請を行ってきたところであります。

県としましては、国民の食料安全保障の確保と、国内農業への影響、地域経済・社会の安定を確保する観点から、国民合意のないまま拙速にＴＰＰ交渉へ参加しないよう、引き続き全国知事会や他道府県、特に鹿児島県とは緊密に連携し国に対して強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 県土保全についての御質問の中の、海洋基本計画について。

平成19年7月に施行された海洋基本法に基づき、国においては、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を策定しております。一方、地方公共団体の責務について、同基本法では、法の「基本理念にのっとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しております。このため、沖縄県は、海洋基本法の基本理念を踏まえながら、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、離島における定住条件の整備や産業振興を初め、海洋環境の保全、漁業者の安全操業の確保、海洋資源調査・開発の支援拠点形成など、沖縄の地域特性に応じた海洋に関するさまざまな施策を推進しているところであります。

次に、離島振興についての御質問の中の、行政区域と海域面積に対する国の財政措置についてお答えいたします。

普通地方公共団体の区域については、地方自治法第5条第1項において「従来の区域による。」とされており、区域を定める根拠となっております。沖縄県は、戦後、昭和47年の復帰までの間、米国の施政権下に置かれ、いわゆる沖縄返還協定を経て沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律によって、沖縄県の区域については、「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯27度14秒以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」と示されております。したがって、沖縄県の具体的な行政区域は、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯27度14秒以南の南西諸島（大東諸島を含む。）と、これらに接続する領海であると理解しております。本県を取り囲む海域については、我が国の排他的経済水域の保全や海洋資源を確保する上で重要な役割を果たしていることから、国において何らかの財政的な配慮を検討していただきたいと考えております。県内市町村に対する財政措置を求めるに当たっては、海域面積に係る各市町村における財政需要（負担）があると認められること、各市町村ごとの海域面積の捕捉等の課題があります。県としては、国に対しどのような形で要望できるのか研究してまいりたいと考えております。

次に、運賃負担軽減の現状と今後の取り組みについて。

県では、今年度から、離島の割高な交通コストを低減するため、航空路では10路線、航路では24路線を対

象とした沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しております。その結果、利用者が航空路は前年度比約45%増、航路では約9%増となるなど、離島住民の経済的負担の軽減に寄与しているものと考えております。平成25年度も引き続き本事業を実施することにより、離島の定住条件の整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、LCC就航の影響と今後の対応について。

離島航空路へのLCC就航につきましては、航空会社間の競争が促進され、運賃の低減、新規需要の開拓、路線網の充実などを通じて、観光振興や地域活性化が図られ、離島の定住条件の整備に寄与するものと考えております。沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の対象路線に、LCCが就航する場合の対応につきましては、航空会社間の公正かつ自由な競争を制限することのないよう、航空運賃の競争状態や、県が想定する新幹線並みの運賃が実現するか否かについて、航空会社の運賃届け出の状況を見きわめた上で事業適用の判断をすることとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 県土保全についての御質問の中で、津波浸水予測結果の防災対策への活用についてお答えいたします。

土木建築部が作成した津波浸水予測結果については、今年度中に沖縄県地域防災計画に反映するとともに、平成25年度に改めて地震被害想定調査に活用し、公共施設や民間建築物の耐震強化、土砂災害対策の推進、災害時の医療体制の充実強化、障害者や高齢者等災害時要援護者の避難対策等、各種防災・減災対策の充実強化に生かしてまいりたいと考えております。

次に、緊急情報収集伝達システムの整備と運用についてお答えいたします。

本県においては「沖縄県防災情報システム」により、気象庁が配信する気象情報や津波情報等を、市町村及び消防本部に向けて発信しているところです。今年度、同システムの機能向上を図り、Jアラートから受信した緊急情報を、エリアメール及び緊急速報メールにより、県から自動的に住民及び観光客等へ直接伝達する仕組みの構築を進めております。さらに県では、同システムの再構築に当たり、停電時や有線設備消失時にも使用する「想定外の災害にも対応できる仕組み」、自動的に緊急情報を発信する「災害時に必要な情報を多くの人に伝える仕組み」、災害現場からのシステム利用を可能にする「報告の負担軽減となる仕

組み」、この3つを基本方針として、さらに情報収集・伝達体制を充実させ、平成27年度に供用開始する予定であります。

次に、復旧・復興マニュアルについてお答えいたします。

県は、災害復興計画について、沖縄県地域防災計画の中に定めております。国は平成22年12月に、地方自治体において被災後迅速かつ円滑に復興対策に取り組むことができるよう、手順や参考情報を示したマニュアルを策定しております。また、国は同マニュアルで、地方自治体のみならず事前に、地域の実情を踏まえたより具体的な復興マニュアルを策定するのが望ましいとしております。

県におきましては、国の助言、被災県の状況や他県の動向を参考にしつつ、市町村等の状況を踏まえながら、復旧・復興マニュアルについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、離島児童・生徒支援センター（仮称）の進捗状況等についてお答えいたします。

同施設につきましては、高校のない離島の生徒が進学する際の寄宿舎機能及び離島の小・中・高校生を中心とした交流学习や研修会に活用できる交流機能等をあわせ持つ複合施設として整備を進めているところでございます。建設場所は、那覇市東町的那覇市営住宅跡地を考えており、平成25年度予算案に設計費を提案をし、26年度に建築、27年度に供用開始ができるよう取り組んでいるところでございます。管理運営方法等につきましては、関係機関等と調整してまいりたいと考えております。

次に、離島高校生修学支援事業についてお答えいたします。

文部科学省は、離島高校生修学支援事業について、平成24年度が生徒1人当たり15万円であったのに対し、平成25年度には24万円と拡充しており、本県は引き続き4分の1相当額を上限として補助してまいります。また、平成25年度の本県における対象市町村は15、対象生徒数は650名となっております。

次に、教育施設の空調整備についてお答えいたします。

平成24年7月現在、公立学校普通教室における空調施設の整備率は小学校が54.6%、中学校が52.3%、高等学校が96.7%、特別支援学校が100%となっております。

ます。高等学校の空調整備については、平成27年度までに100%とする計画であります。小中学校につきましては、設置者であります市町村が主体的に対応しており、防衛省や国土交通省の騒音対策事業、文部科学省の大規模改造事業等を活用して整備を進めているところでございます。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携しながら、空調整備を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 再質問をします。

まず教育行政ですけれども、教育長、私は今回の離島児童・生徒支援センター、この宿泊機能という意味では高校生の寄宿舎だけでなく、児童生徒の交流の機会の宿泊まで使えるんだと。だから一括交付金が必要だというふうに理解してきたんですよ。これまでの説明では宿泊施設が除外されている、これは不本意なんだ。離島の小学生、中学生のそういった意味の研修交流というのは、宿泊が伴う。そういう意味でぜひ配慮してもらいたい。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） これまでも答弁をしまいましたが、実は今議員の提案のようないわゆる施設を設定した場合に、これはこれまでもたしか当時の自治大臣のほうの通知文とかあるいは閣議決定の中で、いわゆる民間圧迫の懸念があるという部分での指摘がございました。したがって、今の我々が予想をしておりますセンターの中にそういった機能を持つことは望ましくないだろうということで私どもは判断をした次第でございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 児童生徒の支援という意味で、ぜひ僕は今後研究してもらいたい。これは要望しておきます。

次に、寄宿舎の件ですけれども、具体的な答弁がありませんでしたが、本当に熱中症で気分を悪くする高校生もいるんですよ。この寄宿舎にクーラーを設置していない。今私なんかが聞いている範囲では、夏場は33度、場合によっては日中に38度まで上がるというんですよ。何で舎監や食堂にあって、寄宿舎の個室にはないんですか。これから新しく作りかえるところもあるでしょう、それにすら配慮しないと言っているの、これから次代を担う高校生の寄宿生活ですよ。これぐらい配慮していくべきじゃないですか。もう一度教育長、決意を聞かせてください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 快適でそしていい教育条件のもとで子供たちがしっかりと過ごすことは誰もが願っている事柄だと思います。これまでは、実はいわゆる共用スペースとしての食堂等そういうところは当然公費でもって、県費でもって対応しているのがこれまでのスタンスでございます。そして生徒が住む各個人部屋につきましては、受益者負担で対応してきた次第でございます。

今、議員の御指摘、いわゆる子供たちが過ごす個室ですね。そういう部分についてのクーラーの設置につきましては大原則がありますので、今後、生徒個人部屋への空調設備の設置につきましては、ぜひ既存の設備等を含めた整備、あるいは費用負担等を検討しながら寄宿舎の管理運営が適切に行われるよう、学校と調整していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 今度、離島児童・生徒支援センターもつくるんですよ、宿泊施設あるんですよ。高校生がそこに泊まるんですよ。そこもやらないということなんでしょうか。私は、市町村の財政力が違う、子供たちが熱中症になったらどうするのか、全く危機感がない。そういうことで検討するではなくて、ぜひ空調施設整備の方向で取り組んでくださいよ。教育長もう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今、県民の誰もが望んでおりますこの支援センター等につきましても、当然いわゆるクーラーの快適な条件というのは望んでいるでしょう。ただ先ほど申し上げましたように、共有スペースとそうでないスペースがございます。これまでの本県における11のいわゆる寮における対応でございました。そういったこともございますので、ぜひ今後、この既設寮の対応を含めながら設置費といいますか、そして維持管理費の負担等を総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 空港跡地利用に行きます。

これは本格的な跡地利用を導入するまでは、土木建築部が管理するんです。しかし、今どのような区画整理事業をするかについても地元の市町村の意向は最大に尊重されるべきだと思うんですよ。そこに県病院を建てかえてもらいたいという要望が出ているんですよ。まず、管理する土木建築部、これに対して評価としてどんなですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 通常ですと、行政財産から普通財産に分類がえが行われますと、総務部の管財課が所管するということになりますけれども、今回、既存の施設の撤去でありますとか、滑走路のアスファルト、あるいはエプロンのコンクリートなどの撤去がございますので、しばらくは私どもの土木建築部のほうが所管するということになります。それで県立病院の設置につきましては、これは所管する部局のほうで設置が決まれば土地利用については石垣市のほうと協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 これは石垣市が策定している跡地利用計画ですよ。（資料を掲示） これは3市町、検討委員会をつくって、総意でやっぱりこの現空港の跡地には新病院をつくりたいということでゾーニングをして、1月15日に要請しました。知事も建てかえには取り組むということで具体的に示している以上、今の土建部長、コンクリートのように頭がかたい、行動が遅い。知事、ここはもう新年度で基本構想つくりますよ。そういう意味では石垣市と連携をしてこの跡地のゾーニングを大体1万坪ぐらい宮古病院と同じくして県道に隣接するところでやろうと。そしてこれに合わせて消防移転であるとか、他の公共施設の事業を進めようということなんですよ。まず、病院がここに来るということを決めてもらわないと、次の計画ができない。これは知事から、取り組むんだから、ことし新年度で新構想をつくるのであれば、ぜひこっちでやろうやというような方針を出してくれませんか。知事の御答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時0分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の件ですが、議員御承知のように空港の約6割が国有地になっているということもありますし、国も含めて無論、市の今のおっしゃるゾーニングというのは尊重しつつも、県においては土木建築部そして今の病院事業局も含めて、市そして国も入れてのことに相なろうと思うんですが、何とか市がお決めになっている方向を尊重しながらなるべく早くまとめていけるようにしたいとは思っています。そして、新しい八重山病院については、大方その現空港のあたりにつくるということに特段の反対はないと思いますから、もう少しこれは調整させてください。ただ、市が考えていること、県が考えていることも別に

その基本的なそごはないと思っています。ちょっと調整に時間が少し必要かと思います。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 事業局長、調整して、やっぱり3市町が合意を示している郡民の総意である現空港の跡地になる方向に調整されたほうがいいです。それで、老朽度の調査も年度内に終わるわけですね。取りまとめて、そこでその跡地利用を含めて、これはもう平成25年度に基本構想の検討委員会を立ち上げて基本構想をつくる。これは行政用語では事業着手というふうに考えていいですか。ぜひそのとおりで早期完成に向けて取り組んでもらいたいと思うんですね。局長、具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

議員も御存じのとおり、昨年コンクリートのいわゆる照明器具の落下とか、給湯管の破裂とかがありました。そういう意味では、建物はかなり老朽化が進んでいるだろうというふうに考えておりまして、今まで厳密な調査をしておりますので、今後どの程度もつのか、あるいは修理が早急に必要などところがないかということも調査するために、今、老朽度調査をやっております。全体の状況からいたしましても、やはり病院機能が麻痺しては困るので、そういう応急処置をしなきゃいけないものはしっかり対応するというにしています。

新病院の建設については、ぜひ平成25年度からいわゆる整備の基本構想、基本計画というのを策定してできるように前向きに考えていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 ありがとうございます。

もう一つパネルを使わせてもらいますけれども、（資料を掲示） 国土保全と離島振興関係、あるいはまた漁業者の漁場確保の問題についてわかりやすくちょっとパネルを持ってきました。

まず、沖縄県というのはどこからどこまでか。東西1000キロ、南北400キロというんですが、この琉球政府の管轄だった区域は、今おっしゃるように沖縄県の区域だと考えております。そこで、紫色の線で沖縄県の行政区域とはかつて琉球政府時代に決められた区域がそのまま返還されたんだから、施政権としてはこのような認識でいいだろうと図式化してみましたけれども、それでよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） ちょっと図がよく見え

ないんですが、私が先ほど答弁したとおりの区域で囲まれているのであればそれでよろしいかと思います。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 それで大分大きくつくってきたんだけど、東経122度から133度まで、北緯24度から28度まで、一部鹿児島県との関係もありますのでいろいろあると思いますけれども、私がこっちで問題視しているのは、この日中漁業協定によって沖縄県の漁場、特に沖縄本島の喜屋武岬から宮古の東平安名崎まで結んだ線と、それから真っすぐ下におろした125度30分——東経ですね——この東シナ海は、中国漁船が自由に操業できるようになっているんです。沖縄の排他的経済水域で、なぜ中国漁船を取り締まることができないのか。これは2000年に発効した日中漁業協定による日中協定線なんですよ。まず、日台漁業協議を始める前に日中漁業協定によるこの日中協定線によって我々は行政区域、行政の範囲、漁場を半分近く失っている。これはこれから日台漁業協議に臨みながら日中漁業協定の日中協定線、27度以南、これの見直しも私はやっていくべきだと思うんですよ。どうですか、そのためにこのパネルを持ってきました。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 今の議員のおっしゃるとおりの内容ではございます。ただ、そういうこともありまして、漁業関係者といろいろ調整をしまして……

○高嶺 善伸君 ちょっと聞こえにくい。

○農林水産部長（知念 武君） 済みません。

今、議員がおっしゃったような内容になっております。我々は、県内の漁業者といろいろ相談をしまして、その日中の漁業協議は毎年開催されております。その中に、今言った27度以南の見直しというかそういうことも含めて国に対して提案をしていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 やっぱり今おっしゃったようにぜひ見直しをやってください。この八重山周辺で中国の漁船は自由に操業できるようになっているんですよ。宮古島のこの日中協定線のちょっと東にずれただけでやっと中国漁船の例の宝石サンゴの違法操業は逮捕できたんですけども、周辺では自由にできている。そうすると沖縄の漁場はこれから資源管理型に持っていくとこれじゃやっていけない。今のように、ぜひ協議の中で見直しも含めてやってください。そして、国交のある日中との話はできる。じゃ、日台漁業協議どうするか。今の外務省の報道は、場合によっては日

中漁業協定における協定線と同じように、台湾の漁船も全てこの協定線より西を使えるようにやろうというわさも聞こえるんですよ。台湾と中国がどういう関係にあるかわかりませんが、日本の外務省の擁護執念、やっぱり県益を守るために積極的に主張していかないと、漁連の要求や漁業者の要求は守れない。だから日中漁業協定における27度線以下と日台漁業協議における沖縄県民、漁業者の生活を守るために、僕は今強く出ないといかぬなと思いますよ。こういう協定線に囲まれて行政区域が厳しい状況にあることについて、知事の決意も最後にお聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時9分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員のおっしゃることにつきましては、昨年、海づくり大会のときにも水産庁の方々ともよく相談をし、沖縄の漁業者の頭越しにはしない意思がきちっと実現できるように頑張るといふ約束はできてはおります。ただ、おっしゃるようにこの外交の部分が来ますから、ここについては今言われるような気持ちでしっかりとやってまいりたいと思います。よろしくまたお願いいたします。

○高嶺 善伸君 どうもありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

質問に入る前に一言申し上げます。

前田政明県議の葬儀に際しては、皆様方に大変お世話になりました。ありがとうございました。

前田さんは、思いやりのある、本当に情の深い、そして正義感にあふれた、私にとっても頼もしい先輩議員でした。弱い人の味方で頑張ってきた前田さんの遺志を引き継いで、私もこれから頑張ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは一般質問に入ります。

教育行政について。

県立久米島高校を視察して。

学校から出されている施設・設備の修繕要求はどんなものでしたか。体育館は壁の亀裂から雨水が流れ込み、早急な補修が必要です。いつ補修するのですか。園芸科のビニールハウスの修繕はいつなされますか。ほかの補修計画はどうなっていますか。

園芸科を廃止するコース制移行は、住民の反対で先

送りされました。地元では、園芸科の廃止は高校の存亡にもかかわる、ひいては島の生き残りにもかかわると危機感があります。地元で学ぶ意欲の持てる魅力ある高校づくりのための対策を伺います。

小・中・高校・特別支援学校の1校当たりの図書費で5年間の推移はどうなっていますか、図書費を増額すべきです。地域に図書館のない久米島高校などの離島の学校で図書費の大幅増額が必要ではありませんか。

30人学級の実施状況、新年度の実施計画、中学3年までの実施目標を伺います。

新年度、小・中・高校・特別支援学校に正規の教員採用はそれぞれ何人ですか。定数内の臨時雇用は改善されていますか。

幼稚園教育の無償化に向けて県の取り組みを伺います。幼稚園給食の実施を急ぐべきではありませんか。

学校でのいじめ根絶のための対策を伺います。

保育行政について。

子育て最中の若者にとって保育所不足は深刻です。2012年度の安心子ども基金による保育所増設数と入所人数、待機児童解消特別基金による同実績はどうなっていますか。新年度の計画は深刻な待機児童の解消に対応したものになっていますか。

認可外から認可園開設を希望しているが、補助額が3000万円では困難だとの声があります。認可に必要な財政支援を行うべきではありませんか。

保育士の処遇改善のために支援を行うことについて伺います。

学童保育について。

2012年度創設の民間施設利用の学童クラブの家賃補助について、対象クラブは何カ所ありますか。11月議会時点で家賃補助はゼロということだが、なぜですか。運用改善して民間利用の全てに補助を行うべきではないですか。

ひとり親や低所得世帯の子供が学童クラブに入所できるように、また、指導員の処遇改善のための補助を行うことについて伺います。

県立病院について。

知事の所信表明では、県立病院は経営面の視点しかありません。県民の命を守るとりてとして充実させる必要があると思うが、見解を伺います。

一般会計からの繰入額は昨年度と比べてどうなっていますか。過去10年間の平均額は幾らですか。医師確保や救急医療、離島医療などを充実させるためには、過去の繰入額より増額をすべきではないですか。

14回の妊婦健診、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチ

ン、子宮頸がんの公費負担を継続することについて伺います。

住宅行政について。

県営神森団地の現戸数と改築後は何戸になるのですか。全国平均で2万戸不足している公営住宅の確保をどうやって行うのですか。

ひとり暮らしや高齢者の住居確保はますます深刻になっています。高齢者の住居確保は県政の重要課題ではないですか。県営の高齢者住宅を建設することについて伺います。

県内にはニートやひきこもりは何人いますか。支援のためのサポートセンターは何カ所ありますか。県が補助を行い支援を強化することについて。

生活保護の基準額引き下げによって影響を受ける世帯の割合と影響額について。最低賃金や住民税非課税世帯など県民にどのような影響が出ますか。最低生活を脅かす基準引き下げに反対をすべきではありませんか。

第2次がん対策推進計画案における改善点を伺います。小学校から「命の授業」としてがん教育を行うことについて、また、離島支援や就労支援は強化されましたか。

1981年以前建築の民間住宅や施設は何戸ありますか。うち補助を受けて耐震診断を行ったのは何戸ですか。補助を増額して診断を促進し、耐震化のための補助も行って安全対策を講じるべきと思うが、どうですか。

那覇港湾開発事業は、トランシップ貨物ゼロでトランシップ貨物構想の破綻は明らかです。必要性も見通しもない国際ハブ港湾事業は中止をして計画を抜本的に見直しすべきです。

米軍基地問題について。

安倍首相とオバマ大統領は、日米首脳会談で辺野古への普天間基地移設を早期に進めることで日米合意しました。安倍首相は、沖縄県民が辺野古新基地建設に反対であることを一言も触れませんでした。知事は辺野古は事実上不可能と言うだけでなく、沖縄県民は知事を含めて辺野古に反対だと明確に日米両政府に通告すべきではないですか、見解を伺います。

強行配備されたオスプレイの日米合意違反の実態はどうなっていますか。県や市町村が調査した飛行ルートや爆音、低周波音、飛行モードはどうなっていますか。7月に12機の追加配備、嘉手納にC V22を強行配備することに知事はどう対応するのですか。配備中止と撤去を求めるべきではありませんか。

浦添新軍港建設問題について。

米軍基地は、沖縄経済発展と雇用の障害物であります。那覇軍港については、那覇市長が無条件返還を明確にし、浦添では新軍港建設反対を公約した新市長が誕生しました。知事は、牧港補給基地の無条件返還、浦添新軍港の建設に反対を表明すべきではありませんか。

浦添市民は、浦添市による米軍牧港補給基地内の退役をした米軍人の娯楽施設建設は違法だと住民監査請求を行いました。知事は、牧港補給基地内の米軍郵便局を県民の税金 8 億円で建設しようとしています。建設中止を決断すべきではないですか。

以上、お答えください。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘純恵議員の御質問に答弁をいたします。

まず第 1 に、保育行政についての御質問の中で、保育士の処遇改善についての御質問に答弁をいたします。

沖縄県におきましては、保育士の給与等の改善を図るため、平成 25 年度予算案におきまして約 6 億 6000 万円を計上したところであります。主任保育士の給与等につきましては、月額平均 1 万円程度の引き上げが見込まれており、これにより、沖縄県としましては、保育士の確保や離職防止につなげてまいりたいと考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、辺野古移設の反対表明についての御質問にお答えいたします。

地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であると考えます。他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。この考えに変わりはなく、引き続き日米両政府に一日も早い危険性の除去、そして県外移設・返還を強く求めてまいります。2 月 2 日、安倍首相との面談におきましても同様の趣旨の要請を行ったところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、久米島高校の補修・修繕についてお答えいたします。

今年度、学校から要望のあった修繕につきましては全て対応しておりますが、大規模な箇所等につきまし

ては現在検討を進めているところでございます。体育館壁面の雨漏りについては、現在、施工方法の検討を進めており、検討を踏まえて早急に対応する予定でございます。ビニールハウスや温室につきましては、危険性が高いものは次年度解体撤去する予定であり、そのほかにつきましても年次的に修繕していくこととしております。また、テニスコートにつきましても授業等での活用が予定されていることから、現状を確認の上検討する予定であります。

次に、久米島高校園芸科についてお答えいたします。

久米島高校園芸科のコース制移行につきましては、少子化等社会の変化に対応し、生徒の視点に立った学校づくりを念頭に策定してきたところでございます。当該学科につきましては、地域説明会等における意見等を踏まえ園芸科廃科及び計画時期を変更し、また、定員を満たした場合には計画を再検討することとしております。

次に、図書費の増額についてお答えいたします。

小中学校におきましては、文部科学省の学校図書館決算額調査結果によりますと、1 校当たりの学校図書館図書購入費については、小学校は、平成 19、20 年度に約 40 万、21 年度に約 43 万、22 年度に約 47 万、23 年度に約 53 万となっております。中学校は、平成 19 年度に約 47 万、20 年度に約 50 万、21 年度に約 55 万、22 年度に約 66 万、23 年度に約 64 万となっております。高等学校は、平成 20 年度に約 76 万、21 年度に約 73 万、22 年度、23 年度に約 70 万、24 年度に約 63 万となっております。特別支援学校は、平成 20 年度に約 8 万、21 年度に約 7 万、22 年度に約 8 万、23 年度、24 年度に約 11 万となっております。

県教育委員会としましては、小中学校におきましては、学校図書館図書整備費が地方交付税で措置されていることなどを踏まえ、今後とも各市町村教育委員会に予算の確保と適切な執行について周知していくとともに、県立学校におきましては、今後とも図書費の充実を図っていく努力をしてまいりたいと考えております。

次に、少人数学級の取り組みについてお答えいたします。

少人数学級につきましては、現在、小学校 1・2 年生の 30 人学級に加え、今年度から小学校 3 年生の 35 人学級を実施しております。次年度は、今年度と同様、小学校 1・2 年生の 30 人学級及び小学校 3 年生の 35 人学級実施を予定しております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委

員会の意向、国の動向等を踏まえ、少人数学級の拡充について引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、新規採用予定者数と臨時雇用についてお答えいたします。

平成25年度の新規採用予定者数は小学校で220名、中学校で109名、県立学校で78名、特別支援学校で31名、養護教諭28名、計466名となっております。また、平成24年度における非正規任用教員の実数に占める割合は12.9%となっており、平成23年度の13.4%と比較して0.5ポイント改善されております。

次に、幼稚園教育の無償化及び給食の実施についてお答えいたします。

国が幼児教育の無償化に向け、3月に連絡協議会を設置するとの方針を示したとの報道があったことは承知しております。

県教育委員会としましては、今後とも国の動向を注視していきたいと考えております。

また、幼稚園における給食の実施につきましては、実施主体である市町村がその実情やニーズに応じて判断するものと考えております。県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会と意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

次に、いじめ対策についてお答えいたします。

いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為であると捉え、各学校において未然防止と早期発見・早期対応に努めております。具体的な対応としましては、いじめアンケート調査や個別教育相談の定期的な実施、毎月の「人権を考える日」の設定や「人権ガイドブック」を活用した指導、生命を尊重する心を育成する道德教育の実践等に努めております。また、人権擁護委員を招いた授業の実施、いじめ追放宣言全校集会、「ちゅらマナーハンドブック」等を活用したいじめのない学校づくりを目指す取り組みを行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 保育行政についての御質問の中で、保育所整備の実績と計画についてお答えいたします。

平成24年度における保育所整備の実績については、安心こども基金による創設等が34施設で1117人の定員増、沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業による認可化が1施設で60人の定員増となっております。平成25年度予算案におきましては、約56

億円を計上し、49施設、1300人の定員増を図ることとしております。

県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画の早い段階で潜在的待機児童も含めた9000人の解消を図ってまいります。

次に、認可化移行の支援についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、市町村と連携を図りながら、認可外保育施設の認可化と質の向上を一体的に取り組んでおります。認可化移行のための施設整備費について、市町村や認可外保育施設からの補助額の引き上げに対する要望があることについては承知しております。

県としましては、さらなる認可化の促進を図るため、平成25年度予算案において上限額の引き上げ等を検討してまいります。

次に、学童保育についての御質問の中で、民間施設利用学童クラブの家賃補助についてお答えいたします。

沖縄県は、全国に比べて民立民営の放課後児童クラブが多く公的施設活用の割合が低いことから、家賃の負担などのため保育料が全国よりも高くなっている状況にあります。そのため、沖縄県としましては、公的施設の活用を図るため、施設整備の補助とあわせて、公的施設へ移行するまでの間、家賃補助を行うこととしております。

また、沖縄県では、計画的な公的施設活用を促進するため、市町村に対し計画策定を促しているところであります。平成24年度においては、市町村の計画策定が十分に進んでいないことから家賃補助の活用実績はございませんが、次年度以降は市町村計画の策定及び公的施設活用を促進し、保育料の低減につなげてまいります。

次に、放課後児童クラブへの補助についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、一定の要件を満たすクラブに対し、指導員の人件費を含む運営費等の補助を行っております。ひとり親や低所得世帯につきましては、市町村と連携し、公的施設活用を促進することにより利用者負担の軽減につなげていきたいと考えております。

次に、妊婦健診等の公費負担を継続することについての御質問の中で、妊婦健診等の公費負担の継続についてお答えいたします。

国においては、妊婦健診事業及び子宮頸がん予防等3ワクチン接種事業について、平成25年度以降は基金

事業と同様に公費負担の対象範囲がそれぞれ10割及び9割となるよう地方財源を確保し、普通交付税措置を講じることとしております。県においては、両事業が安定的・継続的に実施されるよう、市町村に対し国が財源措置を行う趣旨の周知を図ってきたところであります。

次に、ニートやひきこもりについての御質問の中で、ひきこもりの人数についてお答えいたします。

平成18年度厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によると、ひきこもり状態にある子供のいる世帯は、全国で約26万世帯と推計されておりますが、都道府県別の推計値については示されていません。

なお、平成23年度におけるひきこもりの相談件数は、県総合精神保健福祉センターが32件、保健所が62件、市町村が227件で合計321件となっております。

次に、生活保護の基準額引き下げについての御質問の中で、生活保護の基準引き下げについてお答えいたします。

生活保護の基準引き下げによって影響を受ける世帯の割合と影響額につきましては、改定される基準額が示されていないことから現時点で把握することは困難であります。見直しに伴い影響を受ける他の制度としては、個人住民税の非課税措置、保育料や介護保険料等の減免措置や就学援助等の給付措置が考えられます。

生活保護基準につきましては、生活保護法第8条に基づき厚生労働大臣が定めることになっております。

県といたしましては、生活保護制度が最後のセーフティネットとして十分機能を果たすことが重要であると考えており、国の動向を注視するとともに保護の適正な実施に努めてまいります。

次に、第2次がん対策推進計画案についての御質問の中で、沖縄県がん対策推進計画の改善点についてお答えいたします。

第2次沖縄県がん対策推進計画においては、これまでの予防や医療中心の対策に加え、離島・僻地対策、がん患者等への支援、就労支援も盛り込む等本県の実情に沿った内容に改善する方向で検討を進めております。

がん教育については、教育委員会等と連携し、児童生徒に対する健康教育の充実に取り組んでまいります。

離島・僻地対策については、がん診療連携支援病院の機能強化を図るほか、患者に対しがん医療に関する情報の提供や研修の実施に取り組んでいきます。

就労支援については、市町村、労働局、事業所等と連携し、がん検診受診の働きかけや雇用相談窓口等における生活支援を含めた就労サポート体制づくりに取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院についての御質問の中で、県立病院の充実についてお答えいたします。

県立病院は、高度・特殊医療や救急医療、周産期医療、離島・僻地医療などを担っており、地域の中核病院として今後とも充実していく必要があると考えております。そのためには、県立病院の経営全般における改革に取り組み、安定的な経営基盤の構築を図る必要があると考えております。

次に、一般会計繰入金についての御質問にお答えいたします。

平成25年度当初予算における一般会計からの繰入額は約57億円となっており、前年度額約59億円と比べ、約2億円の減となっております。平成15年度から平成24年度までの過去10年間の平均額は、平成21年度から平成23年度までの経営支援措置もあって約70億円となっております。総務省繰出基準に基づき必要な額が措置されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 住宅行政についての御質問の中で、県営神森団地の改築計画と公営住宅不足戸数の確保についてお答えいたします。

県営神森団地の建てかえについては、平成24年度で実施設計を行っており、既存の150戸から167戸に増設する予定であります。

県では、危険な団地の建てかえを優先的に行っており、県営住宅の新設については厳しい状況にあります。しかしながら、沖縄県は全国に比べ公営住宅の需要が高いことから、今後とも市町村営住宅を含め建てかえの際に戸数をふやすことや民間賃貸住宅の借り上げ等の検討を行っていきたいと考えております。

同じく住宅行政についての御質問の中で、県営の高齢者住宅の建設についてお答えいたします。

本県の高齢化率は今後高まると見込まれることから、高齢者の居住の安定確保については住宅行政の重要課題であると考えております。

県営の高齢者住宅建設を含む県営住宅の新規建設に

については、現行の行財政改革プランにおいて原則として行わないこととなっており厳しい状況にあります。しかしながら、高齢者の居住の安定確保については、福祉関係団体や不動産関係団体等から成る居住支援協議会を3月末に設立することとしており、その中で高齢者の入居を拒まない住宅や家賃債務保証の情報提供を含む高齢者の居住支援について連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、1981年以前建築の民間住宅についての御質問の中で、1981年以前建築の民間住宅等の戸数と耐震診断等補助についての御質問にお答えします。

沖縄県における1981年以前に建築された住宅は、平成20年住宅・土地統計調査によると16万戸となっており、県としては、そのうち9万1400戸は耐震性が不足しているであろうと推計しております。また、1981年以前に建築され多くの者が利用する一定規模以上の建築物は、平成20年の調査で1080棟となっております。

民間住宅の耐震診断等補助については、現行の国土交通省の補助対象限度額が木造を前提に設定されており、鉄筋コンクリート造が多い本県の実情に合わないことから、これまで活用されておられませんでした。そのため、今年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して補助対象限度額を引き上げ、所有者の負担を軽減した新たな補助制度を創設したところであり、現在、共同住宅1棟12戸の耐震診断を実施しております。なお、民間住宅以外については、これまで県営住宅等で約7000戸の耐震診断の実績があります。

県としては、市町村及び関係機関と連携し、県民に耐震診断及び耐震改修に係る補助事業の周知を行い活用を促すとともに、耐震技術者育成や耐震相談等の支援事業にも引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国際ハブ港湾事業の見直しについての御質問の中で、那覇港港湾計画の見直しについてお答えいたします。

那覇港は、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を促進するため、国際物流ネットワークの構築、関連施設の整備、物流機能の強化等を図ることとしております。現在、那覇港管理組合において、那覇港港湾計画の改訂作業を進めているところであり、トランシップ貨物については、現状の調査・分析を行い、長期構想を作成した上で検討していく予定であります。

次に、牧港補給基地内の米軍郵便局についての御質問の中で、牧港補給地区内の米軍郵便局の建設を中止することについてお答えいたします。

牧港補給地区内の米軍郵便局の移設は港川道路の整備に伴うものであり、原因者である県が「沖縄県の公共事業の施行に伴う公共補償基準」に基づき補償する考えであります。

また、平成24年4月の日米安全保障協議委員会の共同発表において、牧港補給地区については、「速やかな返還が可能な区域」、「県内移設後に返還が可能な区域」、「海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域」の3段階での返還が示されましたが、返還時期、返還規模及び移設対象施設等の詳細については、現時点では明確になっておりません。そのような状況の中で、港川道路は国道58号の慢性的な渋滞緩和や沖縄西海岸道路とのアクセスを目的として早急に整備を進める必要があると考えており、関係機関との協議を踏まえて対応していく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） ニートやひきこもりについての御質問の中の、若年無業者の実態とサポートセンター数及び県の支援についてお答えいたします。

平成23年の労働力調査において、沖縄県の若年無業者数は約1万人となっております。

国においては、本島北部・中部・南部の3カ所に地域若者サポートステーションを設置しております。沖縄県では、平成24年度から新規事業として地域若者サポートステーションと連携を図りながら、就職に必要な企業実習を中心とした若年無業者職業基礎訓練事業を実施しております。

沖縄県としては、今後も若年無業者の自立支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、オスプレイの飛行実態調査と追加配備についてお答えいたします。

昨年10月1日にオスプレイが配備されて以降、市町村と連携してオスプレイの飛行実態の情報収集に努め、11月までの飛行ルートや飛行モードを目視調査した結果をまとめております。同調査では、可能な限り学校や病院を含む人口密集地域の上空を避ける、運用上必要となる場合を除き、垂直離着陸モードでの飛行を米軍施設・区域内に限るなどの日米合同委員会合意事項に外れると思われる事例が318件認められており

ます。

オスプレイの追加配備につきましては、昨年6月29日に米国が日本政府に対して行った接受国通報によると、昨年配備されたオスプレイ部隊に続き、本年夏にCH46飛行隊が代替され、普天間飛行場における2番目のMV22飛行隊となるとしておりますが、その後、政府から具体的な時期等についての説明はありません。また、米空軍嘉手納基地へのオスプレイ配備について、在日米軍は、日本またはアジア・太平洋地域におけるCV22機の配備についてのいかなる決定もないとしております。

オスプレイ配備については県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、引き続き配備計画の見直しと配置分散の実施などを政府に強く求めてまいります。

次に、浦添新軍港建設問題についての御質問の中で、牧港補給地区の無条件返還と浦添新軍港の建設反対についてお答えいたします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。これまで移設協議会が21回開催され、国・県・那覇市、浦添市、那覇港管理組合が連携し、移設の実現に向け代替施設の位置や形状、港湾計画との関連等について協議を進めてきたところであります。

県としましては、これまでの経緯を踏まえると、現時点では現行の方針に基づいて進めることが現実的であると考えております。

また、牧港補給地区を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等につきましては、地元の意向を踏まえ、実行可能なものから一つ一つ確実に実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、西銘純恵さんの再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

西銘純恵さんの再質問を行います。

西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 再質問を行います。

最初に、保育所問題ですが、待機児童基金認可外保育所の補助について上限の引き上げを検討していくということで部長はおっしゃられましたけれど

も、既に今年度25年度の予算書に計上されています。地方財政法第3条「予算の編成」においては、この予算を決めるときには「合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」とあります。認可外の保育所を5カ所増設をすると、それが幾らの補助にするのか、まだ検討ということが通るのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 上限額の引き上げの金額等については、今後、国との協議も踏まえて検討してまいりたいと思います。県としては、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消のため、さらなる認可外保育施設の認可化を促進してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私は、予算計上の件で聞いたんですよ。積算を明確にしなくて、予算計上ができるんですかということなんです。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 上限額については、現在3000万円でありますけれども、これを5000万円程度まで引き上げをしたいということで考えておりまして、その額で調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 安心こども基金の補助内容についてお尋ねします。1施設当たりどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 今、詳細は持ち合わせておりませんが、安心こども基金が約67億円ありまして、そのうちの約54億円で保育所整備、あと6億6000万円で保育所の処遇改善、その他となっております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 54億円で保育所を44園整備をするという、建設にかかる費用は1つの施設でどれぐらいになるんですか、1億を超えていると思うんですけれど

ども。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 施設の規模とかそういったものによって金額は違ってきます。1億超えるときもあるかと思います。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 認可外を認可にするための施設補助が3000万では低いと先ほども答弁がありましたけれども、やっぱり市町村の中でこれだけでは認可にはできないという声があって5000万ということで調整をされるということですが、私は、安心こども基金でつくる通常の認可化における額とやっぱり必要とする額を同じように補助をして認可外から認可にするというのが、一番の待機児童解消の大きな解消策になるのではないかと思うんです。なぜかという、安心こども基金で44園つくるけれども、待機児童は1000名解消しますと。でも、認可外から認可にするのは5園つくるけれども600人解消しますと。これからいっても、認可外を認可にするこの基金の活用——沖縄県の一括交付金、ソフト事業ですよ——これをもっと拡充をすべきだと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 認可外の認可化に向けては、これまでも予算を拡充して取り組みを進めてきているところであります。今後とも、さらにその支援を充実していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 待機児童は9000人、これを10年間で解消すると言いますが、これはゼロ歳の子が10歳になるときに解消という計画なんですよ。それでいいんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 9000人の潜在的待機児童の解消につきましては、できるだけ早期に解消できるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 知事、「三つ子の魂百まで」といいます。沖縄県は一番子供が多くて、この子育ての支援というのは大きな県政の重要課題だと思うんですよ。それで、今みたいに保育所に入れられない——今ちょ

うど4月からの入所について、入所漏れです、入れません、入れましたという通知が皆さんに行っている時期なんですよ。仕事をされている皆さんが、保育所に子供を預けられないというその思いは本当に深刻なんですよ。だから、9000人を10力年かけて解消なんて言わないで、やっぱり5年間でやる気があれば、さっき言った待機児童の解消のための基金を、県の独自の施策ですから、これを倍にしたら600人が1200人ということでもとても効率のいい解消策になるんですよ。そこら辺にもっと予算をかけるべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 保育所の整備につきましては、先ほどの安心こども基金及び沖縄振興特別推進交付金を用いて保育所の整備を着実に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今、2点言ったんですよ。補助の上限額を5000万にしないでもっと引き上げること、それと今度は8億6000万ですか、待機児童解消基金は。これだけじゃなくて倍に、20億とか30億とやれば解消は早くなるということなんですよ。安心こども基金は54億円で1000名しか解消しないんですよ、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 認可化の促進については、事業の実施状況なども踏まえながら、今後さらに検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん やっぱ児童に最善のものを与える義務があるという、子供をどう育てるかというのを重要課題としていただきたいと思います。

次、住宅問題について。

先ほど部長の答弁で、居住の安定は重要な県政の課題だと言いながら、行革で公営住宅、県営住宅の建設は原則行わないということを答弁されたんですよ。私は先ほど、沖縄県は2万戸、公営住宅が全国と比べても少ないと。それじゃ、それに見合うような住宅建設をしないと、住居がないという、高齢者も含めて多くの県民が住むところがないという問題が起きているよと、それに対して公営住宅は新築しないということが本当にあっていいんでしょうか。行革というのは、県民の居住権を脅かすようなものですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（富銘健一郎君） 住宅問題といいますのは、こういった公営の住宅だけではなくて民間住

宅も含めて考えていく必要がございます。県営住宅につきましては、復帰後に急速に県営住宅を建設したというようなこともございまして、現在老朽化して建てかえを迎えている住宅の建てかえ需要が大変多いものですから、この行財政改革プランにおいても、原則として新築は行わないということで建てかえを行っているところでございます。建てかえに当たりましては、先ほど団地の件でも申し上げましたとおり、戸数を上乗せして建てかえするというような方法で公営住宅の戸数を確保し、さらには市町村営住宅にも新設を含めて戸数確保のお願いをしていると。

高齢者に対しましては、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」などに基づいて居住支援協議会を3月末に設立いたします。その中で、現在民間の住宅に入居したくてもなかなか入居ができない、例えば保証人でありますとか、家賃の債務保証制度などが活用できないというような方がおりますので、そういった方々について居住支援を行っていきこうというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 高齢者の住居問題については、新年度新たにすぐ動き出すということで私は理解しております。

次に移ります。米軍郵便局の問題について移ります。

牧港補給基地内の米軍郵便局は、既に建設されたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 港川道路の整備に伴って郵便局の移設が必要となりますけれども、それについてはまだ移設は実施してございません。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍基地の返還問題がこれから課題になってくるんですけれども、この郵便局の建設は日米地位協定で補償義務がないというのは何度も私はやってきたんですよ。これは建設されていないということであれば、もうやらないと、米軍への思いやりじゃないかと、県民の税金でどうしてやるのかという立場で建設しないということでやってほしいんですよ。

そして次は、浦添市による退役米軍人の娯楽施設、これは浦添市によって税金の無駄遣いで米軍思いやりじゃないかということで、1億2000万円の返還を求める住民監査請求が行われました。これに対する見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 浦添市のほうで移設をいたしたいいわゆる「ベテランズクラブ」という施設につきまして住民監査請求が行われたということは承知しておりますけれども、その監査請求の内容については承知いたしておりませんので、ちょっとコメントはできないという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 監査請求というのは、公費負担をしたのを違法だというのが監査請求なんですよ。だから、返しなさいというのは間違いのない請求なんですけれども、内容を見ていないからコメントできないということにはならないと思います。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 監査請求につきましては、浦添市の監査委員会のほうで一定の結論を出されるものと思いますので、そういうふうなものが出た場合には、県としてもそういうものをきちんと見ていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私がこれを聞いたのは、沖縄県が米軍郵便局、基地の中のを新たに8億円かけてつくるということになれば、県民はとてもじゃないけれども、この米軍思いやりを許さないと思うんですよ。県民の福祉に使ってほしい、教育に使ってほしい、この財源がなかなかないと言われながら、何で米軍にこんな思いやりをするのということがあるものですから、建設ももちろんやめてほしいし、そして万が一つつくったときにも監査請求ということを、県民はこれを辞さないという立場を改めて指摘しておきます。

次に移ります。

基地問題についてお尋ねします。

知事がきのうまでの代表質問等に対して答弁されたんですけれども、那覇軍港を返還したら基地負担の軽減と跡地利用で大いに発展する、このように知事は答弁されました。浦添軍港の建設というのは新たな基地の建設ですよ。基地負担が増加するということではありませんか。そして、サンゴの自然の海が壊されて町の発展が阻害をされるのではないのでしょうか。基地負担の軽減と相反するような浦添軍港の建設について、知事は進めるという立場ですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これまでも再三答弁させていただいたとおり、那覇軍港の移設というものは、沖縄の基地負担の軽減において大変長年の懸案になっておりまして、これが平成13年11月に、その前にS A C Oで移設条件つきということで日米合意がなさ

れたわけですが、その合意案につきましては、平成13年11月に浦添市長が受け入れ表明を行い、平成15年1月の第4回移設協議会で浦添埠頭地区の北側区域への移設を浦添市とともに那覇市も了承したということでありまして、これがいわゆる基地負担の軽減を図るためには現時点では最もよい策ではないかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん やむを得ないということなんでしょうか。私は、基地負担の軽減ということであれば、那覇軍港ももちろん無条件返還にしてほしい、そして浦添に軍港なんてつくらせないという両方の立場を主張して当たり前と思うんですよ。

もう一点お尋ねします。知事がこれまでの経過を踏まえ、現時点では現行の浦添移設で進めるのが現実的という答弁をされたんですね。でも、那覇市長がこう言っているんですよ。「那覇軍港は、浦添の移設とは分けて那覇軍港を早く返してもらいたい。移設を待って那覇軍港を返還するのは現実的ではない」と、このように浦添移設という立場を変えて無条件返還の考えを表明したんですよ。このことがまさに現実的ではないですか、知事にお尋ねします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 那覇市長の発言につきましては、報道等により承知しております。ただ、私どもの承知している限りでは、那覇市議会における那覇市長の答弁は、移設条件にとらわれずに早期返還を実現してほしいとの考えを持っていると。しかしながら、これは決してSACOの最終報告を否定するものではありませんというふうに市長は答弁されておりまして、そういう意味では、このSACOに沿った移設案というのが現在現実的であるというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん なかなか無条件返還を認めているものではないとおっしゃりたいようですけれども、那覇市長は、この那覇軍港の移設については、1974年に軍港の移設条件付きの返還合意から既に39年たっていると、SACOの合意からも17年たっていると、これ以上待てないと。返還は移設条件付きだったら進まないし、浦添にまた軍港をつくって移設ということになれば25年から30年はかかるだろうと、だから返還を先にしてくれということは、切り離してということもあるけれども、那覇軍港は返還してくれという立場だと思うんですよ。ですから、那覇市長が言っているのは、明らかに浦添軍港というものを別に置いて、軍港

建設というのは触れないで那覇の軍港を返還してほしい。これはまさしく無条件返還じゃないですか。だから、移設条件というのは日米両政府が決めたことなんです。ただ、那覇市長は堂々と那覇の軍港は返してくれと、無条件で返してくれということと一緒にじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この場で那覇市長のその発言の——いろいろ伝えられておりますけれども——真意といったものをここで、私どもも100%理解しているわけではないと考えられますので、これは那覇市長とも十分お話をしていきたいという旨、知事は申し上げたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 那覇軍港の遊休化も言っていますね。那覇軍港は、今どのようになっていますか。

○知事公室長（又吉 進君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 那覇軍港港湾施設の利用状況につきましては、現在、入港隻数というものが昭和61年から平成14年まで公表されておりまして、これが全てでございますが、昭和62年の96隻をピークに平成14年の35隻まで漸減したと。15年以降のデータについては把握されていないということでございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 皆さんがつかんでいる2003年以降は不明と、何隻寄港しているかわからないということは、これはまさしく使われていないということでもなさしいんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これは非公式ではございますけれども、那覇港湾施設につきましては、米軍の所要でその使用が大変大きくなるという可能性もあるというようなことも示されておりまして、そういう意味では、使われていないと断定することはできないと考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん やっぱ県がどこの目線、立場に立っているかというのは、今答弁で如実にあらわれているのは、那覇市長は、このように米軍が明らかにしないのは使われていない、遊休化しているんだと明確に言われているんですよ。県は、いや、それは違う

という立場をとるのは、私は使われていない軍港を、何で県民・国民の税金で浦添に最新鋭の海兵隊の出撃基地になり、牧港補給基地と一つになった攻撃基地になるというこのような軍港建設をやっぱり容認する立場にあるから、このような遊休化していないという立場をとるんだと思うんですよ。

続けて言いますけれども、この間、マグルビー総領事が那覇市長を訪ねています。この件について、ちょっと説明をお願いしますか。

○知事公室長（又吉 進君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 1 時 45 分 休憩

午後 1 時 45 分 再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） その真意については承知していないんですけれども、報道等によれば、これは就任の挨拶をまだしていなかったと、その就任の挨拶のための意見交換をしたというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 1月17日の県内新聞で報道があるんですよ。那覇で米軍犯罪が頻発している、連続していると。そして、それを沖縄県もそうですよね、お伺いを立てるんですよ、防衛局とか、外務省とか、総領事に、この事件はどうなっていますかと。だけど、那覇市長は、説明に来なさいと、謝罪に来なさいということで声をかけて、自分たちは行かないよということを去年の11月にそういうことを言って、1月に総領事が那覇市長のところに来て、事件を起こしているのは申しわけないという謝罪をしたという記事なんですけど、違いますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これはどういう経緯で、その後、私は総領事等にお会いしたこともありますけれども、今議員がおっしゃったような趣旨の説明はございませんでした。はっきりよくわからないというのが、大変申しわけないんですが答弁でございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん そのときに那覇市長はマグルビー総領事に、日米地位協定の改定や那覇軍港の早期返還を強く求めたとあるんですよ。だから、いつでも市長というのは市民の立場に立ってどう交渉するか、それが問われているものだと思うんですよ。今、私は知事が本当に今の県民のオスプレイ強行配備とか、F A 18

ホーネットですか、あれがジェットエンジンと同じような爆音を大謝名の公民館のところでまき散らしているとか、今とても基地の強化があるわけですね。こんな中で、やっぱり知事がやるべきは、たとえ日米同盟を認めるというそういう立場であっても、アメリカに主権を売り渡すことはできないんじゃないですか。軍港の返還については、那覇の新しい基地をつくらせない。辺野古もそうですよ、県外とおっしゃっていますけれども。沖縄にこれ以上基地はつくらせない、基地をなくすと、このような主張をいつでも米側に対しても日本政府に対しても主張し続ける、これが大事じゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 全くおっしゃるとおりだと思います。ちなみに、県は特にお伺いを立てているわけではございませんで、非常に強い調子で、沖縄の基地問題の解決につきましては強く日米両政府に求めているところでございます。

○西銘 純恵さん ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 皆さん、こんにちは。

一般質問の前に、先日亡くなられた前田政明議員の第一報を聞いて本当に驚きました。今でも議場にいるんじゃないかなと思うほどまだ信じられない気持ちで、実は私は前田議員とは同期でございまして、文教厚生委員会で県立病院の問題を初め認可外保育施設、それから学童、福祉全般に前田議員がさまざまな提案をして、また議会でも中央に出向いて認可外保育について一緒に要請をしたのも県議会史上初めてであったということも前田さんの大きな功績だったんじゃないかなと思っています。私個人としては、沖縄県にとっては大きな損失だなということを率直に感じております。前田さんの御冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは一般質問を行います。

1 番、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、知事は、普天間飛行場の辺野古移設を阻止できるかを伺う。

(2)、知事は、普天間基地の辺野古移設について名護市長と同じ政治スタンスであるかを伺う。

(3)、普天間飛行場の3年以内閉鎖状態の公約はまだ存在するかを伺う。

(4)、県内市町村選挙において、知事が選挙応援する基準を伺う。

(5)、那覇軍港の活用状況について伺う。

(6)、嘉手納以南の基地返還について知事の取り組み

を伺う。

2番、教育行政について。

(1)、小・中・高における学力の状況を伺う。

3番、福祉行政について。

(1)、認可外保育施設への支援策を伺う。

(2)、生活保護の現状と課題を伺う。

4番、医療行政について。

(1)、県立病院の今後のあり方について伺う。

5番と6番は取り下げます。

7番、我が会派の代表質問との関連について。

新垣清涼議員の基地行政に関連して、オスプレイの強行配備について。

(1)番、オスプレイの沖縄配備は沖縄の基地にさらなる負担になっていると考えているかを伺う。

(2)番、オスプレイ沖縄配備で騒音問題は増加しているかを伺う。

次に、2月の浦添市長選挙の軍港受け入れについての関連質問でございます。

那覇軍港について知事は松本浦添市長にいろいろと確認をしておっしゃっておりますが、その前に那覇市長に確認するほうが先じゃないかを伺う。

脱法ハーブについてでございます。

(1)、脱法ハーブ、覚醒剤等県内の薬物検挙状況を伺う。

山内末子議員のTPPの関連質問で、TPP参加に伴い安倍総理が方針を示しつつありますが、沖縄県への影響等を考慮して知事は日本政府へさまざまな沖縄に影響することを要請する考えがないかを伺う。

次に、一括交付金に関連して、(1)番、平成24年度の沖縄振興一括交付金で県及び市町村分の交付金でいわゆる認められなかった事業と予算額を伺う。

最後、住宅防音工事に関連して、対象世帯拡大に向けて県は具体的にどう調査し取り組むかを伺う。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の辺野古移設阻止についての御質問に答弁します。

地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は、事実上不可能というほかありません。他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。この考えに変わりはなく、引き続き日米両政府に一日も早い危険性の除去、そして県外移設・返還を強く求めてまいり所存です。2月2日に

安倍首相との面談におきましても同様の趣旨の要請を行ったところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、市町村選挙における選挙応援の基準についてという御趣旨の御質問がありました。

選挙応援についてどんな考えと基準を持っているかというのをこの県議会場で答えすべきものかどうか疑義がございますが、あえて申し上げれば基準は特段につくっておりません。基本的には、我が県議会における与党を応援する人たちを応援するというのもう当然のことです。そしてあえて2番目を申し上げれば、同じ考えか考えの近い方を応援する、これも当然のことです。そういう常識的な線に沿って私は行動をいたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古移設の政治スタンスについてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。名護市長が就任以来、一貫して辺野古移設に反対していることは承知しております。沖縄県としては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。引き続き、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めるというのが県のスタンスでございます。

次に、普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態の公約についてお答えいたします。

知事は、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去が必要であるとの趣旨で、3年めどの閉鎖状態を公約として掲げたものであります。平成23年12月の沖縄政策協議会における軍転協要請への回答の中で、政府は、平成19年8月に公表した危険性除去策を全て完了したとのことであります。しかしながら、普天間飛行場の危険性は依然として存在しており、訓練の分散移転など、さらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。県としては、引き続き軍転協とも連携し、同飛行場の危険性の除去について、さらに検討を加速させるよう政府に求めているところであります。

次に、那覇軍港の活用状況についてお答えいたします。

那覇港湾施設の利用状況については、昭和61年から平成14年までの入港隻数が公表されております。それによると、年による増減はあるものの、昭和62年の96隻をピークに、平成14年の35隻まで漸減しております。なお、平成15年以降のデータにつきましては、在沖米軍から情報が提供されていないため把握しておりません。

次に、嘉手納より南の施設の返還についてお答えいたします。

昨年4月27日の日米共同発表においては、沖縄に残る施設・区域に関する統合計画を昨年末までに作成するとされておりました。しかし、同計画はいまだ示されていないことから、沖縄防衛局に進捗状況を照会したところ、日米間で精力的に協議を行っているところであるが、今しばらく時間を要する見込みであり、具体的な時期は決まっていないとの回答が示されたところです。県としては、地元の意向を踏まえ、早急に同計画を作成・公表するとともに、嘉手納より南の施設・区域の計画的な返還を実施するよう、来県した安倍首相や防衛大臣、外務大臣に対して強く求めたところであります。

次に、我が会派との関連質問の中で、オスプレイ配備はさらなる負担になっているのかについてお答えいたします。

オスプレイについては、開発段階の死亡事故や昨年4月のモロッコでの墜落事故の発生により県民が不安を抱いていたことから、安全性などについて十分な説明を行うよう政府に求めてまいりました。しかし、オスプレイは昨年6月にフロリダ州においても墜落事故を起こしたことから、県としては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り配備に反対としてきたところです。

オスプレイについては、今後、運用のさらなる活発化が懸念される中、本県の基地負担増につながるおそれがあると考えており、県としては、引き続き配備計画の見直しと配置分散の実施などを政府に強く求めてまいります。

次に、那覇軍港について那覇市長に確認することとの御質問についてお答えいたします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。これまで移設協議会が21回開催され、国・県・那覇市、浦添市、那覇港管理組合が連携し、移設の実現に向け、代替施設の位置や形状、港湾計画との関連等について協議を進めてきたところであります。県としましては、今後も引き続き那

覇、浦添両市の御意見をお聞きしたいと考えております。

次に、住宅防音工事の対象世帯拡大に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

県はこれまで渉外知事会などを通じて、政府に対し、住宅防音工事に係る予算の確保を求めてきたところです。防衛省においては、住宅防音に係る来年度の沖縄関係経費として61億6600万円の予算が計上されております。県としましては、他県における防音工事の実施状況も参考に、引き続き軍転協等関係機関とも連携しながら、政府に対し予算の確保を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、学力の状況についてお答えいたします。

平成24年度全国学力・学習状況調査結果から全国との差を比較しますと、小学校国語では4.2ポイント、算数では6.6ポイント低くなっております。中学校国語では7ポイント、数学では11.1ポイント低くなっております。中学校におきましては、全国との差は大きいものの改善されつつあります。高等学校における全国的な学力調査は実施されておきませんが、大学入試センター試験における沖縄県の全国順位は、平成23年度は44位、平成24年度は42位、平成25年度は40位と上昇しております。

県教育委員会としましては、今年度からスタートいたしました学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プラン」においてキャリア教育の視点を踏まえた学力向上の取り組みを行い、幼児・児童生徒一人一人に夢や希望を持たせ、「確かな学力」の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉行政についての御質問の中で、認可外保育施設への支援策についてお答えいたします。

認可外保育施設の支援については、認可化の促進と保育の質の向上を一体的に取り組むため、これまで段階的に拡充しているところであります。平成25年度予算案においては、認可化移行に必要な施設整備費や運営費に約3億円、保育の質の向上のための研修会の実施や保育材料費の助成等に約1億5000万円、また入所児童の処遇向上に必要な健康診断や給食費の助成等に

約4億円、総額で約8億5000万円を計上し、さらなる支援の拡充を図ることとしております。

次に、生活保護の現状と課題についてお答えいたします。

沖縄県の生活保護世帯は、全国と同様に増加傾向で推移しており、平成23年度は2万1550世帯で、平成19年度と比較すると5818世帯、37%の増加となっております。そのうち、稼働能力を有する者を含む「その他世帯」の伸びが顕著であり、1511世帯、99.5%の増加となっております。県におきましては、福祉事務所の就労支援員の増員を図り、公共職業安定所等と連携して就労支援を強化しているところであります。

県といたしましては、今後も引き続き支援体制を強化し、雇用施策と連携した就労支援に取り組んでまいります。

次に、医療行政についての御質問の中で、県立病院の今後のあり方についてお答えいたします。

検証結果報告書では、病院事業局の内部努力、一般会計繰入金の支援等により経営改善が実現したと評価されております。一方、持続的な経営健全化の達成見込みについては、さらなる経営改善を行うことなど課題が付されております。このため、その課題に対して取り組みを行う必要があると考えており、現在、関係部局で課題に対する取り組み方策を検討しているところであります。

病院事業の経営形態については、検証結果とあわせてこれらの取り組み方策等も踏まえながら、総合的に判断することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 我が会派との関連質問の中で、オスプレイ配備後の騒音についてお答えいたします。

県では、宜野湾市と連携し、普天間飛行場周辺において、航空機騒音自動監視測定システムにより常時監視測定を実施しております。オスプレイ配備後の平成24年10月1日から平成25年2月28日の測定結果を、配備前の平成24年4月1日から同年9月30日と比較しますと、環境基準の指標であるW値、いわゆるうるささ指数は、8測定局中1局で増加、2局で横ばい、5局で減少となっております。航空機騒音自動監視測定システムは、航空機の機種別の騒音を識別する機能を有していないことから、オスプレイ配備の影響について把握できない状況にありますが、依然として8測定局中2局で環境基準を超過している状況にあり、県とし

ましては、米軍機騒音の軽減等について引き続き強く要請してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 会派の関連質問の中で、脱法ハーブ、覚醒剤等、県内の薬物検挙状況についてお答えいたします。

沖縄県内の脱法ハーブの検挙状況については、昨年4月、脱法ハーブを厚生労働大臣の承認を受けずに販売したとして、県内に居住する30代の男性2名を薬事法違反で検挙しております。

次に、薬物事犯の検挙状況ですが、平成24年中は83名を検挙しております。その内訳は、覚醒剤事犯が60名、大麻事犯が22名、麻薬事犯が1名となっております。

県警察といたしましては、覚醒剤等薬物事犯を根絶するため、関係機関と緊密に連携し、徹底した末端乱用者の検挙及び突き上げ捜査による密売組織の壊滅を図るとともに、薬物の乱用を防止するため各種研修会等における講話や青少年を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用を拒絶する社会機運の醸成を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 我が会派との関連質問の中で、TPP交渉参加について。

沖縄県の農業分野については、十分な農業対策が打ち出されないままTPPに参加した場合、深刻な影響が懸念され、特にサトウキビ生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。沖縄県といたしましては、政府において十分な情報提供がなされることが必要であると考えており、国民的議論も踏まえて交渉参加について慎重に判断することが重要であると考えております。今後、政府の動向を踏まえつつ適切に対応してまいります。

次に、沖縄振興特別推進交付金事業で認められなかった市町村事業と予算についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金交付要綱においては、「職員人件費や旅費等の事務費、公用施設の施設整備費、修繕費、維持管理費など地方公共団体が通常必要とする行政運営に必要な経費」や「個人・法人の負担に充当する事業」などについては、「原則として、交付金を充てることはできないが、沖縄振興にとって必要不可欠である等の特段の事情が認められる場合には、こ

の限りではない。」となっております。今回、小規模離島における公立保育所の設置、認可外保育園への支援、防災施設の整備等について沖縄の特殊事情を説明し、幅広く交付金事業として認められたところです。一方、事業計画書作成の調整の過程においては、全国一律に実施されているワクチンの接種等に関する事業、全国どこの市町村でも実施している税金の徴収事務に係る事業や町議会のインターネット配信事業、国保会計への補填事業などについては沖縄の特殊性が認められなかったことから、事業計画書への掲載が見送られたところです。なお、当初検討されたが、結果的に事業計画に掲載されなかった事業の金額については、特に積み上げておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 我が会派との関連質問の中で、平成24年度沖縄振興特別推進交付金で認められなかった事業についてお答えします。

平成24年度沖縄振興特別推進交付金の県事業については、県の当初予算及び補正予算で計上した事業全てが国から認められ、交付決定を受けております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 順不同で再質問させてもらいます。

まず薬物について県警本部長にお聞きしますが、薬物事犯の密輸の状況についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 平成23年と24年について申し上げますと、23年中は覚醒剤約200グラム、乾燥大麻約22グラムを押収しております。平成24年につきましては、覚醒剤約7キログラムを押収しておりますが、大麻の押収はございません。

検挙事例でございますけれども、平成23年7月には、メキシコ合衆国から国際スピード郵便を利用して約200グラムの覚醒剤を密輸しようとした被疑者3名を検挙して押収しております。平成24年6月には、香港から那覇空港へ到着した旅客機の乗客が覚醒剤約5キログラムを密輸しようとして税関検査で発覚し、被疑者1名を検挙するとともに覚醒剤を押収しております。また、平成24年10月には、韓国から那覇空港へ到着した旅客機の乗客が覚醒剤約2キログラムを密輸しようとして税関検査で発覚し、被疑者1名を検挙するとともに、覚醒剤を押収ということでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、認可外保育施設への支援策

についてですが、給食費の増額について今度から単価は幾らになるかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 平成24年度が77円でありましたけれども、平成25年度は89円で計上しております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 この給食費については、仲井眞知事の公約で初めて実現したこともあって年々上がってきていることについて感謝申し上げたいと思っています。認可保育施設の給食費単価が、先日上原議員も言っておりますが、250円、まだ少しずつではあるんですけれども、ぜひともまた頑張っていただきたいということをお願い申し上げたいと思っております。

続いてですが、生活保護についてなんです、本県と他府県に比べてこの生活保護の保護率はどのようになっていますか。全国と本県の違いですね。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 平成24年10月末時点ですけれども、沖縄県において23.5パーミル、全国において16.8パーミルでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 全国との比較を今言ってもらったんですけれども、いわゆるこの沖縄県の状況というのは順位でいうと非常にやっぱり厳しい状況かどうかをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほどと同じ資料でありますけれども、保護率の高い上位県からしますと沖縄県第6位ということであります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 わかりました。

それで年齢層別、階級別でいうと、例えば9歳から19歳とか、20代とか30代のそれぞれ全国との比較、状況を教えてもらっていいですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 平成22年7月1日現在の資料が最新のものとありますけれども、その資料によりますと、被保護人員ですけれども、年齢階級別に見ますと本県が20代、2.4%、全国と比較しますと0.5ポイント低くなっております。それから30代ですけれども、本県5.8%、全国より1.1ポイント低くなっ

ております。あと10代では本県が12.1%、全国が10.1%という状況であります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 この状況を見ると、沖縄の特徴でいうと20代、30代、40代は全国より低いようなんですね。ところが、50代になると沖縄が16.4、全国が14.2、それで70代以上になると沖縄が31.4、全国が28ということで高くなっているんですね。今おっしゃったように、10代になると沖縄が12.1、全国が10.1ということで、これ高いんですね。これは恐らく子供が多いということだと思うんですよ、沖縄県の場合ですね。そこも含めて結果的に生活保護世帯に占めるこの年齢層の割合でいうと、いわゆる10代、学生——小中学生の世帯が非常に厳しい状況ということを分析して、就労支援を初めやっぱりやっていけないといけないというのが課題じゃないかなと思いますが、部長いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） ただいま議員御指摘のありましたように、10代において全国より比率が高いという状況でありますので、その中身を少し検討してみたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ分析して各種施策に反映していただきたいと思います。

県立病院の今後のあり方について、検証委員会の報告を受けて今後いろいろ総合的に判断されるという答弁でしたが、今後のスケジュールというのはどうなりますか。要するに、今のままの経営でいくのか。または独立行政法人の話も出たりしましたので、今後のスケジュールについてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 持続的な経営の健全化の達成見込みについては、さらなる経営改善を行うというふうな課題が付されていますので、その課題に対してどのような取り組み方策ができるかということ今取りまとめをしている段階であります。その取りまとめの状況と、あと検証委員会の結果などを踏まえて今後判断していくというふうなことになります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それは総合的に判断するということは聞いております、聞いていますよ。今後スケジュールとして例えば次年度、年度明けてからいつまでに判断をするかというスケジュールはまだ決まっていらないですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） スケジュールについてはまだ決まっておりませんで、この課題の取り組み状況をまずまとめるというふうなことが先でありますので、その結果などを踏まえてということになります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 スケジュールは決まってないということですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） はい、まだ決まっておりません。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 検証委員会でいい評価、完璧じゃないにしても課題はあったにしても経営改善をされたという報告を受けているんですね。もしもこの検証委員会が、いや全然改善されてないということであれば、もしかしたら早々と独立行政法人に移行するという話が出ていたかもしれないですね。しかし、これが非常にいい——もちろんこれは県職員、病院の皆さんが一丸となって頑張った結果だと思うんですね。それをあえてまたいろいろ判断をするということを誰が判断をし、誰が決定しますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 最終的にはその検証結果の報告書の内容、あるいは課題の取り組み方策、そういったことを総合的に判断して最終的に知事が判断するというふうなことになります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 わかりました。ぜひこの検証委員会が出した結果も踏まえて、知事も県立病院が安定的にまた県民の政策医療も含めて、不採算医療もしっかり守っていくという形でそれもしっかりと考慮していただきたいと思います。

続いてですが、オスプレイの騒音問題なんですけれども、今いろいろ調査もされてきたということなんですけれども、この普天間基地周辺だけでなくその他周辺での調査というのはされていますか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 今、普天間以外でのオスプレイの騒音を個別に測定した実績はありません。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 これは住宅防音との関連になるんですが、この住宅防音についても——私は浦添なんですけれども、やっぱりオスプレイが飛ぶと騒音問題がひどくなったという話はよく聞こえてきますね。そうな

りますと、このオスプレイが配備されたことによって普天間だけじゃなくて、その他の地域のいわゆる市町村との連携による住民1人当たりとか、もちろん機器による測定も必要だろう。その中で、やはり住宅防音についても新たにそれは範囲拡大も求めていくこともまた必要になってくるのかなという感じは受けます。それについていかがですか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） オスプレイについては、通常の航空機騒音というものとそれから低周波というのがございます。実際測定してみますと、例えば騒音でいいますと95.6デシベルが低周波でいいますと103.5とか、いわゆるがたつきとかそういうふうなお家の振動にも影響を与えるような騒音が高い状況にありますので、今後そういったことも含めながら測定をした上で、防音工事の対象範囲の拡大については検討されていくべきだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 もちろん一番いいのはオスプレイがなくなることではあるんですけども、実際もう配備されていてそういう騒音問題も含めてしっかりと市町村と連携をして、防音の拡大について取り組んでいただきたいと思っております。

公室長、これについて何かありますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 住宅防音工事の対象の範囲拡大につきましては、これは従前から県内では軍転協、さらに渉外知事会とも連携してその範囲拡大を求めているところでありまして、またオスプレイという新たな要素が加わったことによりまして、環境生活部とも連携しながらその所要の拡大を求めてまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、沖縄振興一括交付金の24年度のまず市町村分のいわゆる事業として認められなかったというか、予算が計上できなかった、それについての額。この間新聞でも八重瀬町さんの話が出ましたよね。さっき積み上げもされてないとおっしゃっているんですけども、これはおおよそで大体どれくらいありますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今、県として各市町村に2月末時点でこの不用額見込み調べを行っております。それによりますと、先ほど議員からもありました八重瀬町の場合はちょっと交付要綱に抵触するという事で認められなかった事業がありますが、それも含

めてまた入札残などがありまして、17団体で6億7000万という数字が今県のほうに出ているところです。ただ一方で、県のほうとしてはさらに各市町村に対しまして追加執行の可能性とか、それから市町村からの流用の可能性についても並行して検討をしていますので、何とかその圧縮に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 県も本当に頑張っているんなメニューを出してきたと思うんですけども、今言う現時点でのいわゆる不用額というのは積み上げでどれくらいありますか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） 現時点で約7億円、これは2月補正予算で減額をする予定でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 市町村、県分合わせると大体13.7、13億ぐらいですね。私は、これは去年24年度の額が決定してからこの短期間でむしろよく頑張ったんじゃないかなと思っております。ただ、この予算というのは今後3月末までですよ。それをほかの事業に振りかえて活用するという事はもう事実上不可能なんですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） これはもう少し時間があればそれは可能だったと思います。実は、予算を計上して事業を執行していくときに、どうしてもやっぱり執行残というのは出てくるわけです。年度の早い時期にはそれをまたほかの事業で吸収したりして、今回ぎりぎり積み上げたというふうに思っております。従来の特別調整費は、おおむね5%ぐらいこの不用額が出ておりました。今般の我々の数字は大体1.2%ぐらいかなというふうに見ておまして、県分については、そういう意味では執行残、本来はすべて使い切ったほうがいいわけですけども、どうしても一定程度出てしまったなというふうな感じがいたします。早い時期に各部局照会しながら、今後ともまたその辺は改善をしていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ次年度はさらにちょっと今回の経験も踏まえて、万全の対策で市町村と連携して頑張りたいと思っております。

続いて、嘉手納以南の基地返還についてお聞きします。

嘉手納以南の返還についてまだ具体的に示されていないということで、安倍総理にも要請をされたという

ことなんですけれども、嘉手納以南の基地返還に那覇軍港は含まれていますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 含まれております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 嘉手納以南の基地返還に那覇軍港が含まれていながら、しかしながらもう一方ではS A C O——先ほど知事もこの間答弁されてきた那覇軍港から浦添軍港への移設ということは、その後、嘉手納以南の基地返還という話がまた出ましたので、それは整理が必要だと思うんですね。そのあたり県はどう考えますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） S A C O最終合意案に示された施設の返還というのがあるわけなんですけれども、その後、日米の米軍再編のためのロードマップでこの嘉手納以南という言葉が出てきました。ただ、その嘉手納以南のそれぞれの施設は何ぞやというところがそこで示されておりまして、その中に那覇港湾施設も入っているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今の答弁よく理解できないんですけれども、いわゆる嘉手納以南の返還ということでまだ具体的に示されてはいない。しかし那覇軍港も含まれるという認識を持たれていますね。ただもう一方では、那覇軍港は浦添に移設という話もこれもこれまでの合意ではあるんですよ。それは私たちも理解していますよ。しかし、嘉手納以南を返還する中に浦添に移す必要がそもそもあるのかというのが今回の浦添市長選挙でも争点というか議論にも上がったんですね。このあたりはやはり日米両政府に確認が必要じゃないのかなというのが率直な私のこれは疑問だと思うんですけれども、これについて公室長いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 再三申し上げますけれども、S A C Oがございまして、その後、日米協議の結果、いわゆる米軍再編のためのロードマップといったものが出てきたわけでございます。その中で嘉手納以南といいますのは、嘉手納以南という言葉を使ってしまうと嘉手納基地も含まれてしまうことになるんですが、そうではなくて、嘉手納以南はこれこれこれこれであるというような明示がされておりまして、その中に那覇港湾施設、その那覇港湾施設につきましてはS A C Oで示された方針を踏襲しつつ返還していくという方針でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうすると今の嘉手納以南の施設でこれこれこれということで那覇港湾施設も入っていると。それは浦添に移した後に今後返還ということで、2段階ということで理解していいのか。私は非常にこれは理解ができないんですよ。那覇軍港そのものを、新聞にも出ているように那覇市長はもう遊休化しているということを明言しているんですね、早く返してほしいということをおっしゃっております。浦添市民は特に軍港は、ほとんどの市民は要らないと思っていますよ。ただよく答弁されているように、この間のいろんな経緯があるということは、今回の浦添市長選挙の前には松本さんも西原さんも池間さんも公開討論会の中では、現政策をそのままそれは推進するという話を700、800名の市民の前で答えているんですよ。しかし、その後西原さんがいわゆる那覇軍港の受け入れについては見直し、もしくは反対という記事も出たものですから、松本後援会として那覇市長宛てにいわゆる公開質問状を書留で私たちは送っております。それを送って3日後ぐらいに、去年の12月28日か29日ぐらいの新聞で、那覇市長が無条件で返還を切り離してでも返してほしいという記事が出たので、ああそうであればわざわざ浦添市が那覇軍港を受け入れる必要はないのではないかということで、政策を変更したんです。その政策の変更は何かというと、那覇軍港は明確に反対するというのが政策なんですよ。これは松本の選挙公約なんです。それは最初からその公約じゃなくて、那覇市長にそれをそういう形で私たちはちゃんと質問をした上でそれに基づいて政策を変えたんです。それについて知事どう考えますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、政策を変えたとおっしゃいましたけれども、そういうことを含めて先ほど答弁にもありましたように、浦添市、那覇市のお話はこれから聞いてまいりたいということでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それでは知事にお聞きします。

先ほど市長選挙を応援する基準は何ですかという話を聞いたら、支えていただいている自民、公明さんの与党の皆さんが応援した方を応援する。もう一つ答えたのは、考え方の近い方を応援すると言ったんですよ。西原廣美さんは那覇軍港の浦添移設についてどうおっしゃっていましたか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） もう時間もたってしまったものでそのときの西原さんの公約、一字一句覚えてはおりませんけれども、たしか見直すという趣旨だったと思うんですが、どちらの方向へ見直すかというのは私も詳しくは確認をしておりません。どの程度見直すという意味かも選挙の最中の話だったと思います。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事御自身で考え方の近い方ということですので、那覇軍港は文字どおり今回の浦添市長選挙の争点になったんです。それを西原さんは見直しということで使ったり、時には新聞で反対という言葉も出ました。そんな中、知事がどんな同意をするかはそれは知事の判断で私は別にいいですよ。ただ県・国・那覇市、浦添がかかわっているこの政策の中で、明確に例えば政策に一番近いという話であれば私は儀間さんだったと思いますよ。儀間さんは予定どおり推進するという公約だったんですよ。残り2人がそうじゃなかったんですよ。ですから、そこはそれ以上の議論はしようと思いませんけれども、いわゆる与党が応援するという部分と、もう一つは政策の違い、変えられたという話になってくると浦添市の市民からすると非常にわかりにくい。もう一つ、あえて今回私が言っているのは、仲井眞知事が浦添市長に話を聞いてみたいということをおっしゃっております。しかし、翁長市長はいわゆる合意は別に否定はしていません。しかし、早く返してほしいということを言っているんですね。無条件で返してほしいということもおっしゃっています。

知事、翁長市長は知事の選対本部長を2回された方なんですよ。一番近い方だと思っていますよ。そうであれば、まず翁長市長と話をしっかり詰めた上で浦添市に話を持ち込むのが筋じゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私がどなたとどう会おうかを一々議員から指図を受ける理由は一つもないんですが、あえてお答えすれば、私は先ほどは政策がとは言っていないんですよ、考え方がと申し上げているんです。政策というのはその時々いろんな時々刻々変化もするし、そして種類がたくさんあるわけです。そして翁長さんは立派な沖縄を代表する政治家の一人として、政治家としてのいろんな御判断を持っておられる。しかしながら、那覇港管理組合の議長もやっておられるからよく御存じのように、あれは浦添、那覇、

県、国、管理組合一緒になっているんなことをやってきているわけですから、この継続性そして時間をかけて具体的な目標を達成していくという組織の集合体でしょう。ですから、そういう中でしかし時間がたてばそれぞれの代表者がいろんな考え、希望的な考えなりを含めていろんな発言をされることはあり得るかもしれません。しかし、普通はある枠内で表現すると思いますから、私は浦添市長であれ、那覇市長であれ、那覇港管理組合を構成している団体の人々が違った御意見を発表されておられるのであれば、どういう考えでこれから先どう持っていこうとされているのかお考えを確認するというのは当然じゃありませんか。それが後先が誰かというのは全然問題ありません。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 後先はいいんですよ。ただ、さっきあえて説明させてもらったのは、私たちはきっちり翁長市長には那覇軍港の浦添移設は特にそれに私たちはとられる必要はないんですねということも丁寧にこのことも聞いてまいりました。これは知事がどなたかを先に聞くのはそれはいいと思います。しかし、少なからずこの浦添市長は公約で明確に反対ということはおっしゃっております。それは知事が直接聞く。もう一方では那覇市長もこれまでと違う表現をしてきたということは変化だと思いますね。いわゆる先に返してほしいということはこれまで言わなかったことだったと思うんですよ、私は。少なからず去年の琉球新報さんの1面にそれが出たんですね。いわゆるそのまま浦添に移設をさせると三、四十年かかって、早目に返してほしい。私はそれは当然の要請だと思いますね。もう一方で、さっき話しました嘉手納以南の返還について、那覇軍港が返還が決まっているのに浦添に1回移してさらにこれを返還するというのはわかりにくい部分だと思いますね。それについては知事、これはこのあたりは日本政府との話し合いは必要だと思いますが、いかがですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 普天間飛行場も那覇軍港もSACO合意がたしかあったと思いますから、いろんな種類のものが嘉手納より南については返す大きな流れが当時やっぱり生まれていたと思うんです。そうい

う中で、一種の移設条件つきというか代替施設条件つきのものもあればそのままお返ししましょうというものもあるんであって、我々としては無論ウチナンチュとしてはできれば移設条件がないほうがよからうというような一般的にはそういう考えもあり得ると僕は思いますよ。ですけれども、物によって移設条件がどうしても要るんだというのは、日本復帰のときのあの時代から始まって幾つもあるわけですね。ですから、そこは希望としてのあってほしいな、望ましいなということを強く表現していく場合と、やっぱり返すというリストに乗っけるためにはどうしてもそういう条件をつけられてしまう場合がありますというものはあると思うんです。ただ、40年もたち何年もたつてくると、その地域の首長さんが政治家としてもいろんな面でもあるかもしれませんが、望ましいな、望むらくはとかいろんな面でのまた返還に当たってのこの条件がなければいいんだけどもねとか、いろんな話があり得ると思うんです。ですが、今のところは浦添地先への条件つきで当時の儀間市長が受け入れを表明をし、応分の交付金も受け——それは那覇もそうですが——やってきている作業の中ですから、この枠組みをそれぞれ気が遠くなるような先だからもうこれはやめたらどうか、条件つきじゃなくて早く返してもらいたいというのをおっしゃる以上、ある種の考えをきちっと持ってやっておられるとは思いますが、唐突感はありませんね、明らかに。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 わかりました。

それでこれから両市長とお会いしていろいろ話をされると思いますが、知事はこの普天間の辺野古移設について、今議会でも普天間の辺野古移設については地元の理解が得られない移設は事実上不可能とおっしゃっておりますね。松本浦添市長が、いやこれはもう公約なので軍港受け入れ反対ということを正式に知事にこれを言った場合に同じような考え方に立つのかをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のレトリックは、単純だけれどもちょっと混乱しそうなんです、つまりどういう場合でも地元ないしは沖縄全体の意向を聞く、意見を聞くというのはどういう場合でも行政実務を展開する上では必要ですよ。ですから、辺野古の移設も

日米両政府が決めたからどんどんどんどん進めてまいるたいという、これだけではだめで、それからあと——二、三年前まで私も賛成しておりましたから、それはそういうことが地元も含めて賛成者が多い中でこれは可能性、フィージビリティがあるということで私は賛成をしてきました。しかし、地元の市長さんがかわり、議員の意向が変わり、いろんな部分が変わってきた中では難しさが非常に出てきていますというのも当然でしょう。ですから、普天間の一日も早い危険性の除去、移設、そして固定化させないというこの条件を満たすためには時間がかかる。フィージビリティがゼロではないけれども、時間が猛烈にかかる予感をさせるところというものの選択はおかしいんじゃないかと私は言って、したがって滑走路を持っている空港で余裕のあるところを目指してちゃんと政府は作業すべきじゃないかと、移すのを考えるべきじゃないかと私は言っているわけです。

そして今のこの浦添地先の軍港について今の論理を応用されているわけですが、これは儀間さんの時代を含めての長い歴史の中でちゃんと受け入れるということを表示してから全てが動いていますから、この平成13年。ですから、その部分を全く言葉はあれですが、無視してネグっていけるものかどうかという点にはかなりの疑義があるでしょう。ですから、そこはきちっと物事を進めていく中で継続性も含め、それからこれまでやってきた努力も含めちゃんと踏まえた上でやらないと、突然そういう政策を打ち出したからこれが当選した方の公約でもあった。それを支援した方々の意向であるから、当然それは成り立ち得るだろうという論理が——成り立ち得る理由を全くゼロとは私は言いませんよ。だけど、現実に進めてきたこのシステム、この体系を否定し得るかという現実性はまた別の話ですよ。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 はい、わかりました。

最後になりますが、さっき一番最初の質問の中で、名護市長と同じ政治スタンスであるかということで県の方の考え方を少し述べてもらったんですけども、例えばきのうの答弁の中で、知事はいわゆる地元が変わろうが普天間基地の県外移設はぐるぐる変わることはないという答弁をいただいたんですね。ということは、来年の名護市長選挙で辺野古推進派を応援するという事はないんですね。そのことをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 選挙で私がどなたを応援するかしないかというのは、先ほど申し上げた原理で

す。与党と相談をし、与党の考える方向でやっていくというのはもう当然のことです。そして仮定のレトリックなんですよ。来年もし名護市長がおかわりになったらどうかと言われても、これは本来私がお答えすべきものではありません。もしきのうの私の答弁がそういうふうに取り上げられたとすれば、私の本意というのはこういうものは未来の、先行きの、仮定のもので私がどうこう申し上げるというのは本来おかしいというものを前提にしての答弁というふうに取り上げてください。

○赤嶺 昇君 ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 皆さん、こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子でございます。

一般質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

故前田政明議員の葬儀、告別式に際しまして、皆さんにお世話になりまして本当にありがとうございました。故前田政明議員は、人情味深く正義感にあふれ、行動力があり、基地問題があるところいつでも彼が真っ先に駆けつけ、地元の皆さんを励まし続けていました。基地のない平和で豊かな沖縄県の実現をと、今でも彼の演説が聞こえてきそうです。私たちも故人の遺志を引き継いでこれから力を合わせて頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

安倍政権は、国民への公約を投げ捨て、農業や医療、食の安全を初め広範な分野で地域経済と国民生活に深刻な打撃となるＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉参加に大きく踏み出す意向を示しました。日米共同声明では、「全ての物品が交渉の対象とされる」とし、「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」ことを明記しています。沖縄県では、ＴＰＰへの参加でサトウキビ、パイナップル、肉用牛、乳用牛が壊滅的な打撃を受け、医療、雇用、公共事業の入札などの県民生活に重大な影響が出ることは明白であります。日本と沖縄の農業を潰し、地域経済と食料の安定供給を破壊するＴＰＰ参加は絶対に容認できません。ＪＡ沖縄中央会もＴＰＰ反対の特別決議を上げています。知事がＴＰＰ参加阻止の先頭に立って行動を起こしていくべきです。決意を伺います。

安倍政権は、日米合意で名護市辺野古への普天間基地移設を早期に進めることで合意した。辺野古移設反対、普天間基地閉鎖・撤去は沖縄県民の総意です。新

基地建設は断じて許せません。知事は反対の先頭に立つべきであります。

環境影響評価書もずさんで、環境に重大な影響を及ぼす辺野古新基地建設の公有水面埋立承認申請に知事は明確に反対すべきであります。知事の所見を伺います。

相次ぐ米軍犯罪に県民の怒りは頂点に達しています。米軍基地を68年間も沖縄に押しつけている日米両政府の責任は重大であり、これ以上県民の命と暮らし、人権を脅かすことは許されません。米軍人・軍属による事件・事故の多発は、県民の我慢の限界を超えています。米軍基地の全面撤去を要求すべきではありませんか。

2、生活保護基準の引き下げについて。

安倍政権の生活保護基準の引き下げは、食費や光熱費など日常の暮らしに欠かせない生活扶助費の基準をことし8月から3年かけて引き下げようとするものであります。減額対象も受給世帯の96%に上ります。貧困世帯にさらなる負担を強いる削減計画は、全ての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障した憲法25条に反しています。受給者だけでなく就学援助、保育料や医療、介護の保険料の減免制度、最低賃金も生活保護基準を下回らないことが法律で明記されている等、その影響は広範に及んでいます。国民の暮らしに深刻な影響を与える生活保護基準の引き下げは中止をすべきであります。

生活保護受給世帯数について伺います。

生活保護基準の引き下げによる影響額について伺います。

3、子供の医療費無料化の拡充について。

子供の通院医療費の無料化を中学校卒業まで拡大することについて伺います。

病院窓口無料化制度を市町村と協力し現物給付で実現すること。その間、自動償還払い制度も検討することについて伺います。

4、後期高齢者医療制度について。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度が、お年寄りの暮らし、健康に重大な影響を与えています。高齢者を年齢で差別し負担増などの痛みを強いる制度は許せません。後期高齢者医療制度は廃止すべきであります。知事の所見を伺います。

普通徴収の保険料滞納件数・滞納額について伺います。

短期保険証の発行件数。

滞納のため資産を差し押さえられる人がふえています。

す。差し押さえた件数、額について伺います。

滞納を理由に生活に必要な住宅の差し押さえは中止すべきであります。

保険証の未交付件数について伺います。

短期保険証の発行を中止し、高齢者に無条件で4年間有効の保険証を交付することについて伺います。

県独自の保険料の減額、免除制度の実施について伺います。

5、性暴力被害者救援のワンストップ支援センターの設置についてであります。

県が設置した検討会議は、関係団体の意見が反映できるようになっていますか。その内容について伺います。

被害直後からの総合的支援体制を確立することについて伺います。

総合病院内に24時間・365日対応の担当窓口を設置すること。

相談から診察、治療、弁護士や精神科医、警察、福祉施設などとの連携がとれる仕組みをつくることが大事であります。

医療費、カウンセリング費用、弁護士担当料への公的支援を実施することについて伺います。

6、給付制の奨学金制度を創設することについて。

奨学金制度は、経済的理由で進学が困難に陥らないように、国民に教育の機会均等を保障するための仕組みです。ところが、奨学金を利用した学生が卒業と同時に返済に苦しむ事態になっています。日本学生支援機構の調査では、滞納者が約33万人で、家計収入の減少で返済できないのが60%にも上っています。滞納者の55%が派遣やアルバイト、失業、無職となっており、89.3%が年収300万未満であります。県内では15歳から29歳までの完全失業率が全国平均は7.4%で、沖縄県は12.9%、高校を出て仕事がない若者は18%で、全国平均の3倍、大卒では30%で全国平均の2倍であります。就職難と不安定雇用が若者の暮らしを直撃し、返したくても返せないという事態を招いています。返済時に高額な利子がつく仕組みが深刻さに拍車をかけています。そのため、奨学金利用を諦め進学そのものを断念する若者がふえています。若者の希望を奪っている貸与制しかない日本の奨学金制度が根本から問われております。世界では高校教育の無償化が大きな流れになっています。県に給付型の奨学金制度を創設すること、県や市町村の奨学金は年収300万未満の場合、返済を猶予すること、国の奨学金はすべて無利子に戻すこと、貸与ではなく給付型の奨学金の実現を国に働きかけることについて伺います。

7、不発弾、未使用弾の実態調査と対策について。

糸満市真栄里と大里の壕から大量の未使用弾が発見されました。不発弾、未使用弾の実態調査と早期撤去処理について伺います。

住宅等の民間工事への補助申請件数、実績、補助対象の拡充について伺います。

8、農水産業の6次産業化について。

国の6次産業化法に基づく総合化事業計画認定制度の全国と沖縄における認定件数と実績（ハード・ソフト）、今後の計画について伺います。沖縄の農水産物を生かした新たな加工食品の開発、販路開拓に取り組む農家、農水産業生産法人等への県独自の支援を実施することについて伺います。

9、糸満市沿岸域への海洋深層水研究施設の建設について御見解をお伺いします。

10、住宅リフォーム助成制度について伺います。

11、県管理道路内におけるバス停上屋設置について、バス停の箇所数と設置件数、今後の計画について伺います。

以上、質問をいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、TPP交渉参加についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県では、これまで政府からの情報提供が少ないこと、また、国内農業へ重大な影響を与えるおそれがあることなどから、国民合意のないままTPP交渉への参加を行わないことを国に対し求めてきたところがあります。去る2月22日の日米首脳会談後における日米の共同声明におきましては、TPP交渉参加に際し、「一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない」ということなどが確認されております。しかしながら、沖縄県といたしましては、政府において十分な情報提供が必要であると考えており、国民的議論も踏まえて交渉参加について慎重に判断することが重要であると考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、辺野古移設に対する県の見解についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の辺野古移設案には、名護市長を初め県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対しております。県は、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能である旨、日米両政府に機会あ

るごとに繰り返し申し上げてきました。2月2日、安倍首相との面談におきましても、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、そして県外移設・返還を強く求めたところであります。引き続き日米両政府に対し効果的な働きかけを行ってまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古移設に係る公有水面埋立申請についてお答えいたします。

現時点で政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておりません。仮に提出された場合には関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の一日も早い県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、米軍基地の全面撤去についてお答えいたします。

米軍犯罪を防止するためには実効性ある再発防止策が重要であり、そのためにもチェック体制や運用実態の公開など透明性の確保が必要だと考えております。去る2月13日及び15日に、在日米軍における新たな勤務時間外行動の指針等が発表されておりますが、その後も住居侵入事件が発生するなど実効性の確保は不十分であると考えております。

県としましては、再発防止策の実効性を確保し事件・事故が皆無となるよう、去る1日に開催されたワーキングチームでも求めたところであり、今後ともあらゆる機会を通じて強く求めていきたいと考えております。

次に、不発弾、未使用弾の実態調査と対策についての中で、実態調査と早期処理についてお答えいたします。

不発弾、未使用弾の実態調査については、平成元年度から3年度にかけて埋没調査を実施し、その調査結果に基づき探査を実施しております。県内には今なお未確認の不発弾が多く埋没していると推定されることから、引き続き不発弾の情報収集に取り組み、磁気探査の加速化・効率化に取り組んでまいります。

次に、民間工事における不発弾探査事業の実績と補助対象の拡充についてお答えいたします。

民間工事における不発弾探査を補助する事業として、平成24年度に住宅等開発磁気探査支援事業が創設

されております。本年度は同事業の初年度に当たることから、10市町村において予算措置等が行われ、申請件数は南風原町3件、那覇市1件、北谷町1件で合計5件、実績額は520万7000円となっております。

なお、同事業については、平成25年度より磁気異常点における掘削及び埋め戻し等の確認探査にかかる費用が新たに補助対象に加わるなど補助対象の範囲の拡大が行われることとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 生活保護基準の引き下げについての御質問の中で、生活保護基準の引き下げに係る県の見解についてお答えいたします。

生活保護基準につきましては、生活保護法第8条に基づき厚生労働大臣が定めることになっております。

県といたしましては、生活保護制度が最後のセーフティネットとして十分機能を果たすことが重要であると考えており、国の動向を注視するとともに保護の適正な実施に努めてまいります。

次に、生活保護受給世帯数についてお答えいたします。

沖縄県の生活保護世帯は全国と同様に増加傾向で推移しており、平成23年度は2万1550世帯で、平成19年度と比較すると5818世帯、37%の増加となっております。

次に、生活保護基準の引き下げによる影響額についてお答えいたします。

生活保護の基準額引き下げによる影響額につきましては、改定される基準額が示されていないことから、現時点で把握することは困難であります。

次に、子供の医療費無料化の拡充についての御質問の中で、こども医療費助成事業の通院年齢の引き上げについてお答えいたします。

通院年齢の引き上げについては、平成24年10月からの入院年齢の拡大による事業費の動向や効果を見きわめ、また、実施主体である市町村の意向も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。

次に、こども医療費助成事業の給付方法についてお答えいたします。

現物給付について県が市町村に調査した結果では、過剰受診の増加や国保財政へ与える影響が大きいことを理由に39の市町村が反対をしております。また、平成24年度沖縄振興拡大大会議の場において、市長会、町村会、市議会議長会、町村議長会からの共通要望として、現物給付は困難であり自動償還を求める要望があ

ります。

県としては、市町村からの要望の多い自動償還の導入に向けて、現在、市町村と連携して準備を進めているところであります。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問の中で、後期高齢者医療制度の廃止についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、現在、国の社会保障制度改革国民会議において検討がなされております。

県としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、必要に応じて全国知事会等と連携し対応してまいりたいと考えております。

次に、保険料の滞納者数及び滞納額等についてお答えいたします。4の(2)から4の(6)までは関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合によりますと、平成24年6月1日現在における滞納者は、速報値で4021人、滞納額は1億8870万5000円となっております。また、平成24年12月末現在における短期保険証発行者は382人、保険証の未更新者は430人となっております。平成24年度の差し押さえの状況は、平成25年2月末現在において差し押さえ件数1件、差し押さえ額4万3600円となっております。

なお、住宅の差し押さえにつきましては、県内において事例はありません。

次に、高齢者に無条件で保険証を交付することについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、加入する被保険者が納める保険料を主要な財源として運営されております。このため、滞納者へは納付相談の機会を設ける観点から短期証を交付しているものであり、保険料の納付状況にかかわらず一律に保険証を交付することは、保険財政を安定的に運営していく観点から厳しいものと考えております。

次に、県独自の保険料の減額、免除制度の実施についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の低所得者に対する保険料は、最大で9割の軽減が実施されております。県は、保険料の法定軽減に必要な財源の4分の3を負担しており、平成24年度の負担額は19億8885万3000円となっております。

このようなことから、県独自の保険料の減免策を実施する予定はありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 性暴力被害者救援のワンストップ支援センターの設置についての御質問の中で、検討会議での関係団体の意見の反映についてお答えいたします。

県では、今年度において性暴力被害者ワンストップ支援センター設置に向けて、性暴力被害者支援を行っている相談機関及び県警と検討会議を実施するとともに、先進施設への訪問調査を行ったところであります。平成25年度においては、医師会及び産婦人科医会等の関係機関にも検討会議への参加をお願いし、支援センターの運営体制や拠点病院の確保、具体的な連携方法等について検討を行ってまいります。

次に、総合支援体制の確立と連携がとれる仕組みづくりについてお答えいたします。5の(2)と5の(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

支援センター設置の目的としましては、被害者に必要な医療的支援、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等総合的支援を可能な限り1カ所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減することとしております。県では、平成25年度に医師会及び産婦人科医会等の関係機関にも検討会議への参加をお願いし、具体的連携方法等について検討を行ってまいります。

次に、総合病院内での24時間・365日対応の窓口設置についてお答えいたします。

県では、急性期の性暴力被害者への支援において早期の産婦人科医療は不可欠であると考えております。平成25年度には、医師会及び産婦人科医会等の関係機関にも検討会議への参加をお願いし、支援センターの運営体制や拠点病院の確保、具体的連携方法等について検討を行ってまいります。

次に、医療費、カウンセリング費用、弁護士料への公的支援についてお答えいたします。

現在、県警では性犯罪被害者への医療費の公費負担の制度があり、法テラスでは弁護士費用等に関する援助制度があります。強姦救援センター・沖縄におきましては、被害者に対してカウンセリング費用の支援を行っております。また、先進施設では基金の造成、企業からの助成等により運営を行っているところであります。

県としましては、活用できる資源を有効に活用することも含めて、県としてどのような支援ができるかを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 給付制の奨学金制度を創設することについての御質問で、給付制の奨学金制度についてお答えいたします。

本県では、沖縄県国際交流・人材育成財団において、勉学意欲がありながら経済的理由等により修学が困難な高校生、大学生や専門学校生等に対し奨学金の貸与による修学支援に取り組んでおります。給付制の奨学金制度を創設することにつきましては、財源の確保や導入後における奨学金制度の継続等について課題があると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き国の動向に注視するとともに、全国都道府県教育長協議会等を通じ国に対し要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農水産業の6次産業化についての御質問にお答えします。

「6次産業化法」に基づく事業計画の認定件数は、全国で1298件、沖縄県で42件となっております。支援実績につきましては、商品開発・販売施設の整備などのハード事業が7件、マンゴーや豚肉などの地域農産物を活用した新商品の開発・販路拡大などのソフト事業が13件などとなっております。

県においては、地域資源を生かした加工試作品の開発支援や企業派遣研修、加工機材等の整備などのアグリチャレンジ6次産業化支援事業、地域、県内、全国の3つの展開・加工品開発モデルの構築を図る県産農産物付加価値向上推進事業などに取り組んでいるところであります。

今後とも、6次産業化に取り組む農林漁業者、農業生産法人等の発展性のある継続的な取り組みを支援してまいります。

次に、糸満市沿岸域への海洋深層水施設の建設についての御質問にお答えします。

県においては、海洋深層水の水産及び農業分野における研究と技術開発等を海洋深層水研究所において実施しているところでございます。これまで水産分野においては、ウイルスフリーのクルマエビ母エビ養成技術を確立し、安定した種苗生産に寄与しております。新たな海洋深層水施設の建設については、農林水産業の振興や雇用拡大などの観点から、海洋深層水利用に関する市場性、事業採算性、運営主体等を総合的に検討した上で判断する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 住宅リフォーム助成制度についての御質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業は地域経済への波及効果や雇用効果が高いことから、地元建設産業団体や商工団体等から事業実施の要請を受けております。また、市町村からは県の支援を求める意見が数多くあったところでございます。このようなことを踏まえ、県は、平成25年度に住宅リフォーム支援事業を実施する予定であります。

次に、県管理道路内におけるバス停の上屋設置についての御質問にお答えいたします。

県管理道路におけるバス停の箇所数につきましては、本島内で1429カ所あり、うち上屋が設置されているのは174カ所で、設置率は約12%となっております。

今後の計画としましては、年間20基程度の上屋設置を計画しており、役所、病院、学校、モノレール駅等の公共施設や商業施設の近くのバス停を優先的に整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、玉城ノブ子さんの再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

玉城ノブ子さんの再質問を行います。

玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

最初に後期高齢者医療制度ですけれども、未交付件数が430人にも上っているということが明らかになっているんですけれども、その430人の内容について、皆さん実態調査はなさっているのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 未更新者についてですけれども、具体的なそれぞれの中身については把握はしておりませんけれども、市町村と連携をとりながら進めているところであります。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん これだけの430人の高齢者の皆さんに保険手帳が渡ってないということは、この皆さん方は病気になっても病院に行けないというそういう事態が続いているということなんですよ。この皆さん

のまさしく生存そのものに即かわるような事態じゃないですか。高齢者の皆さんは病院通いをしている皆さんがほとんどですよ。そういう中で、保険証がなくて病院に行けなくて手おくれで命を落とすというこの事態になるんじゃないでしょうか。この実態を皆さんは調査して、この430名の皆さんに保険手帳を交付すべきですよ。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 未更新者については、市町村において電話連絡あるいは必要に応じて家庭訪問をするなどして被保険者証の更新に努めているところであります。県としましては、市町村に対して受診機会に支障が生じないよう、被保険者の生活実態に即したきめ細かい対応を行うように助言をしているところであります。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん これは即刻、私はやってほしいというふうに思います。現にこれだけの皆さんが保険手帳がなくて病院に行けないという事態が続いているわけですから、これは即保険証を交付してください。すぐできますか。すぐやってください。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県としては、先ほども申し上げましたが、市町村と連携をとりまして、市町村に生活実態に即した対応を行うように助言をして連携をしていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 短期保険証の問題なんですけれども、沖縄県の場合、短期保険証の交付件数が382件に上っています。しかも1カ月の短期保険証の発行が122人にも上っているわけなんです。この皆さんは、本当に75歳以上の高齢者の方ですから、それこそ1カ月の短期保険証の期限が切れてしまうと病院に行けないという皆さんです。しかも、保険料の普通対象になっている皆さん方は1万5000円以下の年金しかもらっていない皆さんなんです。いわゆる本当に所得のない皆さん方がこの短期保険証交付の対象になっているわけなんです。私は、そういう意味では先ほどの未交付のことも大問題ですけども、この短期保険証の発行についても、これは私はこの高齢者の皆さんのそれこそ生存権そのものにかかわる問題だというふうに思っています。ですから、この短期保険証の発行については、先ほど財政の安定的運営のために私は4年間有効の保険証を交付すべきだと言ったら、答弁の中で財政の安定的運営のためにそれはできないということを言っているんですけども、私はそういう意

味では理解ができないんですけれども、どういう意味なんですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 滞納者については、納付の相談の機会を設けるというふうなことも必要でありまして、そういう機会に、納付相談に来られたときに短期証を交付しているところであるわけで、保険料の納付状況にかかわらず一律に保険証を交付するというふうなことは、やはり保険財政を安定的に運営していく観点から厳しいものがあるというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん むしろ短期保険証を発行したからといって収納率が上がって短期保険証発行が少なくなっていくかということ、そうではないんですよ。これは市町村へ行って調べてみたら、短期保険証発行件数はどんどんふえているんですよ。それだけ保険料を負担することができない高齢者の皆さんの実態というのが明らかになっているわけなんです。この実態こそ皆さん方は調査をして明らかにして、この皆さん方にはやっぱり無条件で国保手帳、保険証を発行するというふうにすべきではありませんか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） これは先ほどから申し上げているとおりでありまして、保険財政を安定的に運営していく観点からは厳しい状況がありますので、市町村と今後とも連携をとりながら進めていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 75歳以上の高齢者ですよ、しかも年金が1万5000円以下の所得しかない高齢者の皆さんですよ。これは実態として、この皆さん方が本当に保険料を納める能力があるかどうか、もう明らかじゃないですか。保険料を滞納しているからといってこの皆さんから保険証を取り上げる、あるいは1カ月の保険証しか渡さない。こんなことでこの高齢者の皆さんの命を守ることができるんですか。これは憲法で保障されている生存権そのものに対する否定でもありますよ、こういう事態というのは。私は、4年間有効の保険証を交付すべきだというふうに思います。

調べたら、神奈川県では後期高齢者医療制度が発足してから4年間有効の保険証を発行し続けているんです。発行しているんですよ。宮崎県でも今、短期保険証は発行していない。そういう点からすると、私は、沖縄県が本当にこの高齢者の皆さんの命や安全を守るというふうな立場からすれば、私は神奈川県と同じよ

うに4年間有効の保険証を交付すべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 沖縄県の後期高齢者医療の保険料収納率ですけれども、平成20年度の制度開始以来全国最下位ということで低迷をしているところでありまして、保険財政を安定的に運営する観点から収納率の向上を図る取り組みが必要となっております。県としては、短期証の交付は納付相談の機会を設ける観点から実施されているものでありますので、保険料の納付の状況にかかわらず一律に保険証を交付するというようなことはやはり厳しい状況と考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 私は、4年間有効の保険証を交付すべきだということを要求したいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度なんですけれども、市町村でこれからリフォーム助成制度を実施しますということで手を挙げる市町村が出たときに、全ての市町村に対応すべきであるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今回、25年度から実施しようとしておりますリフォーム助成事業ですけれども、これは市町村の中で個人が行うバリアフリーとか省エネ改修とかそういったようなリフォーム工事に対して助成をする市町村に対して県が助成をするという仕組みをとっております。現在、5つの市・町のほうでそういったリフォームの助成事業をしております。県のほうでアンケートをとりましたところ、あと11市町村ぐらいが25年度から実施を検討しているということです。大分ふえてくるかと思えます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 全ての市町村で実施できるような仕組みをつくっていただきたいということなんです。これは、岩手県の宮古市では1割の世帯がこの制度を活用しているんですよ。工事も地元の中小建設業者に発注する条件のため、不況で本当に仕事が減っている業者の皆さん方にも仕事が保障されるということで、これは経済波及効果が実に10倍から30倍、雇用効果も0.52%から1.09%に改善されたと、宮古市ではそういう成果も上がっているんですよ。ですからこの経済波及効果の高いリフォーム助成制度をぜひ予算をふやして、全市町村で実施できるような仕組みをつくっていただきたい。この仕事は、やっぱり多くの県民が利用しやすいように、そして地元業者に多

くの仕事が発注できるようなそういう仕組みをつくっていくべきだというふうに考えます。ぜひ、どうぞ。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 助成をする市町村に我々は助成しますので、基本的にはその市町村と個人の申請者との間のやりとりになります。したがって、市町村の関与が非常に大きくなりますので、地元の中小建設業者への工事発注とか、あるいは県民も、あるいは市民も利用しやすいような仕組みになっていくものと考えております。今後、助成をする市町村につきましては、さらにふえていくように努力をしてみたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひみんなが利用しやすいものにしていただきたいと思います。

それと6次産業化の問題なんですけれども、36件が認定を受けているということで、実際に事業に着手しているのは何件なのでしょう。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 先ほど答弁の中でもお答えしましたが、ソフト事業で13件、ハード事業が7件です。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 農業生産法人は今31件認定を受けて、事業に着手しているのはわずか1件だということが私たちの調査で明らかになっているんですけども、なぜ事業着手がそういうふうに非常に少ないかということで話を聞いたら、農業生産法人の場合には経営を多角化したり販売の整備をしたり加工・流通を整備したりということで一定の資金が必要になってくるわけですね。今、6次産業化は国の補助が全事業の2分の1というふうなことがあって、なかなかその資金を確保することができないということがありまして、ぜひ県の支援が必要ではないかということであるわけです。これについてどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 国は国の事業の審査等でいろんな要件等があると思いますが、これは国が審査しますので、個別に我々は聞かないとわからないんですが、もしいろんな相談でこちらに来ればちゃんと話を聞いて、どういうことをやればできていくような方法があるか等々も含めまして一緒になって検討しますので、ぜひ御相談をしてほしいと思います。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん これは沖縄の農水産物を生かした新たな加工商品の開発、販路開拓を進める6次産業

化は大変大きな期待が寄せられております。これについては県のほうも積極的にやっぱり今後の沖縄の農水産業振興を推進する上で大変大事な事業だというふうに思っていますので、ぜひ県としても積極的な支援を要請したいというふうに思います。

ＴＰＰの問題についてでございますけれども、安倍政権はＴＰＰ交渉について、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとあって、なるべく早い段階で決断したいということを表明しています。しかし、共同声明で見ると、全ての物品が関税並びに物品サービス投資に対するその他の障壁を全部撤廃するということが明記をされているわけなんですよ。要するに、ＴＰＰ交渉は関税も非関税障壁も全て撤廃するもの、そのことを今度の日米共同声明で改めて確認をしているわけなんですよ。ですから、これはこの全ての物品の関税が撤廃されるということが前提になっているわけですよ。これは総選挙で自民党が掲げた６項目のＴＰＰに関する公約にも反する内容になっているわけなんです。ですから、これは私は、もしＴＰＰ交渉に参加するということになると、これは沖縄の農水産業は本当に壊滅的な打撃を受けるということになるわけです。これは、そうなったときに食料自給率も２．３％まで低下するわけです。いわゆる沖縄の農家の皆さん方がつくる農水産物がほとんど消えてなくなってしまうということになるに等しい状況になるわけですよ。これをそのまま容認していいのかということですよ。それこそ沖縄県経済に大きな打撃を与えるということになるわけですから、これはもう絶対容認できない。ＴＰＰ反対の先頭に立って知事が頑張るべき。私はＴＰＰ交渉反対の県民大会もやるべきだというふうに思いますよ。その先頭に知事が立つべきだというふうに思うんですが、知事の決意を伺いたい。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時５分休憩

午後４時６分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは、先日はＪＡを中心とした県民大会がございました。議員おっしゃるように、早い時期に県民大会といたしますか、各県によって同じ農業についてもニュアンスに大分違いがありますから、ちょっとそこら辺の情報を集めながら、ただ、最後はどうしてもかなり大きなインパクトを政府に与える行動が必要だと私も思っておりますし、そのときは私もしっかりと頑張ってまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんにちは。

社民・護憲ネット、照屋大河です。

質問の前に、先日の前田さんの御逝去に対して、心からお悔やみを申し上げます。

前田さんとは県議１期目、軍特委員会で隣の席に座り、基地の問題でさまざまに御指導、教えをいただきました。今は亡き前田さんにこの場をかりて感謝を申し上げ、御冥福を心よりお祈り申し上げます。

続いて、所見を述べたいと思います。

ウーマクーとヤンキーの違い、満さんのようにうまく言えないかもしれませんが、僕なりに話をしたいなと思います。

過去にウーマクーだった政治家、そして過去にヤンキーだったと言われる政治家の違い。過去にウーマクーだった政治家の代表は、沖縄県議会で言えば中川京貴さんかなと、これは周知の事実かと思います。しかし、５年間一緒に過ごしてきて中川さんの行動、活動、特に基地被害を訴える——中部地域に住んでいます、嘉手納に住んでいますので、爆音の被害を訴える中川さんの様子を見ていて、地域の皆さんの悲鳴に添えて、その思いを伝えるという信頼できる活動、そして尊敬する活動政治家でもあります。

一方このヤンキー、正確にはヤンキー先生と過去に言われた政治家ですね、先日沖縄に来たようであります。八重山地区竹富町の教育委員会に対し、八重山地区協議会の答申どおりに育鵬社版を採択し使用するようにと直接の指導を行ったようですが、教育長は違法行為はない、採択を改めることはないと応じたようであります。この義家政務官は、無償措置法が地方教育行政法より優先するという解釈・見解を示したようであります。根拠も明白ではなく、優先順位は存在しないというのが一般的な考えのようです。政治的地位を用いて考えを押しつける、権力を押しつけるということはあってはならないというふうに思います。私も子供が３人とも男の子ですが、将来はウーマクーであってほしいなと。ヤマトのヤンキーよりウチナーの子供たち、ウーマクーに育ってほしいという希望を申し上げて、教育の問題ほか、通告してあります一般質問を行いたいと思います。

大きい１番、基地問題について。

(1)、普天間基地及び嘉手納基地へのオスプレイ追加配備について。

マスコミ報道によると、米海兵隊はことし７月にも普天間飛行場にＭＶ２２オスプレイ１２機を追加配備し、また空軍は来年１０月以降、嘉手納基地に特殊作戦機Ｃ

V22オスプレイ9機を配備する予定という報道がありますが、オスプレイは配備反対・撤去が県民総意であり、追加配備は言語道断で認められない。配備報道に対する知事の見解について伺います。

(2)、嘉手納基地における外来機の爆音被害について。

去る1月14日よりF22ステルス戦闘機12機が嘉手納基地に暫定配備されている。昨年7月から10月の配備以来、2007年以降7回目となる配備であり、暫定とは名ばかりで、事実上の常駐化に怒り心頭である。この間、嘉手納基地には岩国基地所属のF18も飛来しているが、同基地における爆音被害状況について伺います。

(3)、酒気帯び米兵追突事故について伺います。

去る2月10日、うるま市赤道十字路で酒に酔った状態で追突事故を起こしたとして、道交法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕、送検された嘉手納基地所属の空軍曹長が容疑を認めていることから釈放され、在宅に切りかえて捜査されているようであります。逃亡のおそれはないか、在宅で適正な捜査は可能か、県警に伺います。

(4)、東村高江のヘリパッド建設について。

ア、沖縄防衛局がヘリパッド建設予定地に生息する希少植物を移植し保全しようとしたものの、6割以上が枯れるなど事実上失敗していたことが明らかになった。移植の状況について県が防衛局から受けた説明の詳細と、枯死した原因について明らかにされたい。

イ、「奄美・琉球諸島」のユネスコ世界自然遺産暫定リスト掲載で、本島北部（ヤンバル）も対象地域となる見込みである。正式な登録に向けて大きな一歩を踏み出すわけだが、東村高江へのヘリパッド建設容認の県の姿勢は登録に向けて支障とならないか、これを機に建設反対に転じるべきである。知事の見解について伺います。

(5)、在日米軍による環境問題への取り組み指針である日本環境管理基準（JEGS）が改定され、県条例に基づく排水基準が適用されることになった。JEGS改定に対する県の受けとめを示した上で、適用されるのは11年の条例改正以前の基準値か、それとも改正後の基準値か、明らかにされたい。

(6)、普天間飛行場の移設問題に関し、米シンクタンク・戦略国際問題研究所（CSIS）が勝連半島沖の埋立案の再考を提言している。提言は、地元の反対がほとんどない、埋立予定地のサンゴ礁が絶滅していることなどを同案を推す理由に挙げているが、事実誤認も甚だしく実現不可能な案である。そもそも、かつて

鳩山政権時代に当時の平野官房長官主導のもとで頓挫した案の焼き直しにすぎない。提言に対する県の見解について伺います。

大きい2番、県PDCAサイクル実施要綱について。

沖縄振興計画、21世紀ビジョン基本計画を検証するため、県振興推進委員会が事業評価に向けた県PDCAサイクル実施要綱を決定したが、一括交付金活用事業の事後評価も県PDCAサイクルに含まれるとの位置づけか。それとも当該事業に関する事後評価は別途、個別に実施されるものか。その場合、いつ実施予定か。会計検査院による検査との兼ね合いを含め、県PDCAサイクルとの間で一括交付金活用事業の事後評価をどのように整理しているのか伺います。

大きい3番、教育、保育、福祉行政について。

(1)、これは知事の提案説明からですが、「引き続き小中学校における少人数学級の導入を推進し、学習環境の改善を図ります。」とありますが、現状及び新年度における具体的な導入の目標について伺います。

(2)、これも提案説明からです。「待機児童解消に向けて市町村が実施する保育所整備や、認可外保育施設の認可化に向けた整備等に対し補助を行うことにより、約1300人の定員増を図ります。」とあるが、待機児童数の現状、潜在的待機と言われる児童の数について示されたい。

(3)、障害者権利条例（障害のある人の権利擁護の推進を目的とした条例）の制定に向けた取り組みの進捗状況について伺います。

(4)、昨年8月に制定された県がん対策推進条例に基づき、第2次「沖縄県がん対策推進計画」案が提示された。離島・僻地対策や小児がんなどが新たな柱に位置づけられ、患者や関係者から一定の評価がある一方で、就労支援の内容充実を求める声も上がっており、課題として指摘されていますが、改善に向けた取り組みについて伺います。

(5)、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に向けた取り組み状況について伺います。

(6)、住みなれた地域で介護を受けるため2012年にスタートした「24時間地域巡回型サービス」の実施状況について伺います。

4番、校舎の屋根を貸し出すことによる太陽光発電について。

昨年7月、再生可能エネルギーで発電された電気の全量固定価格買取制度がスタートしたのに伴い、公立学校の建物の所有者である自治体が、太陽光発電パネ

ルを設置する民間事業者に校舎の屋根を貸し出す方式が全国でふえて、広がっています。そんな中ではありますが、文科省の調査で、学校の防災施設の整備率が明らかになり、県内の自家発電設置校は1%にとどまるということが明らかになりました。この校舎の屋根貸し出しによる太陽光発電の導入によって整備率の解消、拡大につながらないのか、検討してはどうか、見解を伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋大河議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、県PDCAサイクル実施要綱についてというタイトルの中で、沖縄振興特別推進交付金の事後評価と県PDCAサイクルとの関係についてという御質問にお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金事業に係る事後評価については、同交付金交付要綱に基づき、当該事業の成果目標を設定し、その達成状況について評価を行い、これを公表するとともに大臣に報告することとしております。公表の時期につきましては、毎年度、夏ごろを予定いたしております。一方、沖縄県PDCAサイクルは、沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図ることを目的として、県が実施する事業等を対象に、検証、改善を繰り返すものであります。沖縄振興特別推進交付金事業につきましても、同サイクルにおける検証の対象に含まれておるところでございます。

次に、教育、保育、福祉行政についての中で、障害者権利条例についての御質問にお答えいたします。

障害者の権利条例の制定に向けましては、障害者県民会議やタウンミーティングを開催するとともに、市町村等との意見交換を進めているところであります。沖縄県といたしましては、これらの意見を踏まえまして、平成25年度早期に条例制定に取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、オスプレイの追加配備についてお答えいたします。

昨年6月29日に米国が日本政府に対して行った接受国通報によると、昨年配備されたオスプレイ部隊に続き、本年夏にCH46飛行隊が代替され、普天間飛行場

における2番目のMV22飛行隊となるとしております。また、米空軍嘉手納基地へのオスプレイ配備について、在日米軍は、日本またはアジア・太平洋地域におけるCV22機の配備についてのいかなる決定もないとしております。

オスプレイ配備については、県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、引き続き配備計画の見直しと配置分散の実施などを政府に強く求めてまいります。

次に、嘉手納基地の爆音被害状況についてお答えいたします。

県と嘉手納飛行場周辺市町村が行っております平成23年度航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺における1日当たりの騒音発生回数は、屋良B局で92.4回、砂辺地区で78.7回、嘉手納地区で65.7回となっており、うるささ指数が環境基準値を超過している測定局は、15局中8局となっております。嘉手納飛行場の航空機騒音については、常駐機に加え、外来機のたび重なる飛来等により、依然として目に見える形で負担軽減が図られておらず、地域住民の生活にさまざまな影響を与えております。

県としては、今後とも引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、嘉手納飛行場の騒音軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、高江ヘリパッド建設についてお答えいたします。

北部訓練場は現状のままでは世界自然遺産候補地ではなく、今後、返還された地域が環境省による国立公園化等を経た上で候補地になるものと理解しております。県としましては、SACO合意事案の着実な実施により、北部訓練場の過半について早期返還の実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設については、地元東村とも連携をとりながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分に配慮するよう求めてきたところであります。

次に、普天間飛行場の移設先としての勝連半島沖埋立案に対する県の見解についてお答えいたします。

米シンクタンクのニューズレターにおいて、研究者の一つの考え方として当該案が示されたことは承知しております。過去に当該案が普天間飛行場の移設先の候補として浮上した経緯があることは承知しておりますが、日米両政府において、現時点で正式に検討の対象になっている事実はないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 基地問題についての御質問の中で、米軍人による酒気帯び追突事故に関する捜査についてお答えいたします。

本件は、平成25年2月10日午後11時36分ごろ、うるま市宮里の県道75号線において、米軍人の男性が飲酒して自家用普通乗用車を運転し、玉突き物損事故を起こした事案であります。

本件につきましては、県警察が被疑者である米軍人を道路交通法違反（酒気帯び運転）で現行犯逮捕し、所要の捜査を行った後、2月12日に那覇地方検察庁沖縄支部へ身柄つきで事件送致をしております。事件送致を受けた検察庁においては、10日間の拘留中の本年2月15日に被疑者を釈放しておりますが、検察庁がとった釈放措置等につきましては、県警察がお答えする立場にありませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 基地問題についての御質問の中で、希少植物の移植後の状況及び枯死の原因についてお答えいたします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯建設については、事業者は、自主的に実施した環境影響評価手続の中で、改変区域内に生育し、事業の実施により消失することになる希少植物を移植するとして、平成19年7月に移植を行っております。県におきましては、平成25年2月13日に現地調査を行ったところ、N-4地区においては、当初移植したマメヒサカキ、ヤナギバモクセイ及びトサカメオトラン11株中3株が生存しており、H地区においては、移植したミヤマシロバイ、ヤナギバモクセイ、オキナワヤブムラサキ及びリュウキュウコンテリギ41株中40株が生存していることを確認しております。

枯死の原因については、事業者において検証されるものと考えており、今後、当該検証結果も踏まえて提出される事後調査報告書についてその内容を精査し、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聞いて、必要に応じ、環境の保全について適正な措置を講じるよう求めていくこととしております。

次に、日本環境管理基準の改定と上乗せ排水基準の内容についてお答えいたします。

在日米軍司令部が公表した日本環境管理基準いわゆるJ E G S 2012年版において、米軍基地のある自治体の上乗せ排水基準条例が初めて反映された形となって

おり、県としましては、一定の評価をしております。しかしながら、その内容は、沖縄県が平成23年12月27日から適用している、新しい上乗せ排水基準より以前の基準値の適用となっております。県としましては、日本環境管理基準が2年ごとに見直し更新されることから、今回の改定に向けて、今後新しい上乗せ排水基準を適用するよう、国を通して要望していきたいと考えております。

次に、教育、保育、福祉行政についての御質問の中で、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置に向けての取り組み状況についてお答えいたします。

県では、今年度において、性暴力被害者ワンストップ支援センター設置に向けて、性暴力被害者支援を行っている相談機関及び県警と検討会議を実施するとともに、先進施設への訪問調査を行ったところであります。平成25年度においては、医師会及び産婦人科医会等の関係機関にも検討会議への参加をお願いし、支援センターの運営体制や拠点病院の確保、具体的な連携方法等について検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育、保育、福祉行政についての御質問で、少人数学級の取り組みについてお答えいたします。

少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生の30人学級に加え、今年度から小学校3年生の35人学級を実施しております。次年度は今年度と同様、小学校1・2年生の30人学級及び小学校3年生の35人学級実施を予定しております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会の意向、国の動向等を踏まえ、少人数学級の拡充について引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、校舎の屋根貸し出しによる太陽光発電についての御質問で、屋根貸し出しによる太陽光発電導入についてお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、平成24年5月1日現在、本県における避難所に指定されている学校のうち、自家発電設備等がある学校数は、小・中・高・特別支援合わせて6校となっております。学校施設の整備に当たりましては、教育機能のみならず、避難所としての機能の確保に努める必要があると認識しております。県立学校においては、今年度、高校6校に停電時にも電源確保が可能となるよう、蓄電池を備えた

太陽光発電設備を整備しているところでございます。

御提言につきましては、防災機能を考慮した場合の事業者の採算性や将来の学校整備への影響など、課題があると認識をしております。

県教育委員会としましては、引き続き安全で環境に配慮した学校施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 教育、保育、福祉行政についての御質問の中で、待機児童の現状についてお答えいたします。

本県において顕在化している待機児童数は、平成24年10月1日現在で3326人となっております。一方、認可外保育施設に入所している児童等、潜在化している待機児童を含めた待機児童数は約9000人と推計しております。

次に、沖縄県がん対策推進計画に係る就労支援についてお答えいたします。

就労支援については、県、市町村、労働局、事業者等が連携し、がん検診受診の働きかけや雇用相談窓口等における生活支援を含めた就労サポート体制づくりに取り組むこととしております。現在、当該計画の充実を図るため、医療関係者やがん患者等で構成する検討会において、内容の検討を行っているところであります。

次に、定期巡回・随時対応サービスの実施状況についてお答えいたします。

沖縄県における定期巡回・随時対応サービスの実施状況は、平成25年2月末現在、うるま市において1事業所が事業を実施しております。県としては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、定期巡回・随時対応サービスを推進するため、指定権者である市町村に対して、会議などを通じて制度のさらなる周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 まず教育長に伺いますが、避難所指定がされていながら、わずか自家発電の率が1%なんですね。もうすぐ3・11から2年がたちますが、教育長がおっしゃるように学校は避難所としても非常に注目される施設でありますし、この解消に向けて先ほどこの太陽光発電のパネル設置に障害がある、課題があるということでありました。その採算性の問題、財政の問題も含めて、あるいは事業者としてのメリット

も含めて本土のほうでもかなり事例は多くあるということですので、その点についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。この1%の解消と、太陽光発電の設置について環境という視点も子供たちに与えてあげることができるというふうに思うんですね。その点についても答弁をいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほど若干の課題申し上げましたけれども、他県の取り組み状況を少しばかり説明いたしますと、九州では実は3県ばかり、この屋根貸し出しについては導入しております。神奈川県でも屋根貸し出しに積極的に取り組んでいる状況も我々把握をしております。ただ、課題は、先ほど申し上げましたように、実は、民間事業者は買電の収入による採算確保のためにコスト抑制の必要があるわけですね。そういった意味で、防災機能を備えた場合には、現時点では企業が成り立たないとそういったことが予想できます。と同時に、生徒数やあるいは必要な教室増等の対応を考えた場合に、将来の学校改築等の支障となると、そういったケースもふえてくるだろうと、そういったことでの今のところ我々が考えている状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 次に、同じく教育長に伺いますが、少人数学級の問題、知事の提案説明の中には導入を推進していくということでありましたけれども、今答弁を聞くと、次年度も今年度と変わらない状況なのかなというふうに答弁を聞いたんですが、この点についてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、当初我々も次年度は小学校4年生への導入も予想しながら計画を進めておりました。ところが、政府のほうから少人数学級に係る対応について、予算計上ができないという旨の対応が出てまいりました。そういったことで国の予算の対応が厳しくなったわけです。そういったことで、来年度も引き続き、ことし同様の対応をしていきたいということでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 知事、今教育長からあったように、政権が交代し新しい政権は、この少人数学級の予算についてこれまで民主党がやってきたものを変更し、これをやめるということになったんですね。これまでこの少人数学級の導入について、知事の公約でありながら、国の施策の範囲あるいは予算措置の範囲でしか実行できていないんじゃないかという指摘もずっとあり

ました。今後、先ほど言った政権の方針も含めて、知事はこの提案説明で、導入を推進していくということでありますが、今後この少人数学級についてはどうされていきますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時41分休憩

午後 4 時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほどちょっと答弁した際に、少々舌足らずだったものですから、私のほうから少しばかり補足しながら説明をしたいと思います。

実は、国のほうでは今後の少人数学級の推進につきましては、習熟度別の指導等とあわせながら、文部科学省においてはその効果について、平成25年度全国学力・学習状況調査等を活用しながら、十分な検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員の定数のあり方全般について検討すると、そういうことでございます。したがって、今のところはその効果の検証といえますか、そういったことでございます。それを受けまして、本県といたしましては、少人数学級のあり方に関する検討委員会も立ち上げながら、今きめの細かな指導についてのより効果的な方策を検討している段階でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 いじめ問題への対応とか、各県それぞれの課題に対してそういう予算措置をするという方向で変わっていくと。これまでは、中学校3年生まで段階を追ってやっていくんだという政府の案が変わってきたわけですね。そういう細かいことはわかっているんですが、知事の公約としてのこの拡充ですよ、現在3年生まで。そういう意味で、国の指針がなければこれはできない可能性もあるわけですね。そういう意味で、公約としてのこの少人数学級の導入について、どう取り組んでいくかという点についてもう一度お願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時45分休憩

午後 4 時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 流れは今教育長のほうで申し上げたとおりであります。

私の公約の実現を言っておられるんだと思いますが、1・2年生は終わりました、3年生については35人学級でやっていこうと、こういうまず取り組みに

なっていますが、無論、30人学級について国に要請は強くやっていきます。しかしながら、ことしすぐに30人学級に取り組める予算の面の検討がもう少し必要です。ですから、決してギブアップをしたわけではありませんが、もう少し詰めて検討をし、予算の確保の仕方など考えて30人学級を拡大していくことに努めたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 努力を続けていただきたいというお願いを申し上げます。

それから騒音問題について、先ほど状況の答弁がありました。この普天間、嘉手納両飛行場における外来機や常駐機の騒音の実態なんです。この航空機騒音規制措置というのがありますね。それに違反する、例えば先日、卒業式に自衛隊要請にもかかわらず飛ばしたとか、あるいはこの規制措置の中には午後10時から午前6時ですか——これ努力規定みたいなものですが——なるべく飛ばさないでおこうというようなこともありますが、そういった時間外の飛行などの実態、爆音などの実態という把握はできていますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時51分休憩

午後 4 時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 嘉手納飛行場、普天間飛行場周辺の航空機騒音、24時間・365日測定をしております。その中で、在日米軍と日本国との取り決めによって深夜とか、その中では飛ばさないようにすることはありますけれども、実態としてはその中でも規制されている時間内でもそういう飛行がされているという実態があります。総体としては相当の測定局で普天間も嘉手納もそうですけれども、いわゆる環境基準を超えているという実態は厳然としてありますので、その軽減を図るということが大事じゃないかと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 これは規制措置について、オスプレイなどはその違反の状況など目視あるいは調査がありますよね。そういった実態調査を、実態把握を続けながら規制措置を厳格にしていく。常に爆音がないようにということを申し入れているということではあります。この規制措置の協定自体を厳格にしていくとか、罰則を求めていく規定を設けるとかそういう取り組みも含めてやっていかなければ、次々外来機が来る、そこに常駐する機体においても非常に異常な爆音

の被害があるということです、この検討についてもやっていただきたいというふうに思います。

教育長に伺うんですが、先日卒業式のときには飛行を自粛してほしいという要請をしたという報道がありました。これは具体的にどういう形でやったのか、文書を持って直接訪ねて行ってやったのか。あるいはこの要請について、現実的には卒業式にも飛行はあったわけで、訓練はあったんですが、しっかりとした回答を受け取ったのかとかそういう点について伺います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、きょう朝、所管をしている課長のほうから、今の卒業式の際の状況を聞きました。そのときに卒業式の時間帯ではなくて、いわゆるその直前にそういった騒音があったということみたいです。我々は、卒業式はやはり厳粛な中で行うのが当然ですので、例年そういった全ての関係機関には文書等を発送しながら対応しているところでございます。ただ、その際に実際に持っていったのかどうかはちょっとまだ今のところは把握はしておりません。

○照屋 大河君 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時 54 分休憩

午後 4 時 54 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 入試の際もそうなんですけれども、例年自粛をお願いしている状況でございまして、具体的な回答については聞いておりません。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 これは卒業式や入試というのは、せめてこの日だけでもというような要請だと思うんですね。日常的にこの爆音があるんだが、せめてそのときぐらいはという要請に対しても、回答さえない。あるいは実際に飛行訓練が行われるという意味では、これは教育長だけに任さずに知事も一緒にになってこういう要請はやるべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。やって行ってほしいんです。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時 55 分休憩

午後 4 時 56 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 御存じのように、日米政府合同で、一緒になって決めた措置ですから、この厳格な運用というのは我々も騒音についてはしばしば申し

入れをしているんですが、今の特に学校のというか慶事、いろんな記念すべき時期における自粛というのは、おっしゃるように教育長とも一緒になってやってまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 去る 2 日には——先ほど爆音の状態の答弁がありましたが——宜野湾市の普天間飛行場に F A 18 ホーネットが飛来し、滑走路南側の上大謝名公民館では 121.1 デシベルというものが県の調査速報値で示されたということです。上大謝名の自治会長は、オスプレイの低周波に加え、戦闘機の爆音ということで健康への影響が心配ということで訴えています。このオスプレイの強行配備以来、特にこの爆音についての感じ方が非常にストレスになっているという声が地域の皆さん——中部地区に私もおりますので——そういう皆さんから、実際にひどい爆音の状況であるんですが、さらにストレスになるという声もありますし、今後、県としてこの健康調査についてやっていくという考えはあるのか。このストレスが与える健康状態というのが医学的に病気に当たるのかというのはわかりませんが、非常にこのストレスがたまっている状況ですので、その点について地域住民の健康被害について調査をする考え等はあるのかという点について伺います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） オスプレイ配備などに伴う航空機騒音、今回初めて普天間飛行場の周辺で低周波を視野に入れながら測定を始めたわけですね。当然、普通の騒音と低周波騒音というのは人の感じ方、それから建物等への影響というのが違うわけなんですけれども、オスプレイについては普通の騒音はそんなにジェット機ほどは高くないんですけれども、低周波はかなり高いということで、さまざまな影響が想定されます。これまで低周波については余りデータの蓄積というのがありませんので、今後、普天間飛行場周辺でしっかりそのデータを集積した上で解析をしながら、健康などへの影響について対策を検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 知事公室長に確認をしますが、先ほど C V 22 の配備については、実際検討はないという、今のところ。そういう答弁でしたか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） C V 22 というのはいわゆる空軍型でございまして、空軍型の配備については今いかなる決定もないという回答でございました。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 現在、強行配備されたM V22オスプレイについても、配備前はそういう形の報道が、報告がずっと続けてやられたわけですね、これについてはM V22同様、絶対に配備はさせてはいけない。先ほど言った嘉手納基地の状況があるわけですから、県としても強く関心を持ってやっていただきたい。

公室長に聞きますが、このM V22については、今、県としては安全性は確認されていない、不安を払拭できていないというような認識だと思うんですが、このC V22の機能、M V22とその機能とか性能とか、運用の形態について違いというのは把握されているんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県の理解によりますと、C V22というのは特殊作戦用と聞いてございます。機体そのものは、エンジンでありますとか機体のフレーム自体はM V22と共通でありますけれども、赤外線暗視装置でありますとか、特殊部隊用の装備がされていて、その用途もいわゆる輸送任務ではなく、特殊作戦用途であるというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 言われるように、このC V22は特殊作戦用で、その作戦の性格上低空飛行をやらなければいけないとか、夜間飛行を実際やらなければいけないという意味で、そういう訓練をやらなければいけないという機種のようなので、M V22同様、あるいは嘉手納の現状も踏まえて絶対に配備を許さないという決意で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、県警に伺いますが、今回の手続は通常の手続だったんですか。例えば、ウチナーンチュ、日本人でも同じような手続がとられていくんですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 警察の措置としては、現場において現行犯逮捕して地検に送致しておりますので、それについては日本人であれ米軍人であれ、同じでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 公室長、今回のこの追突事故の容疑者は出勤途中だったというようなことが報道されています。この出勤途中というのは、公務中・公務外、この日米地位協定の中でどのように認定されていくのか。被害者の補償、今後想定されますが、その被害者が車の補償とかあるいは被害補償などについて、新たに負担になるようなことがないのか。この公務中・公

務外との判断あるいは地位協定上、現在どうなっているのか。昨年来、協議されてきていますよね、その点について伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 個々の事案が公務中か公務外であるかということに関しましては、その事案の内容を日米両政府間で、あるいは公務証明等が発行されるかといった形でこれは定められていくものと考えております。

いずれにしても、この被害者の被害につきましては、これは日米地位協定第18条の規定にのっとり、これは被害者に過剰な負担がないようにしっかりと補償されるべきであると考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 大分遅くなりましたけれども、一般質問を始めたいと思います。

その前に、我々の同僚の前田さんが先日亡くなりました。哀悼の意を表したいと思います。

私は、前田議員とは県議で同期でもあります。いつも彼の熱心な質問の姿勢やいっぱい書き込まれたメモ、マーカーで何度も引かれたような資料などを見ますと、議員としての彼の全力で取り組む真面目な一面が思い浮かばれてなりません。彼の告別式での遺影は本当に最高の笑顔でありました。基地のない平和な沖縄や平等・公平な社会の実現を目指して、議会の内外で奮闘していた彼が、思い半ばで逝ってしまったことは本当に残念であります。御冥福をお祈り申し上げます。

それでは一般質問を始めたいと思います。

1 番目、知事の政治姿勢について伺います。

基地問題について伺います。

在沖米軍基地の「地政学論」や「抑止力論」について知事の見解を伺います。

知事の、もしも事故が起これば全基地閉鎖という動きにいかざるを得ないという発言の真意、あるいは狙いは何でしょうか。

鳩山元総理の「最低でも県外」という発言について、知事の見解をお伺いしたいと思います。

知事の、既に滑走路があり、使用頻度の高いところに移したほうが早い、その発言の根拠は何なのか。また、想定される空港はどこなのか。

知事の再訪米検討についてもお伺いをいたします。

次に、沖縄県新エネルギービジョン策定について、

策定の目的、ビジョンの位置づけについて伺います。

3 番目に、県立病院問題について。

(1)、「県立病院の経営再建検証委員会報告書」について、知事の見解を伺います。

(2)、新宮古病院の医療体制と機能は、現在の医療体制からどう改善されるのか伺いたい。

(3)、県立北部病院と医師会病院統合についての見解を伺いたい。

北部病院の医師不足をテーマに行ったシンポジウムにおいて、行政ではなく一専門家としてと断った上で、県の幹部が県立病院と医師会病院の統合を提案したのは大変ゆゆしき問題だと思います。見解を伺います。

4 番目、離島振興の課題について。

(1)、若年者の雇用対策と流出防止の実効ある取り組みについて。

(2)番目に、離島児童生徒の人材育成と支援施策について、教育長に見解を伺う。

(3)番目に、離島のユニバーサルサービス充実の成果を伺います。

(4)、離島圏域におけるＬＣＣ航空参入の経済効果と住民生活への影響について見解を伺う。

大きい5 番目、教育行政について。

(1)、教員の精神疾患による休職について、教育長の認識を伺います。

(2)、教職員採用試験年齢制限の撤廃について見解を伺います。

2011年の2 月定例会で金武教育長は、受験年齢の撤廃については、平成23年度の実施状況を踏まえ早目に判断をしていきたい、幅広い年齢の受験者を見込むことにより、長期間にわたり臨任をしている指導力のある教員などの確保を目指していきたいと答弁されています。年齢制限の撤廃について大城教育長の見解を伺います。

(3)、県内教職員の正規率向上へ向けた採用計画についても伺いたします。

(4)、幼稚園・就学前教育の準義務教育化に向けた「沖縄型幼小連携教育」の制度の設計及び保幼小連携についての見解を伺います。

(5)、離島・僻地への給食費支援について教育長の見解を伺います。

(6)、離島高校生修学支援事業の成果と課題を伺います。

6 番目、下地島空港及び周辺残地の利活用問題について。

(1)、利活用検討協議会の経緯と成果の見通しについ

て伺う。

(2)、利活用検討のさなか、航空自衛隊の戦闘部隊配備問題が浮上しました。見解を伺います。

7 番目、環境行政について。

(1)、サンゴ保全の取り組みと市町村事業等におけるサンゴ保全への指導や対応について、どのように取り組んでいるのか見解を伺います。

(2)、三セクで整備を進めている産業廃棄物管理型処分場建設については、県は名護市の安和区に絞り、地域の合意形成に努め早期整備を図っていくとしております。しかしながら、合意形成すらできていないのに、県やマスコミ報道が先走りしているとの不安や不満が地域の住民から出ています。見解を伺います。

8 番目に、我が会派の関連質問について。

新垣清涼議員の2 の(2)の関連質問で、県は、なぜオスプレイ配備に反対をしているのか伺います。

それから山内末子議員の質問の2 の(2)の関連で、高江住民は建設に賛成しているのか、どのような形でそれを示したのか伺います。

(2)、オスプレイ配備に係る環境影響再調査を検討すべきだとしていたが、どうなっているのか。

(3)、知事は、周辺の動植物や住民の生活への影響についてどのような認識なのか。高江集落におけるオスプレイによる離着陸訓練に安全宣言を出せるのか伺いたい。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 奥平一夫議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1 に、知事の政治姿勢についての中で、全基地閉鎖発言についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

当時の正確な発言の表現について、今現在ははっきりとは思いつけない部分があるんですが、申し上げた趣旨としては、オスプレイの安全性に関する政府の説明に納得できていない中で、オスプレイを人口密集地で運用し、万が一事故が起きてても責任を問えなくなるとすれば、県民の日米安全保障条約への信頼が揺らぎ、沖縄の基地問題全体に波及することになり、全基地即時閉鎖要求にもつながりかねないという趣旨を申し上げたものと思っております。

そして次に、同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設を求める根拠と候補地についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題でありま

す。一日も早い移設・返還が必要であります。辺野古移設案は、これから埋め立てをして飛行場を建設するため、手続や工事——かなりの難工事等々言われたこともあります——そして反対運動などで非常に時間がかかるものと予想いたしております。したがって、国内の滑走路が既にある既存の施設への移設が早期に課題を解決できる方策と考え、日米両政府に県外移設を求めているところであります。普天間飛行場の移設先につきましては、日本政府の責任において検討されるべきものであると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、「地政学論」や「抑止力論」についてお答えいたします。

国は、「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」において、米軍は日米同盟の抑止力を担保するため日本に駐留し、沖縄に駐留する必要性については、沖縄の地政学的位置を根拠としております。しかし、県としては、これらの説明は具体的でなく、在日米軍基地の大部分を占める沖縄の米軍基地の役割や必要性について十分な議論がなされてきたとは言えないと考えております。

次に、鳩山元総理の「最低でも県外」発言についてお答えいたします。

鳩山元総理の「最低でも県外」発言は、普天間飛行場の県外移設を求める県民の期待を高めたにもかかわらず、同総理が日米共同発表において名護市辺野古への移設案を決定し、沖縄県民に大きな失望を与えたものと考えております。

次に、知事の再訪米についてお答えいたします。

米国政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。知事は、就任以来4回の訪米を行ってきたところでありますが、今後の訪米については、沖縄の基地問題の解決に向けて米政府等へ効果的に訴えることができるよう、時期や活動内容について検討していきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連の中で、オスプレイに反対する理由についてお答えいたします。

オスプレイについては、開発段階での死亡事故や昨年4月のモロッコでの墜落事故の発生により県民が不安を抱いていたことから、安全性などについて十分な

説明を行うよう求めてまいりました。しかし、オスプレイは昨年6月にフロリダ州においても墜落事故を起こしたことから、県としては、事故原因が究明され安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り配備に反対としてきたところであります。

次に、高江ヘリパッド建設の住民同意についてお答えいたします。

高江ヘリパッドについて、平成22年7月20日、地元東村は、条件つきで容認の姿勢を示した上で自然環境の保全と住宅地及び学校上空を飛行しないこと等を求めています。また、高江区は、8項目の要請事項と10項目の事業要望を提出しております。

県としては、政府において、地元の要望に最大限に配慮すべきと考えております。

次に、高江でのオスプレイ訓練についてお答えいたします。

オスプレイについては、今後の運用の活発化が懸念される中、県民の不安は一向に解消されておらず、県としては軍転協とも連携し、配備計画の見直しと配置分散の実施などをあらゆる機会を通じ日米両政府に求めているところであります。オスプレイの安全性の証明については、日米両政府においてなされるべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 沖縄県新エネルギービジョン策定の目的及び位置づけについてお答えいたします。

東日本大震災以降の我が国におけるエネルギー政策の転換や固定価格買い取り制度の導入など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化しております。そのため、平成22年度に策定した沖縄県エネルギービジョンで設定した目標値の見直しと具体的な行動計画を策定することを目的に、沖縄県エネルギービジョンアクションプラン推進事業を実施しております。

新エネルギービジョンについては、沖縄県における再生可能エネルギーの普及拡大に向け、全県一体となってその進展を図るための基本的な指針と位置づけしております。

次に、離島振興の課題についての御質問の中の、離島の若年者の雇用対策についてお答えいたします。

離島の若年者の雇用対策については、緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用した地域の農水産物の開発・販路拡大や観光振興等の人材育成、新規卒業者への就職支援をするための高等学校への専任コーディ

ネーターの配置、宮古・八重山を巡回する企業面接会の開催、本島でジョブトレーニングを行う場合の旅費支援、就学時からの職業観の醸成を図るため、地域の産学官が連携して行う就業意識向上への取り組み支援などの事業を行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県立病院問題についての御質問の中で、検証委員会報告書の見解についてお答えいたします。

検証結果報告書では、病院事業局の内部努力、一般会計繰入金の支援等により経営改善が実現したと評価されております。一方、持続的な経営健全化の達成見込みについては、さらなる経営改善を行うことなど課題が付されております。このため、その課題に対して取り組みを行う必要があると考えており、現在、関係部局で課題に対する取り組み方策を検討しているところであります。

病院事業の経営形態については、検証結果とあわせて、これらの取り組み方策等も踏まえながら総合的に判断することとしております。

次に、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合についてお答えいたします。

県立北部病院は、沖縄県保健医療計画に基づき、救急医療を初め第2種感染症指定医療機関、災害拠点病院、僻地医療拠点病院として同圏域の中核的な機能を担っております。

県立北部病院と北部地区医師会病院の統合については、その効果や可能性について十分に検討されている状況にはありません。

県としては、県立北部病院と各民間医療機関等との連携を推進し、適切な医療提供体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院問題についての御質問の中で、新宮古病院の医療体制と機能についてお答えいたします。

新宮古病院については、本年6月に開院を予定しております。新病院においては、災害拠点病院としての機能強化のため耐震化等を行っているほか、病院内に宮古島市が運営する休日・夜間診療所を併設し、救急医療の一層の強化や地域連携の推進を図っております。また、新病院では、電子カルテの導入やMRI、

CT等の新型医療機器への更新や利用者に配慮した施設のバリアフリー化など医療機能の充実を図っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島振興の課題についての御質問の中の、若年者の流出防止についてお答えいたします。

離島において若年者の流出を防止するためには、若年者が生まれ育った島で安心して暮らし働くことができるよう、雇用の場の創出と定住条件の整備を図ることが重要であると考えております。このため、地域資源を生かした観光・リゾート産業の振興や担い手の育成確保等による農林水産業の振興など、離島の特色を生かした産業の振興に取り組んでまいります。また、移動に係る負担の軽減や利便性の向上、医療サービスの確保、沖縄本島との情報格差の是正、公営住宅の整備など定住条件の整備に取り組んでまいります。

次に、離島におけるユニバーサルサービス充実の成果についてお答えいたします。

まず教育分野においては、離島に多い複式学級における非常勤講師の配置や離島中学生の学習支援のための講師派遣に対する支援など、離島における公平な教育機会の確保に向けて取り組んでおります。医療分野においては、ドクターヘリ事業や添乗医師確保事業の充実により急患空輸体制の安定的な確保が図られたほか、離島に専門医を派遣し、巡回診療を行う事業を実施しております。福祉分野においては、介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島地域において事業運営に対する支援を行い、介護サービスの提供確保・基盤拡充を図っているところであります。このほか、離島住民の交通コストの低減や情報格差の是正に向けた取り組みを進めているところであります。

県においては、離島地域の住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き離島におけるユニバーサルサービスの充実に向けて取り組んでまいります。

ＬＣＣ参入による経済効果と影響についてお答えいたします。

離島航空路へのＬＣＣ就航につきましては、航空会社間の競争が促進され、運賃の低減、新規需要の開拓、路線網の充実などを通じて観光振興や地域活性化が図られ、離島の定住条件の整備に寄与するものと考えております。離島航空路線においては、日常生活の安定及び地域振興を図る上からも継続的かつ安定的に

運航が維持されることが重要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島振興の課題についての御質問で、離島の児童生徒への支援についてお答えいたします。

本県は、島嶼県であり多くの離島を抱えることから、離島に居住する児童生徒の学習環境を整備することは進路実現を保障する上でも重要なことであります。今年度は、小学校における離島・僻地等の複式学級に係る課題解消のために複式学級教育環境改善事業を導入し、46名の支援員を配置しております。また、中学校におきましても、高校進学を希望する生徒の進路実現を図るために、離島・へき地における学習支援事業を導入し、地域人材を活用しているところでございます。

県教育委員会としましては、今後とも離島に居住する児童生徒の夢実現を支援することで人材の育成に努めてまいります。

次に、教育行政についての御質問で、教職員の精神性疾患についてお答えいたします。

本県の教職員の精神性疾患による休職者数は、平成19年度153人、平成20年度156人、平成21年度164人、平成22年度161人、平成23年度158人となっております。

精神性疾患の対策としましては、保健師等による相談窓口を設けて職員や管理者からの電話やメールの相談を受けており、必要があれば心療内科医や臨床心理士との相談も実施しております。また、保健師等が直接学校を訪問して相談も行っております。

予防といたしましては、メンタルヘルスケアの知識や技法の習得等の研修会を実施しております。さらに、次年度からは新たに各学校へ臨床心理士を派遣し、セルフケア、ラインケア等の校内研修会や相談を行い、支援体制を図る教職員元気力アップ事業の実施を予定しております。

県教育委員会としましては、今後とも相談事業等の利用促進を図り、相談者が気軽に相談しやすい環境を整備することにより、教職員の精神的負担を軽減できる職場環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、教員選考試験の年齢制限撤廃についてお答えいたします。

教員候補者選考試験は、人間性豊かで教科等の専門

的知識・技能を有し、実践的指導力のある教員を選考する視点で実施しております。平成24年度の教員候補者選考試験より受験年齢制限を45歳まで引き上げ、幅広い年齢の受験者の中からすぐれた教員や多様な人材、他の職業等で豊富な経験と技量を持った優秀な社会人や職業人の確保に努めております。年齢制限につきましては、今後検証を行い判断してまいりたいと考えております。

次に、教職員の採用計画についてお答えいたします。

今後の採用人数につきましては、児童生徒数の増減に伴う教職員定数や退職者数、再任用者数、国の動向や他県の実況等を踏まえながら、当分の間、平成24年度と同程度を採用し、正規率向上に向け年次的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、幼児教育の無償化と沖縄型保幼小連携についてお答えいたします。

国は、幼児教育の無償化に向け、3月に連絡協議会を設置するとの方針を示したとの報道があったことは承知しております。

県教育委員会としましては、無償化について、今後とも国の動向を注視していきたいと考えております。

沖縄型幼児教育の方向性につきましては、沖縄県幼児教育推進委員会より、これまで幼小併設で培われた連携の機能を生かして保幼小の連携体制を強化するとともに、市町村に対して、各小学校区における保幼小連絡協議会の設置等を通して幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ることと報告を受けております。そのため、県教育委員会としましては、次年度新規事業におきまして、保幼小連携アドバイザーを6市町村に各1人配置予定で予算を計上したところでございます。

次に、離島・僻地の給食費支援についてお答えいたします。

僻地における食に関する支援事業は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施してきた事業であり、当初、平成19年度終了予定でありましたが、平成24年度まで延長されたものでございます。県教育委員会では、これまでに同センターと都道府県学校給食会の連合体組織であります全国学校給食会連合会へ、本事業の継続等について国へ要望するよう依頼していましたが、同センター理事長より支援事業の廃止についての連絡がありました。

県教育委員会としましては、引き続き離島・僻地の学校給食の充実と円滑な実施が図られるよう、市町村と連携し研究を進めていきたいと考えております。

次に、離島高校生修学支援事業の成果と課題についてお答えいたします。

同事業の成果としましては、平成24年度に生徒1人当たり15万円の4分の1相当額を上限として補助することにより、保護者の経済的・精神的負担の軽減が図られております。今後とも沖縄21世紀ビジョンの趣旨にのっとり、離島における公平な教育機会の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 下地島空港及び周辺残地利活用問題についての御質問の中で、検討協議会の経緯と成果の見通しについてお答えいたします。

下地島空港は、那覇空港並みの3000メートル滑走路を有した空港であり、同空港の機能を維持し活用を図ることは、県経済のさらなる振興及び活性化に大きく寄与するものと考えております。そのため、現在、下地島空港利活用検討協議会を設置して検討を進めており、従来のパイロット訓練に加えて、航空機の性能試験や航空宇宙産業の誘致など新たな利活用策について、実現可能性の観点から具体的な検討を行っております。検討に当たっては、伊良部大橋供用後の宮古空港との役割分担を踏まえながら、地元宮古島市及び関係機関と連携して取り組んでいるところであります。

次に、同じく下地島空港及び周辺残地利活用問題についての御質問の中で、航空自衛隊の配備問題に係る影響についてお答えいたします。

下地島空港への航空自衛隊の配備計画については承知しておりません。

下地島空港の使用方法につきましては、県と国との間で交わされた「屋良覚書」及び「西銘確認書」において、「人命救助、緊急避難等特にやむを得ない事情のある場合を除いて、民間航空機に使用させる方針で管理運営する」ことが確認されております。県としては、この確認文書は今後とも尊重されるべきものと考えており、下地島空港利活用検討協議会においても民生的な利活用案の検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環境行政についての御質問の中で、サンゴ保全の取り組みと市町村事業等の指導についてお答えいたします。

県におきましては、サンゴ礁保全の取り組みとし

て、面的広がりのあるサンゴ群集の再生実証試験、保全活動を実施する団体に対する支援、オニヒトデ大量発生メカニズム解明に関する調査研究を行い、サンゴ礁の保全を推進しております。また、オニヒトデ対策ガイドラインを定め、市町村と連携して駆除を実施するほか、沖縄県サンゴ移植マニュアルを定め、関係法令を含めた適切なサンゴ移植の普及啓発を行っております。

次に、産業廃棄物管理型処分場の建設に関する合意形成への地域住民の不安・不満に対する見解についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設につきましては、地元の理解と協力を得ることが重要であると考えており、県では、これまで名護市安和区において説明会や先進地視察などを重ね、現在、具体的にその整備について検討をいただいているところであります。また、最終処分場の管理運営主体となる第三セクターの株式会社につきましても、地域から一定の理解を得ることができたことから、今年度内の設立に向けて準備を進めているところであります。

県としましては、今後、地元自治会との話し合いを継続的に進めるための連絡協議会などを設置し、地域との合意形成に努め、管理型最終処分場の早期整備を図っていく考えであります。

次に、我が会派の代表質問との関連で、オスプレイ配備による生活環境、自然環境への影響及び環境影響評価の再実施についてお答えいたします。8の(3)と8の(4)アは関連しますので一括してお答えいたします。

オスプレイは、CH46とは飛行形態、高度、進路及び発生騒音レベルが異なることから、その配備により、高江を含む北部訓練場周辺において航空機騒音による生活環境や動物の生息環境への影響が悪化するおそれがあると考えております。また、オスプレイが垂直離着陸モードで飛行することに伴うエンジンからの下降気流の風圧による樹木の倒木・損傷、動物の巣の破壊等のほか、高温排気による火災の危険性や森林の乾燥化、乾燥化に伴う動植物への影響が生じるおそれがあると考えております。

そのため、県としましては、平成24年10月11日に、沖縄防衛局長に対し当該事業に係る環境影響評価の再実施を要請したところです。また、同年12月25日付でオスプレイの飛行実態や運用に関する確認を求めた際にも重ねて対応を求めています。その後、去る2月26日に沖縄防衛局へ出向き、これらの要請事項への対応状況を確認したところ、現在検討中とのことであります。

県としては、引き続き対応を求めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは環境生活部長にちょっとお伺いしたいんですが、今の三セクの話なんです、別に住民の合意を一生懸命とるということは非常に大事だと思いますけれども、地域住民のほうから、余りにも住民を置き去りにして事が進んでいると。県の発表であったり、あるいは新聞報道であったりという、そういう住民から不安と不満が起きているわけですよ。そういう意味で、本当にこの問題は慎重に、丁寧に、そして透明性を持ってしっかり住民の合意を取りつけていくという、そういう約束はできますか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 先般、新聞で住民の合意がとられているようなそういうニュアンスの報道がなされていたのは私も承知しておりますけれども、実際、我々はそういうことは言っておりません。名護市、それから安和区、それから一番近接する部間班というのがございますけれども、常に地域の皆さんに先行して話をした上でそれから次の対策といたしますが事業を進めると。説明会も重ねますし、先進地視察も重ねておりますし、常に地元の合意を重要視しながら進めているというのが実情でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ぜひ、このことをしっかり守って進めていただきたいと思います。

次に、同じ部長へちょっとお伺いしたいんですが、サンゴ保全の取り組み等で市町村のいろんな海上土木の事業があつたり、護岸工事があつたりというふうなことで、宮古島市でも2010年の末あたりから海中公園の事業がありました。それについて、周辺海域の汚濁やサンゴの死滅等があつて、この因果関係を求める国の公害等調整委員会に法的判断を求める原因裁定で、工事の影響がサンゴにあらわれたとする報告書がまとめられたと。そのことによって、その後、申請人と宮古島市との調停が成立したというそういうことがあります。そういう意味で、これはこの問題だけではなくて今後起こり得ることでありますから、このサンゴを保全するという立場から部長の見解を少しお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 宮古島市の海中公園事業ですけれども、海中そのものの事業については環境関連の法令では規制はございませんが、陸域の改変

もございましたので、赤土等保全条例とかそういったもので、宮古島市とも連携しながら事業実施したわけですけれども、当然事業の実施に伴って海域へ影響を及ぼす可能性がある場合には、当然そのサンゴ礁だけじゃなくて海域のいろんな藻場であるとかさまざまな事態が想定されますので、常にそういう事業主体と連携をとりながらしっかり対応する必要があると思っておりますし、今後そういうことを実施していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 この原因裁定について、なぜサンゴが死滅をしたかというそういう言及はありませんか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 当該海域は、沖縄県のサンゴ礁の実態調査では、被度が約10%程度だったというふうに報告されております。やっぱり岩礁の破碎という作業によって若干砂などが舞い上がり、生きたサンゴにそれが付着して死滅したというのはありますけれども、私は現場を工事中に実際に視察もしましたけれども、見た感じでは重大な影響を及ぼしているというような状況ではなかったことは確認しております。いずれにしても、しっかりと対応をするべきであったというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 サンゴを保全していくという姿勢は、今後本当にしっかりとっていかなければならないと思うし、行政にもそれが強く求められると思うんですね。以前、サンゴが食えるかという、そういう土木業者と自然保護の皆さんとの間でかなり対立もありました、開発かサンゴ保全かという。午前中の一般質問でも高嶺善伸議員がおっしゃっていましたけれども、これは新石垣空港の建設でもそういうことを本当に言われまして、サンゴが食えるかと。しかしながら、今はサンゴは非常に価値があるというふうに言われています。部長の見解で結構ですけれども、サンゴがどれぐらい住民の生活に寄与しているかということについての認識をちょっとお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 大変難しいですけれども、私の立場からすれば、やっぱり沖縄の海というのは沿岸域にサンゴ礁海域が広がっておりますし、いろんな形、それから色とりどりのサンゴ礁があつて、景観的にも昔は七色と言われていましたけれども、そういう景観があると。そういう自然景観だけではなくて、やっぱりサンゴ礁が形成されると、その近くにま

た藻場があり、藻場とサンゴ礁群が一体となって、それが稚魚、いろんな魚の子供の産卵の場所であったり育つ場所です。結果としては、沿岸漁業とかそういったものにも大きな影響を与えるとそういう地域だと私は思っております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ありがとうございます。

サンゴは、防災機能というのを非常に持っていて、特に隆起サンゴ礁でできているこの沖縄はサンゴをしっかりと保全しながら防災機能を働かせるということが一番大事なかなというふうに思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、下地島空港についてお伺いをいたしますけれども、この検討協議会の中でどのようなことが検討され話し合いをされて、大まかな方向性としてどういうものが出てきたのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほどお答えいたしましたものの中に2つほど加えております。従来のパイロット訓練に加えて、航空機の性能試験や航空宇宙産業の誘致などというようなことでお答えしております。それ以外にもこの検討協議会の中では、例えばいろいろな航空会社にヒアリングをかけたり、あるいは他の都道府県の県営の空港などへのヒアリング、あるいは調査を行っておりますし、また、LCCに詳しい大学の教授からの聞き取り、あるいは国外の航空会社からの聞き取り、あるいは国際緊急援助拠点と、あるいは災害備蓄基地などの構想もありますので、JICAなどへの調査も行っておりますし、また、最近開発中のMRJ——三菱さんのほうでやっておられますけれども——そういうところへの聞き取りなどなどいろいろなことをしております。

検討協議会では3月中にもう一回、年度の締めとして検討協議会を開きまして、幾つかの複数の案を実現可能性という観点から絞り込む予定ということとなっております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 こういう議論の中で、下地島空港と宮古空港の両空港をどうするかという話し合いもされたようでありますけれども、これはどのような意見が出たんですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 第2回目の協議会の中で、空港の一元化案に対して、地元からは2空港の同時活用を求める意見などがあったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それと、空港自体が今相当厳しくなっている、いわゆる運営費もなかなか捻出できないという事態になりつつあるようであります。非常に厳しいと思っているんですね。そういう意味では、JALとの民事調停——何回目でしょうか——の結果はどうでしょうか。そして、この民事調停のネック、障害といいますか、お互い合意できないことというのは一体何があるのか教えてください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今議会に追加提案といたしまして、民事調停の案を出させていただきたいということで今現在手続中でございまして、提案がございました後、しっかり御説明をしていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 これはいつごろ決着しようというお考えですか。それはこっちが勝手にいつごろというわけにはいかないでしょうけれども、大まかなめどというのは立っているんじゃないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今議会に追加提案ということで出させていただいて、議会の御審議を経て議決をいただければ、民事調停を締結したいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に、下地島空港というのは、常にこれまで本当に自衛隊なり米軍なり軍事利用ということがいつでも取り沙汰されておまして、そのたびに宮古の住民というのは非常に困り果てて反対運動が起こったり、住民大会を開いたりというようなことを何度も何度もされてきました。それでもなお軍事利用はさせない、きちんとあの島を、いわゆる知事がおっしゃっているポテンシャルの高い地域を、地域の経済振興に生かしたいという思いですずっと取り組んでいるにもかかわらず、今回もまた自衛隊の航空部隊を配備をするというその調査費を計上したというお話があります。知事がいつも言っているあの地域のポテンシャルの高さが、こういう部隊の配備によって低下するん

ではないかと僕は非常に懸念しているんですけども、知事、いかがでしょうか。この問題、相当厳しいんじゃないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時 57 分休憩

午後 5 時 57 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 防衛省におきましては、平成25年度概算要求におきまして、航空自衛隊の体制強化に向けた調査研究といたしまして、この南西諸島地域の調査研究ということで空中レーダーの調査でありますとか、先島地域での航空機レーダー運用、通信環境調査など5000万円を計上しております。ただ、この予算に関しまして県が防衛省に確認しましたところ、特定の島を念頭に置いたものではないとそういうことでありまして、これが即下地島を念頭に置いたものではないと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 特定の空港を実は言っているんですよ、これは。この下地島空港の民間定期便は利用客の低迷から運休中で、民間の飛行訓練以外にほとんど使われていないこともあり好条件であると。ほぼ狙いは定まっているんですよ。だから、そういうことでこれはのんきな話をしてほしくないんですよ。相当厳しいですよ。そういう意味で、本当に利活用検討協議会もあってどういう事業を展開しようか今本当に検討しているのに、航空自衛隊がこう触手を伸ばしてくる。このことに対してやっぱり県もそれなりの危機感といいますか、だめだという姿勢をしっかりと示していただかないと、本当にこの検討協議会が今やっていることがもうだめになってしまうのではないかとこのうわさが宮古島ではずっと今蔓延をしているんです。知事、そのことについてしっかりだめだということ、利用させないということをちょっと明言してくださいよ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時 59 分休憩

午後 5 時 59 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 前にも申し上げましたけれども、「屋良覚書」、「西銘確認書」の趣旨に沿って、今の協議会を通じて下地島の活用について展望を開いていくべきだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ぜひしっかりそういう配備はさせない、軍事利用はさせないという姿勢を堅持していただきたい。そして、知事がいつもおっしゃっているポテンシャルの高い、経済のエンジンになるというそういう信念でもってこの下地島空港についてはしっかりかわっていただきたいなというふうに思っております。

次に、教育長にお伺いをしたいと思います。

県内教職員の正規率向上に向けた採用計画。現在、沖縄県の教職員の正規率というのは何%で、全国に比べてどうなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 6 時 0 分休憩

午後 6 時 2 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 今の御質問は、いわゆる正規任用教員の人数に係る臨時的任用教員の割合ですよね。小・中計でいきますと、平成24年度5月1日現在の実数に占める人数につきましては、小・中計では7086名、そのうち臨時的任用教員が1114名ですから13.6%でございます。高校と特別支援学校を含めて合計の数字を申し上げますと、同じく24年5月1日現在では、実数に占める臨時的任用教員の割合ですけども、まず正式任用教員が1万1033名、そのうち臨時的任用教員は1635名で、割合は12.9%でございます。

全国的な状況につきましても申し上げますと、平成23年5月1日現在の数字は、全国では92.7%でございますので、そのうち沖縄県が82.5%であるという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 この全国平均が92.7%という高い値ですよ。教育長、この平均までに沖縄県の正規率を上げていくという努力をしたいと思いますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 確かに私どもは臨時的任用教員が多い状況ということは、全国と比べて低いということは認識をしております。ただ、そういう中で計画的な正式任用教員の採用のためのさまざまな対応はしてきております。この計画的なというものがどういったものかといいますと、例えば児童生徒数の増減等に伴う教職員定数の問題がありますね。そして、退職者の数の件もございます。あとは定数改善計画における国の動向もございます。と同時に、他県の状況ですね。それから、我々は九州各県並みの割合を目標としておりますので、そういったことを踏まえながら計

画的に、年次的に正式任用教員の採用をしていきたいという思いでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 九州他県並みというのは、何%なんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 九州各県は、今のところ91%でございます。私ども沖縄県につきましては、先ほど申し上げましたけれども、正式任用教員の割合は、平成24年5月1日現在では83.8%でございます。1.3%改善はしているという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 あと何名採用すれば、この九州平均並みに到達するんでしょうか。これは何年ぐらいで到達しようと思っていらいっしゃいますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 当分の間——つまり5年から10年のスパンという言い方をしていますけれども——正式任用教員の採用を平成24年度と同程度になるよう実施していきたいと。そういったことをしていく中で、何とか九州各県の目標に近づけたいとそういった思いでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 その24年度並みの採用をずっと続けていけば、九州平均に到達するという考え方ですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 必ずしもそういったことではございませんけれども、少なくともそういった当分の間、平成24年度並みの採用をしていきたいということでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ですから、やっぱり教育長の意欲だと思いますよ。いつまでもこれだけたくさんの臨任職員を抱えたままで、身分も非常に不安定で非常に厳しいと思いますね。ですから、そういう意味では、この臨任をどう減らしていくか、どう正規採用していくか。この数を24年度並みと言わずにもう少しふやしていく、こういう努力が必要でないのかなというふうに思いますけれども、教育長の決意を聞かせてください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 基本的には臨任の数が少な

いほうが当然いいわけでしょうし、そういったことにつきましてはこれまでもいろんな答弁をしてきたつもりでございます。そういう中で、先ほどから申し上げておりますように、教職員の定数とか退職者の数、そして再任用者の数等々さまざまなことがございますので、そういったことを踏まえながらしっかりと計画的に採用していきたいとそういう思いでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ちなみに、今、臨任の教員というのは何名いらっしゃいますか、非常勤講師を含めて。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 小学校、中学校を合計いたしますと1114名、そこに高校、特別支援学校を含めると1635名でございます。先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に、教員の精神疾患についてお伺いしたいと思います。教員が勤務をしながら精神疾患に至るということはあってはならないことだと思うんですね。子供たちを教育していく、教えていくという本来の業務ができなくなるという、これはあってはならないことだと思いますが、教育長の見解をもう少しお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり先生方の精神的な負担を軽減できるような職場環境づくりは当然我々の責務であると考えております。そういう中で、実は来年度からは教職員元気力アップ事業、そういったものを導入いたしました。そういう中で、ぜひ校内研修とかあるいは相談を行う支援体制を充実していく中で、先生方が働きやすい環境づくりを一層目指していきたいとそういった思いでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 その休職している先生方の代替職員、臨時の教員は何名で、そして経済的な損失は幾らになるのかというふうにお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今、平成23年度の数字がございすけれども、沖縄県のいわゆる在職者の先生方1万4036名おりまして、そのうち病気休職の先生方が373名です。そのうち精神性疾患の先生方が158名ございます。したがって、在職者数に係るこの病気休職者の数は2.66%、また病気休職者に係るこの精神疾患の数は42.36%でございます。

○奥平 一夫君 ちょっと休憩お願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 6 時12分休憩

午後 6 時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 今、残念ながら手元にはそういうデータがありません。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 じゃ、後で下さい。

教育長に最後に、特に沖縄の教職員の休職率は全国でも断トツだと僕は思っているんですよ、つまり教職員の休職率、割合というのが。これは何か沖縄に特異な理由があるのでしょうか。教育長、どんなふうに考えますか。全国と比較してどうだろうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、我々もなぜ沖縄が多いのか何度も分析をしようとしてまいりました。ところが、なかなかこういった理由だからということは、今のところはっきりした根拠は示し切れておりません。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 わかりました。

次に、福祉保健部長にちょっとお伺いをいたしますが、先ほどの北部病院と医師会病院の統合の話、それは統合をしていこうという話があるんですか、県内部に。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 一部そういうふうな話もあることは聞いております。

○奥平 一夫君 休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 6 時15分休憩

午後 6 時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） いろんな個人の話を聞いていると、そういうふうな話をする人もいるということでもあります。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 僕が最初に質問したのは、県の幹部が、民間のシンポジウムとはいえ、一民間人としてという発言でこのような統合を提案したという話なんです。これは非常に問題があるんじゃないかというふうに私は聞いたんですけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） そういった地域医療

の充実というふうなことについて、その本人は、その地域で意見を聞いて取りまとめをするというふうな立場にもありますので、そういった立場を踏まえて、その北部地域の医療の充実を図るための一つの考えとしてそうした意見があるということを説明しているということのようです。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 わかりました。このことについては、次の玉城義和議員が手ぐすね引いて待っていますので任せたいと思います。

次は、「県立病院の経営再建検証委員会」の報告。これは課題の検討というのはどういう課題、この報告書から見ると3点ばかりあるんですけれども、この課題というふうに理解してよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 課題として幾つかありますけれども、1つ目は、さらなる経営の健全化を図ると、あと人材の確保であると、あとは入院・退院のそういった入院数を確保するということが課題として挙げられております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 外部チェックをしていくという仕組みをつくるということもありますよね。僕は、そのほかにできれば——これは前回の議会でも質問して答弁を得たんですけれども——この事業局の知事部局からの独立・自立、それをもっと促したほうが、むしろもっともっと経営は改革されていくというふうに思っています。今のままでは、総務部に全てが握られていて、事業局長が伺いを立ててお願いをするという、それではやはりきちんとした経営改革というものに現場の声が直接届いていかないというそういうのがあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県立病院の改革の目的としては、地域で必要とされる医療提供体制を確保するというふうなことであります。そういった体制が確保されるのであれば、経営形態については県立病院は全適であったり、独立行政法人だったりという形でもよろしいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そうじゃないですよ。要するに、県立と言いながら、きちんとやっぱり病院事業局長を生かしていく、リーダーシップを発揮させるという意味で非常に重要だというふうに言っているわけですよ。今のままではなかなか病院現場の意見をしっかり吸い込んで、さあ何かやろう、人事異動をしよう、あるいは

は人をふやそうといっても、総務部長のお墨つきがないとなかなかできないという立場に今あるので、この辺をぜひ検討いただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 6 時 19 分休憩

午後 6 時 19 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） その件については、私のほうの立場からはなかなかコメントがにくいことだというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に、新エネルギービジョンについてお伺いしたいと思います。新しいビジョンになるわけですから、これは 3・11 を機に他府県で本当にさまざまな取り組みが行われて新しいビジョンが今できつつあります。これは単に数値目標を見直すということだけではなくて、明確に節電などの省エネや関連産業の振興、雇用も含めた全体的な政策とすべきではないのか。つまり、地域に点在する太陽光や風力など、その資源が産業振興につながるという視点を持つべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） ビジョンはビジョンとして、策定目標値、もちろんそれはエネルギー構成、どういう再生可能エネルギーが向くのか、省エネも含めて当然やるべきことです。ただ、雇用だとかそういうものについて、これは産業政策の中できちんと位置づけてやったほうがいいと思います。つまり、ビジョンと産業政策をごちゃまぜにつくるとちょっと目的がずれてしまいますので、そこは議員の提案は頭に置きながら、雇用の創出等は産業政策の中で位置づけながら、ビジョンはビジョンとしてきちんと整理していきたいとこのように考えております。

○奥平 一夫君 終わります。

○議長（喜納昌春君） 20 分間休憩いたします。

午後 6 時 22 分休憩

午後 6 時 44 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 前田政明さんの突然の御逝去、まことに痛恨のきわみであります。

前田さんは平和への強い思い、また社会的な弱者の側に立った活動にささげた一生だったと思います。この本会議場で最も激しいやじの応酬をされた自民党の照屋守之議員が、27 日のお別れ場で目頭を押さえておられたことに強い印象を受けました。幽明境を異にした今日、政明さんの御冥福をお祈りするだけであります。

それでは一般質問に入る前に、一言だけ申し上げたいわけであります。

私ども県民ネットは、2 月 20 日に鳩山元総理をお招きをして講演会を開催をいたしました。鳩山さんが普天間の基地を県外・海外、少なくとも県外と言ったそこに至った理由は何だったのか。そしてそれが成就できなかった隘路はどこにあったのか、誰が実際に阻んだのか、このことを元総理としては沖縄県民に御説明をされる責務がありではないかというふうに申し上げました。そうしたら、わかりました、やりましょうということになりまして講演会になったわけがあります。

この県外・国外というのは、もともと民主党のマニフェスト、政策であったと。ところが政権をとった後、これが外務大臣や防衛大臣がむしろ逆の方向に行ってしまうと協力が得られなかったと。そしてまた、ワシントンのジャパンハンドラーと言われる人たち、それに呼応する国内のカウンターパートナーたち、そういう方々に包囲をされてなかなかうまくいかなかったという話をされておりました。もとより一国の総理でありますから、そういう言いわけは許されないわけであります。しかしながら日米関係というのはなかなか複雑多岐にわたっておりまして、基地問題を少し動かそうと、日米関係を動かそうと言った途端に、そういう日米の安保マフィアと言われる人たちが含めて寄ってたかって潰していくという、そういう構造が現実にあるということを私はこの鳩山さんの講演で如実に元総理の口から示されたのではないかというふうに思います。

そういう意味で、この有象無象やあるいは魑魅魍魎の世界で沖縄県も含めてこれから基地問題に取り組んでいこうというわけありますから、大変な難物であります。そういう意味でぜひとも私はワシントンのこの事務所も開設をして、情報収集もしていただきたいというふうに思っております。

そういうことを少し申し上げて一般質問に入りたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、安倍政権は 3 年間の民主党政治とどのように違

うと認識しているのか。

(2)、また、沖縄に関してはどうか。

(3)、安倍首相との会談(2月2日)では、どのようなことが話し合われたか。また、余人を排しての会談の意味は何か。

(4)、首相直訴東京行動の評価はいかがか。

2番、基地問題について。

(1)、去る2月23日に行われた日米首脳会談では、普天間飛行場を辺野古に移すこととした日米合意を早期に進めることで一致したが、これらに関して知事の認識はいかがか。

(2)、2月26日、防衛省から名護漁協に公有水面埋め立ての同意を求める文書が提出され、知事への埋立申請に向けた動きが始まった。きょうの新聞だと3月とこういうふうになっております。どのように対応されるか。

(3)、オスプレイが10月1日より配備され追加配備も予定されています。県としてどのように取り組むか。

(4)、地域安全対策課の基地問題に関しての1年間の取り組みと今後について、ワシントンにおける情報収集はどうなっておりますか。

(5)、日本国内世論への訴え、マスメディア対策などアメリカへの働きかけが必要であるがどうか。

3番、雇用問題について。

(1)、若年者の雇用失業の実情はどうか。

(2)、雇用対策として行っている緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業などが予算化されているが、雇用効果はいかがか。

(3)、復帰後起業された主な製造業にはどんなものがあるか。

(4)、働くことの意識や幅広い職業教育が早い時期から必要と思われるが、学校現場でどのような取り組みを行うか。

4、農業政策について。

(1)、観光産業と農業との連携は極めて重要である。農林水産部のこれまでの取り組みを伺う。

(2)、遊休農地の解消について。

(3)、農地の流動化をどう図るか。

(4)、農家の新しい担い手確保について。

5、観光行政について。

(1)、新石垣空港の開港を契機にして沖縄離島観光の拡大を図り、ひいては滞在日数の延長を図る好機である。県の取り組みを問う。

(2)、国内景気に左右されずに一定の誘客を確保するために外国人客の増加を図る必要がある。思い切った予算と人員を投入すべしと思うがどうか。

(3)、25年度の目標値について、入域観光客数630万人、観光収入4740億円は、過去最高数値である。実現への方策をお伺いします。

(4)、沖縄の景観について、観光イメージに大きな影響を与える街路樹のあり方について課題があると思うがどうか。

6番、鉄道導入について。

(1)、24年度の県の調査の到達点はどこまでか。また、今年度の取り組みの主たるものは何か。

(2)、本島縦断鉄道建設の基本的な考え方と、また基本設計の完成のめどはいつごろに置いているか。

7番、県立北部病院の充実について。

(1)、産婦人科等の診療体制について。

(2)、「北部医師会病院との統合」について取り沙汰されているが、県の見解を示してください。

以上でございます。

○議長(喜納昌春君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 玉城義和議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、知事の政治姿勢の中で、安倍政権と民主党政治との違いについてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。1の(1)と1の(2)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁をいたします。

民主党政権は、3年の間、震災復興、そして原発対策、社会保障と税の一体改革などの課題に取り組んだものと承知いたしております。一方、安倍政権は、発足直後からアルジェのテロの話、そして金融政策、財政政策、成長戦略の「3本の矢」による経済再生や、迅速な震災復興対策などを積極的に推し進めているものと考えております。沖縄につきましては、民主党政権のもとで沖縄振興2法や税制、そして沖縄振興交付金の導入など、沖縄振興にしっかりと取り組んでいたとと考えております。安倍政権においても約3000億円の沖縄振興予算の確保や那覇空港第2滑走路の予算が確保されるなど、沖縄振興によく取り組んでいたと考えております。なお、基地問題につきましては安倍総理は2月28日の施政方針演説において、基地負担の軽減に全力で取り組む旨の発言がございました。県といたしましては、安倍総理の今後の取り組みに期待をしているところでございます。

次に、知事の政治姿勢についての中で、安倍首相との会談内容と、余人を排した会談の意味についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る2月2日の安倍総理との会談では、3001億円の平成25年度沖縄振興予算案や那覇空港第2滑走路の予

算確保についてしっかりとお礼を申し上げました。また、普天間飛行場の一日も早い県外移設・返還・跡地利用の促進や、嘉手納より南の基地の早期返還など沖縄の過重な基地負担の軽減について要望をいたしました。

安倍総理との２人での会談では、食事をしながら、６年前の第１次安倍内閣時代のお話や、那覇空港第２滑走路増設の早期着工と完成など要望を重ねて申し上げたところでございます。

なぜ余人を排してかという御質問にはどうお答えしようかと思いましたが、天下の総理大臣が、公的にも大変重要な人が、発言をすべてオープンにしてやれるかどうかというのはなかなか問題があります。むしろこちらの要請に対してオープンであれば一々お答えがしにくかろうというのは当然我々が配慮すべきことであります。さらに、沖縄御出身の方というわけでもありませんから、沖縄についてどの程度理解とシンパシーを持っておられるかも含め、また御挨拶を兼ねてお見えになったこともあり、こういう方とのお話の中身をオープンでむき出しにやるということは失礼でもあるし、お話ができないということですから、私は２人だけで話をするということが当然の礼儀であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、首相直訴行動の評価についてお答えいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係４団体、市町村、市町村議会の連名において、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは、意義があったものと考えております。

県としましては、市町村や各界各層が参加される運動と県がそれぞれの立場で協力し、事態の解決を図ることが適切であると考えており、今後もオスプレイの配備計画の見直し等を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、基地問題についての御質問の中で、日米首脳による辺野古移設推進の合意についてお答えいたします。

安倍首相は、２月２８日の施政方針演説において、沖縄の基地負担の軽減に全力を尽くす旨の発言をしております。沖縄県としては、首相の今後の取り組みに期

待しているところであります。しかしながら、普天間飛行場の移設については、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。この考えに変わりはなく、引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外移設・返還を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、辺野古移設に係る公有水面埋立申請についてお答えいたします。

現時点で、政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておられません。仮に提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の一日も早い県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、オスプレイに対する県の取り組みについてお答えいたします。

昨年６月２９日に米国が日本政府に対して行った接受国通報によると、昨年配備されたオスプレイ部隊に続き、本年夏にＣＨ４６飛行隊が代替され、普天間飛行場における２番目のＭＶ２２飛行隊となるとしておりますが、その後、政府から具体的な時期等についての説明はありません。オスプレイ配備については、県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、引き続き配備計画の見直しと配置分散の実施などを政府に強く求めてまいります。

次に、地域安全政策課の取り組みと今後ワシントンでの情報収集についてお答えいたします。

地域安全政策課においては、アジア地域の国際情勢や安全保障問題等について独自に調査・分析・研究を行い、県の基地政策に反映させていくこととしております。現在、電子会議システム等を活用し、ワシントンＤＣの研究者や専門家等と随時意見交換を行うとともに、１０月には知事が訪米し、県主催のシンポジウムを開催したところであります。また、委託事業によって米国での情報収集を行うとともに、私が渡米し米政府関係者と意見交換等を行っているところであります。

今後有識者ネットワーク等の活用、ワシントンＤＣでの意見交換及び情報収集を推進する中で沖縄の基地問題の解決に向けた効果的な施策等について検討し、日米両政府に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国内世論とメディア対策及び米国への働きかけについてお答えいたします。

沖縄の基地問題は、我が国の安全保障のあり方の中で日本国民が等しく考えるべき課題であります。国民の理解は十分ではないと考えております。こうした状況を踏まえ、県としては、ホームページにおいて沖縄の米軍基地の姿や沖縄県の取り組み、各種資料などの充実に努め情報発信を行っております。また、昨年10月には知事が訪米し県主催のシンポジウムを開催したところであり、アジア・太平洋地域の安全保障環境を踏まえた沖縄の位置づけと米軍基地問題について、米側の専門家等と直接意見交換し、ネットワークの構築が図られたことは意義があったと考えております。今後とも、沖縄の基地問題の実情や安全保障の専門家の幅広い意見をまとめた情報を積極的に発信し、国民の理解を深めるとともに、有識者等のネットワークを活用し、マスメディア向けにも情報発信を行い、普天間飛行場の県外移設を初めとする基地問題の解決に向け、日米両政府に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用問題についての御質問の中の、若年者の雇用失業の実情についてお答えいたします。

平成24年の30歳未満の若年者の完全失業率は、沖縄県が11.5%で、全国の7.2%に比べ高くなっております。新規学卒者の内定率については、平成24年卒の高校の就職内定率が88.5%、全国は98.5%、大学が65.9%、全国は93.6%と、いずれも全国を下回っており、若年者の雇用失業の実情は大変厳しいと考えております。

次に、雇用対策事業の雇用効果についてお答えいたします。

雇用対策事業の効果として、平成23年度は基金により雇用された者が4177名、各種の就職支援策により就職した者が2414名で、合わせて6591名が雇用につながりました。うち、基金により雇用された者については、事業終了後3カ月の時点で1649名が引き続き雇用されております。県は今年度、雇用施策の効果的な推進を図るため「沖縄県雇用施策実施計画」を策定いたしました。本計画では年度ごとに目標を設定して事業を実施していくこととしております。平成24年度は全ての施策を合わせて新規雇用者数5678名を目標としております。沖縄県としては、PDCAサイクルによる

事業の検証を着実に実施し、より効果のある施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、同じく雇用問題についての中、復帰後起業された主な製造業についてお答えいたします。

復帰後、大きく伸長した製造業としては、紅芋やウコンなどの地域資源を活用した菓子類や健康食品、塩、化粧品などの製造業があります。また、多様な生物資源を活用したバイオベンチャー企業や、県外でも認知度が高まっているかりゆしウエアを製造する縫製業などがあります。近年では、国際物流拠点産業集積地域うるま地区を中心に、金属製品、機械器具製造業などの集積が進みつつあります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 雇用問題についての御質問で、働くことの意識や職業教育についてお答えいたします。

児童生徒の望ましい職業観・勤労観を育成するため、小学校では「職場見学」、中学校では「職場体験」、高等学校においては「就業体験」等を実施するなど、学校の教育活動全体を通してキャリア教育を推進しております。また、現在、商工労働部と連携し、高校生から大学生までの体系的なキャリア形成支援プログラムの策定に取り組んでおります。さらに、生徒の主体的な進路選択、自己実現に課題があることから、県立高校にキャリア教育コーディネーターを配置し、教職員向けの研修の実施や、今の「学び」と将来の「職業」をつなぐキャリア教育マネジメント事業を今年度より実施しております。

県教育委員会としましては、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた組織的・計画的・継続的な取り組みを今後とも推進するとともに、関係機関と連携を強化し、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、系統的なキャリア教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農業政策についての中、観光産業との連携についての御質問にお答えします。

県としましては、農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業と観光産業が連携することは重要であると考えております。これまでに、農漁業体験等を行うグリーンツーリズムなどに関する情報発信や人材育

成、農業体験農園、交流施設、農産物直売所、農村レストラン等の整備、観光関連施設における県産食材の利用促進、「沖縄食材の店」の登録促進、「うちなー島ヤサイ料理コンテスト」の実施、トップセールスによる消費拡大など各種事業を実施しております。また、「沖縄、ふるさと百選」を認定し、農山漁村の持つ魅力を広く紹介しております。さらに、沖縄振興特別推進交付金を活用した農林水産業活性化推進拠点整備事業により、農山漁村の多面的機能を生かした魅力ある体験・交流地域の体制整備などの調査に取り組んでいるところであります。

次に、遊休農地の解消についての御質問にお答えします。

県におきましては、耕作放棄地解消対策として、平成18年度から平成23年度までに、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業により約181ヘクタール、サトウキビ関係事業により約124ヘクタール、事業波及効果により587ヘクタール、合計892ヘクタールの耕作放棄地を解消しております。また、県内28市町村の耕作放棄地対策協議会が活動を展開しており、西原町においては、賃借等の仲介を行う農地交渉人の配置による担い手への農地集積とともに、耕作放棄地の再生利用によるシマナー栽培及び商品開発に取り組んでいるところであります。さらに、平成24年度から人と農地の問題解決に向けた「人・農地プラン」を推進するとともに、農地データバンク事業や耕作放棄地対策事業等の関連施策を活用しつつ、耕作放棄地を再生利用し、新規就農者等の中心経営体への農地集積に取り組んでいるところであります。

次に、農地の流動化対策についての御質問にお答えします。

県におきましては、農地保有合理化促進事業を活用し、規模縮小農家、離農農家、耕作放棄地等の農地について、農業開発公社が買い入れ・借り入れを行い、中間的に保有し、新規就農者や認定農業者等に対し、売り渡し・貸し付けを行うことにより、耕作放棄地化を防止するとともに農地の流動化を図っているところであります。また、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業、サトウキビ関係事業を活用し、平成18年度から平成23年度までに耕作放棄地892ヘクタールの再生利用を図り、認定農業者等担い手を対象に農地の流動化を図ってきたところであります。

次に、農家の新しい担い手確保についての御質問にお答えします。

県としましては、農業の担い手を育成するため、農業大学校による実践的な研修教育、就農サポート講座

や夜間講座による基礎技術の習得、農業後継者育成施設や先進農家等での実践研修などに取り組んでおります。新たに平成24年度より、青年就農給付金事業及び沖縄県新規就農一貫支援事業を実施し、農業後継者の育成や確保に取り組んでおります。具体的な内容としては、青年就農給付金事業は、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得が確保できるよう支給するものであります。また、沖縄県新規就農一貫支援事業は、就農相談から就農定着までの一貫した支援を行うため、新規就農相談体制の充実や研修施設となる農場整備、研修受け入れ農家の強化、農地の確保、経営安定に必要な農業機械・施設の初期投資支援を実施しております。今後とも新規就農者を確保するため、関係機関と連携し、各種支援を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光行政についての、新石垣空港開港と離島観光の拡大についての御質問にお答えいたします。

新石垣空港につきましては、使用機材の大型化が可能となることやC I Q設備を備えていることから、国内外からの誘客を拡大する環境が整うこととなります。県では今年度、離島の観光協会等と連携しながら、国内外の航空会社への路線拡充や旅行会社への商品造成を働きかけているほか、沖縄観光キックオフプロジェクト等を通じてきめ細かな情報提供に努めております。また、沖縄観光情報ウェブサイトにおける離島情報の拡充や投稿型のウェブサイト（ドール39）の運営等による離島の魅力発信の強化により新たな需要の創出に取り組んでおります。さらに、地域資源を活用した観光メニューの創出や宮古島を含めた周遊商品の造成についても働きかけているところであり、これらの取り組みを通して、離島観光の拡大や滞在日数の増加を図っているところであります。

次に、同じく観光行政についての、外国人観光客の誘客促進についての御質問にお答えいたします。

外国人観光客の誘客につきましては、将来の観光客数200万人を目標に、航空路線の拡充や市場特性に応じたプロモーション、満足度を高めるメニューの創出、受け入れ態勢の強化等を推進しております。そのため、平成24年度においては、沖縄観光国際化ビッグバン事業を中心に、外国人観光客の誘客関係予算を大幅に拡大しております。誘客体制については、海外事

務所や沖縄コンベンションビューローと連携するとともに、広く地域の観光協会や民間事業者の関心を高め、参画を促すために、インバウンド連絡会を開催し、全県的な強化に努めているところであります。また、次年度より路線誘致業務が企画部から移管されることに伴って、文化観光スポーツ部の人員が増加されることになっております。本県への入域外国人観光客数は近年着実に増加しており、近隣諸国の著しい経済発展を背景に今後も増加することが予想されることから、県としましては引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく観光行政についての中、平成25年度の目標値の実現への方策についてとの御質問にお答えいたします。

平成25年度の沖縄観光は、国内景気の回復や円安、航空座席数の増加など、なお一層の成長が期待できる見通しとなっております。沖縄県としましては、国内市場においては季節ごとのきめ細かなプロモーションを展開し、新たな需要の創出を図ってまいります。海外市場につきましては、国や地域ごとのニーズに合わせた効果的なプロモーションを実施し、台湾、韓国、中国、香港に加え、東南アジアなど新規市場の開拓を図ってまいります。また、新石垣空港の開港を契機としたさらなる離島観光の推進や、文化・芸能、スポーツを活用した観光メニューの開発を促進し、観光収入の増加に努めてまいります。これらの施策を積極的に展開することにより、「ビジットおきなわ計画」の目標達成を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 観光行政についての御質問の中で、観光イメージに大きな影響を与える街路樹の課題についてお答えいたします。

街路樹は、緑陰の形成や道路景観の向上などのほかに、観光立県である本県においては、道路と沿道環境との調和を図る上で重要な役割を持っております。特に観光地へのアクセス道路においては、ヤシやホウオウボク等の南国特有の樹種を選定し緑化の推進に努めてきたところであります。しかし、定期的な剪定等の維持管理費用が増大することが課題であります。今後とも、コスト縮減を図りつつ、必要な予算を確保して、観光立県にふさわしい道路管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 鉄道導入についての御質問の中、24年度の県調査の到達点及び主たる取り組みについてお答えいたします。

県は、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入の可能性を高める観点から、平成25年度までに導入するルートや事業主体、整備手法等についての県としての考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。そのため、平成24年度はこれまでの調査結果を踏まえ、県民のコンセンサスを得るための広報活動、先進事例調査等によるコスト縮減策の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の検討などを実施しております。

次に、本島縦断鉄道建設の基本的な考え方と基本設計の完成のめどについて。

沖縄県では、県民及び観光客の移動利便性の向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、低炭素社会の実現、県土の均衡ある発展を支える観点から、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入が必要であると考えております。県が現在検討を行っている鉄軌道を含む新たな公共交通システムは、公共交通ネットワークの骨格をなし、大量輸送が可能で速達性・定時性を備えたものであることが前提となっております。県は、今年度から平成25年度にかけて導入するルート、事業主体や整備手法等の検討を行い、平成27年度までに事業化に向けた県の計画案の策定に取り組んでまいりたいと考えております。基本設計につきましては、国による事業化に向けた取り組みの中で行われるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立北部病院の充実についての御質問の中で、北部病院の産婦人科の診療体制についてお答えいたします。

北部病院の産婦人科は、医師不足のため、日常診療や救急患者への対応については、一部、診療制限を行っております。このため、医師不足の解消に向けて、あらゆる手段を講じて医師確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県立北部病院の充実についての御質問の中で、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合についてお答えいたします。

県立北部病院は、沖縄県保健医療計画に基づき、救急医療を初め第2種感染症指定医療機関、災害拠点病院、僻地医療拠点病院として同圏域の中核的な機能を担っております。県立北部病院と北部地区医師会病院の統合については、その効果や可能性について十分に検討されている状況にはありません。県としては、県立北部病院と各民間医療機関等との連携を推進し、適切な医療提供体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 時間がありませんので、辺野古の埋め立てについて主に議論をしていきたいと思っております。

きょうの琉球新報であります、3月いっぱい埋立申請を出すということですが、県はそういう情報をつかんでいますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 埋立申請等の時期については、県は承知しておりません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 新聞社が政府の関係者からということと情報があるのに、肝心の県が私どもは知ませんというのはいかなものかと思うんですが、どうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 埋立申請というのはいわゆる政府の行政手続の一環で行われるものと承知しておりますが、政府内部で時期についてどのような話し合いがあったかにつきましては政府は公表しておりませんし、私どももそれを把握しておりません。

○玉城 義和君 ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時28分休憩

午後7時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

玉城義和君。

○玉城 義和君 非常に重要なことなので、もうちょっといろんな情報網を張りめぐらして情報をとっていくべきではないかと思うんですね。新聞社がキャッチしているのに我がほうはわかりませんというんではどうだろうかと思ひますね。

それで中身に入っていきますが、先ほどの公室長の答弁は、提出された場合には関係法令にのっとって検討せざるを得ないと。一方で、地元で理解が得られない案については不可能であり、県外を求めるとこうい

う答弁ですよ。これは2つの構成から成っていて、1つは、提出された場合には受けとって法令にのっとってやると、こういうことですね。これは恐らく土木建部だと思ひますが、11月にもやりました。少しこの法令にのっとってというところをシミュレーションしていきたいと思ひますが、まず出されますね。その後はどういふ手続になりますか、土木建部長。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 提出されました後は、形式審査を経て正式に受理をするということとなります。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 その後は公告縦覧になるわけですね。これはどれぐらいですか、期間は。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 3週間ということになっております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 地元市町村というのは具体的にどこを指しますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 名護市を指すものと考えられます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 利害関係者というのは誰を指しますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 利害関係者について細かい記述がございませんので、利害関係者と思ひておられる方が一応利害関係者ということになるかと思ひます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時30分休憩

午後7時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

玉城義和君。

○玉城 義和君 自分が利害関係者と思ひう人が利害関係者と言ったんでは、これはちょっと答弁にならないですね。当然手続の中に法律の中にあるわけですから、ここはもうちょっとまともな答弁をしてもらえませんか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほど答弁いたしましたのは公有水面埋立法の解説などにもございまして、利害関係者の定義が特段ございません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 この段階を経て免許、この場合は承認という言葉になりますんですが、意思の決定は知事の決定が下されるわけですね。このとき、イエスであればこれは事業化に向けて進んでいくわけですね。その法律の枠内で一般論で結構ですが、これがもしノーであればどういう手続になりますか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 7 時 32 分休憩

午後 7 時 32 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 政府の答弁書にもあるとおり、地方自治法の規定により是正の指示等することができる場合があると、政府答弁書にはございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 自治法の245の7という項目だと思いますが、知事がそれを拒否をした場合に、こういう規定になっていますね。「各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。」と、こういうことですね。これは中身は、言っていることはどういうことなんでしょうか、指しているところは。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 7 時 33 分休憩

午後 7 時 34 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 以前にも国が県に対してこういった是正の指示をした事例がないというふうに申し上げたところでございまして、あくまでも私どもの法令の解釈上の話としてお聞きいただければと思いますが、これは知事が違法な行政処分をした場合にこういった措置がとられるものというふうに解釈できるのではないかと考えます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 この必要な指示というのは法的には

どのような効果を持つのか、強制力はあるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 7 時 35 分休憩

午後 7 時 35 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 詳しくはよくわかりません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 詳しくわからないというんじゃないに進まないんだよ。副知事、答えますか。

○議長（喜納昌春君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） まず基本的には、これは法定受託事務といいまして、もともと本来でいう国の業務でございます。ですから、その他事業者が埋め立てをする場合と異なって県知事に承認の権限があるわけじゃなくて、法定受託事務としての事務に基づいて承認するか不承認するか、この2つに1つだと。そして不承認した場合に先ほど言ったように、是正の指示あるいは勧告をするということなんですけれども、この指示とか勧告というのは強制力ないんですよ。ないわけですから、基本的に言うと是正されても指示されても、何も対応しない場合には今先ほど読み上げたような条文の条項を理由として、いわば高等裁判所に対して承認せよという訴訟を起こしてやると。そして承認の判決は恐らく条文上の体裁から言うと、手続的な議論だけ審理をして1回で終わるか、数回で終わるかというような形になっております。ただ、今県議のほうで読まれたあの条文の中にはなかなか厳しいことが書かれていますから、その厳しいことの中身自体がいかに解釈されるかに関しては今のところ判例がどうもないようでございますので、全く新たな判例を創造する手続になっていくんじゃないかなというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 一昨年の12月ごろの照屋寛徳代議士の質問主意書の中に、政府の答弁は、是正の指示等を行うことができる、というふうになっているわけですね。この地方自治法の解釈書などを読むと、この地方公共団体はその指示された是正または改善のための措置の内容に従わなければならないというふうなんですね。だから、これにもし従わない場合には新しく改正されて付加された——昨年の9月ですか地方自治法改正されて——251条の7という項目がつけ加えられているわけですね。このつけ加えられた項目を見

ますと、是正の指示を行ったにもかかわらずそれを講じない場合は、国によって高等裁判所に訴えられるという制度ができていると、こういうことなんですね。もう一つは、並行してあるのは、従わない場合はいわゆる代執行の規定で245条の8というのがありまして、各大臣は当該都道府県知事にかわって当該事項を行うことができるようになっていっているわけですね。

そうしますと、二重三重にこれは自治法でかけられているんですが、知事が仮にノーと言った場合に、国はこの受託事務を含めて、この代執行も含めて、この高等裁判所に訴えるのも含めて執行できると言うことになると思うんですが、それでよろしいですか、解釈としては。

○議長（喜納昌春君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 今言われた最後の手続まで行ったとしたら——国がそこまでやるかどうかわかりませんが——やったとしたら、それは行政代執行の問題にはなる。ですから、埋立手続としては完結するという……。やるかどうかはわかりませんが、それでも。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 やるかやらないかというのは折々の政治判断、状況によるわけですね。それはそれでいいんですが、問題は法的に事務的にはこういうふうに淡々と進んでいきますよということ、これはいいですよ。お互いに客観的には認めると。そこで、さっきの答弁に戻りますが、公室長、あなたの答弁に戻るわけだけでも、要するに、申請が出された場合には法令にのっとり検討せざるを得ないという前段ですね。法令にのっとり検討していくと、ここに来るんですよ、ここに来る。政府が仮に絶対にこれはやりますということでやるのであれば、法令にのっとりやるのであればここに来るんですよ。それで問題は、この後段の検討の部分、つまり関連法令にのっとり検討せざるを得ませんがというのは、さっき言ったようにこういうふうに流れてくるわけです。もう一つの部分ですね、これは政治的な部分ですね。県としては地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えに変わりはないと、そう適切に対処するということですね。後段の部分の、要するに普天間は県内移設は難しいと、したがって県外だという部分との兼ね合わせをどこでやるかなんですね。この今の流れとその辺はどうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時40分休憩

午後7時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議論のありました法律の流れ、帰結としてどうなるかと。理論上はそういうことになるということは県もよく承知しております。しかしながら、この普天間飛行場の代替施設の問題というのはいろいろ長い歴史を持って、しかも普天間飛行場の危険性の除去を原点としてさまざまな観点のある、さらに実際にこの埋立申請という一つの行為が完結した後、じゃ辺野古に実際にこういう施設をつくるアクションを政府がおとりになれるのかどうかといったようなことも含めて、これはいろんな面から考えなければいけないと考えております。したがって、今法的側面についてはいろいろ議論されたところですけども、県といたしましては県外移設を求めているという観点から、さまざまな面から方策を考えていく。ただ、事務手続は事務手続としてしっかり法にのっとりやっていくということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 いつもの公室長らしくないですね。要するに、あなたが言っているように、提出された場合には関係法令にのっとり検討せざるを得ないと言っているわけですよ。検討した結果はこうなりますよと政府がやる気になればですね。だから、その間でどこでどういう形で今おっしゃるように普天間の県内移設はだめだという、どこで入れるんですかとそういう行動を入れていって、どこでそういう形をつくっていくんですかとということですよ。だから、いやこれは実際に埋め立てなんかできるはずないなんていう話にはならないわけで、法的にはちゃんと進んでいくわけだから、どこで手を入れるかということですよ。その辺を聞いているわけ。だから、このあなたの答弁はこれは厳密に言えばわかったようで実際に詰めていくとわからなくなるんですよ。この後半の部分の普天間の県内移設はだめですよ、だめだと言っていますよという話は、この法的な手続等のどこで入れていくかということなんですよ。それがないと結局はほとんど法的なものだけが進んでいってしまうということになるでしょう。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時44分休憩

午後7時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この埋立申請の許認可

の手續というのは、そこで結論として出てくるものは、いわゆる許可する許可しないという世界なわけですが、県としましてはそのどこに県の今の立場を入れ込むかという、これはなかなかこの手續の中にこれを入れ込むのかどうかということはありません。しかしながら、県外移設を求めているというこれは知事の公約であり、県のスタンスでございますので、それはそれで、手續は手續で、これは政府の申請でございますからそれは進むにいたしましても、県はしっかりと求めていく。これは政治的な主張も含めてやっていくということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 よくわかりませんが、要するにこの流れをどこかで断ち切らなければだめなんですよ、断ち切らなければだめ。これは政治的に断ち切るということもあるでしょうけれども、この同じ法の中のどこかで穴がないかということも私は研究材料だと思いますね。だから新聞社が情報をとっているのに県はわかりませんというぐらいだから、私はもっとこれはきちっと研究をして地道にきちっと水も漏らさないような体制をつくるべきだと思うんですよ、今から。それができてないということだと思うんですね。例えば、法律の定める公有水面埋立法の4条というのがありますね、4条。これはその法の定める免許の要件を定めているんですね、要件を。5つか6つぐらいあるんですよ。例えばその1号にこういうのがあるんです。「国土利用上適正且合理的ナルコト」ということが一つあるわけですね。2つ目に、「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」と。こういうものがなければ知事は認可しなくてもいいと書いてあるんですよ。認可できないと、むしろ。私が言っているのは、ここまで私が言ってもしょうがないんだけど、要するにこの法律の中にどこかに我々が使えるものがあって、何を根拠にしていこうかということですよ。だから、この3つ挙げたその裁判する、知事の取り消しをする要件として法令に違反しているとかなんかありますよね。ここのところでちゃんと第4条に「国土利用上適正且合理的ナルコト」と、こういうのがあるんです。例えば国土利用というのは何かということですよ。わずか0.6%しかない沖縄県土にこれ以上基地を押し込めていくことが国土利用上本当に適正かという話も成り立つわけで、かつまた評価書も含めてあの環境影響評価も含めて環境については問題があるとも言っているわけでしょう。だから、そういう意味では、むしろこの条文自体の中に私は知事がノーと言える正当な理由が見出せるんじゃない

かなんと思っているわけですよ。そういうことも含めてもうちょっと理論武装してほしいということを申し上げるためにその話をしているわけで、その辺は政治的な立場で押し込むのと、法的な制度的なところで押し込んでいく両方から、私は両構えでやるべきではないかというふうに思うんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時48分休憩

午後7時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほど議員から御質問のありましたこの4条には、許可要件ということで第1号から第6号まで掲げられています。これは一般的な客観的な基準として、我々が通常埋立申請だったら審査をする要件となっております。ただし、今回の辺野古の埋め立てについてはまだ申請書も提出されておりませんし、その申請書の内容もよくわからない段階でコメントをすることはちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 この4条の6つある条文がその一つの埋め立ての要件であることは間違いのないわけですね。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） はい、そうです。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 それがわかればいいわけですよ。だから、使えるものは何なのか、我々が武器として何が使えるのか、政治的にはどこに依拠するのか。そしてこの一連の流れをどこで断ち切るのか。そのときにどれくらいの説得力を持って法的な正当性を持って政府と対峙できるのか含めて、これはやっぱり3月にも出ると言っているのにプロジェクトチームをつくって徹底的に私は研究すべきだと思いますよ、情報も集めて。これだけ重要な問題なんですよ。本当に正念場に差しかかっているわけでしょう。知事もおっしゃるように、辺野古は難しいんだということを言っているわけだから、これはむしろスタッフとしては事務方としてはもっと本当に精鋭を集めて徹底的に研究してくださいよ。そして水も漏らさないような理論武装をしてくださいよ。そうしないとそれは泥縄では間に合いませんよ、それははっきり申し上げて。だから、もっと情報も収集して、新聞社が先を越すようじゃだめじゃないですか。そんなのはわかりませんということでは。余り申し上げたくありませんが、そういうことで

ありますので、ぜひここはしっかりやっていきたいと。私どもももう少し勉強してまたやらせていただきたいと思っておりますので、ぜひひとつお願いしたい。

次に、県立北部病院の問題であります。現在北部病院は医師不足のために内科も循環器科も救急体制が制限されているということですね。それで産婦人科については、この7年間ずっと綱渡り的な状況でありまして、年間75件から100件くらい妊産婦を中南部へ送っているということですね。ことしの3月には今いる2人の産婦人科医師もお帰りになってしまってゼロになるということですね。こういう状況をどうするのか。7年間これは同じことを繰り返しているんですよ、もうしょっちゅう出たり入ったり。どうして抜本的なことができないのか、どこに原因があるのか。局長どうですか、どう思われますか。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

現在、北部病院の産婦人科はお二人の医師で診療を続けております。今議員がおっしゃったようにことしの3月でお二人の方がやめることになっております。それに対して私ども今全力を挙げて医師確保に向かってやっているわけですが、少なくとも4月1日からはかわりに2人は何とか確保をするめどはついております。定数5人ですけれども、残りの3人についてもいろんな関係機関に当たって今やっているという状況でございまして、ことしの下半期の体制は何とか維持できるような形には持っていける状況でございします。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 御努力されていることは私どももわかりますけれども、しかしもう7年間にわたってこういうふうに本当に綱渡りでいるという不安定さは、これは地元住民にすれば非常に不安で、ちょうど今名護市内にあと2カ所産婦人科医院があるんですが、この先生方ももう60半ばで私どもとちょうど同じぐらいの

年ごろでございまして、これもそんなに長くやれるかどうかともわからないわけです。そうすると、本当にもうゼロになっちゃうという可能性もあるので、ここは非常に不安なんですよ。だから、そこは本当にもっと基本的にやっていただかないとこれはどうにもならないということです。

もう一つ、さっきから出ている北部病院と医師会との統合ですけれども、去年の7月25日——私は言わぬでおこうと思ったんですよ、これは。酒も入っている夜の会合だから。ところが、宮里所長が御自分で言っているので申し上げますが、我々4人の県会議員が呼ばれて2県立病院の院長や北部福祉保健所長、医師会病院の院長などが集まってその場で統合問題が議論されたわけですよ。私はびっくりしたんですね。この非常に微妙な時期に県の責任者が集まって医師会病院との合併を大っぴらに議論するというのは私は非常にびっくりして、どういうことなんだろうと思ったんですね。だから、そういう意味で県はそういうことを御承知なのか。部長、それを県のほうはわかっておられて、さっきはそこまでまだ行ってないみたいな話で、そこまで行けばいいのかどうかという話もあって、県としてはそういうことはわかっていてやっているのか、それともわからないのかどっちなんですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） そのような話がなされているというようなことは承知しております。

○玉城 義和君 時間がないのでしようがないです。肝心なところを詰められなかった。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明6日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 吉 田 勝 廣

会議録署名議員 崎 山 嗣 幸